

平成 26 年度 施策評価結果
(平成 25 年度決算)

尼 崎 市

【平成 26 年 9 月】

— 目次 —

1. 施策評価制度の概要

- (1) 施策評価について…………… 1
- (2) 施策評価の目的…………… 1
- (3) 施策評価の概要…………… 2
- (4) 施策評価結果の取扱い…………… 3
- (5) 施策の概要…………… 5

2. 市民意識調査結果

- (1) 調査の目的…………… 9
- (2) 実施概要…………… 9
- (3) 調査結果の取扱い…………… 9
- (4) 調査結果と傾向区分…………… 9
- (5) 市民意識調査における傾向区分ごとの基本的な考え方…………… 11

3. 施策評価結果

- (1) 施策評価における「4つの主要取組項目」ごとの評価…………… 14
- (2) 施策評価結果及び施策別事務事業一覧表…………… 19
 - 施策評価結果（個票）…………… 21
 - 施策1【地域コミュニティ】…………… 23
 - 施策2【生涯学習】…………… 29
 - 施策3【学校教育】…………… 35
 - 施策4【子ども・子育て支援】…………… 41
 - 施策5【人権尊重】…………… 47
 - 施策6【地域福祉】…………… 53
 - 施策7【高齢者支援】…………… 59
 - 施策8【障害者支援】…………… 65
 - 施策9【生活支援】…………… 71
 - 施策10【医療保険・年金】…………… 77
 - 施策11【地域保健】…………… 81
 - 施策12【消防・防災】…………… 87
 - 施策13【生活安全】…………… 93
 - 施策14【就労支援】…………… 97
 - 施策15【地域経済の活性化】…………… 103

施策 16【文化・交流】	109
施策 17【地域の歴史】	115
施策 18【環境保全・創造】	121
施策 19【住環境】	127
施策 20【都市基盤】	131
施策別事務事業一覧表	135
施策 1【地域コミュニティ】	136
施策 2【生涯学習】	137
施策 3【学校教育】	138
施策 4【子ども・子育て支援】	140
施策 5【人権尊重】	142
施策 6【地域福祉】	143
施策 7【高齢者支援】	144
施策 8【障害者支援】	146
施策 9【生活支援】	147
施策 10【医療保険・年金】	148
施策 11【地域保健】	150
施策 12【消防・防災】	152
施策 13【生活安全】	153
施策 14【就労支援】	154
施策 15【地域経済の活性化】	155
施策 16【文化・交流】	157
施策 17【地域の歴史】	158
施策 18【環境保全・創造】	159
施策 19【住環境】	160
施策 20【都市基盤】	161

1. 施策評価制度の概要

(1) 施策評価について

平成25年4月からスタートした「ひと咲き まち咲き あまがさき」をキャッチフレーズとする第5次総合計画においては、今後10年間尼崎市として実現に向けて取り組む姿を「①人が育ち、互いに支えあうまち」、「②健康、安全・安心を実感できるまち」、「③地域の資源を活かし、活力が生まれるまち」、「④次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち」の4つのありたいまちとして定め、その背景や市民・事業者・行政が取り組む方向性を20の施策ごとに示しています。(P3「図1.総合計画に定める4つのありたいまちと各施策の関係」参照)。

総合計画では、「ありたいまち」の実現に向け計画を推進していくなかで、社会情勢や市民意識等を踏まえ施策の展開状況を絶えずチェックしていくこととしています。その「ありたいまち」に向けて、それぞれの施策の展開方向ごとに、市民意識や目標指標の達成度合いを把握し、その取組の効果や課題、進捗度などを点検・確認することを「施策評価」と呼び、これを毎年度実施し、評価結果を予算や事務事業の見直しに反映させることで、より効果的・効率的な施策の推進を図ります。

(2) 施策評価の目的

① 総合計画の進捗確認

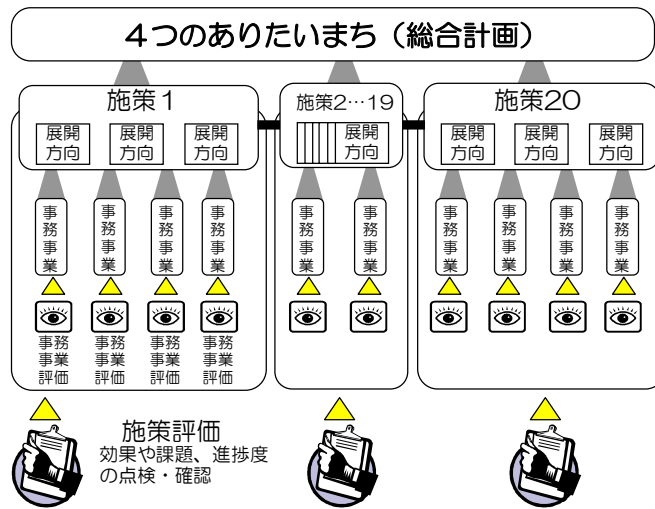
尼崎市のまちづくりの長期的な指針である総合計画で定める「4つのありたいまち」に向けた施策の取組について振り返り、現状の課題や達成状況などについての評価を行います。

② 意識の共有

本市の置かれた状況を認識し、施策評価を通じて施策の目標や抱える課題を市長から担当者までが共有することで、職員一人ひとりが目指すべき方向性を意識し、事務事業の改善や新規政策の立案につなげます。

③ 効果的・効率的な施策の推進

これまで実施してきた個々の事務事業を振り返り評価する「事務事業評価」に加え、一定の方向性を持った複数の事務事業の目的である「施策」という一段上位の括りから俯瞰的に眺めて分析し、事務事業の重複度合いや優先度を評価することで、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドを行うなど、より効果的・効率的な施策の推進を図ります。



④ 市民の市政参画の推進

施策の達成状況を測る目標を数値で示すとともに、現在の取組や課題、今後の取組方針などを分かりやすく公表し、市民のみなさまと共有することで、市政への参画を促そうとするものです。

(3) 施策評価の概要

① 対象

尼崎市総合計画に掲げる 20 施策を構成する 56 の展開方向ごとにその進捗状況等を評価します（平成 25 年度の活動を基に「施策評価表」を作成する事後評価方式）。

② 評価方法

評価方法	内容
市民意識調査	市内在住の満 15 歳以上の市民から無作為抽出した 1,500 人を対象とした市民意識調査による評価（20 施策ごと）
内部評価（一次評価）	施策の主たる担当局による自己評価
内部評価（二次評価）	施策の主たる担当局による自己評価の説明を受けての市長査定

③ 評価項目

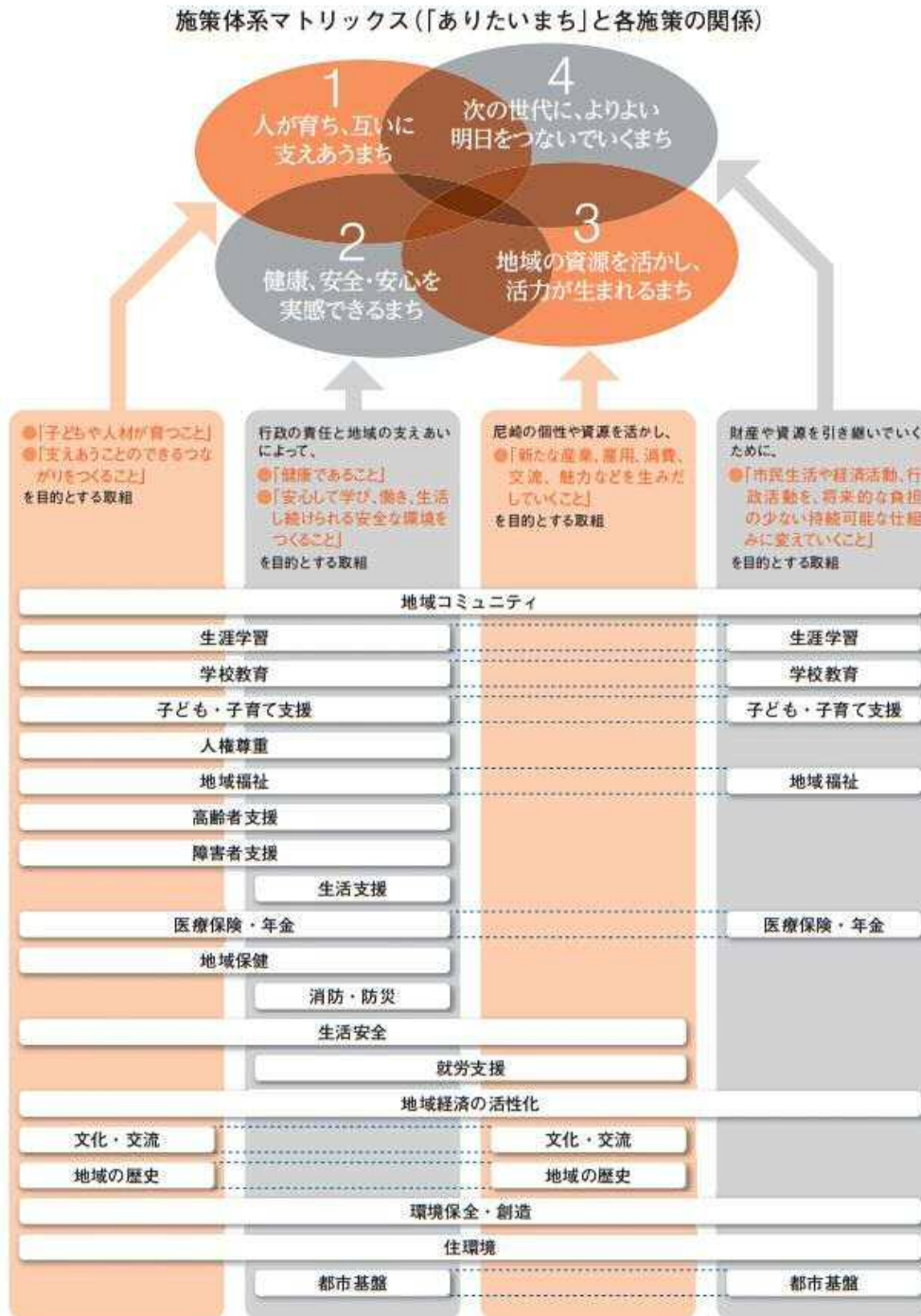
評価項目	内容
市民意識調査	各施策に対する市民の重要度や満足度
目標指標の推移	定量的に各施策の進捗状況を把握するために定める目標指標の推移
これまでの取組の成果	各施策を推進するための主要な事務事業の実績等

(4) 施策評価結果の取扱い

① 施策評価結果の公表

20 施策を構成する 56 の展開方向ごとに、各評価項目や評価結果をまとめた「施策評価表」を公表します。

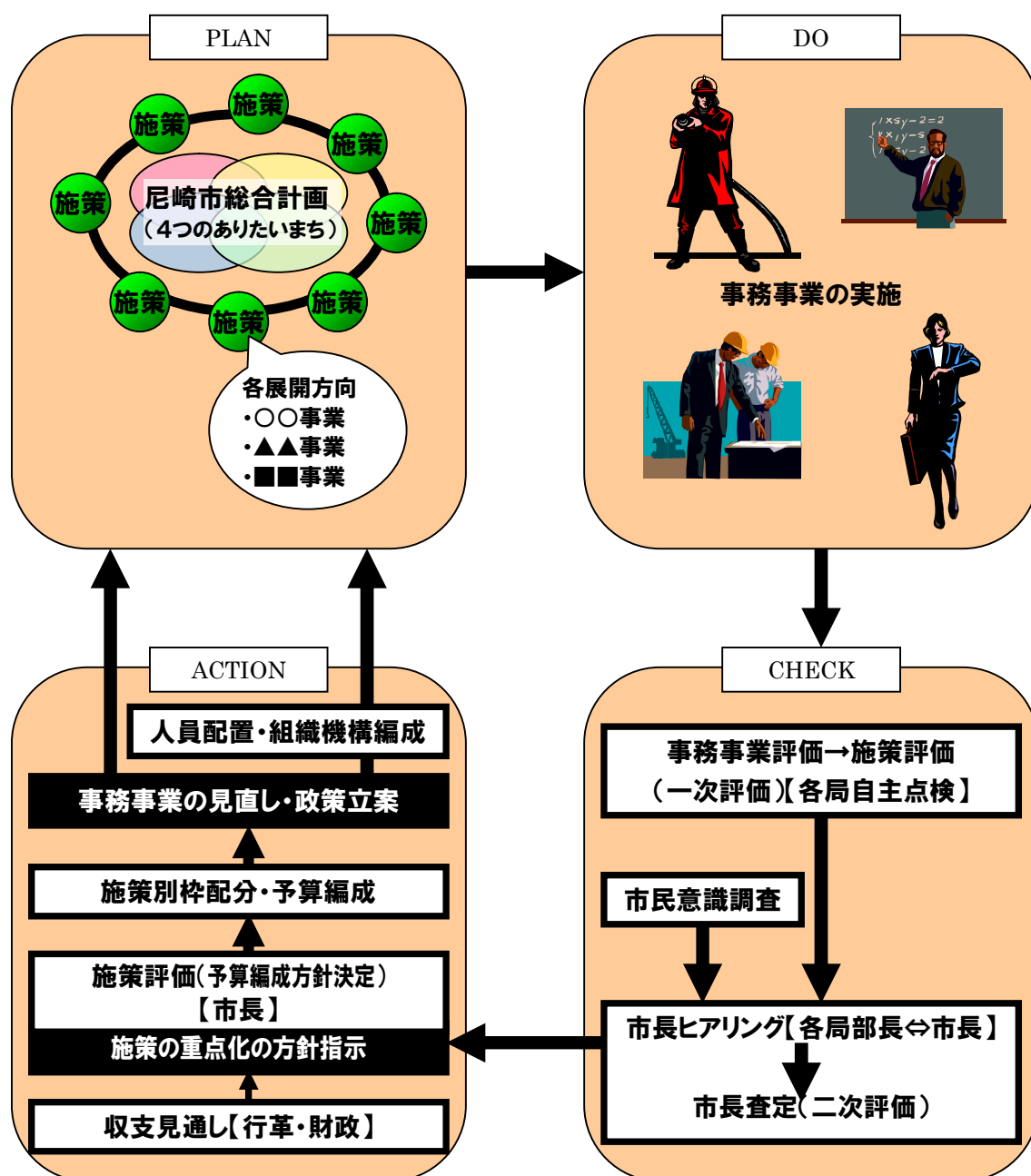
【図 1. 総合計画に定める 4 つのありたいまちと各施策の関係】



② 施策評価結果の反映

施策評価の結果（二次評価）は、平成27年度予算の編成や重点取組項目などに反映します。また、次年度以降についても施策評価についてはその方法を適宜見直ししながら実施することで、精度を高めていきます。

【図2. 施策評価におけるPDCAサイクルの考え方】



(5) 施策の概要

施策評価は総合計画に掲げる 20 施策を構成する 56 の展開方向ごとに行いました。下表ではその 56 の「施策の展開方向」と、総合計画に定める 4 つの「ありたいまち」との関係を示しています。

	施策名称	施策の展開方向	ありたいまち			
			(1)	(2)	(3)	(4)
1	【地域コミュニティ】 みんなの支えあいで地域が元気なまち	1-1 多様な主体が参加し、連携できる住民自治のルールづくりに取り組みます。	○	○	○	○
		1-2 子育てや地域の見守り、健康づくりなどをテーマとした地域活動等により、安全・安心な地域社会の形成を促進します。	○	○		
		1-3 市民の提案機会の拡大、広聴機能の充実やシチズンシップ教育など、市政参画をいっそう進めるしくみづくりに取り組みます。	○			○
2	【生涯学習】 生涯を通して学び、スポーツに親しめるまち	2-1 市民の主体的な学習や活動を支援するとともに、学習の成果を地域社会にいかすことのできる人づくり・しくみづくりを進めます。	○			○
		2-2 健康の保持・増進を図るため、気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。		○		
		2-3 生涯学習やスポーツ活動を通じて、生きがいづくりや地域での交流を促進していきます。	○	○		
3	【学校教育】 教育の充実で子どもの生きる力をはぐくむまち	3-1 確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりの実現を目指し、学校教育を充実します。	○	○		○
		3-2 子どもが安全かつ安心して学ぶことのできる教育環境を整備・充実します。	○	○		
		3-3 地域全体で子どもを守り育てていくため、家庭・地域・学校の連携を推進します。	○			
4	【子ども・子育て支援】 健やかに子どもが育ち、笑顔が輝くまち	4-1 家庭における子育て力を高めます。	○	○		
		4-2 子どもの主体的な学びや行動を支えます。	○			
		4-3 地域社会全体で子育て家庭や子どもの育ちを支えます。	○	○		○
5	【人権尊重】 人権文化の息づくまち	5-1 市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう、「ともに生きる社会」の実現に努めます。	○			
		5-2 市民・事業者と行政の協働による人権教育や啓発活動を推進するとともに、市民が人権に対して自主的に「学び・気づき・行動する」環境づくりを進めます。	○			
		5-3 人権侵害を防止するとともに、被害者に対して適切な支援を行います。		○		
6	【地域福祉】 誰もが地域でその人らしく暮らせる福祉のまち	6-1 小地域福祉活動を活発にします。	○			
		6-2 地域のなかで生活・福祉課題を共有し、解決に向けて検討します。		○		
		6-3 専門機関による支援体制を加えた地域の福祉に関するネットワークを強化します。		○		○
7	【高齢者支援】 高齢者が地域で安心して暮らせるまち	7-1 元気な高齢期を過ごせるよう、健康づくりや介護予防に努めます。		○		
		7-2 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにします。	○	○		
		7-3 積極的に地域と関わることができるよう支援します。	○	○		
8	【障害者支援】 障害のある人が地域で自立して暮らせるまち	8-1 地域での在宅生活を支えます。	○	○		
		8-2 適切な支援につなぐための相談の体制を充実します。		○		
		8-3 障害のある人の社会への参加を促進します。	○	○		
9	【生活支援】 生活に課題を抱える人が安心して暮らせるまち	9-1 支援の必要な子どもの早期発見と早期対応、児童虐待防止に取り組みます。		○		
		9-2 生活に課題を抱える人が必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるよう、相談体制の充実や関係機関によるネットワークの強化に努めます。		○		
		9-3 生活保護の適正運営と自立支援の取組を進めます。		○		
10	【医療保険・年金】 医療保険で健康な生活を支えあうまち	10-1 支えあいで健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等の適切な維持・運営に努めます。	○	○		○
		10-2 生活習慣病の予防や重症化予防など、被保険者の健康増進に取り組み、医療費の適正化をめざします。		○		○

	施策名称	施策の展開方向	ありたいまち			
			(1)	(2)	(3)	(4)
11	【地域保健】 いきいきと健康に安心して暮らせるまち	11-1 ライフステージに応じた健康づくりを支援します。	○	○		
		11-2 適切な医療体制の確保に努めます。		○		
		11-3 健康危機管理体制の確立に取り組みます。		○		
12	【消防・防災】 消防・防災体制が充実した安全・安心のまち	12-1 阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓に学び、地震等の大規模災害発生時に、被害を軽減できるよう、市の防災体制を充実します。		○		
		12-2 大切な市民の生命を守るため、火災・水害等に適切に対応するとともに、その被害を最小限に食い止めるよう、消防・救急・救助体制を充実します。		○		
		12-3 地域住民が互いに協力し、防火防災知識を学び、災害発生時に被害を少なくしていけるよう、地域の防災力の向上に努めます。		○		
13	【生活安全】 生活に身近な安心を実感できるまち	13-1 地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。	○	○		
		13-2 身近な安心を実感できる消費活動など、日常生活における安全を高める取組を進めます。		○	○	
14	【就労支援】 能力を活かし、いきいきと働けるまち	14-1 企業等と就労希望者双方のニーズを踏まえ、きめこまやかな就労マッチングに取り組みます。		○	○	
		14-2 就労希望者に対して、職業意識の醸成や、企業の求める人材を踏まえた人材育成に取り組み、就職力を高めていきます。		○		
		14-3 多様な働き方を認めあうとともに、安心して働き続けられる環境づくりを進めます。		○		
15	【地域経済の活性化】 地域経済の活性化によるにぎわいのまち	15-1 地域経済を支える「ものづくり産業」の競争力を高めます。			○	
		15-2 環境と共生する持続可能な社会経済活動をめざして、産業の育成と次代を担う人材の育成を進めます。	○		○	○
		15-3 地域商業やソーシャルビジネスなど、地域に根差した事業活動の活性化を支援します。		○	○	○
16	【文化・交流】 人をひきつける魅力があふれるまち	16-1 地域資源の活用や文化芸術活動の振興と担い手の育成によって、まちの魅力と活力を高めます。	○		○	
		16-2 まちの魅力を積極的に発信し、良好な都市イメージを創造します。			○	
		16-3 地域に愛着と誇りを持つ市民を増やすとともに、市内外の人の交流を促進します。			○	
17	【地域の歴史】 歴史遺産を守り活かすまち	17-1 文化財や歴史資料等の地域資源を保存・活用するとともに、地域の歴史や文化財に関する情報を市内外に発信します。			○	
		17-2 地域の歴史に関心を持つ市民の学習機会や場所の充実など、ともに学びあえる環境づくりを進めます。	○		○	
		17-3 住んでいる地域や尼崎市への愛着と誇りが育つよう、地域の歴史や文化財等の魅力を分かりやすくしっかりと伝えていきます。	○			
18	【環境保全・創造】 環境と共生する持続可能なまち	18-1 環境の保全や創造に取り組む人やグループ、事業者のネットワークを広げ、市域での環境活動を活性化します。	○		○	
		18-2 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進めます。		○	○	○
		18-3 身近な自然や生態系を守るなど、継続的な環境の保全や創造に取り組み、次の世代に引き継いでいきます。			○	○
19	【住環境】 暮らしやすく快適な住環境を備えたまち	19-1 市民自らが住環境や住まいに関心を持ち、快適に安心して暮らせるまちづくりに積極的ににかかわっていただける環境づくりを進めます。	○	○		○
		19-2 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組みます。		○	○	○
20	【都市基盤】 安全・安心な都市基盤で市民生活を支えるまち	20-1 都市基盤の適切な整備・維持管理に取り組み、利便性と安全性を備えた生活空間を維持・創出していきます。		○		○
		20-2 地域の特性に応じたルールづくりや、災害に関する情報の共有を進め、災害に強く安全なまちづくりに取り組みます。		○		○

《ありたいまち》

- (1) 人が育ち、互いに支えあうまち
- (2) 健康、安全・安心を実感できるまち
- (3) 地域の資源を活かし、活力が生まれるまち
- (4) 次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち

(このページは白紙です)

2. 市民意識調查結果

(1) 調査の目的

平成 25 年度からスタートした、総合計画に掲げる 20 施策について、その進捗度や関連する項目の市民意識を把握するため、施策の「重要度」、施策に対する取組の「満足度」について、市民のみなさまのご意見をお伺いしました。

(2) 実施概要

① 調査対象

満 15 歳以上の市民から無作為で 1,500 人を抽出。

② 調査方法

郵送によるアンケート用紙の発送・回収。

③ 調査期間

平成 26 年 2 月 27 日から平成 26 年 3 月 31 日

④ 回収結果

発送数	未着数	実発送数	有効回答数	有効回答率
1,500	10	1,490	431	28.9%

(3) 調査結果の取扱い

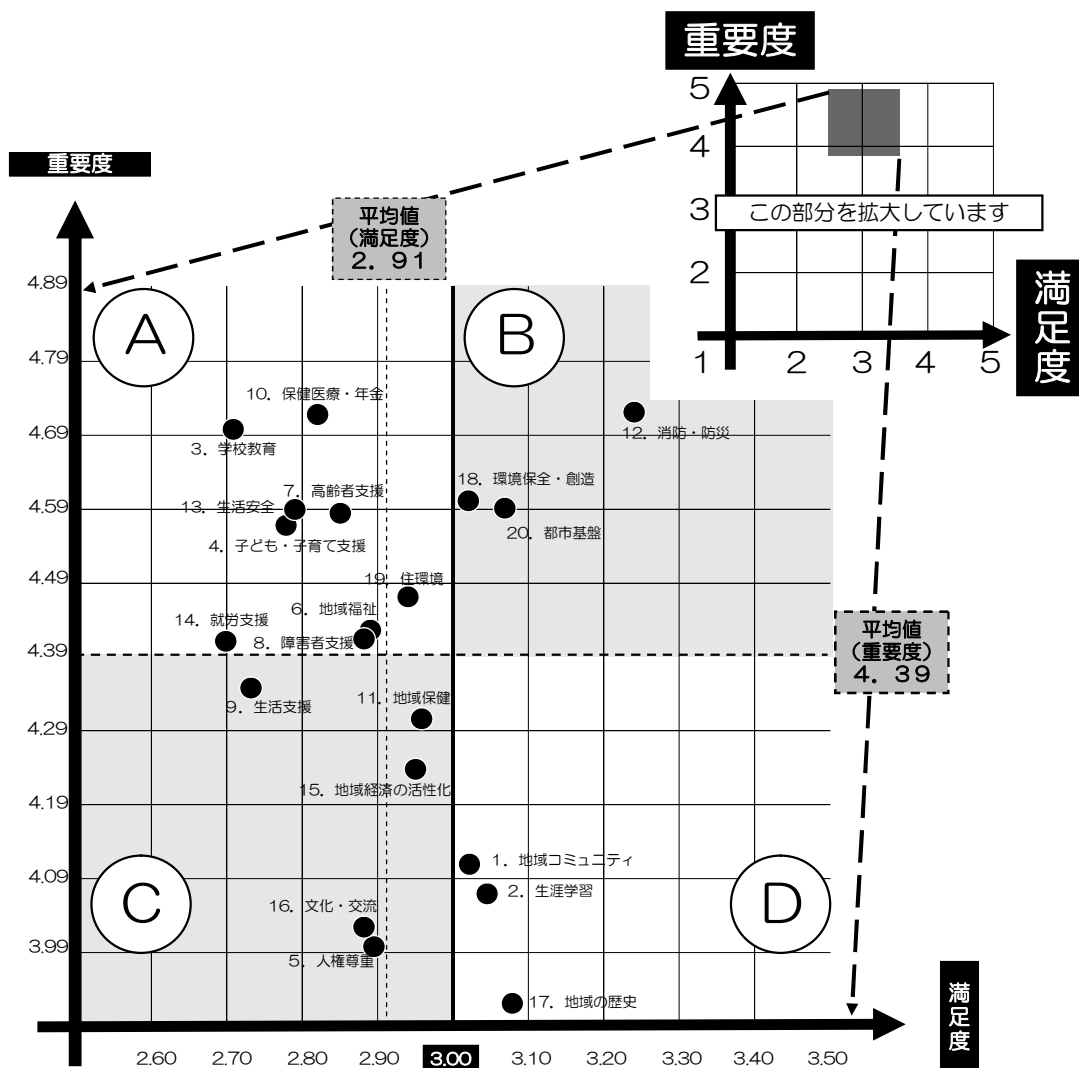
市民意識調査結果から、各 20 施策を重要度や満足度をもとに、A～D の 4 つに区分し（P10「図 3. 市民意識調査における 20 施策の分布と傾向区分」参照）、限られた財源を効果的・効率的な施策展開につなげるとともに、市民がその効果を実感できる事業展開を目指します。

(4) 調査結果と傾向区分

施策別の重要度や満足度の回答を点数化して集計しています。

重要度	重要	5 点	満足度	満足	5 点
	まあ重要	4 点		どちらかといえば満足	4 点
	ふつう	3 点		ふつう	3 点
	あまり重要でない	2 点		どちらかといえば不満	2 点
	重要でない	1 点		不満	1 点

【図3. 市民意識調査における20施策の分布と傾向区分】

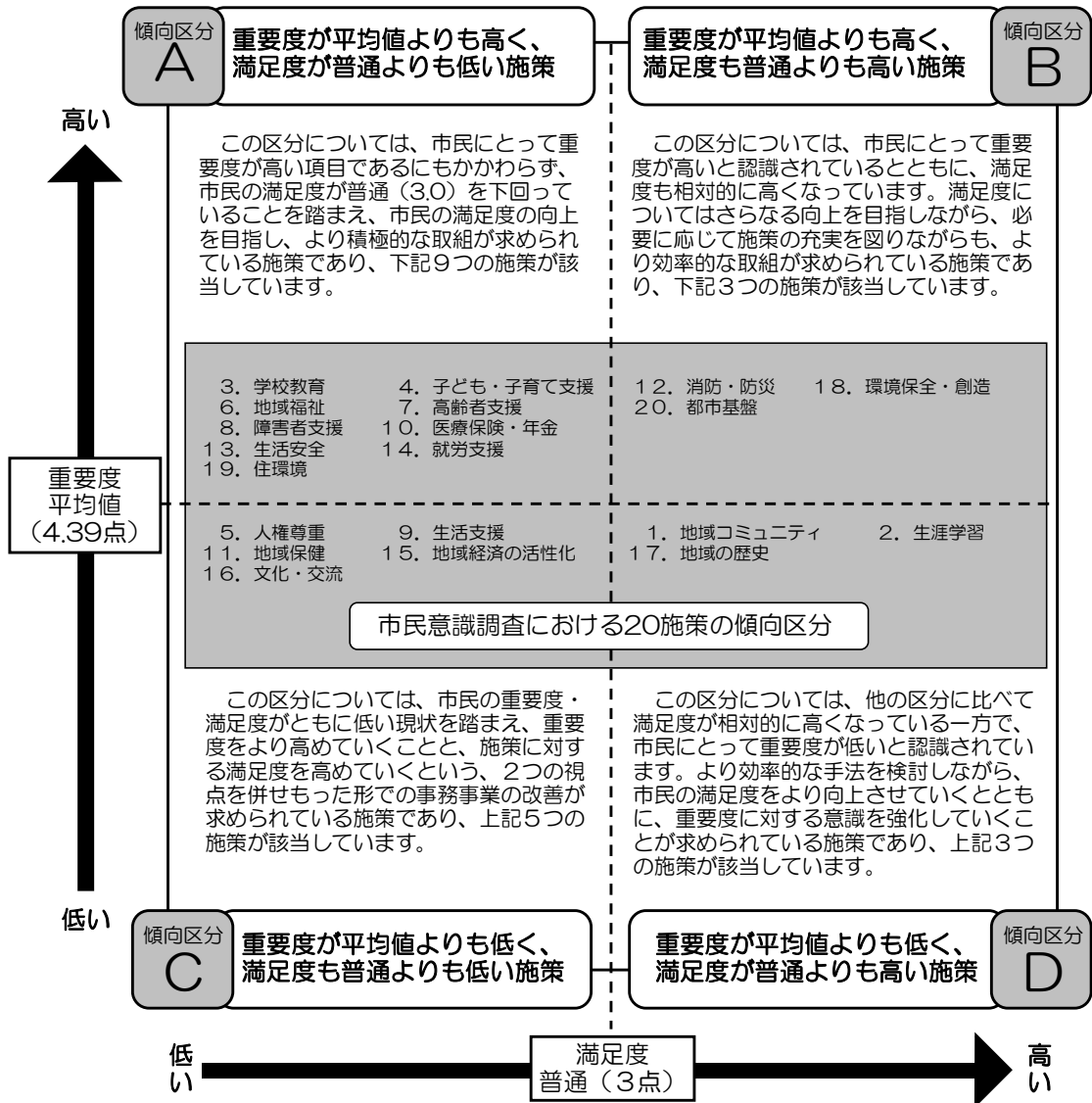


施策名	重要度	満足度	施策名	重要度	満足度
施策1 地域コミュニティ	4.11	3.02	施策11 地域保健	4.31	2.96
施策2 生涯学習	4.07	3.04	施策12 消防・防災	4.72	3.24
施策3 学校教育	4.70	2.71	施策13 生活安全	4.59	2.79
施策4 子ども・子育て支援	4.57	2.77	施策14 就労支援	4.41	2.70
施策5 人権尊重	4.01	2.89	施策15 地域経済の活性化	4.24	2.95
施策6 地域福祉	4.42	2.89	施策16 文化・交流	4.03	2.88
施策7 高齢者支援	4.58	2.85	施策17 地域の歴史	3.92	3.08
施策8 障害者支援	4.41	2.88	施策18 環境保全・創造	4.60	3.02
施策9 生活支援	4.35	2.73	施策19 住環境	4.47	2.94
施策10 医療保険・年金	4.71	2.82	施策20 都市基盤	4.59	3.07

(5) 市民意識調査における傾向区分ごとの基本的な考え方

限られた財源を効果的・効率的な施策展開につなげるため、市民意識調査の結果を踏まえた施策の進め方として、全20施策における重要度の平均点(4.39点)と満足度の普通(3点)を軸として4つの傾向(A~D)に区分し、その傾向区分ごとに施策を推進するにあたっての基本的な考え方をまとめています。

なお、重要度に関しては全20施策の平均値を基にした相対的なものであるとともに、すべての施策について普通(3.0点)以上という結果となっています。一方、満足度については平均値が2.91点と普通をやや下回っており、各施策においてはさらなる質の向上が求められています。



3. 施策評価結果

(このページは白紙です)

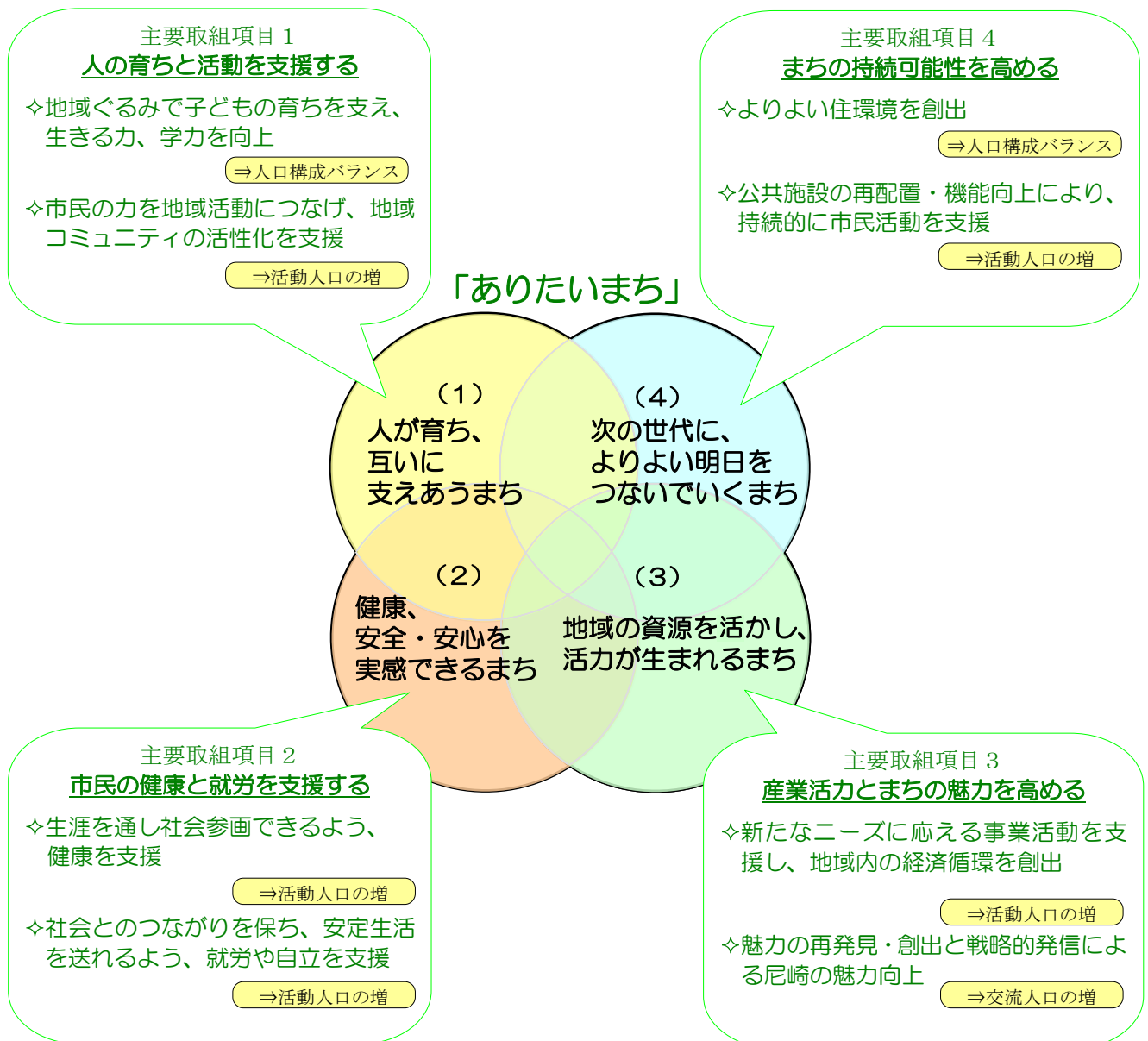
(1) 施策評価における「4つの主要取組項目」ごとの評価

総合計画においては、尼崎市の将来に向けて取り組む姿を「4つのありたいまち」として示し、20の施策分野ごとにその実現に向けた方向性を示して取組を進めています。

併せて、計画期間において特に重点的に取り組む項目を「主要取組項目」としてまとめています（「図4. 「ありたいまち」と主要取組項目」参照）。

各主要取組項目における平成25年度の成果と課題については次のとおりです。

【図4. 「ありたいまち」と主要取組項目】



主要取組項目①

「人の育ちと活動を支援する」

【地域ぐるみで子どもの育ちを支え、生きる力、学力を向上】

学習意欲の向上と確かな学力の定着を図ることは、子どもの将来を支える基礎となるものであり、【施策3. 学校教育】において「学力向上クリエイト事業」などの取組を実施してきた結果、本市の子どもの学力は学力・学習実態調査において、ほぼ全国平均に近づいてきています。

しかし、市民意識調査における学校教育に対する市民のニーズは依然として高く、子育てファミリー世帯の定住・転入によるまちの活性化につなげるためにも、保護者が安心して尼崎で子育てができるよう、教育環境の整備も含めた学力向上について重点的に取組を実施していきます。

また、【施策4. 子ども・子育て支援】においては、平成27年度施行予定の「子ども・子育て支援新制度」の取組にあわせ、地域の子育て力向上のために重点的に取組を実施していきます。

【市民の力を地域活動につなげ、地域コミュニティの活性化を支援】

市民が主体的に活動し、地域コミュニティが形成されることは、地域福祉の充実にも寄与するものであり、【施策1. 地域コミュニティ】において、「提案型事業委託制度」の導入など新たな取組を実施してきたところですが、市民の市政への関心度は低下するなど、市民意識の醸成は一朝一夕には進まない現状にあります。

今後、高齢化の進行や単身世帯の増加が見込まれる中、地域コミュニティの活性化については「市民の学びの場」の提供や、本市における住民自治のルールとなる「自治基本条例」の策定などについて実施していきます。

主要取組項目②

「市民の健康と就労を支援する」

【生涯を通し社会参画できるよう、健康を支援】

本市においては要介護認定率や社会保障費に占める医療費の割合が高いなどの状況が見られるなか、【施策10. 医療保険・年金】と【施策7. 高齢者支援】が連携し生活習慣病予防対策として、要支援・要介護者に対する健診の推進を新たに実施するとともに、介護保険制度の改正を見据えながら介護予防の取組の強化などに取り組んでいます。

高齢者が増加する中で健康な市民が増えることは、介護保険等の社会保障制度の安定的な運営に資することに加え、住民福祉の支え手を増やすことにもつながるため、介護予防の取組等については、その成果を検証し制度の改正内容を踏まえながら、より効果的・効率的な取組を構築していきます。

【社会とのつながりを保ち、安定生活を送れるよう、就労や自立を支援】

本市では【施策14. 就労支援】において、職業紹介や求人企業の開拓についての取組を行うとともに、【施策9. 生活支援】においても、「生活保護受給者就労支援事業」を実施するなど、就労支援に関してさまざまな取組を実施しています。

しかしながら、一般的就労支援や人材育成に関する支援においては、国・県・市が同様の取組を行っていることや、一般的就労支援と福祉的就労支援などの連携が求められることから、就労支援については、総合的な取組を検討していきます。

また、市民意識調査において就労支援に関する満足度が他の施策と比べて低いことも踏まえながら、生活困窮者自立支援制度に係る体制整備にあわせ、各施策で行っている業務内容を精査し、就労支援に関する実施体制については、施策間で連携を図りながら再構築していくなど、重点的に取組を実施していきます。

主要取組項目③

「産業活力とまちの魅力を高める」

【新たなニーズに応える事業活動を支援し、地域内の経済循環を創出】

地域における活発な産業活動は、雇用を創出し、市民経済を豊かにするなど、まちを元気にする重要な要素であり、【施策15. 地域経済の活性化】において、企業の立地促進や中小企業に対する研究・製品開発支援を行っており、景気変動等の要因もあるものの、市内製造業の黒字法人の割合が上昇するなど概ね順調に推移しています。

今後も、企業立地促進条例の見直しなど時代の変化に即した企業支援への転換や、高齢化や生活様式の多様化等により高まってくる地域課題に取り組むソーシャルビジネスの振興などを行うとともに、環境と産業の共生に関する事業については、引き続き省エネやコスト削減等の効果について測定を行うなど、より効果的・効率的な手法を検討しながら取組を推進していきます。

【魅力の再発見・創出と戦略的発信による尼崎の魅力向上】

子育てファミリー世帯の転出超過傾向が見られ、人口が減少傾向にある本市において、交流人口の拡大を図り、尼崎というまちに触れ、まちの魅力を体験した上で、「尼崎に住んでみたい」と思う人を増やす取組と、市民に「尼崎に住みつづけたい」と思ってもらえるような定住人口の拡大を図る取組を併せて実施していくことは、まちの活気につながる非常に重要な取組です。

交流人口の拡大については、【施策16. 文化・交流】において、シティプロモーションサミットの開催などにより、まちの魅力の発掘・増進に取り組むとともに、本市の魅力を紹介する冊子やフェイスブックなどの新たな媒体も活用しながら、その戦略的・効果的な発信に取り組んでおり、観光客数や市を紹介するホームページの閲覧数の増加につながるなど、一定の成果が見え始めています。

子育てファミリー世帯などの定住促進に向けた取組については、市の施策全体に関わる課題であることから、施策間での連携を図りながら、効果的・効率的な取組を検討していきます。

主要取組項目④

「まちの持続可能性を高める」

【よりよい住環境を創出】

良好な住環境の形成は、子育てファミリー世帯を中心とした現役世代の定住・転入の促進における重要な取組であり、【施策19. 住環境】や【施策20. 都市基盤】において、ゆとりある住まいの推進や災害時の想定も踏まえた都市基盤の適切な整備に加え、緑化の推進や放置自転車の対策等について取り組んでいます。住環境や都市基盤に対する市民の評価が向上するまでには至っていません。

【施策13. 生活安全】において、市民意識調査の満足度が他の施策に比較して低いことや、「安心して過ごすことができる市民の割合」が減少していることなどを踏まえ、施策間での連携を図りながら老朽危険空き家対策や駐輪場の整備など、市民のみなさまに安心して暮らし続けていただけるような住環境の創出に向け、重点的に取組を実施していきます。

【施策18. 環境保全・創造】においては、前回調査から重要度が大きくあがっています。また、本市は平成25年3月に温室効果ガスの大幅な削減など高い目標を掲げて取り組む都市として「環境モデル都市」に選定されており、今後、環境モデル都市アクションプランの各取組を効果的・効率的に進めていきます。

【公共施設の再配置・機能向上により、持続的に市民活動を支援】

本市は産業のまちとして発展するなかで、人口についても急増してきた経緯があり、それに伴い整備されてきた公共施設の多くは現在老朽化し、建替えや大規模改修の時期を迎えています。

公共施設は市民サービスの提供や活動の場であり、その適正な配置と機能の維持・向上は行政の重要な責務です。

こうしたことから、「尼崎市公共施設マネジメント基本方針（平成26年6月策定）に基づき、施設の劣化状況や利用状況等を踏まえながら、公共施設全般についての総量圧縮、ライフサイクルコストの縮減、財政負担の平準化及び適切な保全による施設の長寿命化等への対応を図っていきます。

(2) 施策評価結果及び施策別事務事業一覧表

20 施策を構成する 56 の展開方向ごとに、主たる担当局による一次評価を受けての市長査定（二次評価）を記載した施策評価結果とその施策を主に構成する事務事業を一覧にした事務事業一覧表を掲載しています。

この施策評価において、現在の事務事業の進め方を振り返るとともに、次年度の予算の編成方針を決定することとし、重点化が必要な施策には一定の範囲内で予算の重点配分や体制整備の強化を行っていきます。

なお、総合評価部分のみ抜粋して下表に記載しています。個別の詳しい評価については、23 ページ以降の各施策評価表をご覧ください。

施策評価結果一覧

	施策名称		施策評価結果（総合評価）	重点化	掲載ページ	
					評価表	一覧表
1	【地域コミュニティ】 みんなの支えあい地域が元気なまち	1-1	施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。		23	136
		1-2	施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。		25	
		1-3	施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。		27	
2	【生涯学習】 生涯を通して学び、スポーツに親しめるまち	2-1	施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。		29	137
		2-2	施策の2次評価は「継続取組」とし、 より効果的な取組への転換に向け調整を行う。		31	
		2-3	施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。		33	
3	【学校教育】 教育の充実で子どもの生きる力をはぐくむまち	3-1	施策の2次評価は「重点化」とし、来年度の予算等を重点配分した上で施策を推進する。	●	35	138
		3-2	施策の2次評価は「重点化」とし、来年度の予算等を重点配分した上で施策を推進する。	●	37	
		3-3	施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。		39	
4	【子ども・子育て支援】 健やかに子どもが育ち、笑顔が輝くまち	4-1	施策の2次評価は「重点化」とし、来年度の予算等を重点配分した上で施策を推進する。	●	41	140
		4-2	施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。		43	
		4-3	施策の2次評価は「重点化」とし、来年度の予算等を重点配分した上で施策を推進する。	●	45	
5	【人権尊重】 人権文化の息づくまち	5-1	施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。		47	142
		5-2	施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。		49	
		5-3	施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。		51	
6	【地域福祉】 誰もが地域でその人らしく暮らせる福祉のまち	6-1	施策の2次評価は「継続取組」とし、 より効果的な取組への転換に向け調整を行う。		53	143
		6-2	施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。		55	
		6-3	施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。		57	
7	【高齢者支援】 高齢者が地域で安心して暮らせるまち	7-1	施策の2次評価は「継続取組」とし、 より効果的な取組への転換に向け調整を行う。		59	144
		7-2	施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。		61	
		7-3	施策の2次評価は「継続取組」とし、 より効果的な取組への転換に向け調整を行う。		63	
8	【障害者支援】 障害のある人が地域で自立して暮らせるまち	8-1	施策の2次評価は「継続取組」とし、 より効果的な取組への転換に向け調整を行う。		65	146
		8-2	施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。		67	
		8-3	施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。		69	

	施策名称		施策評価結果（総合評価）	重点化	掲載ページ	
					評価表	一覧表
9	【生活支援】 生活に課題を抱える人が 安心して暮らせるまち	9-1	施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。		71	147
		9-2	施策の2次評価は「重点化」とし、来年度の予算等を重点配分した上で施策を推進する。	●	73	
		9-3	施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。		75	
10	【医療保険・年金】 医療保険で健康な生活を 支えあうまち	10-1	施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。		77	148
		10-2	施策の2次評価は「継続取組」とし、 より効果的な取組への転換に向け調整を行う。		79	
11	【地域保健】 いきいきと健康に安心して 暮らせるまち	11-1	施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。		81	150
		11-2	施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。		83	
		11-3	施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。		85	
12	【消防・防災】 消防・防災体制が充実した 安全・安心なまち	12-1	施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。		87	152
		12-2	施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。		89	
		12-3	施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。		91	
13	【生活安全】 生活に身近な安心を実感 できるまち	13-1	施策の2次評価は「重点化」とし、来年度の予算等を重点配分した上で施策を推進する。	●	93	153
		13-2	施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。		95	
14	【就労支援】 能力を活かし、いきいきと 働けるまち	14-1	施策の2次評価は「継続取組」とし、 より効果的な取組への転換に向け調整を行う。		97	154
		14-2	施策の2次評価は「継続取組」とし、 より効果的な取組への転換に向け調整を行う。		99	
		14-3	施策の2次評価は「継続取組」とし、 より効果的な取組への転換に向け調整を行う。		101	
15	【地域経済の活性化】 地域経済の活性化による にぎわいのまち	15-1	施策の2次評価は「継続取組」とし、 より効果的な取組への転換に向け調整を行う。		103	155
		15-2	施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。		105	
		15-3	施策の2次評価は「継続取組」とし、 より効果的な取組への転換に向け調整を行う。		107	
16	【文化・交流】 人をひきつける魅力があ ふれるまち	16-1	施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。		109	157
		16-2	施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。		111	
		16-3	施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。		113	
17	【地域の歴史】 歴史遺産を守り活かすまち	17-1	施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。		115	158
		17-2	施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。		117	
		17-3	施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。		119	
18	【環境保全・創造】 環境と共生する持続可能 なまち	18-1	施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。		121	159
		18-2	施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。		123	
		18-3	施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。		125	
19	【住環境】 暮らしやすく快適な住環 境を備えたまち	19-1	施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。		127	160
		19-2	施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。		129	
20	【都市基盤】 安全・安心な都市基盤で 市民生活を支えるまち	20-1	施策の2次評価は「重点化」とし、来年度の予算等を重点配分した上で施策を推進する。	●	131	161
		20-2	施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。		133	

【施策評価表の見方】

1 施策の基本情報

施策名	展開方向
主担当局	主担当課
プロジェクト項目の該当有無	展開方向が、本市の主要取組項目(プロジェクト項目)や市長公約(マニフェスト項目)、局の重点課題項目に関連している場合は、その内容を記載しています。
市長公約の該当有無	
局重点課題の該当有無	

3 目標指標

指標名	方向	基準値	目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29	
①					**	**	**	**	-
②	展開方向の進捗状況を客観的に測る「目標指標」及び「目標値」を設定しています。目標年度は総合計画の前期計画(まちづくり基本計画)期間の最終年度の平成29年度とし、現時点での達成率を示しています(達成率=(実績値-基準値)/(目標値-基準値))。								-
③									-
④									-
⑤					**	**	**	**	-
⑥					**	**	**	**	-

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)

行政が取り組んでいくこと

総合計画に定める「行政が取り組んでいくこと」の分類別に、平成25年4月から平成26年3月末までの主な取組内容が、関連する目標指標や市民意識にどのように影響したのかを踏まえ、その成果や課題についてを主担当局が記載しています(担当局評価)。

展開方向に定める「行政が取り組んでいくこと」に関連する主な事務事業及び目標指標を記載するとともに、その進捗状況を記載しています(担当局評価)。

主な事務事業	関連する目標指標	進捗	○順調	○概ね順調	○やや遅れ	○遅れている
--------	----------	----	-----	-------	-------	--------

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

当該展開方向の「施策を考える背景」について総合計画より抜粋して記載しています。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	当該施策の市民意識調査の結果を記載しています。				
	23年度	当該施策の市民意識調査の結果を記載しています。				
重要度調査	25年度	第 位 / 20 位		5点満点中	点(平均 4.39点)	
	23年度	第 位 / 20 位		5点満点中	点(平均 3.98点)	

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針

◆見直す・見直しを検討する事項

左記「これまでの取組の成果と課題」を受けて、今後解決しなければならない課題等を踏まえ、次年度において「見直す・見直しを検討する事項」について主担当局が記載しています。

◆継続的・重点的に取り組む事項

左記「これまでの取組の成果と課題」を受けて、今後解決しなければならない課題等を踏まえ、次年度において継続的・重点的に取り組む事項について主担当局が記載しています。

評価と取組方針

目標指標の達成状況、市民意識調査、担当局評価の内容を踏まえ、主担当局が市長査定を受けた結果の市長の指示事項を記載しています。

上記、取組方向を踏まえた上、財政状況や市政全般を見渡し各施策の展開方向別に次年度の取組の方向性を示しています。

総合評価

■重点化

□継続取組

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	01 地域コミュニティ	展開方向	01 多様な主体が参加し、連携できる地域分権型社会にふさわしい住民自治のルールづくりに取り組みます。
主担当局	市民協働局	主担当課	協働・男女参画課
プロジェクト項目の該当有無	-		
市長公約の該当有無	●		26常設型住民投票条例の提案、市民自治基本条例など市政への住民参加のあり方を検討する住民参加推進会議の設置
局重点課題の該当有無	●		自治基本条例の制定に向けた取組

3 目標指標

指標名	方向	基準値	目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29	
① 市政に対して関心を持っている市民の割合	↑	H23 40.0 %	50.0	37.6	**	**	**	**	0%
②									
③									
④									
⑤									

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)	
<p>行政が取り組んでいくこと ■ 地域コミュニティの形成・活性化に対する支援</p> <p>【住民自治のルールづくり】 全市的には、個別の条例、総合計画などの計画・指針・要綱などの仕組み・ルールをつくりまちづくりを進めてきた。しかし、「多様な主体が参加し連携できる地域分権型社会にふさわしい住民自治のルールづくり」については、市として十分に取り組めていない。 地域では、連携程度の区域で社協をはじめとした地域団体による主体的な取組が行われており、地域振興センターを中心にそのサポートを行っている。特に、あまがさきチャレンジまちづくり事業の「地域コミュニティ活動支援補助」により、地域主体の活動を支援している。その中でそれぞれ明文化しているか否かに関わらず、一定のルールにより地域活動が行われているものと思われる。 25年度の取組としては、「自治を学び考えるチャレンジ市民塾」(セミナー8回、フォーラム2回)を開催し、身近な地域づくり活動に必要なスキルや地域活性化に向けた市内の市民活動、さらには自治基本条例とはどういうものかなどについて市民とともに学んできた。庁内においては、検討会議を設置し、自治のルールづくりに必要な事項の検討を重ねてきた(26年度以降も継続)。 また、24年度以降、社協などの地縁型団体、NPOなどのテーマ型団体といった多様な担い手がひとつのテーブルに着き、それぞれの活動や身近な地域での課題等について自由に意見交換を行う会合(ラウンドテーブル)を定期的に開催している。この中から、課題解決策の検討やまちづくりへの参加ルールに関する議論、また課題の解決に向けた団体間の連携等が生まれることを意図している。 これらの取組の成果としては、市民塾には延べ446名の参加があり、参加者の中には、これをきっかけに地域活動に参加した方や、既に参加している方でも「活動のヒントを得られた」といった声も聞かれた。一方、年齢が確認できた参加者(256名)のうち、30歳未満は9.3%であり、若年層の参加が少なかった(50歳以上は67.6%)。また、ラウンドテーブルの参加者からは、「(はじめから特定の課題を設定しなくても)まず集まって意見交換すること」の意義を理解する声も聞こえ始めた。 しかしながら、目標指標にあるとおり、市民の市政への関心は一部に留まっており、市民意識の醸成は一朝一夕には進まないものと捉えている。このような取組を地道に続けていくことが大切である。 今後、ルールづくりにあたっては市民懇話会を設置し取り組んでいくが、世代に偏りなく多くの市民に関心を持ってもらうための工夫、特に若年層の巻き込みが課題である。今年度は教育関係機関と連携を図り、学校・生徒会への案内や意見交換会の開催など、シチズンシップや地域コミュニティの意義などについて身近な問題と捉えてもらえるよう、意識醸成を図っていく。また、ラウンドテーブルについても多様な主体が気軽に意見交換ができる関係づくりや、参加者を増やしていく工夫、また、もう少し身近な区域でのラウンドテーブルのような取組が生まれてくるような工夫が必要である。</p> <p>【地域振興センターの役割】 また、各地域振興センターの機能については、平成17年度に従来の支所機能が廃止され、現在の各支所においては、地域振興センターと地域保健担当、大庄、立花、武庫、園田においては証明コーナーを設置するなど、それぞれの地域特性に合わせた機能を有している。そのうち地域振興センターについては支部社協と連携を図るなかで、地域自治活動を通じ、社協とともに地域福祉事業を展開しており、高齢化の進展等、社会環境の変化とともに、公共施設の機能統合、多機能化を進めるなかで、地域振興センター機能のさらなる充実を図る。 特に地域自治活動の基盤として、地域課題の解決に欠かすことのできない、地域におけるコミュニティ形成については、本市における「自治会」機能となる「社協」の加入率の低下、担い手の高齢化等の課題があり、今後については地域振興センターが地域の拠点として、様々な地域の担い手の育成を支援するとともに、既存組織とのつなぎ役としての役割を果たす必要がある。</p> <p>【地域コミュニティの重要性】 なお、市民評価において、当施策の「重要度」が相対的に低い位置にあるのは、生活するうえで「地域のつながり」が重要視されていない可能性がある。しかし、防災や子育て、生活安全といった全ての施策の充実には、その基盤として「地域コミュニティの形成」が不可欠であり、その意義について、市民や行政職員が考える機会を如何に提供していくかが課題である。</p>	<p>主なる事務事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チャレンジ市民塾事業(H25年度のみ。H26年度～「尼崎らしいまちづくりのルールを考える市民懇話会」) ・地域コミュニティ連携検討事業(ラウンドテーブル) <p>関連する目標指標</p> <p>①</p> <p>進捗</p> <p>○順調</p> <p>●概ね順調</p> <p>○やや遅れ</p> <p>○遅れている</p>

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

- 情報化の進展や生活利便の向上等により、個人の意識や行動が変化し、近所づきあいや連帯感が希薄化するなか、子どもや地域で孤立する高齢者等の見守り活動の必要性や大震災を教訓とした防災意識の高まり等から、地域コミュニティの大切さが改めて見直され、地域の「絆」の重要性が再認識された。
- まちの美化をはじめ、防犯・防災、子育て、福祉など、地域の課題が多様化しており、これらの解決に当たっては、市民自らが地域をよくしようという意識は欠かせないものである。
- 地域では、リーダーの高齢化や自治会役員への負担の集中等の課題があるほか、全市的に社会福祉協議会(福祉協会)への加入率は漸減傾向にある。この傾向に歯止めをかけるとともに、地域活動を担うリーダーや主体的・自主的に社会貢献活動等に取り組む市民や、NPO等の新しい公共の担い手となる団体が育つ環境を整備し、さまざまな主体が連携するなかで自治基盤の活性化を図ることが課題である。
- 市民アンケートからは、地域活動への参加に興味を持つ人が多く見られるものの、実際に活動に参加している人は少ない、といった状況にあることから、誰もが参加しやすい環境をつくることも課題である。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●地域コミュニティの形成・活性化 ●地域コミュニティの活動を担う人材の育成				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	3.6%	14.1%	65.2%	14.6%	2.4%
	23年度	2.9%	12.2%	71.7%	9.8%	3.5%
重要度調査	25年度	第 16 位 / 20 位		5点満点中 4.11点(平均 4.39点)		
	23年度	第 16 位 / 20 位		5点満点中 3.81点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針

◆見直す・見直しを検討する事項
 特に次代の担い手となる若い世代に参画してもらえよう、見直しが必要である。
 今年度の教育関係機関との連携といった取組を検証しながら、若年層への意識醸成をさらに進めていく。
 地域振興センターと支部社協の両機能の強化に向けて、それぞれ役割を見直すとともに、地域自治基盤の確立、様々な地域課題の解決を担える組織づくりに取り組み、地域振興センターを中心とした地域マネジメント力の強化を図る。

◆継続的・重点的に取り組む事項
 27年度は、市民懇話会を継続するほか、市内各地でのタウンミーティングを開催し、参加者以外の市民からも広く意見を聴取していく。
 また、「市民懇話会」及び「庁内検討会議」においては、地域自治、市政参画、各主体の役割といったことについて論点整理を進めていき、その議論をまとめ、市民意見聴取プロセスを実施した後、条例案の策定に向けて会議体を設置し、具体の検討を進めていく。
 こうした取組を進め、市民の市政や身近な地域に対する関心を高め、住民自治に関する意識醸成を図る。

評価と取組方針

・これまでの取組の中で、自治のルールづくりや地域活動についての議論を行ってきたが、住民自治のベースとなる市民の市政への関心度は下降しており、一朝一夕に市民意識の醸成が進まないということが課題と認識している。

・今後は地域振興センターを中心とした地域マネジメント力の強化を図るための具体的取組や体制を検討するとともに、市民の住民自治に関する意識醸成については、次代の担い手となる若年層の意識向上も図る必要がある。

・また、これら市民意識の醸成一層推進するため、本市における住民自治のルールとなる「自治基本条例」の策定に向けた取組については具体の検討を進めていく。

●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。

総合評価	
<input type="checkbox"/> 重点化	<input checked="" type="checkbox"/> 継続取組

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	01 地域コミュニティ	展開方向	02 子育てや地域の見守り、健康づくり等をテーマとした地域活動等により、安全・安心な地域社会の形成を促進します。
主担当局	市民協働局	主担当課	市民活動推進担当
プロジェクト項目の該当有無	-		
市長公約の該当有無	-		
局重点課題の該当有無	●	地域振興センターのあり方についての検討及び調整	

3 目標指標

指標名	方向	基準値		目標値(H29)	実績値					現時点での達成率
					H25	H26	H27	H28	H29	
① 社会福祉協議会の加入率	↑	H24	58.3 %	60	57.1	**	**	**	**	0%
② コミュニティルーム登録団体数	↑	H24	156 団体	160	159	**	**	**	**	75.0%
③ 地区会館等利用率(平均値)	↑	H24	33.7 %	40	36.9	**	**	**	**	50.8%
④ あまがさきチャレンジまちづくり事業補助への申請団体数	↑	H24	49 団体	56	48	**	**	**	**	0%
⑤ 春の10万人わがまちクリーン運動参加者数	↑	H24	28,992 人	34,000	31,392	**	**	**	**	47.9%

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)									
行政が取り組んでいくこと ■ 地域コミュニティの形成・活性化に対する支援 【地域活動の促進】 ① 地域振興センターを中心に、地域課題の解決に向けた住民の自主的な取組・活動の支援(「あまがさきチャレンジまちづくり事業」)、地域の自然や人材・歴史・文化資源等を活用する取り組みへの支援(武庫・園田地区における「地域資源活用型まちづくり推進事業」)、地域コミュニティへの参加のきっかけとなる場の提供(各「地区会館指定管理事業」)等に取り組んでいる。 これらの取り組みのうち、「あまがさきチャレンジまちづくり事業」については、平成23年度から25年度にかけての補助事業数が横ばいであったため、平成25年度にアンケート調査を行うなどして制度を検証し、より市民活動団体の支援につながる制度を目指して見直しを行った。結果、新制度である「あまらぶチャレンジ事業」において平成26年度分申請数が増加するといった成果があった。今後、より多くの地域住民による主体的な地域活動を促進するため、申請数の増加を目指し制度全体においてさらに市民認知度を高める必要がある。									
【地域活動の担い手】 ② 高齢者を見守り活動や地域における防犯・防災活動など、地域コミュニティの重要性が高くなる中で、本市における地域福祉、地域自治の担い手として、重要な役割を果たしている尼崎市社会福祉協議会が安定して活動を継続していき、連携強化を図るとともに活動支援を行っている。また、同協議会加入率の向上対策として、平成26年3月には本庁舎内で転入者向加入案内を行う等の側面的支援を行った。しかしながら、ライフスタイルや価値観の多様化等により、地域コミュニティに参加する世帯は減少し、同協議会への加入率は60%を切り漸減している(指標:①)上、地域で活動している市民の高齢化が課題となっている。									
【市民まつり】 ③ 市民相互の親睦と連帯意識を高め、市の発展を目指すあまがさき市民まつりに補助金を交付している。本まつりは、市民主体の地域団体の代表者等で実行委員会を組織し、連携して企画運営に取り組むことから、特定の地域や団体にとられない市民活動の促進が図られる。市制100周年にあたる第45回市民まつりにおいて、市の他の周年記念事業といかに連携してわがまち意識の醸成を図れるかが課題である。									
主な事務事業 あまがさきチャレンジまちづくり事業費 尼崎市社会福祉協議会補助金	関連する目標指標 ①④	進捗 ○順調	●概ね順調	○やや遅れ	○遅れている				
行政が取り組んでいくこと ■ 市民の市政参画を進めるしくみづくり 【地域活動の場や機会】 ① 市民同士の交流や活動の機会の提供の場として、各地区住民のコミュニティ拠点となる支所の管理運営を行っている(「中央支所管理運営事業」等)。 具体的には、各地域振興センターにおいて、市民の市政やまちづくりへの参画のための身近な窓口として相談にあたる(「まちづくり参加・相談窓口」)とともに、市民運動各地区推進協議会事務局として、地域活動を支援する補助金の交付(「あまがさきチャレンジまちづくり事業」)、地区まつりや環境美化活動をはじめ地域コミュニティ活動への参加促進を目指した様々な事業の展開、集会施設の維持・整備に関する支援、地域災害対策や防災証明の交付、市民と行政又は市民同士の交流や活動の機会の提供(「コミュニティルーム」の設置)を行っている。 これらの取組により、幅広く地域住民のコミュニティ活動や安心・安全な暮らしの実現への支援(指標:⑤)や市民のまちづくりや市政参加の促進(指標:②・③)へのコーディネートが図られている。課題としては、コミュニティルームについて、各地区において登録団体が主体となり運営委員会を構成して運営を行っているが、地区ごとに財政面や施設管理において多様な方法が取られていることから、地区会館との複合化を迎える中で、料金設定や管理体制等を調整し統一する必要がある。									
【地域における公共施設のあり方】 ② 公共施設の最適化計画により支所と地区会館を統合することが予定されており、平成25年4月より地域振興センターのあり方検討会議を開催し新支所のソフト面の見直しやハード整備について検討を行った。その際、平成18年度の支所設置条例改正の際に地域振興センターが強化して担っていくべき役割として示した、「新たな交流の場の創出とネットワークづくり」、「防犯・防災体制の強化」、「情報提供、情報助言機能」、「人材の発掘・育成支援機能」、「各種団体への側面的支援と連携」、「地域政策形成力を高める取組み」という6本柱に沿って、現状と課題、今後の方向性を検討した。ハード整備については、施設の面積等に関して公共施設の最適化計画と差が生じていることが課題となっている。									
主な事務事業 中央支所管理運営事業費 等	関連する目標指標 ②③⑤	進捗 ○順調	●概ね順調	○やや遅れ	○遅れている				

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

- 情報化の進展や生活利便の向上等により、個人の意識や行動が変化し、近所づきあいや連帯感が希薄化するなか、子どもや地域で孤立する高齢者等の見守り活動の必要性や大震災を教訓とした防災意識の高まり等から、地域コミュニティの大切さが改めて見直され、地域の「絆」の重要性が再認識された。
- まちの美化をはじめ、防犯・防災、子育て、福祉など、地域の課題が多様化しており、これらの解決に当たっては、市民自らが地域をよくしようという意識は欠かせないものである。
- 本市では、多様な団体が自主的な地域活動を展開していますが、中でも身近な自治会活動については、その大半を、社会福祉協議会を構成する福祉協会が担っている全国的に見ても特徴のある自治体である。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●地域コミュニティの形成・活性化 ●地域コミュニティの活動を担う人材の育成				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	3.6%	14.1%	65.2%	14.6%	2.4%
	23年度	2.9%	12.2%	71.7%	9.8%	3.5%
重要度調査	25年度	第 16 位 / 20 位		5点満点中 4.11点(平均 4.39点)		
	23年度	第 16 位 / 20 位		5点満点中 3.81点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針
<p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <p>自治ルール仕組みづくりや支所再編に伴い、効果的なコミュニティ施策の再構築を図るため、調査・研究を行う。</p> <p>① 地域におけるコミュニティ活動の参加者の高齢化という課題に対し、若年層の参加を促し、シチズンシップの向上を図るため、「あまがさきチャレンジまちづくり事業」において青少年を対象とした制度を構築する。</p> <p>③ 市制100周年への機運を高めるため、平成28年度第45回市民まつりにおいては、市民相互の親睦と連帯意識を高め、尼崎の発展をはかる目的を達成するために定めた基本方針4項目に従って、内容の充実を図る。</p>
<p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <p>① 「あまがさきチャレンジまちづくり事業」においては、新制度のもと、引き続き地域活動団体への支援を行うとともに、3年後の平成28年度には再度制度の検証を行う。</p> <p>② 地域コミュニティ活動の中核となる自治会活動が円滑に行われることを目指し、引き続き、尼崎市社会福祉協議会への側面的支援を行い同協議会との協力体制を強化しながら、地域住民への活動参加を働きかけていく。また、同協議会が実施している加入促進委員会に継続して参画し、地域コミュニティの強化を図る。</p>
<p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <p>① コミュニティルームについて、運営委員会を活性化させ登録グループの連携の輪をさらに高めていくとともに、各コミュニティルーム間の情報交換や交流の仕組みづくりを検討していく。</p>
<p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <p>① 地域の実態に応じた課題について、地域振興センターが市民とともに学び・考え・解決を図っていく。</p> <p>② 支所と地区会館の統合建替も視野に入れながら、管理面や執務スペースも考慮し、引き続き見直しに向けた検討を続けていく。</p>

評価と取組方針
<p>・地域活動については、地区会館利用率やクリーン運動参加者数が増え、活性化している要素も見受けられるが、社会福祉協議会の加入率の減や活動参加者の高齢化など、コミュニティ形成や活動の担い手育成といった面が課題と認識している。</p> <p>・今後、市民の地域活動や市政への参画を進めるためには、これまでの施策の検証や再構築を検討するとともに、若年層への意識啓発や地域における情報交換・交流の仕組みづくりを行い、機運の醸成を図っていく必要がある。</p> <p>・市制100周年に向けた市民まつりの取組については、他の周年事業との一体的な実施など、市民相互の連帯意識を高められるような連携のあり方を検討する。</p> <p>●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。</p>
<p>総合評価</p> <p><input type="checkbox"/> 重点化 <input checked="" type="checkbox"/> 継続取組</p>

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	01 地域コミュニティ	展開方向	03 市民の提案機会の拡大、広聴機能の充実やシチズンシップ教育など、市政参画をいっそう進めるしくみづくりに取り組みます。
主担当局	市民協働局	主担当課	協働・男女参画課
プロジェクト項目の該当有無	-		
市長公約の該当有無	●		18子どもたちへの「シチズンシップ教育」、24「車座集会」「市長室オープントーク」の充実、26「パブリックコメント制度の見直し、29NPO等への支援の仕組みの整備・拡充
局重点課題の該当有無	●		(仮称)まち大学あまがさきの実施に向けた検討

3 目標指標

指標名	方向	基準値	目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29	
① 提案型協働事業の応募団体の数	↑	H24 13 団体	23	15	**	**	**	**	20.0%
② 市政に対して関心を持っている市民の割合	↑	H23 40.0 %	50.0	37.6	**	**	**	**	0%
③ 提案型事業委託制度の採択数	↑	H25 3 件	5	3	**	**	**	**	**
④ あまサポネット登録者のうち、アンケート配信希望者	↑	H24 435 人	500	418	**	**	**	**	0%
⑤ 協働推進員の数	↑	H24 670 人	675	672	**	**	**	**	40.0%

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)									
行政が取り組んでいくこと ■ 市民の市政参画を進めるしくみづくり 【市政参画機会の拡大】 様々な段階での市民の市政参加・参画機会の拡大に向けた、主に2つの取組を行っている。 1つ目は、市民からの政策提案機能を高める仕組みづくりとして、行政や民間団体が実施していない地域課題や社会的課題の解決に向けた取組について、市民と行政の協働による取組を進めることを目的に、「提案型協働事業」(目標指標①)を実施している。モデル的实施後に本制度の枠を離れて引き続き行政と協働を継続する団体もあり、協働の推進に一定の成果をあげてきた。 また、25年度からは、行政が実施している事業を対象に、民間団体の知恵とアイデアが盛り込まれた提案を募り、その内容が市民にとって有益であれば委託化を進める「提案型事業委託制度」(目標指標③)を運用している。これは、行政の効率化、市民・事業者の政策提案機会の拡大、シチズンシップの向上、社会的な起業の振興などを成果として期待したもので、25年度は応募件数6件(うち、採択案件:3件、継続協議案件:2件)であるものの、期待した効果が見込まれる提案が採択された。 2つ目は、情報発信と広聴機能の充実を図るため、モニター登録した市民に対し、パソコンや携帯電話を利用し、アンケートや市政情報を配信する「あまサポネット」(目標指標④)、市政に対する市と市民の情報の共有化を図ることを目的に、地域住民に市政広報への協力を依頼する「協働推進員制度」(目標指標⑤)、ボランティア活動を気軽に始めるきっかけを提供し、自発的な市民活動を実施できるようにコーディネートする「市政サポーター制度」、市民の市政への関心を高めるとともにまちづくりに関する情報の共有化を推進するため、市民と市長が直接意見交換を行う「車座集会」などを実施している。 上記の取組における課題は、例えば「提案型協働事業」において、採択やモデル的实施後の事業展開をめぐり、提案団体と市関係部局との協議が円滑に行われず協働できなかった事例も存在することであり、加えて、これまで定期的に実施事業の検証を行ってこなかったことにより前例での反省点を新たな取組に活かせていないことや、提案数が減ってきていることである。また、「協働推進員制度」においては、福祉協会を主体に推薦を求めることから、地域の会長が協働推進員を兼任することが多く、特定の人に業務が集中し負担となっていることである。 その他の事業についても、目標指標から見て、実際にこれらの仕組みを活用する市民が増えていくような仕掛けづくりが必要である。									
主な事務事業 ・提案型協働事業 ・提案型事業委託制度	関連する目標指標 ①③④⑤	進捗 ○順調	●概ね順調	○やや遅れ	○遅れている				
行政が取り組んでいくこと ■ 地域コミュニティ活動を担う人材の育成 【担い手の育成】 多様化、複雑化する地域課題に対して行政、市民、事業者も含めた各種団体による連携のもと、それぞれが主体的に行動していけるよう、課題解決に取り組む人材の育成やそのような市民の力が発揮されやすい環境づくりに取り組んでいる。 シチズンシップ意識の醸成については、市民の「学び」が重要なキーワードになると考え、26年度より、市や各種団体が実施している市民を対象とした学びに関する取組を把握し、体系的に整理、市民に分かりやすく情報発信していく手法の検討を始めている((仮称)まち大学あまがさき検討事業)。 また、前述の「市政参画を進めるしくみづくり」に取り組む中で、担い手の育成にもつながっている効果も見られる。例えば「提案型事業委託制度」において採択された事業の中には市民団体からの提案もあり、当該制度を契機として市民団体による公共的な活動が活性化する効果などである。 ただ、これら種々の取組にかかわらず、「市民の市政への関心」は目標指標②にあるとおり一部に留まっており、広く市民意識の醸成につながるには時間を要する。 また、シチズンシップ意識の醸成に向けた取組においては、「学び」に関して市民が興味を持って参加し、さらにはまちづくりへの参加につながっていくことを目指しているが、そのためには、行政だけでなく様々な団体が連携して取り組めるようなしくみづくりが課題である。									
主な事務事業 ・(仮称)まち大学あまがさき検討事業(H26度～)	関連する目標指標 ②	進捗 ○順調	●概ね順調	○やや遅れ	○遅れている				

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

- まちの美化をはじめ、防犯・防災、子育て、福祉など、地域の課題が多様化しており、これらの解決に当たっては、市民自らが地域をよくしようという意識は欠かせないものである。
- 地域では、リーダーの高齢化や自治会役員への負担の集中等の課題があるほか、全市的に社会福祉協議会(福祉協会)への加入率は漸減傾向にある。この傾向に歯止めをかけるとともに、地域活動を担うリーダーや主体的・自主的に社会貢献活動等に取り組む市民や、NPO等の新しい公共の担い手となる団体が育つ環境を整備し、さまざまな主体が連携するなかで自治基盤の活性化を図ることが課題である。
- 市民アンケートからは、地域活動への参加に興味を持つ人が多く見られるものの、実際に活動に参加している人は少ない、といった状況にあることから、誰もが参加しやすい環境をつくることも課題である。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●地域コミュニティの形成・活性化 ●地域コミュニティの活動を担う人材の育成				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	3.6%	14.1%	65.2%	14.6%	2.4%
	23年度	2.9%	12.2%	71.7%	9.8%	3.5%
重要度調査	25年度	第 16 位 / 20 位		5点満点中 4.11点(平均 4.39点)		
	23年度	第 16 位 / 20 位		5点満点中 3.81点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針
<p>◆見直す・見直しを検討する事項 各制度における実施方法の点検を行い、より市民参画を進められるような仕組みづくりに取り組んでいく。 特に、「提案型事業委託制度」「提案型協働事業」といった政策提案機会の拡大につながる制度については、市民・職員への意識醸成も含め、庁内外へ制度のPRを行っていく。 また、「提案型事業委託制度」においては、現行実施事業についての問い合わせを所管課に行いながら、提案書提出までに至っていない団体に対し、その理由をヒアリングし、改善しうる点は積極的に改善を図る。 さらに、「提案型協働事業」において、平成26年度から毎年度定期的に「尼崎市提案型協働事業評価会議」を開催し実施事業を検証するとともに、本制度が協働の推進にどれほど効果的であるかの検証も行い、見直し等を検討する。</p> <p>◆継続的・重点的に取り組む事項 市民の市政参画を進めていくには、制度を設計することに留まらず、各制度がより効果的に運用されるよう、制度PRの手法や実施方法などについて常に点検しておく必要がある。また、職員のコーディネート力も不可欠であるため、研修等でその能力向上に取り組んでいく必要がある。 引き続き、より多くの市民が様々な段階、手法で市政参画できるよう取り組んでいく。</p> <p>◆見直す・見直しを検討する事項 26年度に実施する「(仮称)まち大学あまがさき検討事業」の成果をもとに、学びの場の再構成と効果的な情報発信、市民が参加しやすい仕組みづくりの具体化を図る。</p> <p>◆継続的・重点的に取り組む事項 「学びの場」について情報整理、編集、発信、コーディネート等の機能をどのように持つかなど、取組の具体化に向けて教育機関や中間支援団体、市民団体など多様な主体との連携方策を探り、市民参画型の事業構築を図る。また、市民が興味を持って参加できるように、「学び」をテーマとしたイベントの実施に向け取組を進める。 取組を進めるに当たり、市民のシチズンシップ意識の醸成だけでなく、市民の学びを支えるための職員の協働意識や、市民とともに学ぶ意識の醸成も図っていく。</p>

評価と取組方針
<p>・市民による政策提案については、提案型事業委託制度の実施など、その機会拡大に向けた取組を進めている。</p> <p>・しかしながら、市政への関心度やあまサポートのアンケート登録者数は減少傾向にあり、市政参画に係る事業を体系的に整理し、各取組が協働の推進に機能しているか、していないのかを検証することが課題と認識している。</p> <p>・また、市民の主体的な学習や活動の実践を支援し、地域を支える人材を創出する(仮称)まち大学あまがさきの構想の具体化に向け、シチズンシップの醸成を図るための市民の「学び」の場の提供や、多様な主体が連携できる仕組みづくりを進めるほか、行政側の協働意識やコーディネート力の向上に向けた取組を進めていく。</p> <p>●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。</p>

総合評価	
<input type="checkbox"/> 重点化	<input checked="" type="checkbox"/> 継続取組

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	02 生涯学習	展開方向	01 市民の主体的な学習や活動を支援するとともに、学習の成果を地域社会に活かすことのできる人づくり・しくみづくりを進めます。
主担当局	教育委員会	主担当課	中央公民館
プロジェクト項目の該当有無	-		
市長公約の該当有無	-		
局重点課題の該当有無	●		社会教育・地域力創生事業の推進

3 目標指標

指標名	方向	基準値	目標値(H29)	実績値					現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29	
① 生涯学習推進事業等講座受講者数(公民館利用者数の内数)	→	H24 15,053 人	15,053	16,034	**	**	**	**	100%
② あまなびサポートデスク問合せ件数(1館あたりの1月平均)	↑	H25 ** 件	30	**	**	**	**	**	**
③ 地域活動の中で、生涯学習の成果が活かされていると感じる市民の割合	↑	H23 5.9 %	6.4	4.4	**	**	**	**	0%
④ 図書館の貸出し冊数	↑	H24 149万 冊	150万	140万	**	**	**	**	0%
⑤ 図書館行事への参加人数	↑	H24 7,429 人	7,800	7,065	**	**	**	**	0%

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)	
行政が取り組んでいくこと	生涯学習活動の支援と成果の活用・人材育成の推進
<p>【多様な学習機会の提供】</p> <p>(1) 生涯学習推進事業等 公民館においては、学びを通して市民の交流を図れるよう学習課題を設定し、各種講座を実施している。特に近年は系統的かつ継続的に「学ぶ、役立つ、楽しむ」ことを目的とする講座展開で、今日の市民の生涯学習における学習ニーズの高度化、多様化に対応してきた。そのなかでも市民大学講座では、市民の学習意欲の向上と学習活動の継続を図り、自己の能力や生活の向上に資する学習機会を提供している。この講座は受講者からも特に根強い人気がある。また、地域・現代学講座では、地域社会及び現代社会の課題を提示し、課題解決のため何をすべきか考える機会を提供するとともに、地域学習館や学校等に向向して実施している地域お出かけ講座では、学びを通じた地域での仲間づくりや地域に内在する課題を解決する仕組みづくりに努めていく。</p> <p>(2) 図書館の貸出し 図書館においては、市民が図書を通じて自主学習を行える環境を整えるため、市民のニーズにあった図書等の購入、読書活動の推進に努めている。所蔵する書籍は現在約73万冊あり、図書館サービス網事業により市内の15ヶ所の図書利用施設間をネットワーク網でつなぎ、どこでも図書等を借りたり返したりできる環境を構築しているほか、インターネットで図書等の検索や予約ができるようになっている。しかしながら、近年の経費縮減による図書購入費の減少は図書購入冊数にも影響しており、選書での工夫や阪神間の相互貸借制度を利用しているものの、市民のニーズに十分に答えられていないという課題がある。</p> <p>(3) 尼崎学びのサポート事業 平成26年度から新規事業「尼崎学びのサポート事業」で生涯学習の相談窓口の充実等に取り組み、多様な学習機会の提供及び学びを活かした活動の展開に係る情報発信の強化に努めている。「あまなびサポートデスク」による公民館講座や活動グループ、施設などに関する情報発信に取り組み、市民が生涯学習に触れる機会を創出する。併せて行政職と教育職各1名ずつ計2名が社会教育主事講習を受講し、受講後には講師となり、社会教育主事資格を有する職員等を対象としたブラッシュアップ研修を実施することで、「市民の学びをサポートする」ための庁内の人材育成に努めていく。</p> <p>【社会教育施設の有効活用】 公民館分館を廃止した後、地域学習館として地域団体等に運営を引き継ぎ、自主的に活動しているグループの活動場所とするとともに、地域住民の相互協力により、地域の学びの場として活用されている。</p> <p>【市民・ボランティアとの協働及び市民の活動を支える人材育成の推進】</p> <p>(1) 市民・ボランティアとの協働による事業実施 公民館では、市民企画委員と共に講座を企画・立案する市民企画講座や、地域で防災に取り組むことを目的に平成25年度から『防災力フェ』（ワークショップ）などを実施している。これらの事業を通して、市民目線で新たな課題の発見や解決法を見出すことを促し、市民が協働によるまちづくりに参画するきっかけをつくっている。また日本語ボランティア講師の協力のもと、市内在住・在勤の外国人が地域社会に参加できるよう日本語よみかき学級の講座も実施してきた。こちらも受講生が定員を超えることがあるほど人気が高い。 図書館においては、読み聞かせボランティアの養成講座を実施している。講座修了後にはボランティアグループへの加入を推奨し、乳幼児等を対象とした読み聞かせ会等で学習の成果を活かしていただいている。しかしながら、ボランティアグループへの新規加入は毎年あるものの、脱退もあり継続して活動人数が増えていないことが課題である。また視覚障がい者を対象に、ボランティアの協力を得て点字刊行物や録音資料を配付し読書を推進しており、利用者からの評価も高いが、心身障がい者等で来館困難な人への図書の配送サービスが課題となっている。</p> <p>(2) 市民の活動を支える人材の育成 公民館においては地域で活動する、または活動しようとするグループのリーダーを育成し、主体的に地域社会へ参画し、行動する人材を育成するための地域活動コーディネーター育成講座を実施している。また児童生徒を対象に、国際技術コンテストへの参加を目指すサッカーロボットプログラム講座を尼崎商工会議所、尼崎双星高等学校の協力のもと実施し、児童生徒の好奇心や探究心を引き出し、科学技術に対する関心を高め、産業都市尼崎の次世代のリーダー育成に資するとともに、公民館事業に参加することが少ない30～40代の保護者の参画を促すことができている。これは学社連携、ものづくりの担い手の育成など、多面的な要素を含む新しい事業であり、参加者からの評価も高い。</p>	<p>主な事務事業</p> <p>生涯学習推進事業 図書館行事事業費</p> <p>関連する目標指標</p> <p>①・②・③・④・⑤</p> <p>進捗</p> <p>○順調 ●概ね順調 ○やや遅れ ○遅れている</p>

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

■生涯学習活動の支援と成果の活用・人材育成の推進

- ・多様な学習機会の提供と情報発信による市民参加の促進、関係機関との連携による社会教育施設の有効活用等に取り組む。
- ・市民・ボランティアとの協働と学習グループ等の活動支援に取り組む。
- ・学習の成果を発表する機会やボランティア活動ができる機会の充実、学習の成果を地域づくりに活かせるようしくみづくりに取り組む。
- ・学習と交流を通じたリーダーの発掘・ボランティアの養成等を通じ、市民主体の活動を支える人材育成等に取り組む。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

満足度調査	項目内容	●生涯学習活動の支援と成果の活用 ●運動やスポーツによる市民の健康づくり				
	区分	満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
	25年度	2.4%	15.9%	67.9%	10.9%	2.9%
23年度	2.8%	18.5%	64.1%	12.1%	2.5%	
重要度調査	25年度	第 17 位 / 20 位			5点満点中 4.07点(平均 4.39点)	
	23年度	第 18 位 / 20 位			5点満点中 3.67点(平均 3.98点)	

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針
<p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <p>【多様な学習機会の提供】</p> <p>(1) 市民大学講座のように個人の能力向上に資する講座も大切であるが、協働による地域づくりの推進のために、市民参画型の講座をより多く展開する。</p> <p>(2) 図書の貸出し冊数の増加を図るため、利用率の低い成人層をターゲットとした事業を展開する。図書購入の財源確保の一助として、新たにブックオーナー制度を導入する。</p> <p>【市民・ボランティアとの協働及び市民の活動を支える人材育成の推進】</p> <p>(1) 図書館において障がい者の生涯学習活動を支援するために、図書の配送ボランティアの人材育成についても検討する。</p> <p>(2) 地域コーディネーター育成講座においては、地域活動を支える人材に対するアプローチの方法及び講座を通じた支援方法について、実践を重ねていく中で今後のあり方を検討する。</p> <p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <p>【多様な学習機会の提供】</p> <p>(1) 地域お出かけ講座については、学びを通じた仲間づくりや地域に内在する課題に対して関心を高めるための方策を引き続き検討するとともに、地域学習館、学校等を活用しながら実施施設との連携を図り、より地域の活性化につなげる必要がある。</p> <p>(2) 利用者ニーズの把握に努め、図書購入における選書や今後の図書館行事に反映させていく。</p> <p>【社会教育施設の有効活用】</p> <p>地域学習館については、適切な運営について経費面から各館の状況を分析するとともに、各地域学習館が抱える課題等について必要な助言を行う。</p> <p>【市民・ボランティアとの協働及び市民の活動を支える人材育成の推進】</p> <p>(1) 図書ボランティアとの協働については、図書館運営に不可欠な要素であり裾野を広げる講座についても引き続き実施していく。</p> <p>(2) サッカーロボットプログラム講座は継続することで学びが深まる講座のため、継続した学びの場を提供できるよう、セミナーを開催する尼崎商工会議所及び、尼崎双星高等学校と、今後も緊密な連携を図る。</p>

評価と取組方針
<p>・公民館で実施している市民大学講座やサッカーロボットプログラム講座などについては、市民ニーズに応じた多様な学習機会を提供しており、受講者数も伸びていることから、引き続き継続した取組が必要である。</p> <p>・一方、「地域活動の中で、生涯学習の成果が活かしていると感じる市民の割合」が低く、また下降している。今後は、学習の成果を個人の学びだけではなく、地域社会全体に活かすことができる仕組みづくりが必要である。</p> <p>そのため、公民館の今後のあり方について検討していく。</p> <p>・図書館については、図書の貸出し冊数や行事への参加者数が下降傾向にあるため、ニーズ把握を十分に行い、その要因を分析するとともに、その中で、利用率の低い層や子育て層などにターゲットを絞るなど、効果的な事業展開を進めていく。</p> <p>なお、ニーズ把握を十分に行うためにも、図書館利用者の状況把握を的確に行う中で、新たな指標設定の検討も進めていく。</p> <p>●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。</p>
総合評価
<input type="checkbox"/> 重点化 <input checked="" type="checkbox"/> 継続取組

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	02 生涯学習	展開方向	02 健康の保持・増進を図るため、気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。
主担当局	教育委員会	主担当課	スポーツ振興課
プロジェクト項目の該当有無	-		
市長公約の該当有無	-		
局重点課題の該当有無	●	社会教育・地域力創生事業の推進	

3 目標指標

指標名	方向	基準値	目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29	
① 健康を意識した運動やスポーツを心がけている市民の割合	↑	H23 63.7 %	66.8	71.0	**	**	**	**	235.5%
② 誘致大会観戦者及び市民スポーツ大会参加者数	↑	H24 65,499 人	68,774	80,257	**	**	**	**	450.6%
③ 生涯スポーツ・レクリエーション事業参加者数	↑	H24 24,508 人	25,733	22,584	**	**	**	**	0%
④ 学校開放利用者数	↑	H24 735,935 人	772,731	677,323	**	**	**	**	0%
⑤ 地区体育館等利用者数	↑	H24 414,591 人	435,320	407,715	**	**	**	**	0%

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)	
<p>行政が取り組んでいくこと ■運動やスポーツによる市民の健康づくり</p> <p>【市民が気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくり】</p> <p>(1) 健康を意識した運動やスポーツを心がけている市民の割合 「尼崎市生涯スポーツ振興計画」においても、健康のため意識的に身体を動かす習慣のない人の割合の10%減を目標としているため、総合計画では、健康を意識した運動やスポーツを心がけている市民の割合の10%増を目標に様々な取組を進めている。</p> <p>(2) 「スポーツのまち尼崎」促進事業誘致大会及び市民スポーツ大会事業 「スポーツのまち尼崎」促進事業は、一流選手のプレーや全国大会などを身近に観ることによって市民のスポーツへの関心を高めるとともに、参加意識の高揚を図ることで、市民の自発的なスポーツ活動を促進しようとするものである。これまで、大会関係者以外の観戦者が少ない傾向が見られたことから、多くの市民、特に子どもの観戦を促すことにより市民スポーツの底辺拡大を図るため、平成25年度は、有名選手のサイン会や小学生向けのバスケットボール教室を開催するなどの取組を行った。 その結果、平成25年度の大会観戦者数は、前年度より大幅に増加したが、平成25年度に行った市民アンケートの結果によると、「スポーツのまち尼崎」促進事業の認知度は低い状況にあるため、当該事業の認知度を高め、観戦者の増加を図ることにより、市民の自発的なスポーツ活動を促進する。 市民スポーツ大会事業は、全ての市民が生涯にわたり、日常生活の中でスポーツ活動を楽しみながら健康を保持・増進するとともに、日頃の練習の成果を発表する機会と場を提供することで体力、競技力の向上を図ろうとするものである。 市民スポーツ祭、マスターズ選手権大会とも昨年度は概ね前年度並みの参加者数であったが、観戦者は大会関係者が多いと思われるので、一般市民の観戦を促すことで市民のスポーツに対する関心を高める必要がある。</p> <p>(3) 生涯スポーツ・レクリエーション事業 この事業は、市民が気軽に生涯スポーツやレクリエーション活動に参加できる機会と場を提供する「生涯スポーツサービスシステム事業」と、子どもの運動不足による基礎体力の低下が深刻な問題であることから、将来を担う子どもたちを健康で健やかに育ていけるよう基礎体力の向上を図ろうとする「子どもたちの体力づくりモデル事業」から成る。 「生涯スポーツサービスシステム事業」のうち、市内8公園でスポーツ推進委員がグラウンド・ゴルフ及びペタンク競技の実技指導を行う「さわやか地域スポーツ活動」は、平成25年度の参加者が前年度実施より大幅に増加したが、スポーツ推進委員が市民からの要請により各種スポーツの指導等を行う「要請指導」やハイキングやサイクリングなどのレクリエーション事業を毎月実施する「月例行事」は、前年度より参加者が減少している。 前出のアンケート結果によれば、これら事業の認知度は低いため、引き続き認知度を高め、参加者を増やし、より多くの市民にスポーツやレクリエーション活動の機会と場所を提供できるようにする必要がある。 一方、「子どもたちの体力づくりモデル事業」は、平成19年度から小学生を対象に実施している事業であるが、平成19年度に実施した新体力テストの結果と平成24年度の結果を比較しても、改善されたとは言いがたい。そのため、子どもたちが運動を行う機会をできるだけ増やすような取組が必要である。</p> <p>(4) 学校開放事業 市民のスポーツ活動の拠点として、市立小・中学校の体育館や運動場などのスポーツ施設を開放している。近年は耐震化工事の影響もあり、参加者が減少傾向にある。 延べ60万人を超える利用者がありながらも認知度は20代～60代で20%～30%とさほど高いものではない。更なる利用者の拡大といった課題があることから、できるだけ多くの市民にご利用いただけるよう工夫する必要がある。 あわせて昨年度来実施している管理運営体制の見直し及び事業費の縮減に引き続き取り組む。</p> <p>(5) 地区体育館等施設運営事業 地区体育館で実施する「健康づくり教室」や「トレーニング指導」などの各種事業を実施することにより、スポーツへの関心と参加意欲を高め、健康づくりや地域コミュニティづくりの促進を図っている。利用者は一定数で推移しているが、前出のアンケートでは認知度は他の施設に比べてさほど高いわけではなく、また、利用したいとする者の割合も極めて低い。各体育館とも老朽化が著しいこともこの一つの要因であると思われるが、情報発信面で工夫を行うなど、利用者増に向けた取組を行う必要がある。</p>	
主な事務事業	学校開放事業 地区体育館等施設運営事業
関連する目標指標	①・②・③・④・⑤
進捗	○順調 ●概ね順調 ○やや遅れ ○遅れている

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

- 心の豊かさや生きがいを求める意識が高まるなか、生涯学習やスポーツ活動に対する市民の参加意向が強まっており、多様化・高度化するニーズに応じた学習やスポーツの機会を提供するとともに、市民の主體的な学習や活動に対する支援を充実していく必要がある。
- 生活習慣病や介護の予防という観点からも市民の健康維持は重要な課題であり、すべての市民が生涯にわたって気軽に運動やスポーツを楽しみ、健康づくりに取り組める環境づくりが求められている。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

満足度調査	項目内容	●生涯学習活動の支援と成果の活用 ●運動やスポーツによる市民の健康づくり				
	区分	満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
	25年度	2.4%	15.9%	67.9%	10.9%	2.9%
	23年度	2.8%	18.5%	64.1%	12.1%	2.5%
重要度調査	25年度	第 17 位 / 20 位		5点満点中 4.07点(平均 4.39点)		
	23年度	第 18 位 / 20 位		5点満点中 3.67点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針

◆見直す・見直しを検討する事項
【市民が気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくり】
 (4) 学校開放事業については、昨年度来取り組んでいる事業見直しに引き続き取り組むとともに、できるだけ多くの市民にご利用いただけるよう、運営方法についても見直ししていく。

◆継続的・重点的に取り組む事項
【市民が気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくり】
 (2) 「スポーツのまち尼崎」促進事業については、サイン会等の取組を継続するとともに、市からの情報発信の強化により、こうした取組や大会自体の認知度を高めることで、市民の自発的なスポーツ活動を促進する。

市民スポーツ大会事業については、市からの情報発信を強化することにより、広く一般市民の観戦を促すことで市民のスポーツに対する関心を高め、市民スポーツの振興につなげる。

(3) 「生涯スポーツサービスシステム事業」については、市からの情報発信の強化によりそれぞれの事業の認知度を高め、参加者数の増加を図ることにより、市民スポーツの振興、市民の健康増進やコミュニティの形成促進を図る。なお、これらの事業は高齢者に特化したものではないが、結果として高齢者の参加が多いことから、現在改定作業を行っている「尼崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の推移も見守るなど、他局で実施されている高齢者の健康増進や介護予防に係る事業との連携等も視野に入れた中で、事業展開を図っていく。

(5) 地区体育館の事業については、指定管理者においてもPRされているが、市としても情報発信を強化することで利用者数の増加を図る。
 あわせて、老朽化の著しい体育館を計画的に改修し、市民により利用しやすい施設とすることで、利用者の増加を図る。

評価と取組方針

・目標指標としている各種スポーツ関係事業について、一部の事業で参加者数の増加が見られるものの、総体として減少傾向にあるため、情報発信のあり方など、更なる効果的な手法を検討し、取り組む。

・平成27年度に尼崎市スポーツ振興計画を更新することとしており、その中で、各種スポーツ振興関連事業の目的や役割を整理するとともに、改めて本市のスポーツ振興の目指すべき姿を明確化し、その取組を進めていく。

・学校開放事業における運営体制について、平成26年度から引き続き見直しを進めることにしており、すみやかにその取組を進めていく。
 また、将来的には利用団体等で運営できる体制を整備していくことを検討課題としているため、引き続きその取組を推進していく。

●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、**より効果的な取組への転換に向け調整を行う。**

総合評価	
<input type="checkbox"/> 重点化	<input checked="" type="checkbox"/> 継続取組

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	02 生涯学習	展開方向	03 生涯学習やスポーツ活動を通じて、生きがいづくりや地域での交流を促進していきます。
主担当局	教育委員会	主担当課	中央公民館
プロジェクト項目の該当有無	-		
市長公約の該当有無	-		
局重点課題の該当有無	●	社会教育・地域力創生事業の推進	

3 目標指標

指標名	方向	基準値			目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
		H24	H25	H26		H27	H28	H29			
① 家庭・地域教育推進事業等講座受講者数(公民館利用者数の内数)	→	H24	15,587	人	15,587	17,791	**	**	**	**	100%
② 公民館まつり参加グループ数	→	H24	277	団体	277	281	**	**	**	**	100%
③ 公民館登録グループ数(4/1現在)	→	H24	338	団体	338	340	338	**	**	**	100%
④											
⑤											

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)											
行政が取り組んでいくこと ■市民の生きがいづくりや交流の推進											
【市民の生きがいづくり、交流の推進】											
(1) 家庭・地域教育推進事業 地域のボランティアの協力を得ながら実施している「子育て学習世代間交流事業」では、各地区保健センターの保健師と地域事情に詳しい主任児童委員の方々と公民館が連携し、地域ぐるみで子育てをサポートしていく体制づくりに努めている。 また、「ファミリーサポーター育成事業」など地域における子育てを支援するボランティアを育成する講座も実施しており、講座修了生による子育てに関するグループ化を支援するほか、前述の子育て世代間交流事業において、ボランティアとして活動してもらえるように取り組んでいるところである。このように、学んだことや経験を活かし、地域ぐるみで子育てができる環境づくりに大きく寄与している。											
(2) 市民参加・交流・連携推進事業 障がいのある人々の学習ニーズに合った講座「ふれあい学級」を実施しており、障がい者と健常者が教養・生活文化・レクリエーション等の学習の場で交流する機会を創出し、障がい者の生きがいの醸成と社会参加を促進してきた。ふれあい学級に参加することによって、学習の場での仲間づくりや生きがいづくりにつながっているとともに健常者との相互理解が図られている。											
(3) 公民館登録グループ等の育成と成果発表の場の提供 公民館においては、公民館グループ等の育成に取り組んでおり、これは市民の自主的な組織的・継続的学習活動を奨励、援助育成することが公民館の大きな役割である。 また、中央公民館をはじめ、各地区館で毎年開催している「公民館まつり」では、公民館グループ等の活動の成果を各地区公民館で発表し、グループ相互の交流と地域住民との交流を促進してきた。地域住民との交流を通して市民が主体的に学ぶ生涯学習社会の実現に向けた啓発事業として確立しており、活動グループにとって活動の励み、ひいては生きがいづくりにつながっている。											
主な事務事業	家庭・地域教育推進事業費 市民参加・交流・連携推進事業費				関連する目標指標	①・②・③	進捗	●順調	○概ね順調	○やや遅れ	○遅れている

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

●地域が抱える多様な課題を解決し、地域を活性化していくためには、市民一人ひとりが生きがいをもち、その知識や能力をまちづくり活動の中で発揮していただくことが大切である。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

満足度調査	項目内容	●生涯学習活動の支援と成果の活用 ●運動やスポーツによる市民の健康づくり				
	区分	満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
	25年度	2.4%	15.9%	67.9%	10.9%	2.9%
	23年度	2.8%	18.5%	64.1%	12.1%	2.5%
重要度調査	25年度	第 17 位 / 20 位			5点満点中 4.07点(平均 4.39点)	
	23年度	第 18 位 / 20 位			5点満点中 3.67点(平均 3.98点)	

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針

◆見直す・見直しを検討する事項

◆継続的・重点的に取り組む事項

【市民の生きがいづくり、交流の推進】

(1) 市民の交流の推進のみならず、地域で子育て支援をする仕組みづくりとしても効果的であるので、今後も、関係機関や主任児童委員の協力を得て、総合的・効果的事业展開を図るなど、拡充して取り組んでいく。

(3) 学びの成果を地域活動等につなげていくため、公民館のコーディネート機能を強化していく。

評価と取組方針

・設定している目標指標が着実に維持・向上しており、ファミリーサポーター育成事業については、地域ぐるみで子育てができる環境づくりに寄与していることから、引き続き現行の取組を継続していく。

・一方、学びの成果を地域活動等につなげていくためには、事例の見える化や公民館のコーディネート機能の強化が必要であり、公民館の今後のあり方についての検討を進める中で、引き続きこれらの取組を進めていく。

●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。

総合評価

重点化

継続取組

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	03 学校教育	展開方向	01 確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりの実現をめざし、学校教育を充実します。
主担当局	教育委員会	主担当課	学校教育課
プロジェクト項目の該当有無	●	現役世代の定住・転入促進(学力向上)	
市長公約の該当有無	●	17 少人数学級の拡大、小中一貫的教育の研究・検討	
局重点課題の該当有無	●	学力向上への取組	

3 目標指標

指標名	方向	基準値	目標値(H29)	実績値					現時点での達成率	
				H25	H26	H27	H28	H29		
① 学力調査における平均正答率の全国との比較	↑	H19 小6△2.3～△5.0 中3△5.9～△13.0	ポイント	小6 0以上 中3 0以上	△1.5～△4.1 △3.9～△5.8	**	**	**	**	-
② 授業の内容はよくわかると答えた児童生徒の割合	↑	H19 小6 国72.5 算71.2 中3 国61.3 数52.1	%	小6 85%以上 中3 75%以上	国73.1算73.5 国68.6数70.3	**	**	**	**	国4.8% 算16.7% 国53.3%数79.5%
③ 家で、自分で計画を立てて勉強をしていると答えた児童生徒の割合	↑	H25 小6 46.6 中3 38.3	%	小6 60%以上 中3 50%以上	46.6 38.3	**	**	**	**	**
④ 不登校児童生徒の割合	↓	H22 小 0.36 中 4.46	%	小 0.31以下 中 2.56以下	小 0.64 中 4.17	**	**	**	**	小6 0% 中3 15.3%
⑤ 小・中学生が受ける新体力テストにおける平均得点	↑	H24 45.3	ポイント	県平均値(H25 50.1)	45.0	**	**	**	**	0%

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)										
行政が取り組んでいくこと ■教育・学習内容の充実 1【確かな学力の育成】 (1) 学習支援の充実 平成25年度全国学力・学習状況調査の結果では、小・中学校ともに、調査が開始された平成19年度に比べ、目標指標の「学力調査における平均正答率の全国との比較」に順調な改善が見られ、ほぼ全国平均に近づいている。これは、各学校が学力調査の結果等での自校の課題に応じて「学力向上アクションプラン」の作成とともに、「学力向上クリエイティブ事業」の効果的活用など、継続してきた学力向上の取組の成果が着実に現れているものと考えられる。しかし「活用」に関する問題の正答率が依然として低く、今後の課題であるため、特に、平成25年度からは「基礎基本の徹底」とともに「活用する力」の育成をめざした学習支援の取組を進めており、引き続き実施していく。 (2) 授業改善の促進 学習指導要領の目標の達成状況を把握するため、「尼崎市学習到達度調査」を実施し、児童生徒の課題把握や授業改善に役立てており、全国学力・学習状況調査においても、国語や算数・数学の「授業内容がよくわかる」と回答した小学校6年生及び中学校3年生の割合が平成19年度に比べて上昇するなど、平均正答率の改善と合わせ、授業改善についても一定の成果が見られる。 (3) 教員の指導力の向上 若手教員の育成を中心に、教職に関する専門性を高めるため、専門的・実践的な指導助言のできる授業改善アドバイザーを中学校へ派遣し、授業内容の充実等を図る取組を続けてきたことなどにより、全国学力・学習状況調査における「授業内容がよくわかる」と回答した中学校3年生の割合が平成19年度と比べ、大きな改善につながっており、今後も継続した取組が必要である。										
主な 事務事業	学力向上クリエイティブ事業 尼崎市学習到達度調査事業	関連する 目標指標	①・②・③	進捗	○順調	●概ね 順調	○やや 遅れ	○遅れ ている		
行政が取り組んでいくこと ■心のケア・心の教育の充実 2【豊かな心の育成・自己実現意識の高揚】 (1) 不登校対策の充実 適応指導教室(はつらつ学級)の設置や訪問指導員、ハートフルフレンドの派遣を通して、学校生活に適応しにくい児童生徒の学校復帰を支援するとともに、中学校に生活指導員を配置し、不登校生徒の学習意欲や登校意欲を喚起したことにより、ここ数年、中学校の不登校出現率は一定の歯止めがかかっている。しかしながら、本市の不登校出現率は他都市と比較すると依然として高い状況が続いており、小学校においては増加傾向にあるなど、長期欠席や不登校の未然防止と早期対応等をより一層強化する必要がある。こうした状況を踏まえ、平成26年度より、これまでの訪問指導に加え、不登校児童生徒の保護者から直接教育相談を受ける窓口を開設したほか、自然などにふれあう体験活動を通じた学校復帰支援等の取組を新たに進めているところである。 (2) 道徳教育の充実 いじめや指導不服従等の解消に向け、子どもの豊かな人間性や社会性、規範意識の育成が求められている中、中学校で「生命を尊重する心」と「規範意識」の育成を目的とした講演会等を実施するなど、保護者や地域住民が一体となって、道徳的課題について学び、考える機会を提供してきたことなどにより、本市の中学校における指導不服従などの問題行動は減少傾向にある。その一方で、小学校では問題行動が増加傾向にあり、法やきまりを遵守する児童の育成に向け、道徳教育の充実に取り組む必要性が高まっている。 (3) 一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実 近年、LD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害をはじめ、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が増加しており、その対応として「心の教育特別支援員」を中心とした支援を行っているが、その配置を上回る勢いでLD、ADHD等の児童生徒が増加しているため、適切な支援が実施できていないのが実情であり、支援体制の整備が急務である。										
主な 事務事業	不登校対策事業 こころの教育推進事業	関連する 目標指標	④	進捗	○順調	●概ね 順調	○やや 遅れ	○遅れ ている		
行政が取り組んでいくこと ■子どもの健康な体づくり 3【健やかな体の育成】 (1) 子どもの体力・運動能力の向上 小学校連合体育大会や中学校・高等学校総合体育大会等の実施を通して、目標に向かって積極的に運動に取り組む意識を育成し、運動する楽しさや喜びを体得させるなど、児童生徒の体力づくりをはじめ、健康に生き抜く力を身につけることに寄与している。しかしながら、目標指標に掲げている「新体力テストにおける平均得点」については、改善の傾向が見られていないことから、子どもの体力・運動能力の向上に有効な取組を教育活動全体を通して構築していく必要がある。(2) 子どもの健康づくりの推進 疾病の早期発見と予防に努め、学校教育活動中の安全・安心を確保するため、定期健康診断や心疾患対策等の健診を実施し、児童生徒の健康づくりを推進している。小児肥満対策事業の実施により肥満児童の減少につながっており、平成24年度からは中学生も公費助成制度を始めたことから、中学生の受診率も上がっている。(3) 子どもの食育の推進 学校給食について、自校炊飯による週3.5回の米飯給食、3品献立の回数増など給食内容の充実を図り食育を推進するとともに、給食調理業務の効率化を図るため、調理業務を直営方式から委託方式に切り替えており、今後とも同事業を進めていく。(4) 食育および子育て支援 中学校弁当推進事業は、家庭からの弁当を持参しない日に菓子パン等で昼食を済ませている子どもたちに、昼食改善および子育て支援の観点から、栄養バランスのとれた弁当を提供することで、成長期にある中学生の健全な発達に寄与している。引き続き、学校現場と食育に関する取組を深め、給食実施までの間は、生徒が中学校弁当を選択できるよう実施校を拡充し、事業継続に努めていく。										
主な 事務事業	学校体育関係事業 児童生徒幼児健康診断事業	関連する 目標指標	⑤	進捗	○順調	●概ね 順調	○やや 遅れ	○遅れ ている		

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

- まちづくり計画策定のためのアンケート調査の結果(平成23年3月)等でも、より一層の学力向上に対するニーズがある一方、中学校の進学とともに学習意欲が低下する傾向が見られることから、学習意欲の向上と確かな学力の定着に向けた取組が必要である。
- 社会環境やライフスタイルが急速に変化するなか、子どものコミュニケーション能力や社会適応能力の低下が社会的な課題となっており、豊かな人間性や社会性、規範意識の育成が求められている。
- 不登校やいじめ等の未然防止や早期発見、早期解消を図るためには、子どもを取り巻く環境を整備することが必要である。
- 子どもの体力低下が指摘されており、基本となる食生活や生活習慣の確立・改善に取り組むことが必要である。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●教育・学習内容の充実 ●心のケア・心の教育、健康な体づくり				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	0.7%	11.3%	53.4%	27.1%	7.4%
	23年度	2.3%	11.0%	58.0%	20.6%	8.1%
重要度調査	25年度	第3位 / 20位		5点満点中 4.70点(平均 4.39点)		
	23年度	第1位 / 20位		5点満点中 4.32点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針	
◆見直す・見直しを検討する事項	(1) 「活用する力」の育成に向け、学力向上に係る施策をさらに充実させるため、「教材の工夫」「地域人材の活用」「特色に応じた取組みの後押し」という視点で、学力向上クリエイト事業の見直しについて検討していく。
◆継続的・重点的に取り組む事項	(1) 「基礎基本の徹底」を図るとともに、「活用する力」の育成に関する支援をより一層充実させ、学力の全体的なレベルアップをめざす。 (2) 「尼崎市学習到達度調査」や3年に一回実施の「学力・生活実態調査」の結果等を活用し、授業改善に向けた取組みの充実を図る。 (3) 平成26年度から小学校にも配置している「授業改善アドバイザー」による教員への支援・助言等を通じて、授業内容の充実を図り、「確かな学力」の向上をめざす。
◆見直す・見直しを検討する事項	
◆継続的・重点的に取り組む事項	(1)(3) 家庭・地域・学校・関係機関と連携し、不登校児童生徒の学校復帰支援の取組を強化するほか、いじめや不登校、問題行動等の未然防止と早期対応に向けた組織的な取組みを推進するための方策について、引き続き検討するとともに、特別な教育的支援を必要とする児童生徒が適切な支援を受けられるよう、支援体制の整備に努めていく必要がある。 (2) 小学校における問題行動の増加に伴い、「生命を尊重する心」と「規範意識」の育成を目的とした取組を平成26年度から小学校にも拡充しており、道徳的課題について考える機会の充実を図る。
◆見直す・見直しを検討する事項	
◆継続的・重点的に取り組む事項	(1) 本市の児童生徒の体力は、瞬発力と持久力に課題が見られることから、それらの解消に向け、児童生徒に体を動かすことの楽しさやスポーツのすばらしさをより一層啓発していくとともに、スポーツへの関心や意欲を高める取組を進めていく。また、基本的な生活習慣・食習慣の確立を図る。(2) 小児肥満対策事業については、肥満度が経年比較できる台帳づくりを導入し継続的に管理する体制を整えた。平成25年度からは健康支援推進担当と連携をとり、小学5年生と中学2年生については尼っ子健診で受診することとしたことから市として事業の効率性を上げることができた。今後も受診率向上に向けて継続して取り組んでいく。(3) 給食調理業務委託関係事業を引き続き推進し、最終的に全校実施に向け、取り組んでいく。 (4) 中学校給食実施までの間は、家庭からの弁当を持参しない日には中学校弁当を選択できるよう年次ごとに実施校を拡充し、事業を継続する。

評価と取組方針	
・学力・学習実態調査での平均正答率が全国平均に近づき、学習到達度調査での「授業内容がよくわかる」と答えた児童生徒の割合が上昇しており、取組成果は着実に表れている。一方、全国平均と大きな差がある「活用する力」の向上や「家庭での計画的学習、予習や復習」の定着などの課題を強く認識している。 この課題解決と目標達成に向け、特に学力向上クリエイト事業や授業改善アドバイザーとの関係など全体の体系を示し、これに沿って既存事業のスクラップと実態に適応したビルドを行うといった取組を進める。	
・不登校児童生徒や問題行動の割合は小学校では増加傾向にあること、また未然防止や早期対策も大切であることから、平成26年度開始の学校復帰支援の各種取組やいじめに対応する道徳教育の充実などによる効果を検証しつつ、今後の取組に活かす。また、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援については、現状の実態や効果を検証する中で、効率的な体制について検討を行う。	
・中学校給食は、今年度実施の総合計画キャラバンでの意見や課題を踏まえ、今後導入に向けて財源や手法等の課題整理を進める。なお、この間中学校弁当事業は、利用率の向上のための取組を継続する。	
●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「重点化」とし、来年度の予算等を重点配分した上で施策を推進する。	
総合評価	
<input checked="" type="checkbox"/> 重点化	<input type="checkbox"/> 継続取組

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	03 学校教育	展開方向	02 子どもが安全かつ安心して学ぶことのできる教育環境を整備・充実します。
主担当局	教育委員会	主担当課	施設課
プロジェクト項目の該当有無	●	現役世代の定住・転入促進(生きる力を身につける教育を進める)	
市長公約の該当有無	●	16 食育事業の拡充・中学校弁当の改善	
局重点課題の該当有無	●	学校耐震化の推進、小・中学校の適正規模・適正配置の推進	

3 目標指標

指標名	方向	基準値			目標値(H29)	実績値					現時点での達成率
		H24	H25	%		H25	H26	H27	H28	H29	
① 学校耐震化率(小・中)	↑	H24	59.9	%	100%	71.3	**	**	**	**	28.4%
② 普通教室空調機設置率	↑	H25	小学校 47.2% 中学校 50.8%	%	—	小 47.2% 中 50.8%	**	**	**	**	—
③ 小学校給食室整備率	↑	H24	59.1	%	100%	68.2	**	**	**	**	22.2%
④											
⑤											

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)	
<p>行政が取り組んでいくこと ■安全な教育環境の確保</p> <p>1【子どもが安全・安心して学ぶことのできる教育環境の整備・充実】</p> <p>(1) 学校施設耐震化 学校施設耐震化事業は、平成19年に策定の「尼崎市立学校耐震化推進計画」に基づき、これまで組織体制の見直しを含めて計画的に事業を進めてきた結果、かつては10%台であった小・中学校の耐震化率が平成25年度末で71.3%まで上昇した。 今後も児童生徒の安全を守り、良好な教育環境を図るため、平成27年度末の耐震化率100%(学校適正規模・適正配置対象校を除く)を目指して事業を進めていくこととしている。また、老朽化が進んでいる学校施設の適正な維持管理に努めていかなければならないことから、これらへの取組みを進めていく必要がある。</p> <p>(2) 学校適正規模・適正配置の推進 学校適正規模・適正配置推進事業は、平成14年に策定の「尼崎市立小・中学校適正規模・適正配置推進計画」に基づき、平成25年度末までに適正化の推進を行った。 * 小学校 ①開明小学校と城内小学校(平成16年度統合 明城小学校)、②常光寺小学校と杭瀬小学校(平成18年度統合 杭瀬小学校)、③北難波小学校と梅香小学校(平成26年度統合 難波の梅小学校) * 中学校 ①城内中学校と育英中学校(平成17年度統合 成良中学校)、②明倫中学校と昭和中学校(平成17年度統合 中央中学校)、③大庄東中学校と大庄西中学校(平成18年度統合 大庄中学校)</p> <p>(3) 小学校給食室の整備 衛生管理の徹底を図り、より安全・安心な学校給食を提供するため、既存の小学校給食室をドライ方式が可能な施設に順次整備を行い、また、給食内容の充実を図るため、炊飯器やスチームコンベクションオーブンなど新たな給食調理備品の導入を、平成19年度より開始し、平成25年度末時点で全市立小学校・特別支援学校44校中30校において実施済みとなっている。</p> <p>(4) 市立幼稚園教育の充実 平成24年に策定の「尼崎市立幼稚園教育振興プログラム」を円滑に進めるため、本プログラムの内容や幼児教育における家庭や地域を取り持つ役割について、未就学児の保護者等を対象に説明会を実施し周知するとともに、家庭での子育て支援を図るため臨床心理士による子どもの成長や発達に関する講演会を市立幼稚園で実施した。今後は、平成27年度から実施する「子ども・子育て支援制度」を見極めながら、市全体の幼児教育の質を高めていく方途を関係課等と検討し見出していくことが必要である。</p> <p>(5) 学校における危機管理 小学校及び特別支援学校に安全管理員を配置することで、校内への不審者侵入について有効な抑止効果が得られており、これまで校内で不審者による児童生徒や教職員が負傷するような事件事故事案は発生しておらず、保護者や学校現場からの評価も高い。また、登下校に関しては保護者や地域の協力を得て見守り活動を行っているほか、ハード面からも校門遠隔操作式施錠システムやAEDを設置して、学校の危機管理に備えている。</p> <p>2【学習環境の向上】 昨今の夏場の異常気象により、平成25年7月と9月の調査では、教室の室温が学校保健安全法で定められた「学校環境衛生基準」(夏場30度以下)を超える普通教室数が多く(7月調査時:29.8%・9月調査時:17.3%)、健康面や学習面での観点から、学習環境を改善するための施設整備が必要である。</p>	<p>主なる事務事業</p> <p>学校施設耐震化事業 給食室整備事業</p> <p>関連する目標指標</p> <p>①・②・③</p> <p>進捗</p> <p>○順調</p> <p>●概ね順調</p> <p>○やや遅れ</p> <p>○遅れている</p>

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

●高度経済成長期の急激な人口増加等に対応して建設した学校施設が多く、それらは現在の耐震基準を満たしていないことから、その耐震性の確保を図るとともに老朽化している施設の改善が必要である。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●教育・学習内容の充実 ●心のケア・心の教育、健康な体づくり				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	0.7%	11.3%	53.4%	27.1%	7.4%
	23年度	2.3%	11.0%	58.0%	20.6%	8.1%
重要度調査	25年度	第 3 位 / 20 位		5点満点中 4.70点(平均 4.39点)		
	23年度	第 1 位 / 20 位		5点満点中 4.32点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針
<p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <p>1【子どもが安全・安心して学ぶことのできる教育環境の整備・充実】</p> <p>(1) 学校耐震化計画を計画的に進め、平成27年度末に適正規模・適正配置校を除き、100%とするため進行管理を図るとともに、学校施設の適切な保全を実施し、老朽化対策などについて取組みを進めていく。</p> <p>(2) 「尼崎市立小・中学校適正規模・適正配置推進計画」の期間は平成25年度末までであり、計画期間中に取組みが完了していない下記の対象校については、残事業として平成28年度統合を目的に取組みを行う。 ・統合 「若葉小学校と西小学校」「啓明中学校と大庄中学校」「若草中学校と小田南中学校」 なお、上記の統合以外に通学区域の変更として、若草中学校と小田北中学校の校区変更を若草中学校と小田南中学校の統合に併せて実施する考えである。</p> <p>(3) 平成27年度末までに、学校統合関係校2校と市内移転予定の尼崎養護学校を除く給食室未整備校の整備を完了する予定としており、安全安心な給食の提供及び、子どもたちの食育の推進に努めていく。</p> <p>(4) 「尼崎市立幼稚園教育振興プログラム」は、次の6つの取組を柱に、本市の幼児教育を推進していくもので、これらの実現に向けて「子ども・子育て支援制度」を見極めながら、市立幼稚園長会、各市立幼稚園及び関係課と検討し、市立幼稚園の運営・機能の充実を図る取組を行う。 ・遊びを通じた学びを推進し、後伸びする力を育むための複数学級 ・幼稚園と小学校の滑らかな接続に向けた教員間の連携推進 ・特設学級の充実 ・発達に関する専門機能の強化 ・家庭教育支援 ・幼保一体化や預かり保育等、幼児教育制度の研究</p> <p>(5) 学校安全管理員の配置及び校門遠隔操作式施錠システムの設置を引き続き実施することで学校の安全・安心を確保していく。 また、緊急時の対応のためにAEDの設置(消耗品の定期交換)も引き続き実施していく。</p> <p>2【学習環境の向上】</p> <p>普通教室への空調機整備については、市民と現状や課題を共有し、今後の方向性をともに考える取組である「総合計画キャラバン」事業を実施することにより、保護者、市民、学校関係者、生徒と意見交換を行い、今後の方向性を検討していく。</p>

評価と取組方針
<p>・小学校給食室の整備は、耐震化の進捗など個々の学校の事情にあわせながら、残り14校の着実な実施を進めていく。</p> <p>・市立幼稚園教育の充実は、「幼稚園教育振興プログラム」及び「子ども・子育て支援新制度」の趣旨を踏まえ、幼児期の学校教育、保育の提供、適切な情報提供及び質的向上に努める。</p> <p>・学校への不審者進入防止等に係る事業は、他都市状況などを踏まえ、効率的効果的な取組を進める。</p> <p>・老朽化対策やAED等の設置は、財源を見極め、その優先度を図りながら調整を進める。</p> <p>・空調機整備に関し、学校耐震化を進める改築・新築校は工事に合わせた設置を進めるとともに、その他の未整備校についても、導入に向けた取組を進める。 なお、財源の一部は既存取組の見直しで捻出することとする。</p> <p>●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「重点化」とし、来年度の予算等を重点配分した上で施策を推進する。</p>

総合評価	
<input checked="" type="checkbox"/> 重点化	<input type="checkbox"/> 継続取組

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	03 学校教育	展開方向	03 地域全体で子どもを守り育てていくため、家庭・地域・学校の連携を推進します。
主担当局	教育委員会	主担当課	学校教育課
プロジェクト項目の該当有無	●	現役世代の定住・転入促進(生きる力を身につける教育を進める)	
市長公約の該当有無	●	18子どもたちへのシブシブ教育で市民がまちづくりを考える基礎づくりに取り組む	
局重点課題の該当有無	●	社会教育・地域力創生事業の推進、子ども・子育て支援新制度への対応	

3 目標指標

指標名	方向	基準値	目標値(H29)	実績値					現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29	
① 学校の教育活動にかかわりを持っている市民の割合	↑	H24 23.9 %	50	35.7	**	**	**	**	45.2%
② 今任んでいる地域の行事に参加していると回答する児童生徒の割合	↑	H19 小6 35.7 中3 14.8 %	小6 50以上 中3 25以上	40.7 21.0	**	**	**	**	小6 35.0% 中3 60.8%
③ 地域や社会で起こっている問題や出来事に関心があると回答する児童生徒の割合	↑	H25 小6 47.5 中3 44.2 %	小6 57以上 中3 53以上	47.5 44.2	**	**	**	**	—
④ のびよっ子健全育成事業への参加者数	↑	H24 78,897 人	82,850	79,732	**	**	**	**	21.1%
⑤ 学校評価項目のうち、「家庭・地域・学校の連携を深め、信頼され、活力に満ちた学校づくりに取り組む」に係る学校関係者評価の平均評価値	↑	H24 3.3 点	4 (4段階評価)	3.2	**	**	**	**	—

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)

行政が取り組んでいくこと ■家庭・地域・学校の連携推進

1【地域の活動等への参加・参画の促進】

望ましい人間関係を築く力を育み、主体的に地域や社会に参画し、行動する力を育成するため、中学校の研究指定校3校を中心に実施した「社会力育成モデル事業」を通して、いじめの撲滅や地域の環境改善といった生徒たちにとっての身近な課題に対し、生徒会活動を中心とした学校全体の取組に発展するなど、生徒たちが地域の一員として課題解決に取り組む態度を身につけることに一定の成果が見られた。しかし、本市全体の子どもたちの現状を考えると、「社会に対する関心」「粘り強く物事に取り組む力」「ボランティア活動に対する意識」等の課題があり、望ましい人間関係づくりや規範意識を身につけること、それに加えて主体的に行動する力を育成する必要がある。

2【地域ぐるみの教育支援活動の充実】

家庭や地域の教育力の低下、いじめや不登校、青少年犯罪の低年齢化など、子どもを取り巻く環境は憂慮すべき状況となっており、家庭・地域・学校が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる仕組みづくりが求められている。こうした中、子どもの学習支援や健やかな成長を支える環境整備など様々な学校支援活動に保護者はもとより、地域住民が学校支援ボランティアとして参画することを通して、学校と地域の相互理解や信頼関係が構築されるよう取り組みを進めているところである。

また、「のびよっ子健全育成事業」を通して、児童生徒が家庭や地域の人々とともに、あいさつ運動や地域の美化活動、コンサート活動など、自らの足もとを見つめ直す組織的な健全育成活動に取り組んだことにより、地域との連帯感が高まり、子どもの自主性や協調性の面において一定の成果が見られる。

3【家庭の教育力の向上】

家庭での学習習慣づくりと家庭の教育力の向上を図るため、「あまっ子ぐんぐん」の活用も含め、食育や読書、社会のルールなどの重要性を発信するとともに、家庭教育の大切さを呼びかけることにより、家庭との連携を図り、家庭学習に関する保護者への啓発を進めているところである。しかし、本市の子どもたちは、家庭における学習が宿題のみに終わっているケースが多く、予習・復習をしている割合が低く、与えられた課題に限った学習のみを行う傾向がある。子どもたちが望ましい家庭生活を送れるよう、引き続き、家庭学習の定着や基本的な生活習慣の確立、家庭教育の大切さに関する情報の提供を通して、家庭での取組の促進を図る必要がある。

4【開かれた学校づくりの推進】

各学校においては、学校評議員制度や学校評価を活用し、教育目標や教育計画、教育方法等について保護者や地域住民等から広く意見を求め、学校運営に反映させていく取組を行うことを通して、開かれた学校づくりの推進に努めている。今後、さらに質的な向上を図っていくために、家庭、地域、学校の三者がそれぞれの立場でできることを実践する連携のあり方を工夫していく必要がある。

また、家庭や地域との信頼関係を確立するためには、地域に愛着を持ち、地域と一体となった教育に取り組む意識を備えた教職員を育成する必要がある。

主な事務事業	・社会力育成モデル事業 ・のびよっ子健全育成事業	関連する目標指標	①・②・③・④・⑤	進捗	○順調	○概ね順調	●やや遅れ	○遅れている
--------	-----------------------------	----------	-----------	----	-----	-------	-------	--------

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

- 社会環境やライフスタイルが急速に変化するなか、子どものコミュニケーション能力や社会適応能力の低下が社会的な課題となっており、豊かな人間性や社会性、規範意識の育成が求められている。
- 不登校やいじめ等の未然防止や早期発見、早期解消を図るためには、子どもを取り巻く環境を整備することが必要である。
- 全国的に、子どもが被害者となるような自然災害や事件・事故が発生しており、地域や学校の安全・安心を確保することが課題である。
- 子どもを健やかに育てていくためには、地域全体での取組が必要不可欠であり、家庭や地域との協力・信頼のもとで、活気に満ちた学校づくりに取り組むことが重要である。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●教育・学習内容の充実 ●心のケア・心の教育、健康な体づくり				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	0.7%	11.3%	53.4%	27.1%	7.4%
	23年度	2.3%	11.0%	58.0%	20.6%	8.1%
重要度調査	25年度	第 3 位 / 20 位		5点満点中 4.70点(平均 4.39点)		
	23年度	第 1 位 / 20 位		5点満点中 4.32点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針

◆見直す・見直しを検討する事項

◆継続的・重点的に取り組む事項

1【地域の活動等への参加・参画の促進】
 「社会力育成モデル事業」の実績を踏まえ、主体的に地域や社会に参画し、行動する力の育成を目指す取組を行う中学校を平成26年度より9校に拡大したところである。引き続き、中学校全校での実施を視野に入れた検討を進めていく。

2【地域ぐるみの教育支援活動の充実】
 「社会力育成事業」や「のびよんっ子健全育成事業」を実施していく中で、地域の人的・物的資源を積極的に活用するとともに、児童・生徒会活動等の活性化を踏まえながら地域活動等への参画を促進し、地域全体で子どもを育む教育環境の整備に努める。また、小中連携の取組を通して、小中学校が共通した視点できめ細かな教育を行うことにより、児童生徒の健全育成や学力向上を図るとともに、地域住民の参画による子どもの育ちを支える環境づくりに努める。

4【開かれた学校づくりの推進】
 今後も「あまっ子ぐんぐん」の配布や各学校のホームページを有効に活用し、学校に関する情報を家庭や地域へ積極的に発信するなど、開かれた学校づくりに努め、家庭や地域と連携・協力しながら諸課題の解決に取り組んでいく。また、「社会力育成事業」や「トライやる・ウィーク」等の子どもの活動を通して、地域に目を向け、地域との関わりを深める教職員の育成を図る。

評価と取組方針

・学校の教育活動に関わりを持つ市民の割合や、のびよんっ子健全育成事業の参加者は増加傾向だが、引き続き地域ぐるみで子どもを育てる仕組みづくりが必要である。
 地域住民の参画による子どもの育ちを支えるため、特に地域の人的・物的資源の積極的な活用や開かれた学校づくりを進めていくこととする。

・生徒による地域や社会への活動の参加・参画は、現状、社会力育成事業にて生徒会活動を中心に行われているが、本市全体の子どもたちに浸透していくことが重要であり、中学校全校それぞれで、社会に対する関心や地域との交流が高まるよう工夫を促していく。

・家庭の教育力向上について、家庭での計画的学習、予習や復習が学力向上に大きく影響すること、また基本的な生活習慣が児童生徒の健全育成に欠かせないことから、伝えたい内容が保護者に響くような情報提供に努める。

●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。

総合評価

重点化 継続取組

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	04 子ども・子育て支援	展開方向	01 家庭における子育て力を高めます。
主担当局	子ども青少年局	主担当課	保育課
プロジェクト項目の該当有無	-		
市長公約の該当有無	●	15 母子家庭などの自立支援策の充実 17 学童保育の時間延長と育児環境の充実	
局重点課題の該当有無	●	子ども・子育て支援新制度への対応 子ども・子育て支援の更なる充実	

3 目標指標

指標名	方向	基準値	目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29	
① 身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合	↑	H23 48.5 %	100	46.4	**	**	**	**	0%
② こんにちは赤ちゃん事業の訪問実施率	↑	H24 85.9 %	100	86.3	**	**	**	**	2.8%
③ つどいの広場利用者数	↑	H24 44,725 人	63,892	48,529	**	**	**	**	19.8%
④ 保育所入所待機児童数 (年度当初)	↓	H24 47 人	0	74	**	**	**	**	0%
⑤ 児童ホーム入所待機児童数 (5月1日時点)	↓	H24 76 人	0	144	**	**	**	**	0%

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)									
行政が取り組んでいくこと ■ 家庭の子育て力の向上支援									
【次世代育成支援対策推進行動計画】 後期計画の最終年度にあたるが、4月に次世代育成支援対策推進法の年限が10年間延長されたことを受け、現行計画の計画期間を1年間延長し、後期計画の評価に取り組むとともに、国が策定を予定している行動計画策定指針の把握に努めている。									
【情報提供】 子育て家庭に対する情報提供として、電子媒体(市ホームページ、ほいくしよ日記、あまっこねっと、あまっこいきいきナビ)や紙媒体(あまっこ子育てハンドブック、ピギナス、あまがさきのほいくしよ、amaえんぼう)、リーフレット「公立保育所の保育」等を活用した。平成25年度には、主に就学前の子ども・子育て家庭に対する行政サービスや相談窓口等の情報について、官民協働事業により、探しやすく・分かりやすい情報サイト「あまっこいきいきナビ」を構築するとともに、公共施設へのポスター掲出をはじめ、市内転入者や母子手帳交付時の妊婦へのチラシ配布等による周知活動を行った。									
【地域子育て支援拠点】 子育て家庭の身近な地域において、子育て中の親子が気軽に集い情報交換や相談できる交流の場として、すこやかプラザの子育て支援ゾーンPALのほか、つどいの広場を年次的に新たに増設(平成25年度1か所、平成26年度2か所増設)している。また、利用者数も平成24年度実績でPAL25,629人、つどいの広場44,725人から、平成25年度実績ではPAL28,531人、つどいの広場48,529人と着実に増加しており、子育ての不安・負担感の軽減に貢献している。更に、一時預かりについても、平成25年度からすこやかプラザとつどいの広場1か所で開始し合計4か所で実施している。今後は、つどいの広場ごとに、どのような機能拡充ができるのかについて意見交換等を行う必要がある。									
【こんにちは赤ちゃん事業】 こんにちは赤ちゃん事業における訪問実施率が、平成24年度実績85.9%から平成25年度実績86.3%に上昇しているが、里帰りや入院中以外の家庭への訪問が実施できていない現状もあることから、子育て家庭に対する各種情報提供や養育環境の把握等、支援が必要な家庭の早期発見や適切な支援につなげていくために、訪問実施率の向上を図っていく必要がある。									
主な事務事業	・すこやかプラザ指定管理者運営事業 ・あまがさきキッズサポーターズ支援事業 ・こんにちは赤ちゃん事業	関連する目標指標	①②③	進捗	○順調	●概ね順調	○やや遅れ	○遅れている	
行政が取り組んでいくこと ■ 保育事業、放課後児童対策等による支援									
【保育の質の向上】 延長保育や休日保育、一時預かりなど、多様化する保育ニーズへの対応に取り組んでいる。また、公立保育所が実施している専門研修について、私立保育所、認可外保育所、認定子ども園へも参加を呼びかけ、保育の共通の課題解決に向けた研修を実施し、保育の質の向上に向けた取り組みを継続して実施している。今後に向けては、子ども子育て新制度が施行されることに伴い、保育施設の質の担保を図ることを求められており、研修について新たな取組を構築する必要がある。									
【地域子育て支援事業】 公立保育所地域子育て支援事業について、チラシの配布や、ホームページの「ほいくしよ日記」に子育て支援の様子を掲載するなど周知に努めた。園庭開放が場所の提供だけでなくとどまらず、それ以上の関わりを持つ場になるように、参加者に声をかけたり、月に1回は遊びの情報を伝えるようなイベントを盛り込むなど、その充実に努めてきた。									
【保育所の待機児童解消】 保育所において、待機児童対策プログラム(平成25年度)を策定し、私立保育園の分園の設置支援や、既存保育所の増改築に伴う定員増を図り、平成27年4月1日時点での待機児童の解消を目指している。これまでに法人保育園の増改築2園、分園整備4園、塚口保育所の建替えを進めており、140人の定員増を見込んでいる。新制度において、保育需要の増大や多様化に適切に対応した事業計画を新たに策定する。									
【児童ホームの待機児童解消】 児童ホームにおいて、経年的な待機児童の状況や児童数の推移等を勘案する中で、平成25年度から立花西児童ホームの定員拡大を行い、平成26年度には、27ホームの弾力化や暫定運用、耐震事業に伴う浦風児童ホーム整備に取り組んでいる。しかし、女性の社会参加意識の高まりや働き方の多様化に伴う女性の就労の増加等により、児童ホームの入所待機児童数は、平成24年度の76人から平成25年度の144人へと増加傾向にある。また、平成27年度施行予定である子ども・子育て支援新制度により、入所対象児童が小学生6年生まで拡大される予定であり、さらなる入所待機児童数の増加が見込まれている。									
主な事務事業	・公立保育所運営事業 ・法人保育園基準運営費 ・児童ホーム事業	関連する目標指標	①④⑤	進捗	○順調	●概ね順調	○やや遅れ	○遅れている	

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

- 次世代育成支援に関するニーズ調査によれば、子育てに対する不安や負担を感じている就学前児童・小学生の保護者がそれぞれ半数程度おり、また、子育ての悩みとしては、「子育てがうまくできているか」「子育てにかかる経済的負担」「子どもの教育に関すること」といった内容が多くなっている。
- 母親の就労希望や保育所・児童ホームの利用者が増加傾向にあり、就労形態の多様化等を背景に保育ニーズも多様化している。
- 子どもが健やかに育つためには、成長過程で子どもの人権が尊重されていることが重要です。この認識を基本に、上記の課題も踏まえ、「尼崎市子どもの育ち支援条例」を制定し、子どもの育ちを地域社会全体で支えるためのしきみを平成22年度から運用しています。この条例は、今の子どもが、社会の一員としてさまざまな責任を果たすことができる「大人」へと成長し、そして次の世代の子どもにかかわるといった長期的な視点に立つ「人づくり」を根底に置いているため、人材、制度、機関等の社会資源を活かすつなぐなどのしきみの運用については、持続的な取組が必要になる。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●子育て支援、保育事業、放課後児童対策等 ●子どもの主体的な学びや行動への支援				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	0.8%	10.5%	59.8%	23.3%	5.8%
	23年度	2.7%	12.9%	60.8%	17.9%	5.7%
重要度調査	25年度	第 8 位 / 20 位		5点満点中 4.57点(平均 4.39点)		
	23年度	第 2 位 / 20 位		5点満点中 4.26点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針
<p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <p>◆継続的・重点的に取り組む事項 【次世代育成支援対策推進行動計画】 国の行動計画策定指針や、平成27年度施行予定である子ども・子育て支援新制度事業計画との整合を図り、平成28年4月を始期とする新・尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画の策定に取り組む。</p> <p>【地域子育て支援拠点】 平成27年度施行予定である子ども・子育て支援新制度も踏まえ、地域子育て支援拠点事業の推進のため、つどいの広場の機能強化等に向けた方策をまとめ、取り組みを進める。</p> <p>【こんには赤ちゃん事業】 家庭訪問では、特に対象者の多様なニーズや背景をとらえた上での支援が必要となり、高いスキルが必要となってくることから、引き続き訪問員の研修等を通じて、より多くの赤ちゃんに訪問できる基盤を整備する。</p>
<p>◆見直す・見直しを検討する事項 【地域子育て支援事業】 単なる場の提供にとどまらず、子育て親子同士の交流や子育てにおける不安や悩み等が相談がしやすくなるような環境づくりについて検討する。</p> <p>◆継続的・重点的に取り組む事項 【子ども子育て支援新制度】 平成27年度施行予定である子ども・子育て支援新制度事業計画に基づき、以下の事業に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の量的拡大による待機児童の解消及び質的改善を図るとともに、多様化する保育ニーズへの対応に取り組む。 ・保育の質の向上のため子ども・子育て支援新制度の給付対象施設等の設置者等に対して、適正な運営に取り組まれるよう、助言や支援、指導を行う。 ・地域型保育事業の従事者に行う必修研修については、効率的かつ効果的に実施する。(平成27年度4月1日開設の従事前研修については平成26年度から実施する。) ・児童ホームについては、引き続き待機児童の解消を図るため、児童ホーム整備事業を推進することに加え、学校との連携や民間ホームへの支援制度など、児童ホーム受け入れ定員の量的拡大による待機児童の解消及び質的改善に取り組む。

評価と取組方針
<p>・目標指標である「こんには赤ちゃん事業の訪問実施率」や「つどいの広場利用者数」が着実に伸びており、一定の成果が上がっているものの、「身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合」が下降している。一朝一夕に子育て環境を改善することは難しいが、「あまっこいきナビ」など分かりやすい情報サイトも構築できており、様々な取組を通じて、子育ての不安・負担感解消に向けた情報の発信や相談・サポート機能の充実を図っていく。</p> <p>・また、保育所や児童ホームについて、引き続き待機児童の解消に努め、一時預かりなどの多様化する保育ニーズに対応していくとともに、地域の子育て支援の充実を図る。</p> <p>・新・次世代育成支援対策推進行動計画の進行管理にあたっては、現状の取組を評価するだけではなく、事務事業の選択と集中につながるような評価を行っていく。</p> <p>・これらの上記の取組にあたっては、平成27年度施行予定の子ども・子育て支援新制度に基づき、実施していくことになるが、その財源については、本市のこれまでの負担枠を確保し、ニーズに対応できるよう進めていく。</p> <p>●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「重点化」とし、来年度の予算等を重点配分した上で施策を推進する。</p>
<p>総合評価</p> <p>■重点化 □継続取組</p>

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	04 子ども・子育て支援	展開方向	02 子どもの主体的な学びや行動を支えます。
主担当局	子ども青少年局	主担当課	青少年課
プロジェクト項目の該当有無	-		
市長公約の該当有無	-		
局重点課題の該当有無	●		青少年施策の更なる充実

3 目標指標

指標名	方向	基準値	目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29	
① 青少年活動の団体数	↑	H23 32 団体	33	29	**	**	**	**	0%
② 青少年センターの居場所の利用人数(16:30時点)	↑	H24 3,810 人	4,000	3,945	**	**	**	**	71.1%
③ 青少年の居場所の数	↑	H24 3 箇所	6	5	**	**	**	**	66.6%
④ こどもクラブの延べ参加者数(児童ホーム待機児童を除く)	↑	H24 205,337 人	215,000	206,241	**	**	**	**	9.4%
⑤ 青少年いこいの家の利用者数	↑	H24 12,090 人	18,300	13,139	**	**	**	**	16.9%

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)									
行政が取り組んでいくこと ■子どもの主体的な学びや行動への支援									
<p>【居場所づくり】 青少年の居場所づくりとして、まず、青少年にとって身近な公共施設となる青少年センターは、気軽に立ち寄り、安心できる居場所として、支援スタッフの確保、支援スタッフ研修を通じての人材育成、体験メニューの提供などの環境整備により、ロビーを中心として安定的な利用がある。事業取組時(平成22年度)と平成25年度の比較では、利用人数は2.4倍に増加しており、青少年センターの居場所は有意義に機能し始めている。 また、地域における青少年の居場所については、平成26年度末までに市内に6か所を目標とし、運営管理者の協力の下、情報発信等の面で連携するなど公共施設に働きかけている。</p> <p>【こどもクラブ等】 青少年交流事業などの機会を捉えた定期的な交流の場を設定するほか、青少年に関する情報収集・発信により、青少年同士や地域社会との接点づくりの支援や自主的な交流を促進している。 また、児童育成環境整備事業(こどもクラブ)では、小学校の放課後・土曜日・長期休業日において、子どもが安心して活動できる居場所を確保し、異年齢児の交流により、自主性、社会性、創造性を育むことを目的とした事業で、平成25年度では、延べ20万6千人が参加した。また、子ども会などNPOやボランティアなどとの共催事業を延べ694回開催するなど、様々な人々との交流などにより、児童の健全育成に寄与している。 しかしながら、こどもクラブは、その地域や校区の実情に応じて利用実態に差があるため、利用が少ない傾向にある地域については、利用ニーズの動向を踏まえ、児童ホームなどとの連携をはじめ、運営のあり方について検討を行っている。</p> <p>【青少年センター】 青少年の多様な主体的活動の支援として、青少年センターでは、青少年による事業企画事業・成人の日のつどい・青少年交流事業等の企画や実施を青少年を中心に行う機会をもち、加えて自ら体験する参加型事業を展開しているほか、スポーツ・文化・交流活動等の支援のため、青少年のニーズを踏まえた施設環境の充実を図っている。また、青少年同士や地域社会との接点づくりの支援を促進するため、青少年に関する情報の収集・発信に市報・HPを活用した結果、事業参加者の増につながっている。 利用者については各年度の事業の規模や内容によって増減するものの、目標としている57,000人近くで安定的に推移しているが、施設の老朽化が進んでいるため、利用者が安心・安全に今後も利用するには、当面の安全確保のための改修や、ファシリティマネジメントにおける施設更新の検討を関係各課と調整することが必要となっている。</p> <p>【美方高原自然の家】 美方高原自然の家は指定管理事業受託者との連携により、施設の有効活用やプログラムの工夫により、近年施設利用者も増加傾向にあり、平成25年度は前年度に比べ、9.20%増加している。しかし、美方高原自然の家については教育施設であり、自然学校を中心とした利用とならざるを得ない。</p> <p>【青少年いこいの家】 青少年いこいの家については、利用者数が年々減少していることから、事業的な卸しにより、所在地である猪名川町や施設を利用する青少年活動団体等との連携が不十分であり、施設の目的をより意識した、施設の運営や事業のあり方について検討するよう指摘を受けた。猪名川町への協力及び連携の依頼については、町のホームページや広報誌に施設の紹介や事業参加の募集の掲載、町の青少年活動団体等にも働きかけてもらうなど、今後も継続して協力するとの快諾を得た。また、尼崎市の青少年活動団体の指導者へ施設についての意見交換や連携、協力依頼を行い、気づいた点についてはその都度報告し、事業についても可能な限り協力するとの了承を得ることができた。その他、利用者が施設に何を求めているのかを把握するため、アンケート内容を見直すなど行ったところ、利用者数は目標値に及ばないものの平成25年度は、8.68%増加した。今後とも利用者のニーズの把握に努め、施設目的と合致した施設運営を行っていく。しかしながら施設が老朽化しており、建て替え等が必要な時期であると考えているが、本市の財政状況では困難なため、これまでと同様、必要最低限の環境整備を行いながら運営していく。</p>									
主な事務事業	・青少年センター管理運営事業 ・指定管理者管理運営事業(美方高原自然の家) ・児童育成環境整備事業	関連する目標指標	①②③ ④⑤	進捗	○順調	●概ね順調	○やや遅れ	○遅れている	

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

●日常生活において、子ども同士が互いに遊びや体験を通じて人間関係づくりを学ぶ機会や、地域活動等に参加する機会が減少しているため、子どもの育ちにとって重要な体験の機会を確保すること等が課題になっている。
 ●子どもが健やかに育つためには、成長過程で子どもの人権が尊重されていることが重要です。この認識を基本に、上記の課題も踏まえ、「尼崎市子どもの育ち支援条例」を制定し、子どもの育ちを地域社会全体で支えるためのしきみを平成22年度から運用しています。この条例は、今の子どもが、社会の一員としてさまざまな責任を果たすことができる「大人」へと成長し、そして次の世代の子どもにかかわるといった長期的な視点に立つ「人づくり」を根底に置いているため、人材、制度、機関等の社会資源を活かすつなぐなどのしきみの運用については、持続的な取組が必要になる。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●子育て支援、保育事業、放課後児童対策等 ●子どもの主体的な学びや行動への支援				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	0.8%	10.5%	59.8%	23.3%	5.8%
	23年度	2.7%	12.9%	60.8%	17.9%	5.7%
重要度調査	25年度	第 8 位 / 20 位		5点満点中 4.57点(平均 4.39点)		
	23年度	第 2 位 / 20 位		5点満点中 4.26点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針

◆見直す・見直しを検討する事項
【こどもクラブ】
 こどもクラブについては、子ども・子育て支援新制度をはじめとした国の放課後児童対策の動向を注視しつつ、他都市の状況や利用者ニーズを踏まえながら、引き続き、こどもクラブのあり方について検討を行う。

【青少年いこいの家】
 青少年いこいの家指定管理事業については、利用者数が目標値を下回っているものの、平成25年度から、青少年団体との意見交換や利用者アンケートの見直し、猪名川町との連携や協力依頼などを行った結果、利用者数が増加しており、また、利用者アンケート結果においても利用意向は依然高い。そのため、引き続き、指定管理事業受託者や施設の所在地である猪名川町と連携するとともに、青少年活動団体などと様々な視点から意見交換を行い、今後の施設運営のあり方を検討し、利用者にとって、より魅力的な施設となるよう努める。

◆継続的・重点的に取り組む事項
【青少年センター】
 青少年センターの利用者数は安定的な水準で推移しているが、パンフレットや市ホームページで事業等のPRに積極的に努めるとともに、青少年のニーズを踏まえた環境づくりや事業の実施に努める。一方、施設等は老朽化が進んでいるため、建物の維持管理について、関係各課との調整を行う。

評価と取組方針

・目標指標である「青少年センターの居場所の利用人数」や「青少年の居場所の数」が伸びている中、今後は参加メンバーの固定化が見られないかなど新規利用者の掘り起こしに向けた取組についても検討していく。

・また、こどもクラブについては、利用者ニーズや他都市の先進事例などを踏まえ、児童ホームを含めた放課後児童対策全体の中で、整理を行っていく。

・青少年センター及び青少年いこいの家、美方高原自然の家にかかる施設の老朽化等への対策については、庁内で進めているファシリティマネジメントの取組の中で、利用実態や利用ニーズ等も踏まえ、今後の施設のあり方について検討を進める。

●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。

総合評価	
<input type="checkbox"/> 重点化	<input checked="" type="checkbox"/> 継続取組

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	04 子ども・子育て支援	展開方向	03 地域社会全体で子育て家庭や子どもの育ちを支えます。
主担当局	こども青少年局	主担当課	計画調整課
プロジェクト項目の該当有無	-		
市長公約の該当有無	●	12 ソーシャルワーカーの積極的活用	
局重点課題の該当有無	●	・子育て支援の更なる充実 ・青少年施策の更なる充実	

3 目標指標

指標名	方向	基準値	目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29	
① 身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合	↑	H23 48.5 %	100	46.4	**	**	**	**	0%
② 子育てに関するワークショップや交流会に参加した人の満足度	↑	H24 97.6 %	100	100.0	**	**	**	**	100%
③ 子育てに関する活動グループ(子育てサークル)数	↑	H23 39 団体	40	33	**	**	**	**	0%
④ 少年補導委員による補導活動の延べ人数	↑	H24 16,557 人	17,712	16,853	**	**	**	**	25.6%
⑤									

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)					
行政が取り組んでいくこと ■ 地域の子育て力の向上支援 【コミュニティソーシャルワーク】子どもの育ち支援条例の理念を実現していくにあたり、地域社会の子育て機能向上に資するため、子育てコミュニティワーカーが250回(2人)近く地域へ出向く中で、地域の子育て活動グループ等の主体的な取組が進むように情報提供等の働きかけを行うとともに、地域住民に対して地域社会で子どもの育ちを支える意識を高めるため、ワークショップを4回開催している。また、子育て活動グループのリーダー等が集まる交流会を2回、子育て支援活動スタッフのスキルアップ交流会を1回実施する。加えて、地域で子どもの育ちを支えるネットワークの主体的な取組の側面支援を行ったり、地域で子育て活動を行いたい思いのある市民に対し、子育て広場の開設(3か所)に至るなど、人材の発掘・育成を進めることにより、新たな社会資源づくりにつなげている。 【子育てサークル】子育てサークルは、平成24年度37サークル、平成25年度33サークル、平成26年度31サークルと減少傾向にある。子育てコミュニティワーカーの側面支援等により新規に登録したサークルがある一方、子どもの幼稚園入園・保護者の就業・つどいの広場等への利用転換等などで、会員数の減や活動規模の縮小等により登録要件を満たさなくなるケースや代表者(世話人)の退会等により活動を廃止するケースなどがある。 【赤ちゃんの駅】赤ちゃんの駅事業は、平成25年度から新たに実施し、平成25年度中に市施設・市立保育所・つどい広場・民間事業所等60か所を登録、平成26年度は6月末現在で民間事業所2か所を追加登録しており、更に登録数を増やし子育て中の親子が安心して外出できる環境創出に努める。 【公立保育所地域活動事業】高齢者福祉施設訪問や異年齢児交流を行っている公立保育所地域活動事業における地域住民の参加者数は年々増加している。また、保育所が学生や地域の高齢者や元保育士など様々な人の子育てボランティアの活動の場となっている。今後は、様々な機関や団体に呼びかけることにより、参加者の裾野を広げる必要がある。 【青少年団体活動】スポーツ少年団をはじめとした青少年団体活動については、行政にはない団体のノウハウを活かし、学校外においての活動に重要な役割を担っている。特にスポーツ少年団においては、指導者の養成や研修、今後指導者となり得るリーダーを養成するためのリーダースクール等も充実している。こうした各団体のリーダーについては青少年センター事業の企画・運営等中心となって進めるなど、青少年に係る事業を進める上で欠かせない存在となっている。 【センター機能】子育てに関する情報収集・提供、相談、サポートの充実及び地域の子育て力向上のため、関係機関・団体等相互の連携、コーディネートを総合的・一体的に推進する体制についての考え方をまとめる。 【子ども会】子ども会については、青少年の健全育成に貢献する貴重な取組を行っている団体であるため、会員の増加等を目的としたPRIについての側面支援に努めているが、年々スタッフや会員の減少が続いていることにより、地域の子育て力が低下している。					
主な 事務事業	・地域社会の子育て機能向上支援事業 ・子育てサークル育成事業	関連する 目標指標	①②③	進捗	○順調 ●概ね順調 ○やや遅れ ○遅れている
行政が取り組んでいくこと ■ 児童虐待の早期発見と非行化の防止に向けた地域環境づくり 【コミュニティソーシャルワーク】地域社会の子育て機能向上事業の取組の中で、地域住民等に子どもの育ち支援条例の理念の普及・啓発や、子どもの人権、大人の役割等について意識を高めることを目的に「児童虐待と子どもの育ちの問題」をテーマにワークショップを行うとともに、可能な限り子育て活動グループ等が集う場に出向き、条例を分かりやすく編集したパンフレット等を活用し説明等を行っている。 【少年補導活動】 ・ 青少年の健全育成・非行化防止の取組としては、日々の活動において未然防止の観点から、声かけや通報を行うとともに、警察・学校等関係機関と連携して活動したり、情報交換の場を持つなどして、犯罪の早期発見、未然防止、抑止効果につながっている。啓発活動としては、市内の主要駅におけるキャンペーンや広報誌により、意識の向上を図っている。また、市内全てのタバコ販売店やシンナーなどの関連事業者へ適正な管理・販売等の協力要請を行うとともに、増加している万引き防止策として警察関係と連携し、大型量販店(ショッピングセンター)の協力を得ることにより、万引き件数の減少や犯罪の抑止効果につながっている。 ・ スマホや脱法ハーブによる犯罪が増加傾向にあることから、予防対策や知識を深めるための研修を取り入れ、啓発を行うとともに、警察と連携し情報を共有するなどして、補導活動の中で活かし、積極的に取組んでいる。 ・ 昨今の青少年については、学校内、家庭内、その他それ以外でも、さまざまな問題を抱えている。しかしながら、このような問題については、本市庁内では、ほとんど情報共有ができていないのが現状であるため、このような問題について、情報共有を図ることを目的に、庁内の青少年に関わる所管課長等で、青少年の現状と青少年が抱えている問題について、それぞれの立場から意見交換を行い、青少年に関わる各関係課で情報共有し、連携した取組が行えるよう関係課長による勉強会を設置する。					
主な 事務事業	・地域社会の子育て機能向上支援事業 ・青少年健全育成啓発事業 ・少年補導活動事業	関連する 目標指標	④	進捗	○順調 ●概ね順調 ○やや遅れ ○遅れている

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

- 地域の大人と子ども、子育て家庭と地域がつながる機会の減少や、地域で子どもを育てる意識が弱くなっていること等から、子どものいる家庭と地域とを結び付けていくことが課題である。
- 本市の児童虐待の相談受付件数は阪神間他市に比べて多く、また、非行等子どもにかかわる問題も依然としてあり、これらを未然に防ぐための地域環境づくりが求められている。
- 子どもが健やかに育つためには、成長過程で子どもの人権が尊重されていることが重要です。この認識を基本に、上記の課題も踏まえ、「尼崎市子どもの育ち支援条例」を制定し、子どもの育ちを地域社会全体で支えるためのしくみを平成22年度から運用しています。この条例は、今の子どもが、社会の一員としてさまざまな責任を果たすことができる「大人」へと成長し、そして次の世代の子どもにかかわるといった長期的な視点に立つ「人づくり」を根底に置いているため、人材、制度、機関等の社会資源を活かすつなぐなどのしくみの運用については、持続的な取組が必要になる。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●子育て支援、保育事業、放課後児童対策等 ●子どもの主体的な学びや行動への支援				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	0.8%	10.5%	59.8%	23.3%	5.8%
	23年度	2.7%	12.9%	60.8%	17.9%	5.7%
重要度調査	25年度	第 8 位 / 20 位		5点満点中 4.57点(平均 4.39点)		
	23年度	第 2 位 / 20 位		5点満点中 4.26点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針
<p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <p>【子育てサークル】 子育てサークル育成事業は、子育ての不安感や孤立感の軽減を図り、子育てを楽しむ環境づくりを推進するもので、子育て親子同士の交流や情報交換、育児に関する知識や技術の習得などを行うとともに、子育てコミュニティワーカーが活動に必要な活動場所等の情報を提供する等、引き続き子育てサークルの運営の側面支援に努める。</p> <p>【公立保育所地域活動事業】 保育所が多様な人々との交流をすることが地域の子育ての意識を醸成することにつながるため、今後も引き続き子育てサークルとの連携を図るなど、事業内容を充実し、参加者の増加を目指す。</p> <p>【青少年団体活動】 青少年団体は、本市の青少年の健全育成を担う指導者の養成や、行政にはないノウハウを活かした場の提供を行う重要な役割を果たしているため、引き続き連携した事業の実施や団体活動のPR、運営支援などを行う。</p> <p>【子ども会】 子ども会については、青少年の健全育成に貢献する貴重な取組を行っている団体であるため、引き続き加入者の増加に向けたPRの側面支援に努めるとともに、こどもクラブとの連携による活動支援など、側面的な支援の手法について検討する。</p>
<p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <p>【コミュニティソーシャルワーク】 今後とも児童虐待に関するワークショップの開催について、地域の子育て支援活動団体等に働きかけ、開催回数の増加を目指し、意識の高揚を図る。</p> <p>【少年補導活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少年補導委員や学校・警察など関係機関と連携した補導活動や啓発、相談活動等に継続して取り組む。 ・青少年に関わる所管課で、意見交換を行うため勉強会を開催し、本市青少年についての情報共有を図る。

評価と取組方針
<p>・コミュニティソーシャルワーク活動における満足度は高く、子育てサークルの活動支援にも繋がっているが、結果として、目標指標としている「身近に子育ての悩みや不安を相談できる環境があると感じる市民の割合」や「子育てサークル数」が下降している。一朝一夕に子育て環境を改善することは困難であるが、中長期的な視点で効果・効率的な取組を進めていく。</p> <p>・子育て情報の集約・提供及びコーディネートを一体的に行うセンター機能の構築にあたっては、現状の組織を前提とするのではなく、本来望ましいセンター機能のあり方を検討する。</p> <p>・少年補導活動については、学校や警察など関係機関と連携した活動を継続的に進めていく。なお、庁内連携を強化するための勉強会については各部署が積極的に情報共有を図っていく。</p> <p>●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「重点化」とし、来年度の予算等を重点配分した上で施策を推進する。</p>

総合評価	
<input checked="" type="checkbox"/> 重点化	<input type="checkbox"/> 継続取組

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	05 人権尊重	展開方向	01 市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認め合う、「ともに生きる社会」の実現に努めます。
主担当局	市民協働局	主担当課	協働・男女参画課
プロジェクト項目の該当有無	-		
市長公約の該当有無	●	12 DVの予防教育や被害者支援	
局重点課題の該当有無	-		

3 目標指標

指標名	方向	基準値	目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29	
① 「男は仕事、女は家事、育児」という考え方に対する不同意の割合の増加	↑	H23 63.6 %	70	64.3	**	**	**	**	10.9%
② 審議会等の女性の委員割合	↑	H24 36.6 %	40	36.9	**	**	**	**	8.8%
③ 市の課長級以上の女性の管理職割合	↑	H24 5.3 %	10	6.1	**	**	**	**	17.0%
④									
⑤									

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)					
行政が取り組んでいくこと ■ 多文化共生社会の実現 【多文化共生の取組】① ア 国際化基本方針等に基づき、互いの生活や文化を理解・尊重し、ともに生きる社会を築くため、相互理解の促進と人権意識の高揚を図る取組を、地域や学校等において様々な形で実施している。 イ 本市に在住する外国人は、国籍如何に係らず本市の住民であるという基本認識にたち、外国籍等の制度的無年金者に対し、高齢者特別給付金及び重度障害者特別給付金を支給している。 ウ 在住外国人が安心して住める魅力あるまちづくりのための環境整備については、これまでも各種取り組んでいるが、充分であるとはいえない。課題として、外国人相談窓口が未設置であることや、多言語情報の提供が実態に即しているかどうかなどがあり、在住外国人の実態把握が必要である。 【民族教育を選択する自由の支援】② 本市には平成26年5月1日現在、10,857人の外国人住民のうち、73%にあたる7,904人の韓国・朝鮮籍の人たちが住んでいる。わが国が批准している「児童の権利に関する条約」において、自国の言語、文化等の教育を受ける権利を保障されているが、朝鮮人学校は学校教育法第1条に規定する学校ではなく、私立学校と同等の補助が受けられていない。在学児童・生徒の保護者は市内在住の納税者であることから、韓国・朝鮮籍の人たちが民族教育を選択する自由を支援し、保護者に対する経済的負担の軽減を図るため、国において必要な措置がとられるまでの間、市が補完的な措置として補助を行っている。 朝鮮人学校の児童・生徒のうち希望する者は一般の中学・高校へ進学しており、義務教育課程に相当する教育を実施しているとみなされることから、児童・生徒の良好な学習環境を確保し、学校用地に係る問題を含め、学校運営のための環境整備等について支援を行う必要がある。					
主な事務事業 朝鮮人学校就学補助金	関連する目標指標	進捗 ○順調 ●概ね順調 ○やや遅れ ○遅れている			
行政が取り組んでいくこと ■ 男女共同参画社会の実現 【男女共同参画計画に基づく取組】① 「男女共同参画社会づくり条例」に基づき、男女共同参画計画を策定(第1次:H19~23年度、第2次:H24~28年度)。計画に基づき、男女が互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を発揮できる社会の実現のため、啓発事業等を実施している。また、男女共同参画審議会において、男女共同参画社会づくり促進に関する重要事項及び計画の進捗について毎年審議を行っている。さらに、男女共同参画推進員の地域、学校等での取組を促すため、その活動を選出母体ごとに支援する制度へ見直しを行い、より効果的な啓発を図った。 このような取組において、市民・地域の意識啓発を促す取組により、少しずつであるが男女共同参画に関する社会課題を理解し意識を持つ人が増えているが、未だ、根深い固定的な性別役割分担意識がある。 【女性センターの効果的・効率的な運用と市民サービスの向上】② 尼崎市立女性・勤労婦人センターにおいて指定管理者制度を導入(H16年度~)。男女共同参画社会づくりの拠点として、民間事業者の専門性とノウハウを活用し、多様化するニーズに対応しながら市民サービスの質向上を図るとともに、効率的な施設管理運営に努めている。また、同センター運営委員会において、効果的・効率的な運営、施設管理等について審議している。 指定管理制度を導入したことで、女性の人権尊重だけでなく、男女ともに生きやすい社会づくりという昨今のニーズに専門性をもって対応するほか、効果的・効率的な運営に繋がっている。 【男女共同参画社会づくりを効果的に推進する取組】③ 平成25年度から、男女共同参画推進事業者認定制度を見直し、一定の要件を満たせば認定事業者としてインセンティブを付与し、事業の周知と他事業者への波及効果を図る取組を実施した。 女性活躍促進に関する国の動きにもあるとおり、これからの社会経済を支えていくために、介護・育児等にも対応した働き方の多様性を認める社会意識や制度運用、女性の社会参画促進、男性の働き方の見直しなどが必要であることから、特に、ワークライフバランスの推進について、企業への啓発が課題である。					
主な事務事業 男女共同参画社会づくり関係事業 尼崎市立女性・勤労婦人センター指定管理者管理運営事業	関連する目標指標	進捗 ○順調 ●概ね順調 ○やや遅れ ○遅れている	①②③		

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

●人権とは、人間の尊厳に基づいて、年齢や性別、人種等に関係なく、すべての人が生まれながらにしてもっているかけがえない権利であり、人間が人間らしく生きていくために欠かすことのできない普遍的な権利である。
 ●在住する外国人が安心して住めるよう、互いの生活や文化を理解・尊重し、ともに生きる社会を築くとともに、世界平和を願う意識をはぐくみ、多文化共生への取組をより一層進めることが課題である。
 ●男女が対等な立場で社会に参画する上での障害要因となっている男女の固定的な性別役割分担意識や社会慣行の解消が課題である。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●人権問題の啓発と人権教育 ●人権侵害防止と被害者支援				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	1.2%	8.7%	73.8%	10.4%	5.8%
	23年度	3.1%	10.3%	73.2%	11.0%	2.4%
重要度調査	25年度	第 19 位 / 20 位		5点満点中 4.01点(平均 4.39点)		
	23年度	第 17 位 / 20 位		5点満点中 3.72点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針
<p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <p>① 外国人が安心して快適に生活や行動ができるよう、外国人にも等しく行政・生活情報が得られるための多言語情報の提供等の充実化について検討するため、実態把握を行うとともに、他市の先進的な取組について調査研究を行い、平成26年度以降の指標について検討する。</p> <p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <p>①イ 外国籍等の制度的無年金者については、国の責任において救済を図らなければならないものであると考えられることから、国に対して早期の救済措置を講ずるよう全国市長会や全国都市国民年金協議会を通じて要望するとともに、県に対しては、兵庫県無年金外国籍障害者等福祉給付金を各市負担額と同額に引き上げるとともに、対象を中度障害者にも拡充するよう、さらに、公的年金との併給制限緩和を行うよう要望する。</p> <p>② 朝鮮人学校就学補助金については、阪神間各市と比較した場合、補助金額は低位にあり、保護者等から増額の要望があることから、他都市の状況等を踏まえながら、補助金額の増額を検討するとともに、国に対して、私立学校と同等の補助が受けられるように制度創設を要望し、また、県に対しても他の外国人学校と同等の助成をするよう要望する。 学校運営に係る環境整備を含め、民族教育を選択する自由の継続的な支援に取り組む。</p> <p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <p>③ ワークライフバランスの推進を図るため、研究会、ワークライフバランス賞等、バラバラに実施するのではなく全体として連携した制度運用を検討し、必要経費について精査していく。また、庁内外組織との連携を図り効果的・効率的に事業を実施する。</p> <p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <p>③ 企業による取組を促進するため、男女共同参画推進認定事業者に対するインセンティブの追加を検討する。さらに、企業団体等と連携し、企業(使用者側)を対象としたセミナーや講座の企画、広報を行う。</p>

評価と取組方針
<p>・これまでの取組の中で、多文化共生や男女共同参画社会の実現にむけた取組を実施してきた結果、男女共同参画社会に関する目標指標全てにおいて実績値が上昇しているが、達成率は満足のいく数値とは言い難い状況となっている。</p> <p>・多文化共生社会の実現に関する取組については、今後実態把握や調査研究を行うとともに、目標指標についても検討を行う。</p> <p>・市民意識の醸成を一層推進するためには、現行取組を継続して取り組んでいくほか、今後、企業団体や地域の団体など、庁内外組織との連携を図り効果的・効率的に事業を実施していく。</p> <p>・朝鮮人学校については、義務教育課程に相当する教育を行っていることや、民族教育を選択する自由を尊重する観点からも、取組内容を総合的に検討する。</p> <p>●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。</p>

総合評価	
<input type="checkbox"/> 重点化	<input checked="" type="checkbox"/> 継続取組

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	05 人権尊重	展開方向	02 市民・事業者と行政の協働による人権教育や啓発活動を推進するとともに、市民が人権に対して自主的に「学び・気づき・行動する」環境づくりを進めます。
担当当局	市民協働局	担当課	人権課
プロジェクト項目の該当有無	-		
市長公約の該当有無	-		
局重点課題の該当有無	-		

3 目標指標

指標名	方向	基準値			目標値(H29)	実績値					現時点での達成率
		H25	H26	H27		H28	H29				
① 市民意識調査の「人権問題がある」「人権問題の可能性がある」と回答した割合	↓	H23	38.2	%	30	46.2	**	**	**	**	0%
② 人権啓発推進員の活動回数	↑	H24	696	回	912	714	**	**	**	**	8.3%
③ 人権啓発協会主催の講演会、研修会への参加者数	↑	H24	19,972	人	21,000	19,596	**	**	**	**	0%
④ 「語り部」へのアンケートにおける「平和の大切さ」を感じた回答割合	↑	H24	88	%	100	87	**	**	**	**	0%
⑤ 啓発事業への参加者数	↑	H24	223	人	400	298	**	**	**	**	42.4%

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)									
<p>行政が取り組んでいくこと ■ 人権問題の啓発と人権教育の取組</p> <p>【人権啓発事業】</p> <p>① 人権啓発の拠点である総合センターは、各種事業を通じて人権問題への正しい認識と理解を促すよう取り組んでおり、参加数も6館で140千人以上の利用があることから、一定の水準を維持している。</p> <p>② 人権啓発の方法として、FMあまがさきのラジオ放送(スポット放送)を実施し、人権問題の多様性や課題を市民に周知してきた。委託先の公益財団法人尼崎市総文化センターは、地域に密着したさまざまな情報を提供するほか、地震、台風、火災などの災害時やその恐れがある時には、速報性を備えたメディアとしての役割を担っている。また、行政情報を得られるメディアとして、認知度の向上を平時から図る必要性があり、本市が主体的に情報を提供する放送枠を確保してきたが、情報提供を求めるリスナーが未知数のため、その効果の指標が見えないことから事業の見直しを検討する。</p> <p>③ じんけんスタディツアーは、各総合センター等で実施している啓発事業をカリキュラム化し、市民に体験してもらうことを目的とした事業であり、初年度の平成25年度は32名の登録者と述べ124名の参加人数があったことから、一定の効果も上げてきた。今後の課題として、参加者がどのように人権啓発リーダーとして地域での役割を果たしていくかなどを検討する必要がある。</p> <p>④ 多発するインターネットによる差別書き込みについて、平成22年度から兵庫県下初のモニタリング事業を開始し、本市に関わる抑止力、拡散防止、被害者救済措置を目的として実施している。事業開始に対する反発・意見等は470件にのぼり、その中には挑発的な内容も多くあった。事業開始時の2ちゃんねる上では157件の差別書き込みが発見され、法務局へ報告するとともに、悪質と思われるものには削除要請を行ってきた。平成25年度については、本市に関係する悪質な書き込みは4件と減少していることから、抑止力、拡散防止の効果も表れており、一定の成果をあげている。今後は事業の実施5年目を迎えるにあたって、これまでの事業の検証を行う必要がある。</p> <p>⑤ 人権啓発推進委員会を未措置の中央・園田地区において、両地区の市民運動を活用し全域的な人権啓発の仕組みをつくり、一定の効果もあげている。</p> <p>【人権教育・啓発推進事業】</p> <p>⑥ 本事業は、本市の人権施策の推進に対してチェック機能の役割を担っており、10人の学識経験者で懇話会を組織し、専門的な立場から助言・意見を行い、人権施策に反映させることを目的としている。平成23年度にはモニタリング事業含む3点、平成24年度は平和啓発推進事業の拡大を含む4点と本人通知制度、平成25年度は配偶者等暴力についてを含め4点に対しての意見等があり、事業の充実に一定の効果があった。</p> <p>⑦ 人権啓発推進員は、地域における人権啓発のリーダーとしての役割は一定果たしているが、新たなリーダーを育成するところまではなしていない。そのことから事業方法の見直しを行う必要がある。(⇒指標②)</p> <p>⑧ 人権教育小集団学習事業は、委託事業として各校園のPTAを中心に原則月1回の人権学習会を開催し、同和問題をはじめ子育てや高齢者等のあらゆる人権の学習を行っている。また、小集団グループからオピニオンリーダーを選出し、地区別研修会を実施することで人権に関する見識等を高める一定の効果も上がっている。</p> <p>【じんけんを考える市民のつどい】</p> <p>⑨ じんけんを考える市民のつどいは、全市的な規模で行っている事業であり、本市の人権啓発に関わる機関等(尼崎市、法務局、人権擁護委員協議会、(公社)尼崎人権啓発協会)で構成する「尼崎人権啓発活動地域ネットワーク協議会」が主体となり、国から委託を受けて実施している。本来、人権週間の12月に実施していたが、年々参加者が減少したことで、平成22年度にアンケート調査を実施し、同時期に重複した講演会が多くあるという理由で開催日時の変更を求める意見が多くあった。その結果、8月に実施時期を変更することで、学校関係の研修として活用され参加者の増加があり、成果も上げている。今後は、他の人権問題講演会のテーマと繋がりをもたせていくことを検討する。(⇒指標⑤)</p> <p>【尼崎人権啓発協会補助金】</p> <p>⑩ 本市での尼崎人権啓発協会の役割としては、人権問題に関する啓発事業や研修会、調査及び研究事業、人権問題に関する業務を柱に、人権の意識や知識の向上を図り、市民啓発に努めることを目的として平成24年に公益社団法人化を行った。平成25年度における事業への参加者数は19千人で、本市全世帯の1/10の参加者として成果も上げている。しかし、協会の運営を支える財源は、本市からの補助金と委託料で賄っていることから、新たな事業の着手など、事業基盤の安定化に向けた協会自らの取組を行う必要がある。外郭団体の見直しを進めるにあたって、事業に対する経費と成果の検証を行い、本市における人権啓発推進体制の協会の役割を明確にし、補助の抜本的な見直しを行う。(⇒指標③)</p>									
<p>主な事務事業</p> <p>・人権啓発事業 ・人権教育・啓発推進事業</p>	<p>関連する目標指標</p> <p>①②③⑤</p>	<p>進捗</p> <p>○順調</p>	<p>○概ね順調</p>	<p>●やや遅れ</p>	<p>○遅れている</p>				
<p>行政が取り組んでいくこと ■ 多文化共生社会の取組</p> <p>【平和啓発推進事業】</p> <p>① 戦争の恐ろしさを風化させないため、「尼崎市原爆被害者の会(210名)」と連携し、戦争体験者(原子爆弾被害者)の語り部活動を実施している。語り部の高齢化などから、H26年度平和への願い継承事業として実行委員会を立ち上げ、市民、事業所等に協賛金を募り映像化(DVD化)に取り組む。また、語り部活動以外にも、戦争体験を継承し風化させない方法も検討する必要がある。</p> <p>また、市内にある平和モニュメント情報などを掲載したリーフレット「届け！平和への願い」を8,000部作成し、市立中学校1年生全員や関係機関に配布し、地域における平和教育の推進に成果も上げている。さらにH26年度は、小学生及び保護者を対象に「夏休み親子平和スタディツアー」を実施し、リーフレットに掲載されている戦争の傷跡や平和モニュメントを訪ね、次世代の平和への意識の推進を図る。</p>									
<p>主な事務事業</p> <p>・平和啓発推進事業</p>	<p>関連する目標指標</p> <p>④</p>	<p>進捗</p> <p>○順調</p>	<p>●概ね順調</p>	<p>○やや遅れ</p>	<p>○遅れている</p>				

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

- 人権とは、人間の尊厳に基づいて、年齢や性別、人種等に関係なく、すべての人が生まれながらにして持っているかけがえのない権利であり、人間が人間らしく生きていくために欠かすことのできない普遍的な権利である。
- 同和問題や外国人、女性、子ども、高齢者、障害のある人等に対する差別意識や偏見のない社会を実現するためには、一人ひとりが日常生活の中で基本的人権を尊重する感性や人権感覚を身に付けていくことが必要となっている。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●人権問題の啓発と人権教育 ●人権侵害防止と被害者支援				
		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	1.2%	8.7%	73.8%	10.4%	5.8%
	23年度	3.1%	10.3%	73.2%	11.0%	2.4%
重要度調査	25年度	第 19 位 / 20 位		5点満点中 4.01点(平均 4.39点)		
	23年度	第 17 位 / 20 位		5点満点中 3.72点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針

- ◆見直す・見直しを検討する事項
- ① 指定管理者制度導入後、地域の問題、課題の把握に努める。
 - ② スポット放送の見直しを検討する。
 - ⑥ 基本計画における事業の実態調査を実施する。
 - ⑦ 人権啓発推進員のあり方を抜本的に見直しを検討する。
 - ⑧ 社会教育の委託事業である小集団学習グループと連携した啓発推進体制の整備を検討する。
 - ⑨ 市民のつどいの開催日が8月であることから、子ども、青少年が参加できるテーマにし、また、そのテーマを他の人権問題講演会と連動したシリーズ化を検討する。

- ◆継続的・重点的に取り組む事項
- ③ 「じんけんスタディツアー」の参加者を人権啓発推進体制の中で活用する仕組みに取り組む。
 - ④ モニタリング事業で明らかになっている書込み内容、傾向、頻度、対象、目的等に分類し、モニタリング専門部会で中間総括をまとめる。
 - ⑤ 人権啓発推進委員会が未措置であった中央地区、園田地区を重点的に全市域的な啓発事業の充実を行う。
 - ⑥ 基本計画の実態調査に取り組む。
 - ⑦-⑧ 人権啓発推進員対象に実施している研修会を見直し、人権啓発推進員、小集団学習グループ(オピニオンリーダー)、地域団体と連携し、地区毎にグループ化が図れる仕組みを検討する。また、そのグループを人権課が側面から支援する方法に取り組む。
 - ⑩ 尼崎人権啓発協会については、本市の人権啓発推進体制の役割を検証し、協会への補助金である事業費補助を可能な限り業務委託へ切り替えなど、経費区分を整理する。

- ◆見直す・見直しを検討する事項
- ① 原爆被害だけではなく、市内の戦争体験等の掘り起こしなどを行い、様々なテーマの取り組みを検討する。

- ◆継続的・重点的に取り組む事項
- ① H26年度に実施する、平和への願い継承事業(語り部活動DVD化)や親子平和スタディツアーの実績や効果を検証し、継続的に取り組んでいく。

評価と取組方針

・これまでの取組の中で、人権侵害の防止と被害者支援の取組を実施してきたが、身近なところで人権問題が発生していると感じる市民の割合は上昇する結果となっている。しかしながら、人権に対する意識が高まった結果、割合が上昇した可能性もあることから、その他指標についても注視していく。

・今後は、人権啓発推進員のあり方を含め、人権啓発推進体制に関する整備の検討に取り組むほか、これら市民意識の醸成を一層推進するためには、本市における人権教育や啓発に関する取組についても継続して取り組んでいく。

・尼崎人権啓発協会については、本市における人権啓発推進に向けての役割を検証し、当該団体とともに、そのあり方について検討していく。

●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価については「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。

総合評価

重点化

継続取組

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	05 人権尊重	展開方向	03 人権侵害を防止するとともに、被害者に対して適切な支援を行います。
主担当局	市民協働局	主担当課	人権課
プロジェクト項目の該当有無	-		
市長公約の該当有無	●	12 児童虐待の未然防止	
局重点課題の該当有無	-		

3 目標指標

指標名	方向	基準値	目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29	
① 市民意識調査の「人権問題がある」「人権問題の可能性はある」と回答した割合	↓	H23 38.2 %	30	46.2	**	**	**	**	0%
② 差別落書き件数	↓	H24 22 件	0	26	**	**	**	**	0%
③									
④									
⑤									

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)	
<p>行政が取り組んでいくこと ■ 人権侵害の防止と被害者への支援</p> <p>本施策の実現をめざし、尼崎市人権教育啓発基本計画に基づく様々な施策を展開している。これらの取組にあたっては、人権問題が複雑化・多様化していることから、庁内はもちろん、関係機関・団体との連携・協力のもと進めることが重要であり、他施策に分類されている事業についても、本展開方向に資する事業として掲載する。</p> <p>【同和問題】</p> <p>① 同和問題の解決に向けた取組により、生活環境等の実態的差別は解消に向かい、市民の同和問題についての理解も深まってはいるが、依然として同和地区に対する忌避意識が見受けられるなど、心理的差別の解消までには至っていない。また、結婚差別や就職差別などの人権侵害につながる身元調査を目的とした住民票等の不正取得事件が生じており、適切な対応がもためられている。</p> <p>【外国人】</p> <p>② 外国人に対する偏見や差別意識を解消し、多様な文化・伝統に対する理解を深める取組を進めているが、取り巻く国際環境の変化などにより、在日朝鮮・韓国籍の人に対する差別的な表現による人権侵害が生じており、市内でも在日朝鮮・韓国籍の人を対象とする差別落書きが増加している。落書き発生後の対応についてはマニュアルの徹底により差別意識の拡散防止が図られているが、未然防止のための対応策を講じていく必要がある。</p> <p>【DV】</p> <p>③ DV対策基本計画(H24～28)を策定し、平成25年度には配偶者暴力相談支援センターを設置し相談体制の充実を図る等、計画の推進を図っている。DV相談件数は増加している一方、各種調査によると「誰にも相談しなかった」という被害者は多く、潜在的なニーズの高さが読み取れる。被害者への迅速かつ適切な支援と2次被害の防止に向けて、今後も関係機関との連携を図り、課題共有及び対策のさらなる具体化が必要である。</p> <p>【児童虐待】</p> <p>④ 児童虐待の未然防止と早期発見のため、家庭児童相談やスクールソーシャルワークをはじめ、要保護児童対策地域協議会による連携した取組を行っている。さらに増加する相談に対応し適切な支援を行うため、関係機関・団体のいっそうの連携強化や子どもの育ち支援ワーカーの増員など、支援体制の充実を図っている。(⇒施策09【生活支援】■支援を要する子どもの早期発見と早期対応)</p> <p>【いじめ】</p> <p>⑤ 学校におけるいじめ防止のため、教員研修やこころの教育推進事業などにより、人権尊重の意識を高める教育の推進を図っているが、いじめ防止・早期発見・対処等に総合的・効果的に対応するため、いじめ防止対策推進法に基づく取組を行う必要がある。(⇒施策03【学校教育】■心のケア・心の教育の充実)</p> <p>【高齢者や障害のある人】</p> <p>⑥ 高齢者や障害者に対する福祉サービス利用支援、悪徳商法の被害防止、虐待の防止などの支援を図るため、権利擁護ネットワーク構築事業等の取組を行っているが、量的・質的な対応力の向上のため、関係機関・団体のいっそうの連携と成年後見支援センターの構築などサポート体制の充実を図る必要がある。(⇒施策06【地域福祉】■地域福祉に関する相談、支援体制づくり)</p> <p>【インターネットによる人権侵害】</p> <p>⑦ インターネットの普及に伴いインターネットによる人権侵害が増加する中、本市では、平成22年度からモニタリング事業を実施しインターネット上の差別書き込みを監視することにより、一定の抑止効果を収めていると考えている。しかし、いったんインターネットに掲載されると、よほどの内容でない限り削除は困難であり、例えば、差別を助長するような旧同和地区名の書き込みなどは削除されないままとなっている。そのため、こうした差別書き込みに対しても即時削除できるなど、インターネット上の人権侵害に対する適切な対応策がもためられている。</p> <p>【相談体制】</p> <p>⑧ 様々な人権侵害に対して関係機関・団体が被害者に対する相談・支援を行っている。しかし、市民意識調査等によれば、人権侵害への対応は友達・同僚に相談、家族・親戚に相談、自分で抗議、何もしないがほとんどであり、行政などの専門機関への相談はわずかである。そのため、専門機関による被害者への適切で効果的な支援が行えるよう、相談体制の充実を図る必要がある。</p> <p>なお、市民評価において、当施策の「重要度」が低い位置にあるのは、市民にとって人権問題が身近な問題として十分に受け止められていないことによるものと考えられる。しかし、人権問題は子どもから高齢者まで、すべての人に関わる問題であり、人権が蔑ろにされた結果、生死に関わる悲惨な事件に結びつく可能性もある。そのため、市民一人ひとりが人権問題を他人事ではなく自らの問題として受け止めることができるよう、家庭・地域・学校・職場など、あらゆる場を活用して「人権の大切さ」を学び考える機会を提供することが必要である。</p>	<p>主な事務事業</p> <p>関連する目標指標</p> <p>①②</p> <p>進捗</p> <p>○順調</p> <p>○概ね順調</p> <p>●やや遅れ</p> <p>○遅れている</p>

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

- 人権とは、人間の尊厳に基づいて、年齢や性別、人種等に関係なく、すべての人が生まれながらにして持っているかけがえのない権利であり、人間が人間らしく生きていくために欠かすことのできない普遍的な権利である。
- インターネットによる人権侵害、社会的弱者やマイノリティへの差別等の新たな人権問題への対応が課題である。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●人権問題の啓発と人権教育 ●人権侵害防止と被害者支援				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	1.2%	8.7%	73.8%	10.4%	5.8%
	23年度	3.1%	10.3%	73.2%	11.0%	2.4%
重要度調査	25年度	第 19 位 / 20 位		5点満点中 4.01点(平均 4.39点)		
	23年度	第 17 位 / 20 位		5点満点中 3.72点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針
<p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <p>② 関係機関・団体が構成する尼崎市差別落書き分析検討委員会において、未然防止対策について検討を行う。</p> <p>⑦ 関係機関・団体が構成する尼崎市インターネット差別書込み防止研究会において、モニタリング事業の検証を行う中でインターネット上の人権侵害に関する国への法整備の要請を含め対応策を検討する。</p> <p>⑧ 人権侵害の被害者が気軽に相談でき、適切で効果的な支援を受けられるよう、相談・支援に関する情報の提供、関係機関・団体が連携した相談体制の充実、相談員の養成などについて検討を行う。</p> <p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <p>① 人権侵害につながる住民票等の不正取得を防止するため、事前登録型本人通知制度等を実施するとともに、不正取得された本人からの権利利益の侵害等に関する相談等に対し、人権課をはじめ関係機関・団体が連携して対応する。</p> <p>③ 被害者への迅速かつ適切な支援と2次被害の防止に向けて、尼崎市DV防止ネットワーク会議の開催等により、庁内、関係機関との情報共有の徹底と効果的な防止策を検討していく。</p> <p>⑤ いじめ防止対策推進法に基づき、市いじめ防止基本方針の策定に取り組むとともに、いじめ防止等のため学校、教育委員会に置く組織、重大事態発生時に教育委員会、市長部局に置く組織について検討を行う。</p>

評価と取組方針
<p>・これまでの取組の中で、人権侵害の防止と被害者支援の取組を実施してきたが、身近なところで人権問題が発生していると感じる市民の割合は上昇する結果となっている。しかしながら、人権に対する意識が高まった結果、割合が上昇した可能性もあることから、その他指標についても注視していく。</p> <p>・人権問題が複雑化、多様化している中、本市における人権侵害の防止と被害者支援の取組についても関係機関・団体との連携・協力のもと進めることが重要であり、引き続き継続して取り組んでいく。</p> <p>・いじめ防止対策推進法に基づく適切な対応が講じられるように附属機関の設置等について整理を行う。</p> <p>●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。</p>

総合評価	
<input type="checkbox"/> 重点化	<input checked="" type="checkbox"/> 継続取組

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	06 地域福祉	展開方向	01 小地域福祉活動を活発にします。
主担当局	健康福祉局	主担当課	福祉課
プロジェクト項目の該当有無	-		
市長公約の該当有無	-		
局重点課題の該当有無	●		地域福祉活動の推進

3 目標指標

指標名	方向	基準値	目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29	
① 小地域福祉活動実施団体数 (延べ)	↑	H24 487 団体	594	554	**	**	**	**	62.6%
② ボランティア登録者数	↑	H24 5,396 人	5,600	5,208	**	**	**	**	0%
③ 見守り安心事業実施地区数	↑	H24 23 地区	56	32	**	**	**	**	27.3%
④									
⑤									

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)	
行政が取り組んでいくこと	■ 新たな人材と組織の育成支援
<p>【地域福祉について】 施策「地域福祉」については、第2期あまがさき地域福祉計画を中心に、計画に間接的に関連する事業を含め、各種施策を実施することで、「誰もが地域でその人らしく暮らせる福祉のまち」を目指しており、展開方向01においては、小地域福祉活動を活発にすることで地域で起こりえる様々な生活・福祉課題に対応する地域福祉コミュニティづくりを目指している。特に新たな人材と組織の育成支援を行うため、小地域福祉活動の一環である「地域高齢者福祉活動推進事業」、人材等の育成支援としての「ボランティアセンター運営事業」「社会福祉功労者顕彰事業」等に取り組んでいる。</p> <p>【地域高齢者福祉活動推進事業】 ・「地域高齢者福祉活動推進事業」は、広く市民が高齢者福祉に関心を持ち、理解を深めるとともに、高齢者の生きがいと自主的に活動する地域福祉コミュニティの形成を促進することを目的に、社会福祉協議会がそれぞれの地域で行っている活動を支援している。その取組内容は各地区において主体的に決められており、主に安心安全活動、引きこもり防止、地域住民交流等を行っている。(25年度 60連協、137単協にて実施。一部合同実施や支部実施も有) ・一方、高齢者施策を含めたコミュニティ関連事業を整理・集約し効率化を図ることや、その取組内容に応じた補助のあり方に見直すことについて、平成25年度の包括外部監査で指摘を受けており、今後、関係団体と調整しながら、検討していく必要がある。 ・目標指標の「小地域福祉活動実施団体数」については、これまでの取組により増加傾向であり、引き続き取組を広げていく。</p> <p>【ボランティアセンター運営事業】 ・「ボランティアセンター運営事業」は、市から社会福祉協議会に対し、ボランティア入門講座、啓発等の事業を委託している。小地域福祉活動の推進を図るうえで、要援護者等のニーズに対応して活動しているボランティアの果たす役割は非常に大きく、そのコーディネートを行っているボランティアセンターは、地域活動における新たな担い手の確保について、一定の成果を挙げている。 ・しかしながら、目標指標に掲げている「ボランティア登録者数」そのものは微減傾向ではある。これは、最近では、NPOや企業が独自にボランティア活動を行うなど、その活動に多様化がみられることや人口減少・少子高齢化により地域における担い手の減少等が理由と考えられる。 ・一方で、テーマ型ボランティア活動への参加意欲の高まり、ボランティア活動に関する考え方の広がり(例えば有償ボランティアなど)など多様な活動、多様な主体によるボランティア活動の広がりがある中、より幅広い利用者のニーズに対応するため、こういったボランティア活動との連携や支援について検討する必要がある。</p> <p>【社会福祉功労者顕彰事業】 ・「社会福祉功労者顕彰事業」は、地域福祉に顕著な功績のあった個人や団体を顕彰している。担い手のモチベーションの向上、新たな担い手となりうる人への意識啓発等、果たすべき役割は大きく地域福祉活動の促進と地域連帯意識の高揚を図っていることから、今後も引き続き実施していく必要がある。(表彰件数実績 23年度 138件、24年度 234件、25年度 142件)。</p> <p>【高齢者見守り安心事業】 ・地域福祉を推進する上において、中心的な役割を担っている「高齢者等見守り安心事業」については、平成24年度より、高齢介護課から福祉課へ事業所管が変わり、単に高齢者の安否確認といった高齢者施策から地域住民のつながりを深め、孤立を防止するなど、小地域福祉活動の推進といった地域福祉施策の側面も付加しながら、社会福祉協議会を中心に、民生児童委員とも連携しながら取組を進めている。(平成23年度:16地区→平成25年度:32地区(推進員・協力員数:1,433人、登録者:3,561人)) ・指標に掲げている「見守り安心事業実施地区数」は順調に増加しており、これまでの活動に対する成果が出てきている。今後も継続的な取組を行っていくとともに、事業所との協働の取組である見守り協定(新聞販売店:71、牛乳販売店:21、コープこうべ)の拡大、ヘルプキット(配布実績:16,400個)のほか、緊急通報システムなども併せた重層的な見守り体制を継続実施していく。</p> <p>【市民福祉振興協会補助金】 ・尼崎市民福祉振興基金から生じる運用益の一部を補助金として受け入れ、尼崎市民福祉振興協会が福祉意識の啓発や福祉活動の振興等の事業を実施してきたが、事業の執行体制において、行政と協会との機能が役割が混在化しているなどの課題もある。</p>	
主な事務事業	地域高齢者福祉活動推進事業 ボランティアセンター運営事業 社会福祉功労者顕彰事業
関連する目標指標	①~③
進捗	○順調 ●概ね順調 ○やや遅れ ○遅れている

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

- 少子化・高齢化や情報化の進展、単身世帯の増加等により、地域のつながりの希薄化が進んでいる。
- 地域のつながりを活かした地域福祉の重要性は、高齢化が進むなかで増しているが、地域福祉を支える人材も高齢化するなど、新たな担い手の確保が課題となっている。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		<ul style="list-style-type: none"> ●地域生活を支える福祉コミュニティづくり ●地域福祉に関する相談、支援体制づくり 				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	0.7%	13.5%	63.4%	18.9%	3.5%
	23年度	3.5%	13.7%	61.7%	17.2%	3.9%
重要度調査	25年度	第 10位 / 20 位		5点満点中 4.42点(平均 4.39点)		
	23年度	第 11位 / 20 位		5点満点中 4.02点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針
<p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <p>・尼崎市民福祉振興協会については、事業評価や執行体制等を検証した結果、基金の運用益をより有効に活用することを前提に、同協会を解散する方向で同協会理事会で協議を行っている。</p>
<p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <p>・地域高齢者福祉活動推進事業については、地域福祉コミュニティを形成するうえで、各地域で根幹となる事業であり、引き続き、社会福祉協議会と十分連携し事業を継続していく必要がある。なお、高齢者を中心とした事業展開だけでなく、若年層を含む幅広い世代を対象とした事業や地域課題に即した生活支援事業など、地域住民にとって活動しやすい事業形態について検討を進めていく。また、担い手不足の課題についても、幅広い世代とのつながりを構築していく中で、その解消に取り組んでいく。</p> <p>・ボランティアセンターは、地域のニーズにあったボランティア活動をコーディネートする重要な役割を担っていることから、今後も同センターの運営を継続していく。また、登録者数を引き続き確保していくため、実際にボランティア活動に従事している方に登録を促して行くなど、新たな担い手の確保に向けた取組を進めていく。また、災害時を見据えたボランティアの育成への取組や介護保険の見直しに伴う生活支援のあり方についても併せて検討していく。</p> <p>・社会福祉功労者顕彰事業については、今後も引き続き実施し、地域福祉活動の促進と地域連帯意識の高揚を図っていく。</p> <p>・高齢者等見守り安心事業については、全地区での実施を目指して、多様な団体(NPOや老人クラブ、PTA等)と連携しながら取組を進めていくとともに、未実施地区が実施しやすいように実施圏域の設定や事業の支援方法等について検討していく。</p>

評価と取組方針
<p>・小地域福祉活動実施団体数については社会福祉協議会の活動を中心に、高齢者の見守り、引きこもり防止などその活動団体数は増加傾向にあり、地域における福祉活動への意識は高まりつつある。今後は、現在の高齢者を中心とした取組に加え、若年層を対象とした幅広い取組にも活動の輪を広げていくとともに、その担い手の発掘・育成についても力を入れていく必要がある。</p> <p>・地域高齢者福祉活動推進事業等の地域活動や新たな会議体の立ち上げに対する補助については、社会福祉協議会等と協議しながら、類似事業及びその対象を再度整理した上で進めていく必要がある。</p> <p>・ボランティア活動については、ボランティアセンターへの登録者数が減少傾向にあり、介護保険制度の見直しや災害時の対応を見据えると、新たな担い手の確保・育成についてはその取組を強化する必要がある。また、NPOや民間企業などの多様化するボランティア活動の主体についても把握し、連携体制を強化する。</p> <p>・あわせて、地域における福祉活動と、ボランティアが連携して地域課題の解決に向けた取組が実施できるような仕組みを検討していく必要がある。</p> <p>●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、より効果的な取組への転換に向け調整を行う。</p>

総合評価	
<input type="checkbox"/> 重点化	<input checked="" type="checkbox"/> 継続取組

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	06 地域福祉	展開方向	02 地域のなかで生活・福祉課題を共有し、解決に向けて検討します。
主担当局	健康福祉局	主担当課	福祉課
プロジェクト項目の該当有無	-		
市長公約の該当有無	-		
局重点課題の該当有無	●		地域福祉活動の推進

3 目標指標

指標名	方向	基準値	目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29	
① 地域福祉会議の設置数	↑	H24 2 箇所	74	3	**	**	**	**	1.4%
② 見守り安心委員会設置数	↑	H24 23 箇所	56	32	**	**	**	**	27.3%
③ 小地域福祉活動実施団体数 (延べ)	↑	H24 487 団体	594	554	**	**	**	**	62.6%
④ 孤立を感じている市民の割合	↓	H23 32.1 %	32.1 以下	48.5	**	**	**	**	0%
⑤									

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)	
<p>行政が取り組んでいくこと ■ 地域生活を支える福祉コミュニティづくり</p> <p>【地域生活を支える福祉コミュニティづくりに向けて】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「地域生活を支える福祉コミュニティづくり」に向けて、地域福祉についての全市的な意識啓発や担い手確保を目的とした「地域福祉推進啓発事業」、地域の多様な主体が参加して生活・福祉課題等を検討する地域福祉会議や小地域福祉活動にかかる支援などを進める「地域福祉推進事業」を実施している。また、展開方向02は目標指標に掲げている「孤立を感じている市民の割合」を減少させていく役割も担っており、他の施策分野の事業とも連携しながら、取組を進めていく。 <p>【地域福祉活動専門員の活動及び地域福祉会議の立ち上げ】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2期あまがさき地域福祉計画に基づき、小地域福祉活動に取り組むための支援や担い手と小地域福祉活動を結びつける支援、地域でのつながりづくりの支援等を行うため、6名の地域福祉活動専門員を社会福祉協議会に配置している。地域福祉活動専門員の主な活動としては、積極的に地域に出向き、活動内容や活動者の把握、信頼関係づくりを進めるとともに、老人クラブや婦人会等の多様な主体に対して、小地域福祉活動への参画意識を高めるための啓発等を行っている。 これらの活動をとおして、ふれあい喫茶など住民主体の交流の場の広がりをはじめ、地域福祉会議や高齢者等見守り安心委員会の立ち上げ、災害時要援護者支援を視野に入れた「地域安心安全マップ」作りや、いわゆる「ゴミ屋敷」などの個別支援に関わる相談への対応等、地域の福祉課題の解決に向けた幅広い活動を行っている。 特に高齢者等見守り安心事業の実施地区拡大にも積極的に取り組んでいる。高齢者等見守り安心事業は、地域のつながり作りだけでなく、高齢者のニーズ把握や地域の福祉課題の発見などにも大きく寄与する事業であり、地域住民、民生児童委員、老人会等の様々な団体により見守り安心委員会が設置されている。こうした活動において、地域包括支援センターとも連携を積極的に図り、見守り活動等を通して見えてきた地域の福祉課題について共有し、解決に向けた支援を積極的にを行っている。 (見守り実施地区実績 平成22年度:2地区、23年度:16地区、24年度:23地区、25年度:32地区) 一方、地域の多様なメンバーが参画して地域の生活・福祉課題を地域自身で検討する場として設置を目指している「地域福祉会議」については、平成25年度に新たに園田地区で立ち上がったものの、全体として地域により福祉意識の濃淡、内容が難しく受け止められがちなどの理由により飛躍的な設置の増加は難しく、現在3地区での設置に留まっている。 「地域福祉会議」は、地域における「重複した福祉課題を抱える世帯」などの早期発見や専門機関につなぐなど、いわゆる生活困窮者へと陥りやすい世帯への支援にもつながる有効な「会議体」でもあることから、今後においては、「地域福祉会議」の設置拡大に向け、高齢者等見守り安心事業の実施地区で設置している、見守り安心委員会をさらに充実させ、「地域福祉会議」の設置に結びつけるなど、これまでの人的支援に加え、財政的支援についても方策も検討しながら、積極的に働きかけていく必要がある。 <p>【地域福祉カルテの作成に向けて】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域福祉活動専門員が地域に出向き、小地域福祉活動をまとめた、「地域福祉マップ」を23年度から作成しているが、今年度から地域の要援護者世帯や地域資源などを付加し、内容をさらに充実させた「地域福祉カルテ」へと移行させる取組を進めており、今後の小地域福祉活動の更なる展開に活用していく。 <p>【地域福祉フォーラムの実施】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小地域福祉活動の担い手が特定化・高齢化しており、新たな担い手の確保が課題となっている中、新たな担い手となり得るすべての市民等への地域福祉に対する意識啓発を図ることを目的に、「地域福祉推進啓発事業」として全市的な地域福祉フォーラムを開催している。平成25年度においては、新たな地域福祉活動として拡がりを見せている「尼崎市高齢者等見守り安心事業」の尼崎市見守りサミットと共催で行ったところであり、その参加者数は650名となっている。(前年度参加者数:125名) 全市的な意識啓発は市として、引き続き実施していく必要がある。啓発効果を高めるための対象者や実施方法については今後も随時検討しながら、より効果的な地域福祉フォーラムの開催を実施していく。 <p>【社会福祉協議会との協議・協力】</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中心的な存在である。引き続き支部社会福祉協議会のあり方、介護保険法の改正や生活困窮者自立支援法施行に向けて、協議・協力を継続していく必要がある。 	<p>関連する目標指標</p> <p>①~④</p> <p>進捗</p> <p>○順調</p> <p>○概ね順調</p> <p>●やや遅れ</p> <p>○遅れている</p>
<p>主な事務事業</p> <p>地域福祉推進事業</p> <p>地域福祉推進啓発事業</p>	

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

- 少子化・高齢化や情報化の進展、単身世帯の増加等により、地域のつながりの希薄化が進んでいる。
- ボランティアや自主的なサークル、NPO等多様な主体の活躍もみられる。これらを結び付け、補いあうことで、よりよい効果につなげていくことが課題である。
- 各地区を比較すると、南部地区は高齢化が進んでいる一方、近所づきあいの割合がやや高い傾向にあるなど、地域の特性が見られる。市内の各地区における発展の形態や住環境等地域によって差があり、そうしたなかでその地域ごとの生活・福祉課題を把握していく必要がある。
- 身近な生活の場での困りごとや孤立した不安など、制度の谷間・狭間にあるようなニーズを抱える人を地域で支えていくことも必要である。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●地域生活を支える福祉コミュニティづくり ●地域福祉に関する相談、支援体制づくり				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	0.7%	13.5%	63.4%	18.9%	3.5%
	23年度	3.5%	13.7%	61.7%	17.2%	3.9%
重要度調査	25年度	第 10位 / 20 位		5点満点中 4.42点(平均 4.39点)		
	23年度	第 11位 / 20 位		5点満点中 4.02点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針
<p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <p>・「地域福祉推進事業」を今後も引き続き実施し、小地域福祉活動に取り組む地域へのさらなる支援を行う。また、高齢者等見守り安心委員会や地域福祉会議の設置については、これまで以上に積極的なアプローチが必要となってくるため、地域福祉活動の中核をなす社会福祉協議会と民生児童委員との連携の促進を支援するとともに、人的な支援としての支部社協のバックアップ体制が得られるよう社協へ要請を行う。さらに、地域福祉活動専門員数を増やすことや設置された会議体へのインセンティブ等財政的な支援も含めて、新たな取組の方向性を検討していく必要がある。</p> <p>・誰もが住み慣れた地域で安心して生活を送るためには、一人ひとりの日頃からの地域福祉に対する意識や社会的包摂の理念の浸透が重要であり、その意識啓発を行う「地域福祉推進啓発事業」は今後も引き続き実施していく必要がある。また、社会福祉協議会等と連携する中で、地域の中で起こりつつある課題などの現状に即したテーマ設定をするなど、市民が地域福祉課題を理解しやすいような内容に高めていく。</p>

評価と取組方針
<p>・地域における福祉活動に対する支援を行うため、社会福祉協議会の各支部に配置した地域福祉活動専門員が積極的に地域に出向き活動を行った結果、地域自らが地域の高齢者を見守る「見守り安心委員会」等の地域の福祉活動は増加傾向にあり、今後もその取組については継続していく。</p> <p>・加えて、「孤立を感じている市民の割合」が増加していることを踏まえ、地域住民のニーズの把握に努めるとともに、それに即した取組を実施し、その取組を広く地域住民に周知していく必要がある。</p> <p>・地域の多様なメンバーが参画して地域の生活・福祉課題等を話し合う「地域福祉会議」の設置については、現在のところ3箇所にとどまっており、今後、見守り安心委員会等の既存の活動を発展させるなどしながら、地域福祉活動専門員を中心にその設置を推進していく。</p> <p>・また、現在、福祉活動があまり活発には行われていない地域において、福祉コミュニティの裾野が広がるよう特に注力していく必要がある、その具体的手法について検討していく必要がある。</p> <p>●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。</p>
<p>総合評価</p> <p><input type="checkbox"/>重点化 <input checked="" type="checkbox"/>継続取組</p>

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	06 地域福祉	展開方向	03 専門機関による支援体制を加えた地域の福祉に関するネットワークを強化します。
主担当局	健康福祉局	主担当課	福祉課
プロジェクト項目の該当有無	-		
市長公約の該当有無	-		
局重点課題の該当有無	●		地域福祉活動の推進

3 目標指標

指標名	方向	基準値	目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29	
① 民生児童委員活動平均日数	↑	H24 135.8 日	146.5	140.7	**	**	**	**	45.8%
②									
③									
④									
⑤									

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)									
<p>行政が取り組んでいくこと ■ 地域福祉に関する相談、支援体制づくり</p> <p>【地域福祉に関する相談・支援体制づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「地域福祉に関する相談・支援体制づくり」として一番地域住民に密着した相談支援をおこなっている民生児童委員活動を支援する「民生児童委員関係事業」、自己の権利を表明することが困難な人が、安心して生活を送れるように「権利擁護ネットワーク構築事業」を実施している。 <p>【民生児童委員の活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> 民生児童委員は、住民福祉の向上を図るため、日常的な活動だけでなく、高齢者等の要援護者の見守りをはじめ、福祉サロン活動等の様々な地域福祉活動における重要な役割を担っており、あまがさき地域福祉計画においても地域福祉推進における中心的な存在として位置づけられている。本市では、生活保護世帯数・単身高齢者数・児童虐待認知数といった民生児童委員業務に関係するものはどれも増加しており、民生児童委員の平成25年度の平均活動日数は140.7日と、年々増加傾向にある。 また、その活動の幅は高齢者への友愛訪問や、各種行政機関への確認事務、地域住民からの相談業務と多岐に渡り、高い専門性も求められている。 上記のように、民生児童委員を取り巻く環境はますます厳しいものとなっており、担い手の高齢化が進んでいることから、昨年12月の一斉改選時には、推薦要件の緩和や地区推薦準備会の委員構成の変更(教育関係者、民生児童委員等地域関係団体を加える)等様々な工夫を行うなど担い手の確保に努めているが、依然として厳しい状況にある。また、対象者数の増などの影響により、市行政と民生児童委員との連携において必要な連携が取れていない事例も生じており、引き続きこうした課題の改善にも取り組んでいく。 <p>【福祉に関するネットワーク】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各施策、各対象者を中心としたネットワークは、高齢者支援の「地域ケア会議」、要保護児童支援の「要保護児童対策地域協議会」、障害者の「障害者自立支援協議会」などがある。今後、これらのネットワークは、施策や対象を越えた連携を図っていくことも必要であり、こうした連携は新たにはじまる「生活困窮者自立支援制度」における関係機関との連携体制の確保の上でも重要なものである。 <p>【権利擁護の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 高齢化の進展等に伴って、権利擁護に関して福祉の中核となるセンターや機能の必要性が高まっており、「権利擁護ネットワーク構築事業」や「市民後見推進事業」を先行して実施してきた。「権利擁護ネットワーク構築事業」のなかでは権利擁護に関する専門職との連携や課題検討を進めるとともに、「市民後見推進事業」では市と社会福祉協議会が連携・協力し、地域の人材を市民後見人として育成し、弁護士など専門職がバックアップするなかで活動を進めてきた。平成24年度では22名、平成25年度では7名が市民後見人養成研修を修了し、平成26年3月末現在で、市民後見人候補者として18名が登録している。うち2名が市民後見人として後見活動を行っている。 平成26年度から「権利擁護推進事業」として、これらの事業を集約する中で成年後見等支援センターを開設し、市民後見人の養成から、相談の受付、方針の検討、後見の申立、後見監督など一体的な支援を目指している。 今後とも、成年後見制度の利用の増加に伴い、市民後見人の担い手の確保が重要になってくることから、地域での啓発・周知とともに、相談窓口としての機能充実を図る必要がある。 									
主な 事務事業	民生児童委員関係事業 権利擁護ネットワーク構築事業	関連する 目標指標	①~②	進捗	○順調	●概ね 順調	○やや 遅れ	○遅れ ている	

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

- 少子化・高齢化や情報化の進展、単身世帯の増加等により、地域のつながりの希薄化が進んでいる。
- 平成23年度から、市と社会福祉協議会が連携して、地域の実態の把握を行い、地域のネットワークづくりに関してスムーズな基盤整備が進むよう、取組をはじめている。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		<ul style="list-style-type: none"> ●地域生活を支える福祉コミュニティづくり ●地域福祉に関する相談、支援体制づくり 				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	0.7%	13.5%	63.4%	18.9%	3.5%
	23年度	3.5%	13.7%	61.7%	17.2%	3.9%
重要度調査	25年度	第 10位 / 20 位		5点満点中	4.42点(平均 4.39点)	
	23年度	第 11位 / 20 位		5点満点中	4.02点(平均 3.98点)	

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針
<p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <p>・本市においては、民生児童委員の活動日数が増加傾向となっていることから、民生児童委員が一人ひとりが負担する活動経費も増加している。また、活動内容の多様化による専門性の向上も求められている。今後も、地域福祉の推進における中心的な存在としてその活動を充実させていくとともに、民生児童委員の活動に市民の理解と協力をいただけるよう、これらの活動等にかかる経費をしっかりと支援していく必要がある。</p> <p>・成年後見等支援センターの地域での周知を進め、同時に地域包括支援センターなど高齢・障害の窓口事業者などと連携を深めることなどとともに、相談窓口の箇所数なども含め、機能の充実に取り組んでいく。</p>

評価と取組方針
<p>・民生児童委員の活動内容は多岐に渡り、広い専門性を求められることに加え、本市においては、生活保護世帯数・単身高齢者数・児童虐待認知数等が増加傾向にあることから、民生児童委員の活動日数は増加傾向にあり、今後もその傾向は続くものと考えられる。</p> <p>・また、推薦要件の緩和等に取り組んでいるところではあるが、担い手の高齢化やその確保については依然として課題となっていることから、社会福祉協議会や地域包括支援センターなどの専門機関との連携等、民生児童委員が活動しやすい環境づくりに取り組む。</p> <p>・権利擁護に関しては、平成26年度に「成年後見等支援センター」を設置し、相談や市民後見人の養成など権利擁護に関する一体的な支援体制の整備を行ったところであり、今後は同センターの周知を進め、必要とする方に利用していただきやすい環境を整備するとともに、地域包括支援センター等の関係機関との連携を深めていく。</p> <p>●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。</p>
<p>総合評価</p> <p><input type="checkbox"/>重点化 <input checked="" type="checkbox"/>継続取組</p>

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	07 高齢者支援	展開方向	01 元気な高齢期を過ごせるよう、健康づくりや介護予防に努めます。
主担当局	健康福祉局	主担当課	高齢介護課
プロジェクト項目の該当有無	●	健康で自立した生活の確保(介護予防対策事業)	
市長公約の該当有無	●	14介護保険制度についての国・県への提言	
局重点課題の該当有無	●	高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の改定	

3 目標指標

指標名	方向	基準値		目標値(H29)	実績値					現時点での達成率
					H25	H26	H27	H28	H29	
① いきいき100万歩運動参加者数	↑	H24	6,873 人	7,746	7,240	**	**	**	**	42.0%
② 自分が健康であると感じている高齢者の割合	↑	H23	62.1 %	67.6	65.2	**	**	**	**	56.4%
③ 介護予防体操の登録団体数(介護予防対策事業)	↑	H25	0 (26年度より実施) 団体	150	0	**	**	**	**	**
④ 認知症サポーター数	↑	H24	5,557 人	14,375	6,592	**	**	**	**	11.7%
⑤										

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)										
行政が取り組んでいくこと ■健康づくり・介護予防の推進										
<p>【介護予防について】 ・高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるよう、「いきいき健康づくり事業(いきいき100万歩運動)」等を実施してきた。しかしながら、「自分が健康である」と感じている高齢者の割合は6割強と、残る4割弱の方が健康に不安を抱えている。また、本市の要支援・要介護認定率は平成24年度20.66%であったものが、25年度は20.93%と、年々増加しており、全国・兵庫県と比較しても認定率は上回っている。この要因には、主なものとして、単身高齢者の割合が22年度で25.7%と、全国より9.3%高く、同居する介助者がいないことから、ヘルパーによる家事援助や身体介助の支援が必要であることが考えられる。また、国の介護保険制度の改正により、現在、「介護予防給付」で実施されている「介護予防通所介護」、「介護予防訪問介護」については、29年度までに「地域支援事業」に移行し、市町村主体の運営となることが決まっているが、本市では、掃除や洗濯、買物などの家事援助におけるニーズが高く、サービスを利用する要支援者の半数以上が介護予防訪問介護を利用しているという状況であるほか、介護予防通所介護においても介護予防訪問介護に続いて高い利用率となっているなど、見直し対象のサービスの利用率が高い状況にある。このような状況から、要支援者の地域生活を支えるため、事業者によるサービス提供に加え、住民やボランティア等の担い手による新たな生活支援サービスを組み合わせ合わせたサービス提供体制の構築が必要であることから、現在、次期介護保険事業計画(計画期間:27~29年度)にその方向性を示すべく、社会保障審議会で審議していただいているところである。</p> <p>【高齢者二次予防事業】 ・「高齢者二次予防事業」では、全国的な傾向と同様に事業へ参加する対象者が少ないという課題があることから、26年度をもって廃止することとし、26年度より一次、二次と対象者を特定しない新たな「介護予防対策事業」を実施する。現在、室内で体の状態に応じて取り組んでいただけの体操について、メニューを作成しているところであり、地域において中心となる「健康協力員」についても設置に向け、取り組んでいるところである。</p> <p>【いきいき健康づくり事業】 ・同じく65歳以上の高齢者を対象に、介護が必要となる状態を予防するため適度な運動を継続して行えるようウォーキングを推奨する「いきいき健康づくり事業」では、平成25年度においては367人が新たに参加し、6,873人が継続したウォーキングを実施している。その結果、4年間継続して参加を行った高齢者は、参加していない高齢者に比べ、医療費が少ない傾向にあることとなった。しかし、近年、新たな参加者数が毎年同じ程度にとどまっていることから、高齢者数に対する参加者の割合は減少傾向にあり、参加率を維持していくことが課題となっている。</p> <p>【認知症対策について】 ・近年、認知症対策については、国において認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)を策定するとともに、次期介護保険事業計画においてその対策を明記することを義務付けるなど、重要な課題となっている。また、認知症の疑いのある高齢者を早期に発見し適正なサポートを行うことは、認知症の進行を遅らせる効果がある。 ・そのため、平成25年度は兵庫県が作成した「認知症チェックリスト」の民生委員への配布や窓口への設置等、既存ツールを活用しての市民の認知症に対する意識の醸成に努めた。 ・平成26年度からは、認知症の疑いのある高齢者に対し早期診断を行い、認知症の進行を遅らせ高齢者の健康維持に努めるべくサポートを実施するために「認知症確定診断体制整備事業」を実施している。認知症の高齢者が増加し続けるなか、認知症の高齢者を地域ぐるみで支える体制の整備に向けて、同じく26年度から実施している「認知症対策推進事業」において、国の示す「認知症初期集中支援チーム」の設置等検討していく。 ・一方、「認知症サポーター養成講座」を平成25年度に50回開催し、新たに1,035人が認知症サポーターになっていただき、認知症に対する理解が深まったところであるが、個人で養成講座を受けたい方の受け皿がないことや、体制上の限界があり、積極的に養成講座を開くことが出来ないといった課題があり、認知症の高齢者が増加していくなか、まだまだ高齢者やその家族、地域への認知症に対する啓発が進んでいない現状にある。更に、認知症サポーターの役割のひとつである地域等での見守り、声かけといったことについては活動の実態を把握できていないという課題もあり、今後のサポーターの活用について検討する必要がある。</p>										
主な事務事業	・いきいき健康づくり事業 ・高齢者二次予防事業			関連する目標指標	①② ③④	進捗	○順調	○概ね順調	●やや遅れ	○遅れている

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

- 本市における高齢化率は、平成22年には23.6%となっており、全国とほぼ同じ割合で高齢化が進んでいる。ただ、他都市に比べると、高齢者の単身世帯が多い傾向があり、今後も増加することが見込まれる。
- 本市では、比較的に要介護の認定率が高く、かつ重度の方が多い傾向が見られる。今後も高齢者が増えるなか、健康づくりや介護予防は市民の生活の質を高める上で重要な課題であるとともに、ひいては要介護者を支える介護保険制度の安定運営にもつながる。
- 本市では、時間や場所に制約がなく気軽に適度な運動ができる、ウォーキング(歩くこと)を奨励しており、退職後の男性の高齢者の参加も多いことから、健康に対する意識啓発や介護予防の面からだけでなく、高齢者の社会参加にも発展が可能と考える。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●介護予防、権利擁護、社会参加の促進 ●地域での高齢者の見守り体制づくり				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	1.2%	15.4%	56.5%	20.4%	6.4%
	23年度	4.0%	14.8%	54.8%	20.8%	5.5%
重要度調査	25年度	第 7 位 / 20 位		5点満点中 4.58点(平均 4.39点)		
	23年度	第 6 位 / 20 位		5点満点中 4.18点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針

◆見直す・見直しを検討する事項
 ・「高齢者二次予防事業」は、他都市においても見直される傾向にあるなか、本市においても、26年度をもって廃止するものとする。
 ・「いきいき100万歩運動」は、事業実施から10年が経過しようとする中、高齢者数に対する参加者の割合が減少傾向であることから、参加率の維持に向け、参加を推奨する方策(ウォーキングマップの作成等)を講じることとする。

◆継続的・重点的に取り組む事項
 ・「高齢者二次予防事業」に代えて、平成26年度より新たに実施している「介護予防対策事業」の中で、高齢者が身近な地域で継続的に取り組める自主的な健康体操を推進していく。同取組については、高齢者の心身機能の改善と地域社会活動への参加をはかることで、高齢者が自らの介護予防に取り組むとともに、地域の参加者相互のつながりを強め、見守りの効果も期待する。
 ・実施にあたっては、老人福祉センターが、これまでの「健康の保持・増進、生きがいつくり」の取組を行った経験や実績を活用し、新たに介護予防の拠点として活用していく。
 ・また、老人クラブの活動補助についても県行革によりメニューの見直しが行われたことを踏まえ、健康体操の実施を奨励していき、活動拠点を広げていく。
 ・現在、人員基準や単価等が全国一律となっている介護保険制度の予防給付のうち、「訪問介護」「通所介護」について、市町村の実情に応じたサービス提供ができるよう地域支援事業の形式に見直される予定である(新しい介護予防・日常生活支援総合事業)。家事支援などの新たな生活支援サービス内容や市独自の報酬単価設定等について検討を進め、サービスの質の確保及びサービスの一定量の確保を両見みしつつ、既存事業整理と併せて、新たな枠組みにおけるサービス提供体制を構築していく。

・認知症地域支援推進員の活動や認知症施策推進会議等を通じた、早期発見・早期対応に向けた体制の整備、地域で見守るための仕組みづくり(徘徊SOS、認知症カフェ等)、医療や福祉の連携による相談支援体制の充実等、認知症対策の拡充を図っていく。また、現在地域包括支援センター1か所にモデル配置している認知症地域支援推進員については、4月より29件の相談を受け、退院前カンファレンスの実施による認知症高齢者の在宅サービス支援の調整や、認知症が重症化している高齢者の入院調整を行うなど、認知症対策に寄与しているところである。今後も評価を行う中で、更なる配置等を検討していく。
 ・認知症サポーターの養成については今後、計画的に養成し、認知症の啓発を行い、更なるサポーターの活用を検討していく必要があることから、人員体制の強化を行い、積極的な講座の開催や、サポーターの名簿を整備し、市から働きかけができるような仕組みづくりの検討等を実施していく。

評価と取組方針

・高齢者が健康に暮らし続けていくことは、介護保険制度の安定的な運営においても非常に重要である。「自分が健康であると感じている高齢者の割合」のさらなる増加を目指し、今後、認定率の推移等についても検証をしながら、「高齢者二次予防事業」の廃止や「地域で自主的に行う健康体操」の新規実施など、介護予防に資する事業についてはより効果的な取組へと再構築をしていく。

・また、その際は、老人福祉センターや老人クラブなどで実施している既存の取組なども含めた介護予防体制を構築していく。

・介護保険の予防給付の一部について市が実施する地域支援事業に移行されることに伴い、本市において新たな提供体制を構築する必要があるが、その際は、真に必要な方へのサービスの提供については継続できるよう留意しながら、報酬単価やサービス提供体制について慎重に検討していく。

・認知症に対する取組については、平成26年度に地域包括支援センター1箇所に「認知症地域支援推進員」をモデル設置をするなどその体制強化につとめており、今後はそのモデル実施における効果を検証しながら、今後の取組を検討していく。

・認知症サポーターの養成や活用については、引き続き効果的な取組に向けて検討していく。

●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、**より効果的な取組への転換に向け調整を行う。**

総合評価

重点化 継続取組

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	07 高齢者支援	展開方向	02 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにします。
主担当局	健康福祉局	主担当課	高齢介護課
プロジェクト項目の該当有無	-		
市長公約の該当有無	●	14高齢者の見守り活動の充実 14介護保険制度についての国・県への提言	
局重点課題の該当有無	●	高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の改定	

3 目標指標

指標名	方向	基準値		目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率	
					H25	H26	H27	H28	H29		
① 要介護高齢者等見守り活動地域	↑	H24	23	地域	56	32	**	**	**	**	27.3%
② 孤立感を感じている高齢者の割合	↓	H23	29.4	%	29.4以下	46.4	**	**	**	**	0%
③ 特別養護老人ホーム入所待機者の割合(要介護3以上)	→	H24	16.8	%	16.8	17.8	**	**	**	**	0%
④ 生活支援サービスに位置づけたグループ数	↑	H24	0	グループ	12以上	-	**	**	**	**	-
⑤											

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)									
行政が取り組んでいくこと ■ 高齢者を地域で見守ることができる体制づくり 【高齢者の見守りについて】 ・「尼崎市高齢者等見守り安心事業」については、現在32地区で1,433人の地域住民が3,561人の高齢者を見守っている。今後は、関心が低調などの理由により、実施地域の拡大は困難さが増すとも考えられるが、地域で活動する様々な団体とも関係づくりや連携に取り組むなどして市内全域での実施に向け取組みを強化していく。 ・他の見守り施策について、「緊急通報システム普及促進等事業」では利用者数が減少傾向にあることが課題である。また、「シルバーハウジング生活援助員(LSA)派遣事業」は26年度から、LSAの件数単価の見直しをしたところである。またLSA派遣住宅以外の復興住宅の高齢者のみ世帯には県制度の「高齢者ひろば事業」を活用して、高齢者生活支援員による安否確認やコミュニティ支援を行っており、対象住民の孤立化の防止や生きがいづくりなどに貢献しているところであるが、県制度が26年度までとなっている。しかしながら、自治会活動といった地域コミュニティが成熟していない住宅が多く、自主的な見守り活動の実施について課題があるため、今後の施策の方向を定める必要がある。 【地域包括支援センター】 ・「地域包括支援センター」は地域の身近な相談支援機関として市内12箇所に設置している。虐待対応など、夜間・休日を問わず緊急的な相談や対応が必要な事例が増え、職員の負担が増しており、地域包括ケアを進める上で、医療・介護・福祉の連携のため、困難事例などについて協議・助言を行う「地域ケア会議」をはじめ、地域の社会資源の活用、ケアマネジメント力の向上や総合相談支援窓口機能の充実など、センターが求められる役割が増す中で、その機能強化を図るための更なる体制整備が必要である。一方、23年度の高齢者のセンターの認知度は43.4%に留まっており、地域で孤立を感じたまま悩みを相談できる場を知らず、精神的な不安などから高齢者虐待につながるケースなども発生しており、センターの更なる周知を図る必要がある。									
主な事務事業 ・尼崎市高齢者等見守り安心事業 ・地域包括支援センター運営事業費	関連する目標指標 ①②④	進捗 ○順調	○概ね順調	●やや遅れ	○遅れている				
行政が取り組んでいくこと ■ 支援体制の充実と権利擁護 【介護保険サービスについて】 ・特別養護老人ホームの入居待機者のうち、要介護3以上の待機者は1,302人おり、中でも在宅でかつ入所の必要性が高いとされている高齢者は215人いる。平成25年度に1施設100床の整備が完了したが、なお、待機者が増加しているため更なる施設整備は必要である。一方、本市では、在宅での生活を希望される高齢者も多く、また在宅での生活を支援する介護保険サービスや地域支援事業等の利用者数も増加傾向にあることから、「地域包括ケアシステム」を構築していく中で、在宅サービスを充実させ、サービス付き高齢者住宅等の住まいの充実とあわせて安心して地域で暮らせる社会の実現が必要となっている。サービス付き高齢者住宅については、有料老人ホームに該当しないものに対して、定期的に立入検査を実施する手法が確立されておらず、また、有料老人ホームに該当するものに対しては、体制上の限界から立入検査は実施できていないといった課題がある。 ・介護を要する者が、必要なサービスを安心して利用するためには、法令等に従ったサービス提供を事業所に促す「給付適正化の取組」が必要である。この取組として、事業所に対する利用者等への苦情対応、ケアプランの点検等を行う「介護給付適正化事業」、不適切なサービス提供等を行う事業所への実地指導等を行い、適切な事業運営を行うよう指導しているが、体制上の限界から、不適切なサービスを受けている利用者への対応は不十分な状況にある。事業所数は、過去5年間で36.7%増加し、25年度末で958あるが、今後も、高齢者の増加に伴い、サービスの需要が増加し、事業所数の一層の増加が見込まれることから、利用者への適切なサービスを確保し、本市の介護サービス全体の質の向上を持続的に行うためには、「給付適正化の取組」を行う人員体制の充実が求められる。 【認知症対策について】 ・認知症高齢者が増加していく中、26年度に認知症地域支援推進員を1包括支援センターにモデル配置し、早期診断・早期対応や今後の見守り体制の構築に向けた検討を進める。また、判断能力が不十分な高齢者に代わり、契約や金銭管理等を行う成年後見制度について、親族等の申立人がいない場合の家庭裁判所への市長申立や、経済的理由で後見申立が難しい人への費用助成を行う「成年後見制度利用支援事業」を実施している。こうした制度を確実に支援につなげるためには、地域包括支援センターなど関係機関の連携が不可欠である。そのため、市民や関係機関への制度周知とともに、相談の受付や成年後見の申立、市民後見人の養成・監督など一体的な相談支援が必要であり、平成26年度に成年後見等支援センターを設置する。									
主な事務事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・介護給付適正化事業費	関連する目標指標 ②③④	進捗 ○順調	○概ね順調	●やや遅れ	○遅れている				

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

- 本市における高齢化率は、平成22年には23.6%となっており、全国とほぼ同じ割合で高齢化が進んでいる。ただ、他都市に比べると、高齢者の単身世帯が多い傾向があり、今後も増加することが見込まれる。
- 単身高齢者等の増加に伴い、地域における高齢者の見守りなど、地域住民や地域団体等と連携した取組がより重要な課題になってくる。元気な高齢者を増やすことで、そうした取組を進めていくことが必要である。
- 高齢者を取り巻くさまざまな問題に対応するため、権利擁護に努める必要がある。
- 高齢者が増加するなか、介護予防から高齢者虐待に至るまで高齢者に関する相談内容は複雑化してきており、地域の身近な相談・支援窓口であって、保健・医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核的な機関として設置している地域包括支援センターの役割はより重要になってきている。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●介護予防、権利擁護、社会参加の促進 ●地域での高齢者の見守り体制づくり				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	1.2%	15.4%	56.5%	20.4%	6.4%
	23年度	4.0%	14.8%	54.8%	20.8%	5.5%
重要度調査	25年度	第 7 位 / 20 位		5点満点中 4.58点(平均 4.39点)		
	23年度	第 6 位 / 20 位		5点満点中 4.18点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針
<p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シルバーハウジング事業については、26年度、27年度に順次事業の見直しを進める。あわせて、地域主体の見守り活動にもLSA(生活援助員)の知識・経験を広く活用できるような場を設けていく。 ・高齢者ひろば事業の見直しを想定した、生活支援員による見守り等の今後の取組み方向を検討する。 <p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターの人員等の基準を市町村が条例で定めることとなった。26年12月議会提案に向けての検討とあわせて、法制度化される地域ケア会議について、統一したルール作りや円滑な開催に向けた仕組みづくりといった制度の充実、認知症施策の推進、基幹的な役割を担うセンターの設置など「地域包括ケアシステム」で中核的な役割を担う地域包括支援センターの基盤強化が必須となっている。そのため、人員体制の強化を図るとともに、基幹となるセンターの設置に向けそのあり方を検討していく。 ・また、認知症施策の推進や退院調整の取組等を進める中で、地域包括ケアの主要課題の一つである、医療・福祉の連携強化を図る。 ・緊急通報システム普及促進等事業については、デジタル回線の導入や事務処理の効率化を図る等の見直しについて検討を行う。 <p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険制度の大幅改正が行われる中で、「訪問介護」と「通所介護」について地域支援事業へ移行するとともに、多様な主体による生活支援サービスの提供体制を確保する必要があり、生活支援サービスの充実、在宅医療・介護連携の推進といった「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、団塊の世代が後期高齢者となる2025年を見据えた平成27年度からの「第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」策定業務の中で、そのあり方について検討を行う。 <p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス付き高齢者住宅に入居している高齢者の適切なサービス提供を確保するために、都市整備局と連携して定期的な立入検査が実施できる手法を確立するとともに、人員体制の強化を図る中で立入検査を実施していく。 ・生活支援サービス提供体制の確保に向けての整備手法や方策の検討(特に生活支援サービスコーディネーターによる、人材の確保、地域資源の開発、事業化促進など)を行っていく。 ・「介護給付適正化事業」を推進するとともに、不適切なサービス提供や不正請求等を行っている事業所への実地指導等においては、厳正な対応を行うとともに、その他の事業所においても、個別・集団指導等の中で、不正行為を未然に防止するための意識向上や、適切な事業運営が行えるように働きかけるなど「給付適正化の取組み」を人員体制の強化を図る中で一層進めていく。

評価と取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・認知症対策や医療と福祉の連携等「地域包括ケアシステム」に求められる役割は増え続けている。地域包括支援センターについては、その中心的な役割を担っており、基幹となる包括支援センターの設置も含め、今後、その体制について検討する。 ・今後高齢者が増加し続けていく中で、サービスを必要とする人が真に必要な支援を継続して受けることができるよう、既存事業の見直しについても併せて行う必要があり、現在、行っているシルバーハウジング事業の見直しに引き続き、緊急通報システムや老人いこいの家などについてもその実施手法等を検討する。 ・生活支援コーディネーター設置の検討については、地域福祉活動専門員の活動の整理とあわせて行う必要がある。 ・サービス付き高齢者住宅に対する立入り検査や介護給付の適正化に係る体制については、現状の取組状況を検証したうえで、効率的で効果的な執行体制についての検討を行う。 <p>●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。</p>
総合評価
<input type="checkbox"/> 重点化 <input checked="" type="checkbox"/> 継続取組

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	07 高齢者支援	展開方向	03 積極的に地域とかかわることができるよう支援します。
主担当局	健康福祉局	主担当課	高齢介護課
プロジェクト項目の該当有無	-		
市長公約の該当有無	-		
局重点課題の該当有無	●	高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の改定	

3 目標指標

指標名	方向	基準値		目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
					H25	H26	H27	H28	H29	
① 生きがいを持つ高齢者の割合	↑	H23	65.4 %	75.9 以上	75.9	**	**	**	**	100%
② 孤立感を感じている高齢者の割合	↓	H23	29.4 %	29.4 以下	46.4	**	**	**	**	0%
③ シルバー人材センター登録者数	↑	H23	5,066 人	6,380	5,300	**	**	**	**	17.8%
④ 生活支援サービスに位置づけたグループ数	↑	H24	0 (次年度以降実施)	12 以上	-	**	**	**	**	**
⑤										

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)	
<p>行政が取り組んでいくこと ■ 社会参加の促進</p> <p>【本市の高齢者の状況】 ・尼崎市では65歳以上の高齢者のいる世帯のうち、ひとり暮らしの世帯の割合が平成22年度36.2%と、県内平均27.8%と比較して多く、このことは引きこもりや孤独死のリスクが高まる要因でもあることから、高齢者が孤立しないような施策を講じる必要がある。そうしたことから、様々な事業を実施することで、生きがいづくりや社会参加を進めているところであり、市民アンケートにおいては生きがいを感じている高齢者の割合は75.9%と増加傾向にある。しかし一方で、孤立感を感じている高齢者の割合は23年度29.4%であったものが、25年度は46.4%と増えており、より一層の取組が必要である。</p> <p>【老人クラブについて】 ・高齢者の生活を健全で豊かなものにするために「老人クラブ」の育成、指導をおこなっており、平成25年度は370クラブに対して活動補助を行い、健康づくり活動や地域福祉活動等に取り組んでいただいた。しかし、全国的に会員数が減少している傾向にある中で、本市においても会員数は23年度25,272人であったものが、25年度22,162人と年々減少しており、これは高齢者自身のライフスタイルが多様化する中で、活動内容がそれに対応していないことや、指導的な役割を担う人材が不足していることが要因として考えられる。組織そのものの活性化と後継人材の確保が課題である。</p> <p>【高齢者の社会参加に向けた取組】 ・高齢化の進展により、様々な分野で人材の確保が難しくなる中で、今後は、高齢者が支援される側でなく支援する側となって、積極的に街づくりや地域コミュニティの活性化、様々な経済活動等に主体となって、活動していただくことが必要となる。一方、そうした活動に携わることで、介護予防や健康寿命の延伸といった効果も期待できる。そうしたことから、高齢者がその知識や経験を発揮して活動主体となるためのサポートや場づくりが必要である。 ・介護保険制度の改正においては、こうした高齢者が活動主体となって、ボランティアや様々なサービス提供の担い手となる、あるいは積極的に社会参加することで、地域コミュニティづくりに貢献するといった方向が示されている。そうした役割のひとつとして、生活支援サービスの担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やネットワーク化を行う、「生活支援サービスコーディネーター」の配置が新たな仕組みとして示された。本市は単身高齢者世帯が多く、孤立感を感じている高齢者の割合も増加しており、こういった生活支援の担い手としての社会参加の機会を高齢者に発信していくことは引きこもりの防止、孤独死のリスク解消、高齢者の生きがい促進に大きく寄与するものと考えられるため、早期に配置を行い、担い手を増やしていく必要がある。 ・また、シルバー人材センターは、業務委託を通じて、介護保険サービスを補完するといった位置づけであったが、今回の制度改正にあっては、生活支援サービスの確保とともに、高齢者が高齢者を支えるという視点からも重要な役割が期待されることであり、その活性化と活動量の確保を図るため、登録者の拡大について、関係部局との連携を強化する必要がある。</p> <p>【老人福祉センターについて】 ・老人福祉センターでは、高齢者の「健康の保持・増進・生きがいづくり」に取り組んでおり、25年度には延べ341,186人の利用があった。更に24年度下半期からこの蓄積した知識・経験・技術を生かし、既存の事業に加え介護予防の機能も備えた拠点施設としての役割も果たすべく、「介護予防手帳」の作成、基本チェックリストを活用した利用者個々の身体状況の把握と新たな介護予防教室の開催等、運動だけでなく、趣味や文化的な活動も含めた事業への参加勧奨と参加機会の拡大など、市と連携しながら、高齢者が生きがいや健康づくりに取組むための工夫に努めている。一方、市内5つある老人福祉センターのうち、4つは建設後30年から40年程度経過し、老朽化が進んでおり、耐震性の強化を含めて施設整備が課題となっている。</p> <p>【老人いこいの家について】 ・老人いこいの家については、高齢者が身近な地域で安心して過ごせる場所を提供し、引きこもりの防止や、地域との交流を進める場として事業を実施してきたが、実際は場所の提供にとどまっている実態があり、上記のような課題を解決する視点からも、「場」の提供に対する支援制度でなく、世代を超えた交流の催しや、健康づくり教室の開催など、いこいの家として指定している会館以外の会館等も含めて、「場」を活用した「活動」に対する支援を行う制度への転換を検討しているところである。</p> <p>【地域いきいき健康づくり協力団体】 ・また保健所では、老人クラブなど、自主的に健康づくりに取組む各種団体等を対象に、「地域いきいき健康づくり協力団体」の登録事業を平成26年度から開始しており、登録団体のうち高齢者の健康づくりに取組む団体等の情報を共有し、連携方策を検討していく必要がある。</p>	
<p>主な事務事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 老人クラブ関係事業 指定管理者管理運営事業 	<p>関連する目標指標</p> <p>①② ③④</p> <p>進捗</p> <p>○順調</p> <p>○概ね順調</p> <p>●やや遅れ</p> <p>○遅れている</p>

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

- 本市における高齢化率は、平成22年には23.6%となっており、全国とほぼ同じ割合で高齢化が進んでいる。ただ、他都市に比べると、高齢者の単身世帯が多い傾向があり、今後も増加することが見込まれる。
- 単身高齢者等の増加に伴い、地域における高齢者の見守りなど、地域住民や地域団体等と連携した取組がより重要な課題になってくる。元気な高齢者を増やすことで、そうした取組を進めていくことが必要である。
- 本市では、時間や場所に制約がなく気軽に適度な運動ができる、ウォーキング(歩くこと)を奨励しており、退職後の男性の高齢者の参加も多いことから、健康に対する意識啓発や介護予防の面からだけでなく、高齢者の社会参加にも発展が可能と考える。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●介護予防、権利擁護、社会参加の促進 ●地域での高齢者の見守り体制づくり				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	1.2%	15.4%	56.5%	20.4%	6.4%
	23年度	4.0%	14.8%	54.8%	20.8%	5.5%
重要度調査	25年度	第 7 位 / 20 位		5点満点中 4.58点(平均 4.39点)		
	23年度	第 6 位 / 20 位		5点満点中 4.18点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針
<p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人いこいの家運営事業については、27年度末廃止を前提に事業の移行について関係機関と協議をしていく。なお、その財源を地域の福祉会館等を活用して定期的に行う教養の向上、世代を超えた交流を図る催しや介護予防に関する事業等、地域福祉活動への支援に充当していく。 <p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブについては、県補助制度が見直され、健康体操等の実施が要件とされたことから、「介護予防対策事業」による健康体操への参加といった、高齢者自身の健康維持につながる活動を推進していただくことを目指す。その取組のなかで、老人クラブに加入しておられない高齢者への声かけを積極的に行っていただくなど、参加促進の策を講じるほか、老人クラブ連合会とも加入促進の取組について協議を重ねていく。 ・老人福祉センターについては、新たに介護予防の拠点としての活用を目指しており、今後は、利用者のデータの経年経過を見ることにより、介護予防の効果について検証するとともに、そうした視点での事業の展開を図っていく必要がある。また、課題となっている施設の老朽化対策については、周辺住民や利用者に被害の及ぶ可能性の高いガス管の改修や、故障により施設運営に大きく支障をきたす分電盤の改修等、より緊急度の高いものについて行っていく。 ・高齢者がボランティア活動等により、社会参加・社会的役割を持ち、生きがいや介護予防につながるよう、地域資源の開発等を行う「生活支援サービスコーディネーター」の配置を行う。

評価と取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・生きがいを持つ高齢者の割合が増加している一方で孤立感を感じている高齢者の割合も増加しており、単身高齢者の多い本市においては、引きこもりの防止の観点からも、引き続き老人クラブの会員数やシルバー人材センターの登録者数の増加を目指す取組みや、老人福祉センターの事業への参加奨励や参加機会の拡大に取組んでいく必要がある。 ・老人いこいの家については廃止を前提として関係機関と協議を行う。その財源の地域福祉活動への支援の充当に関しては、地域高齢者福祉活動推進事業等の地域活動に対する既存の補助制度の整理と併せ検討していく。 ・今後、老人福祉センターや老人クラブの活動については、高齢者の生きがいや社会参加の促進を図るだけでなく、介護予防の視点も含め取組を実施していく。 <p>●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、より効果的な取組への転換に向け調整を行う。</p>
<p>総合評価</p> <p><input type="checkbox"/>重点化 <input checked="" type="checkbox"/>継続取組</p>

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	08 障害者支援	展開方向	01 地域での在宅生活を支えます。
主担当局	健康福祉局	主担当課	障害福祉課
プロジェクト項目の該当有無	-		
市長公約の該当有無	●	13 福祉等の施策の維持・改善	
局重点課題の該当有無	●	障害者計画及び障害福祉計画の改定	

3 目標指標

指標名	方向	基準値	目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29	
① 障害のある人が日常生活を送るための地域の環境が整っていると感じる市民の割合	↑	H23 32.1 %	40.0	29.0	**	**	**	**	0%
② グループホームの利用者数	↑	H24 180 人	-	195	**	**	**	**	-
③ 成年後見制度利用支援事業の利用者数	↑	H24 6 人	-	11	**	**	**	**	-
④									
⑤									

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)							
<p>行政が取り組んでいくこと ■ 日常生活の支援の充実と権利擁護</p> <p>日常生活を送るために支援が必要な障害のある人等に対して、障害者総合支援法や尼崎市障害福祉計画(第3期)に基づき、居宅介護を始めとした障害福祉サービスの提供や身体の機能を補うための補装具の給付等を行っている。また、そうしたサービスの利用手続等を行うことが難しい人の権利を擁護するため、代わって手続等を行うための成年後見制度利用支援事業等を実施している。</p> <p>【障害者(児)自立支援・訪問系サービス】 ・障害のある人等の日常生活を直接的に支援する訪問系サービスのうち、短期入所を除く居宅介護等については、担い手であるサービス提供事業者の増加等ともあいまって、平成21年度では929人であったものが、平成25年度には1,262人と支給実績が大幅に増加しており、安心・安定した日常生活の支援に寄与している。しかし、サービス利用者と事業者の増加に伴って、請求明細書の誤り件数の増加への対応を含め、利用者への適切なサービス提供の確保、また、持続可能な制度構築等を実現するために、制度本来のサービスのあり方を含めた適正化が課題となっている。</p> <p>【障害者(児)自立支援・グループホーム】 ・障害のある人等が地域で暮らしていくための重要な基盤となるグループホームについては、平成24年度まで実施されていた「グループホーム等新規開設サポート事業」を活用した整備が進み、平成21年度では118人であったものが、平成24年度には180人となっており、地域生活を支える基盤整備は一定進んでいるが、知的障害のある人等の親なき後の生活の備えや障害のある人等の退院・退所後の住まいの確保等が求められていることから、今後、一層の整備促進を図ることが課題となっている。しかし、消火設備設置の厳格化に伴う初期費用の高騰等による物件確保や夜間支援員確保の困難性、周辺住民の理解など運営上の課題があるため、グループホームの整備促進の妨げとなっている。また、事業所からは、介護報酬が日払いで低いといった理由等から事業運営が不安定という意見もあるため、整備促進の観点から財政的な支援やサービスの質が課題となっている。</p> <p>【生活支援拠点施設(機能)】 ・障害のある人等が地域で安心して暮らすには、これら居宅介護サービス等の提供やグループホームの整備促進に加えて、保護者の急な病气や障害者虐待等への備えが必要であることから、国の第4期障害福祉計画基本指針において、必要な時に長期・短期の利用ができて相談等にも応じることができる生活支援の拠点施設(機能)を、市町村もしくは圏域で平成29年度までに少なくとも1拠点の整備が課題となっている。</p> <p>【成年後見制度利用支援】 ・判断能力が十分でない障害のある人等に代わり、福祉サービス等の契約や金銭管理等を行う成年後見制度について、親族等の申立人がいない場合の家庭裁判所への市長申立や、経済的理由で後見申立が難しい人への費用助成を行う「成年後見制度利用支援事業」を実施している。利用者は、平成21年度には3人であったものが、平成25年度には11人と増加している。制度利用を必要とする障害のある人等は、ケアマネジメントや自立支援サービス等の相談支援を通じて発見することが多いことから、関係機関との連携が不可欠である。今後とも、市民や関係機関への制度周知とともに、相談の受付や成年後見の申立、市民後見人の養成・監督など一体的な支援が課題となっている。</p> <p>【障害者虐待防止対策】 ・障害者虐待防止対策事業については、平成24年10月に施行された障害者虐待防止法に対応するため、当課と健康増進課が障害者虐待防止センター機能の中核機関として、虐待に係る通報や届出を受けるとともに、委託相談支援事業所の協力により、随時必要な支援を行っている。また、平成25年度からは、被虐待者の生命や身体に危険が及ぶ場合に、その被虐待者を一時的に保護する場所を確保したところである。しかし、被虐待者の安全の確保・適切な支援や虐待者が虐待を行わなくなるような支援等が必要であることから、より高度な知識と専門性とともに対応性が求められるが、十分な体制とはいえず、専門的な知識を有する人材の確保と育成が課題となっている。また、平成25年度に実施した障害福祉計画策定に向けたアンケート調査では、障害のある人等の障害者虐待防止法の認知度が15.9%と低い状況となっており、市民の認知度は、更に低い状況が予想されるため、地域で障害のある人等が安心して生活を送ることができるよう制度の周知が課題となっている。</p>							
<p>主な事務事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者(児)自立支援事業 ・障害児通所支援等給付費 ・指定管理者管理運営事業(あこや学園、たじかの園) ・成年後見制度利用支援事業 	<p>関連する目標指標</p> <p>①②③</p>	<p>進捗</p> <p>○順調</p>	<p>○概ね順調</p>	<p>●やや遅れ</p>	<p>○遅れている</p>		

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

●障害のある人へのアンケート調査によると、今後の暮らし方としては、家族と同居を希望する人のほか、単身やグループホーム等を含めて地域での生活を希望する方が多くなっており、在宅支援の充実、住まいや日中活動の場の確保など、地域生活を支える基盤整備が必要である。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●日常生活の支援、権利擁護 ●働く場の確保、社会参加の促進				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	1.2%	11.6%	66.6%	15.4%	5.2%
	23年度	2.7%	8.2%	61.6%	22.9%	4.6%
重要度調査	25年度	第 12 位 / 20 位		5点満点中 4.41点(平均 4.39点)		
	23年度	第 8 位 / 20 位		5点満点中 4.10点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針
<p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <p>・訪問系サービスについては、平成27年4月から運用を開始するガイドライン(支給決定基準)を利用者や事業所に周知するとともに、ケースワーカー等の配置を検討し、基準に即した支給決定や適正なサービス提供がなされるよう取り組んでいく。 また、利用者への適切なサービス提供を確保するため、事業所勉強会の実施や事業所への監査・請求審査体制の強化に取り組んでいく。</p> <p>・グループホームを含む社会福祉施設等については、障害のある人等の地域生活の基盤であり、今後も需要が見込まれることから、引き続き、社会福祉施設等施設整備費補助金等を活用して整備の促進に取り組んでいく。また、事業運営が不安定なことから新たな補助制度や利用者の状況を把握するための相談員の設置等の検討を行っていく。</p> <p>・生活支援の拠点施設(機能)については、国や県の動向を踏まえ、整備に向けた検討を行っていく。</p> <p>・成年後見制度については、成年後見等支援センターの設置等により、支援機能の高度化と市関係部署との連携の強化を図り、制度利用の検討を行っていく。</p> <p>・障害者虐待防止対策については、専門的な知識を有する人材の確保と育成を行うとともに、市民への制度認知が進むよう周知方法等の検討を行っていく。</p>

評価と取組方針
<p>・成年後見制度利用支援事業における利用者数が増えるなどしており、今後も各種の制度や支援について、引き続き取り組んでいく。</p> <p>・必要な人に必要なサービスを提供できるよう、持続可能な仕組みづくりに努めていかなければならない。 そのため、平成27年度から運用を開始する障害福祉サービスのガイドライン(支給決定基準)については、支給決定の遵守や適正なサービス利用がなされるよう、制度や対外折衝に精通した人材の確保・配置や、事業所への監査体制等の強化について検討を行う。</p> <p>●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、より効果的な取組への転換に向け調整を行う。</p>
<p>総合評価</p> <p><input type="checkbox"/>重点化 <input checked="" type="checkbox"/>継続取組</p>

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	08 障害者支援	展開方向	02 適切な支援につなぐための相談の体制を充実します。
主担当局	健康福祉局	主担当課	障害福祉課
プロジェクト項目の該当有無	-		
市長公約の該当有無	●	13 福祉等の施策の維持・改善	
局重点課題の該当有無	●	障害者計画及び障害福祉計画の改定	

3 目標指標

指標名	方向	基準値	目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29	
① 委託相談支援事業所における延べ相談回数	↑	H24 10,773 回	-	14,302	**	**	**	**	-
② 委託相談支援事業所等における発達障害の人等の相談支援対象者数	↑	H25 133 人	-	133	**	**	**	**	-
③									
④									
⑤									

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)	
<p>行政が取り組んでいくこと ■相談体制の充実とネットワークの構築</p> <p>適切な支援が必要な障害のある人に対して、相談に応じ、必要な情報の提供・助言その他障害福祉サービスの利用援助や社会資源活用の支援等を行う「障害者(児)相談支援事業」を実施している。この事業は、障害福祉課・健康増進課・生活支援相談課を始めとする関係部署の連携によるもののほか、社会福祉法人が運営する7事業所に委託し、委託相談支援事業と位置づけて緊密な連携を図っている。</p> <p>【障害者(児)相談支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委託相談支援事業の延べ相談回数は、平成24年度には10,773回となっており、諸制度の周知・普及によって潜在していた相談支援ニーズが顕在化していることや、支援を必要とする人の増加等に伴い相談件数が増加していることから、委託相談支援事業の委託先や人員を拡充している。委託相談支援事業に従事する相談員については、平成21年度では6事業所で6人のところ、平成24年度には8事業所で16人としており、委託相談支援体制の一定の整備促進を図ってきたところであるが、支援の対象となる障害のある人等の範囲が広がる等、今後も相談件数の増加が見込まれる状況である。 相談件数の増加に伴いその内容も複雑化かつ専門化していることから、委託相談支援事業所は、障害福祉サービス以外の制度等についても、知識の向上や支援を行っていく必要があるため、事業所間での研修会の開催や意見交換等により専門性の確保に努めているところであるが、業務繁忙や退職等もあり、相談員の質の担保等が課題となっている。 平成25年度に実施した障害福祉計画策定に向けたアンケート調査では、障害のある人が悩みや困った時に委託相談支援事業所に相談する割合が4.4%となっており、市民の認知度は、更に低い状況が予想されるため、障害のある人等に適切な支援をつなぐことができるよう制度の周知が課題となっている。 行政においては、保健・福祉に係る各組織が一体的かつ十分な連携のもとで対応でき、また、相談、手続きができるだけ完結できるよう総合相談窓口の設置が求められているため、その窓口で専門職等を配置して相談機能の充実を図るとともに、委託相談支援事業所に対する専門的な指導・助言機能等の強化が課題となっている。 全ての障害福祉サービス支給決定者(平成25年度現在3,512人)と障害児通所支援支給決定児童(平成25年度現在645人)には、平成26年度末までにそれぞれ「サービス等利用計画」、「障害児利用支援計画」の作成が必須となっており、厚生労働省や兵庫県からは、至急に体制を整備するよう求められている。しかし、計画を策定する指定特定相談支援事業所の不足やガイドライン(支給決定基準)が未策定である等の理由から、利用計画の作成が進んでいない状況である。今後、指定特定相談支援事業所の増加を見込まれ、指定特定相談支援事業所の指導・助言等に実施しなければならず、行政窓口や委託相談支援事業所の体制強化が課題となっている。 <p>【発達障害の人等の相談支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 発達に障害の(疑いがある)人やその家族等(以下、「発達障害の人等」という。)における相談支援ニーズが高まってきており、発達障害者支援センター芦屋ランチ(以下、「芦屋ランチ」という。)と委託相談支援事業所の相談者合計は、集計を開始した平成25年度で133人となっており、芦屋ランチや委託相談支援事業所の担当者の意見から相談支援ニーズは増加傾向にある。しかし、これまで多くの相談支援を行ってきた芦屋ランチは直接的な支援は行わず、平成27年度より市町村を支援する二次的な機関となるため、これまで芦屋ランチが担ってきた発達障害の人等への相談支援を委託相談支援事業所が担わなければならない、体制の整備が課題となっている。 <p>【基幹相談支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援事業の必須事業である相談支援事業の実施にあたっては、地域の相談支援体制の強化と重層化を行うために、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等を配置し、委託相談支援事業所に対してこれらの機能を発揮する「基幹相談支援センター」の設置が求められており、近隣の中核市においては、ほとんどの市が設置している状況である。 	<p>主な事務事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者(児)相談支援事業 ・障害児相談支援事業 <p>関連する目標指標</p> <p>①②</p> <p>進捗</p> <p>○順調</p> <p>○概ね順調</p> <p>●やや遅れ</p> <p>○遅れている</p>

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

- 本市では、障害のある人が多いことや、本人だけでなくその家族も課題を抱えているケースが多いこと等を背景に、専門性や複合的な支援が必要となる相談が増えている。
- これまでの相談支援体制では、ライフステージごとで相談が行われるなかで、次のステージでの支援に必要な情報の共有化が十分図られなかったため、ニーズが潜在化するなど、生涯にわたってサポートすることが難しい状況も見られる。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●日常生活の支援、権利擁護 ●働く場の確保、社会参加の促進				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	1.2%	11.6%	66.6%	15.4%	5.2%
	23年度	2.7%	8.2%	61.6%	22.9%	4.6%
重要度調査	25年度	第 12 位 / 20 位		5点満点中 4.41点(平均 4.39点)		
	23年度	第 8 位 / 20 位		5点満点中 4.10点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針
<p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者(児)相談支援事業については、今後も相談件数の増加が見込まれる状況であり、引き続き、委託相談支援事業所の体制整備を行っていくとともに、市民への認知が進むよう周知方法等の検討を行っていく。 ・障害者(児)相談支援事業に対する専門的な指導・助言機能等の強化、サービス等利用計画作成の推進、発達障害者支援センター(芦屋ランチ)の機能変更による体制整備等に対応するため、行政の総合相談窓口機能の設置を検討するとともに、より高度な知識と専門性を高め、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターの設置の検討を行っていく。 ・発達障害の人等における相談支援については、平成27年4月より芦屋ランチは、機能転換することから、委託相談支援事業所の体制の整備に取り組んでいく。

評価と取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・委託相談支援事業所における相談回数は増えてきており、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの設置について、庁内的な合意形成も含めて、検討していく。 ・行政の総合相談窓口機能の設置については、(仮称)保健福祉センターの2所化を見据えるとともに、本庁機能との役割分担も踏まえたうえであり方を検討していく必要がある。 ●上記の取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。

総合評価	
<input type="checkbox"/> 重点化	<input checked="" type="checkbox"/> 継続取組

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	08 障害者支援	展開方向	03 障害のある人の社会への参加を促進します。
主担当局	健康福祉局	主担当課	障害福祉課
プロジェクト項目の該当有無	-		
市長公約の該当有無	●		13 福祉等の施策の維持・改善
局重点課題の該当有無	●		障害者計画及び障害福祉計画の改定

3 目標指標

指標名	方向	基準値			目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
						H25	H26	H27	H28	H29	
① 委託就労支援機関を通じた就労者数	↑	H24	24	人	-	35	**	**	**	**	-
② 障害者優先調達推進法に基づく調達実績件数	↑	H25	4	件	-	4	**	**	**	**	-
③ 意思疎通支援事業に係る養成講座修了者数	↑	H24	51	人	-	26	**	**	**	**	-
④											
⑤											

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)									
行政が取り組んでいくこと ■ 日常生活での交流の支援									
【障害者の理解促進】 ・障害や障害のある人に対する理解を促進するには、障害のある人の身近な日常生活や社会参加での場面等において、市民等との交流が効果的であるため、理解促進研修・啓発事業として、「市民福祉のつどい」を毎年開催し、障害者施設等によるバザー出店やステージでの催しを行うことで、交流の機会を設けているが、障害者施設等の参加者が固定化傾向にあるため、効果的な周知等によりイベントの活性化が課題となっている。									
【自発的活動支援】 ・地域生活支援事業の必須事業には、自発的活動支援事業があり、障害のある人、その家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援が求められているが、実施できていない状況にあることから、効果的な取り組みが課題となっている。									
主な事務事業	心身障害者(児)対策啓発事業費			関連する目標指標	進捗	○順調	○概ね順調	●やや遅れ	○遅れている
行政が取り組んでいくこと ■ 働く場の確保									
【就労支援】 ・障害のある人の働く場を確保するため、障害福祉サービスにおける就労系サービスの支給決定のほかに、就労に特化した相談支援や面接への付き添いなどの直接的支援も行う就労支援事業や市役所内で実習を行う障害者就労チャレンジ事業等を実施してきた。 ・就労支援事業については、平成24年度に補助事業から委託事業に転換して体制の充実を図るとともに、それまでの支援対象としていた知的障害のある人に身体障害のある人と精神障害のある人に加え、さらに、平成25年度の障害者総合支援法の施行に対応して、難病の人を支援の対象に加えた。その結果、就労支援事業を実施する「尼崎市障害者就労・生活支援センターみのり」を通じた就労者数は、平成21年度では12人であったものが、平成24年度には24人、ハローワーク尼崎の障害者新規求人申込件数は、平成21年度では544人であったものが、平成24年度には641人となっており、法定雇用率の引上げや就職後の定着支援の制度普及等により就労希望者は増加傾向にあるため、さらなる雇用先の開拓・確保する必要がある。また、障害のある人の就労を支援、企業との橋渡し等、定着のための支援を行うための相談支援体制の一層の充実が課題となっている。									
【障害者就労施設等における受注機会の確保】 ・平成21年2月に特定随意契約を制度化し、平成26年4月に障害者優先調達推進法に基づく調達方針(以下、「調達方針」という。)を定め、受注機会の拡大を図ってきた。しかし、特定随意契約数は、当初からの4件に止まり、新たな契約の確保が求められているため、庁内へ一層の周知を図るとともに、発注の際における簡素な事務手続きのマニュアル化が課題となっている。									
主な事務事業	障害者就労支援事業			関連する目標指標	①②	進捗	○順調	●概ね順調	○やや遅れ
行政が取り組んでいくこと ■ 社会参加の促進									
障害のある人の地域における自立生活及び社会参加を促進するため、運動競技を通じて体力の維持や残存能力の向上を図るとともに明朗・快活・積極的な性格・競技精神を養う心身障害者(児)スポーツ大会開催事業、行動範囲を拡大するとともに生活を向上させる自動車運転免許取得・改造助成事業、外出時に必要な支援を行う移動支援事業、意思の伝達を確保する意思疎通支援事業等を実施してきた。									
【意思疎通支援】 ・意思疎通支援事業については、聴覚障害者等が外出時に適当な付添者がいない場合の手話通訳者等の派遣や聴覚障害者等の社会参加を促進するために手話通訳者や要約筆記者の養成講座を実施している。養成講座の修了者数については、平成21年度では、手話通訳養成講座のみのため2人であったものが、平成24年度には、要約筆記者養成講座も新設され51人となっているが、受講者が伸びず、講座内容が難しく継続できない受講者があるため、さらなる受講者の開拓・受講継続が課題となっている。									
【移動支援等】 ・移動支援事業については、平成21年度では13,725人分であったものが、平成24年度には15,697人分となっている。また、日中一時支援事業については、平成21年度では284人分であったものが、平成24年度には226人分となっている。どちらの事業も社会参加を促進するものであるが、他の中核市の事業費と比較すると移動支援事業は本市の事業費が大きく上回り、日中一時支援事業は大きく下回っている状況である。そのため、利用者への適切なサービス提供の確保や持続可能な制度構築等の実現が課題となっている。									
主な事務事業	意思疎通支援事業 障害者(児)移動支援事業			関連する目標指標	③	進捗	○順調	●概ね順調	○やや遅れ

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

- 知的障害のある人、障害のある児童の約半数が障害のために差別や偏見等を感じていると回答しており、障害のある人や子どもに対する正しい理解や、社会参加のしやすい環境づくりが必要である。
- 移動支援をはじめとした地域生活支援事業など、障害のある人の地域生活を支援するため、本市ではさまざまな取組を行っている。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●日常生活の支援、権利擁護 ●働く場の確保、社会参加の促進				
		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	1.2%	11.6%	66.6%	15.4%	5.2%
	23年度	2.7%	8.2%	61.6%	22.9%	4.6%
重要度調査	25年度	第 12 位 / 20 位		5点満点中 4.41点(平均 4.39点)		
	23年度	第 8 位 / 20 位		5点満点中 4.10点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針
<p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <p>◆継続的・重点的に取り組む事項 ・理解促進研修・啓発事業については、引き続き、「市民福祉のつどい」を開催するにあたり、効果的な周知方法など、イベントの活性化について検討を行っていく。 ・自発的活動支援事業については、障害のある人、その家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援が行えるよう検討を行っていく。</p> <p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <p>◆継続的・重点的に取り組む事項 ・就労支援事業については、相談体制の確保が必要となっているため、相談員の増員等を行うとともに、より高度な知識と専門性を高め、相談機能の強化等の検討を行っていく。 ・特定随意契約数の増加や調達方針に定めた調達目標の達成を実現するため、引き続き、障害者就労施設等の取扱う物品等について本市の全ての組織に周知等を図るとともに、障害者就労施設等の収入増を支援するため、販路開拓等に向けた事業に取り組んでいく。</p> <p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <p>◆継続的・重点的に取り組む事項 ・意思疎通支援事業については、手話通訳者や要約筆記者の養成講座修了者を増加させるために、より一層広く各講座を周知するとともに、各講座のカリキュラムやスタッフを精査し、受講者が継続して受講できるよう検討を行っていく。 ・日中一時支援事業について、事業所指定基準の緩和等によるサービスの利用促進を図るとともに、移動支援事業・日中一時支援事業等について、ガイドライン(支給決定基準)の策定により、利用者への適切なサービス提供に取り組んでいく。</p>

評価と取組方針
<p>・意思疎通支援事業は、養成講座の修了者数が半減しており、手話言語法制定にかかる国の動向を注視しながら、手話の更なる普及のための施策実施について検討を行う。</p> <p>・必要な人に必要なサービスを提供できるよう、持続可能な仕組みづくりに努めていかなければならない。 そのため、障害者(児)移動支援事業などにおけるガイドライン(支給決定基準)の策定について、今後検討していく。</p> <p>●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。</p>
<p>総合評価</p> <p><input type="checkbox"/> 重点化 <input checked="" type="checkbox"/> 継続取組</p>

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	09 生活支援	展開方向	01 支援の必要な子どもの早期発見と早期対応、児童虐待防止に取り組みます。
主担当局	健康福祉局	主担当課	生活支援相談課
プロジェクト項目の該当有無	-		
市長公約の該当有無	●	12	配置したソーシャルワーカーの積極活用による、児童虐待の未然防止への取組
局重点課題の該当有無	-		

3 目標指標

指標名	方向	基準値	目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29	
① 子どもの育ち支援ワーカーが活動した学校数	↑	H24 27 校	61	20	**	**	**	**	0%
② 学校の要請に対する支援校の割合	→	H24 100 %	100	100	**	**	**	**	100%
③ 要保護児童対策地域協議会の相談件数	↑	H24 1,260 件	-	1,556	**	**	**	**	-
④ 要保護児童に関する個別ケース検討件数	↑	H24 288 件	332	244	**	**	**	**	0%
⑤ 子育て家庭ショートステイ利用者数	↑	H24 15 件	-	18	**	**	**	**	-

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)	
行政が取り組んでいくこと	■ 支援を要する子どもの早期発見と早期対応
<p>【スクールソーシャルワークによる支援】</p> <p>・児童虐待、いじめ、不登校等の子どもの問題の背景には、家庭環境や社会環境の要因が複雑に絡んでいることが多く、こうした事例を学校現場の指導の中だけで早期発見・早期対応することが困難な状況であった。そのため、子どもの育ち支援条例のもと、福祉事務所に3名の子どもの育ち支援ワーカーを配置し、スクールソーシャルワーク活動を行う「子ども家庭相談支援体制整備事業」を実施している。</p> <p>具体的には、週1日特定の学校にワーカーを配置し活動する「配置校型」3校と、学校からの要請に応じて派遣し活動する「派遣校型」とに分け、それぞれの学校で子どもの抱える問題のアセスメント、問題解決のためのプランニング、学校と他機関とのコーディネート、学校現場での相談などを実施している。また、4名のスーパーバイザーから適宜指導助言を受け、活動内容の充実を図っている。スクールソーシャルワークの制度を理解して活用した学校からは活動要請が増えており、制度への評価や期待は高まってきている。</p> <p>今後は、全小中学校を対象に支援できる体制をつくり、学校の対応力向上や関係機関とのネットワーク構築といった学校内の支援体制づくりをサポートする取組を進めていく。</p>	
<p>【児童虐待の対応】</p> <p>・少子化や核家族化等による家族形態の多様化や地域社会の希薄化が進み、支援を要する家庭の課題やリスクが複雑化・深刻化しており、要保護児童等の相談件数は年々増加傾向にある。こうした現状の中、福祉事務所に9名の家庭児童相談員を配置し、子どもの養育に関する様々な相談に応じ、児童虐待に係る対応を行っている。また、要保護児童等について協議を行うため、「要保護児童対策地域協議会運営事業」を実施しており、代表者会、地区別実務者会、個別ケース検討会の三層構造で運営を行っている。</p> <p>平成25年度においては、年1回開催している代表者会では36機関中31機関が出席し、各機関の代表者が児童虐待に対する取組等について情報交換を行い、それぞれの職責や役割の理解に努めた。</p> <p>また、実際に子どもに接する機会が多い当該機関の実務者に対して、本市要保護児童対策地域協議会が代表者会を経て策定(H25年2月発行)した、子ども虐待対応の手引き(マニュアル)をもとに研修を行い、虐待の早期発見と早期対応について資質向上を図った。</p> <p>年18回開催している地区別実務者会では、ケースの支援方針や見守り体制等を参加メンバーで確認し、適切な支援を行っている。</p> <p>さらに、ケースの状況に応じて、年155回延べ244ケースの個別ケース検討会を開催し、積極的に要保護児童の支援について検討を行い、子どもの最善の利益を図るよう取り組んでいる。</p> <p>しかし、実務者会の限られた会議時間の中、相談件数が増加するにつれて、1件あたりの議論が深まりにくいといった問題もあり、効率的な会議運営が課題となっている。また、相談件数等の増加に対応するため、家庭児童相談員の増員や適切な査察指導を行う職員体制の構築を検討していく必要がある。</p>	
<p>【子育て家庭ショートステイによる支援】</p> <p>・保護者の疾病や育児疲れなどの理由により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合等に、児童福祉施設において児童を一定期間養育する「子育て家庭ショートステイ事業」を実施している。</p> <p>現在6箇所の児童福祉施設にショートステイを依頼し、児童及びその家族の福祉向上に寄与しているが、ここ数年施設と利用調整を行う中で、施設が満床のため受入を断られるなど、利用希望に応じられないケースが発生している。</p>	
主な事務事業	子ども家庭相談支援体制整備事業 尼崎市要保護児童対策地域協議会運営事業 子育て家庭ショートステイ事業
関連する目標指標	①②③④⑤
進捗	○順調 ●概ね順調 ○やや遅れ ○遅れている

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

- 少子化や核家族化等による家族形態の多様化や、地域社会のつながりの希薄化が進んでいる。
- 家庭不和や離婚等子どもの養育環境に影響を与える家族の問題や、配偶者からの暴力等家庭内におけるさまざまな課題が増加しており、特に、児童虐待等の要保護児童に関する相談件数が増えている。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●支援を要する子どもの早期発見と対応 ●生活保護、自立支援				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	1.9%	9.2%	57.6%	22.7%	8.5%
	23年度	2.5%	8.0%	65.8%	18.3%	5.4%
重要度調査	25年度	第 13 位 / 20 位		5点満点中 4.35点(平均 4.39点)		
	23年度	第 14 位 / 20 位		5点満点中 3.87点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針
<p>◆見直す・見直しを検討する事項</p>
<p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <p>・平成26年度から6人の子どもの育ち支援ワーカー体制による活動を展開し、全小中学校を対象に支援できるよう取組を進める。実施手法としては「配置校型」6校と「派遣校型」を継続し、配置校では、小中連携の視点を持ち、関係する小中学校にもアウトリーチにより活用を働きかける。また、教育委員会との一層の連携強化により、要支援の子どもの支援体制づくりをサポートする取組を進める。</p> <p>・子どもの育ち支援ワーカーのスクールソーシャルワーク活動に対する進行管理、福祉・教育の連携体制等に係る事業の運用改善、ワーカーの資質向上等について、スーパーバイザーの助言指導を受けながら、適切に取り組んでいく。</p> <p>・児童虐待の防止や早期発見・早期対応のため、関係機関職員の虐待発見の視点や対応レベルの向上に向けた研修会を積極的に開催する。また、児童虐待の相談・通告先の一層の周知など、児童虐待防止推進に対する市民の関心を高める啓発活動を継続して実施する。</p> <p>・今後とも要保護児童対策地域協議会を活用し、関係機関との緊密な連携・協力のもと児童虐待の適切な対応に努める。</p> <p>・家庭児童相談や査察指導に関する職員体制がより適切な支援に繋がるよう検証していく。</p> <p>・育児疲れなどを抱える保護者に対し、ショートステイの利用により引き続き子育てで不安感の軽減に努める。また、ショートステイ事業がより効果的に活用されるように検討するとともに、保護者や児童の状況に応じて継続的な相談や支援が必要である場合には、一層関係機関と連携して適切な支援に取り組む。</p>

評価と取組方針
<p>・子どもの育ち支援ワーカーは、今年度3人から6人に増員した。より効果的な取組を進めていくために、今後増員による効果を十分に検証するとともに、他のソーシャルワーカーとの連携も含めて、成果と課題を検討していく。また、その結果を子育て支援センター機能の検討にも反映させる。</p> <p>・児童虐待については、要保護児童等の相談件数が年々増加している中で、関係機関との緊密な連携のもと、その防止や早期発見・早期対応に向け今後も適切な支援を行っていく。</p> <p>●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。</p>

総合評価	
<input type="checkbox"/> 重点化	<input checked="" type="checkbox"/> 継続取組

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	09 生活支援	展開方向	02 生活に課題を抱える人が必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるように、相談体制の充実や関係機関によるネットワークの強化に努めます。
主担当局	健康福祉局	主担当課	生活支援相談課
プロジェクト項目の該当有無	-		
市長公約の該当有無	-		
局重点課題の該当有無	-		

3 目標指標

指標名	方向	基準値	目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29	
① 住宅・生活支援対策事業対象者の就職率	↑	H24 67.5 %	73.5	73.5	**	**	**	**	100%
② 地域生活支援制度の利用が必要と思われる対象者のうち、実際に利用している人の割合	↑	H24 83.3 %	100	83.3	**	**	**	**	0%
③ 母子生活支援施設入所者のうち自ら居室を構え退所した世帯数	↑	H24 8 世帯	11	10	**	**	**	**	66.7%
④ DV相談件数	↑	H24 460 件	-	398	**	**	**	**	-
⑤									

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)										
<p>行政が取り組んでいくこと ■幅広い支援に向けた連携</p> <p>【住宅・生活支援対策及び更生援護資金貸付】 ・国の住宅手当緊急特別措置事業の実施通知に基づき、平成21年10月から、離職により住宅を喪失又は喪失のおそれのある者に対して、一定期間、家賃相当額の給付を行うとともに就労支援を行い生活再建を支援する、「住宅・生活支援対策事業」を実施している。 また、従来より、他から融資を受けることが困難な生活困窮者に対して、生活資金等自立更生を図るための資金を貸付する「更生援護資金貸付事業」を行っている。 「住宅・生活支援対策事業」の対象者の就職率は、雇用情勢に影響されることはあるものの、就労支援の取り組みにより事業開始以降上昇しており、事業目的を着実に遂行している。しかしながら、6か月未満の不安定雇用となる者や、就職できずに生活保護の受給に至る者もおり、ハローワークや庁内関係各課との一層の連携強化により、就職率の向上を目指す更なる取組が必要である。 「更生援護資金貸付事業」については、相談件数は多いものの、社会福祉協議会等の他機関でも比較的利用しやすい貸付制度が整備されていることから貸付件数は非常に少なく、相談者の状況に見合った支援制度を紹介するなどの対応を行っている状況であることから、事業の今後のあり方についての検討が必要である。</p> <p>【中国残留邦人等に対する支援】 ・「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」に基づき、中国残留邦人等に対して、老齢基礎年金の満額支給に加え、その者の属する世帯収入が一定基準に満たない場合に生活保護法の例により経済的支援を行う「生活支援給付事業」と、地域社会における自立と生活の安定の促進を図ることを目的に日本語教育や通訳派遣等を行う「地域生活支援事業」を実施している。 「生活支援給付事業」は対象者全員が受給しているが、「地域生活支援事業」については、各対象者のニーズに応じた制度利用が概ねできていないものの、自宅に引きこもっているなど、地域社会での生活に必要なと思われる制度を利用していない対象者もいる。 地域で孤立したり、生活に支障が生じることがないよう、必要と思われる制度の利用勧奨や、対象者の高齢化にも配慮した取組、介護事業者など関係機関との連携が必要である。</p> <p>【施設入所措置】 ・児童福祉法に基づき、経済的理由を背景とした「助産施設への入所措置」や母子の自立助長を図るために「母子生活支援施設への入所措置」を継続して行っている。 市内には助産施設が1箇所しかなく、やむを得ず市外施設への入所依頼を行うこともあるが、入所措置が必要な妊婦が安心して入院助産を受けられるよう対応するとともに、出産後の養育面についても関係機関と連携した支援を行っている。 また、母子生活支援施設への入所については、夫等の暴力から逃れるために遠方の施設への入所措置が望ましいケースが多くなっている。経済面だけではなく子の養育面や社会生活面においても課題を抱えている入所者が多いため、それぞれの状況に応じた適切な助言指導や関係機関と連携した支援がより一層必要となっている。</p> <p>【DV被害者支援】 ・尼崎市配偶者等の暴力(DV)対策基本計画に基づき、配偶者暴力相談支援センター機能を整備し、婦人相談員の増員や困難ケースの対応に対して助言を行う有識者アドバイザーの設置など相談体制の充実を図った。 今後とも、配偶者暴力相談支援センターの周知啓発に努めるとともに、裁判所や警察など関係機関との連携強化を図り、DV被害者に対する適切な支援を行っていく必要がある。</p>										
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> 住宅・生活支援対策事業 中国残留邦人等生活支援給付事業 母子生活支援施設措置費 			関連する目標指標	①②③④	進捗	○順調	●概ね順調	○やや遅れ	○遅れている

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

●昨今の経済情勢を背景に、失業や不安定就労など、生活を支える課題が増加し、深刻化している。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●支援を要する子どもの早期発見と対応 ●生活保護、自立支援				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	1.9%	9.2%	57.6%	22.7%	8.5%
	23年度	2.5%	8.0%	65.8%	18.3%	5.4%
重要度調査	25年度	第 13 位 / 20 位		5点満点中 4.35点(平均 4.39点)		
	23年度	第 14 位 / 20 位		5点満点中 3.87点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針
<p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <p>・更生援護資金貸付事業については、他機関での貸付制度の整備状況や平成27年4月に施行される生活困窮者自立支援法に基づく取組の状況も踏まえながら、廃止に向けた検討を行う。</p>
<p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <p>・住宅・生活支援対策事業は、住居確保給付金として生活困窮者自立支援法に基づき制度化されることから、引き続き関係機関との一層の連携強化を図りながら、就労支援に取り組んでいく。</p> <p>・中国残留邦人等への支援については、介護事業所など対象者が必要とするサービス実施機関とも連携して通訳派遣を行うなど、対象者の高齢化に対応した支援を行うとともに、必要と思われる制度の利用勧奨にもより一層取り組んでいく。</p> <p>・生活に様々な課題を抱える助産制度利用者や母子生活支援施設の入所者に対し、引き続き関係機関との積極的な連携を図り、引き続き必要に応じた支援を行っていく。</p> <p>・DV被害者の安心・安全に留意しながら、住居や就労など自立に向けて様々な課題を抱える相談者に対し、関係機関と連携して必要に応じた支援を行っていく。また配偶者暴力相談支援センターの一層の周知啓発に努める。</p>

評価と取組方針
<p>・「住宅・生活支援対策事業」については年々就職率が上昇しており、成果が上がっていると判断できる。関係機関との一層の連携強化など、今後も着実に取り組みを進めていく。</p> <p>・「配偶者等暴力に関する支援事業(DV被害者支援)」については、相談体制を充実し、取り組みを進めているところであり、今後も引き続き適切な支援を行っていく。</p> <p>・平成27年4月から施行される生活困窮者自立支援制度に係る体制整備については、庁内の検討会議の結果を踏まえるとともに、既存の組織の業務内容等を精査したうえで実施体制の整備を行う。なお、今年度中の準備体制については、必要に応じて検討を行う。</p> <p>●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「重点化」とし、来年度の予算等を重点配分した上で施策を推進する。</p>
<p>総合評価</p> <p>■重点化 □継続取組</p>

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	09 生活支援	展開方向	03 生活保護の適正運営と自立支援の取組を進めます。
主担当局	健康福祉局	主担当課	保護課
プロジェクト項目の該当有無	●	健康で自立した生活の確保に向けた取組(生活保護安定運営対策等事業)	
市長公約の該当有無	●	11 ①就労支援の充実、②自立支援プログラムの充実、③生活保護制度の抜本的な改革に向けた国への提言	
局重点課題の該当有無	-		

3 目標指標

指標名	方向	基準値			目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
		H24	H25	H26		H27	H28	H29			
① 不正受給による費用徴収決定の適用率	→	H24	1.60	%	1.60	1.69	**	**	**	**	0%
② 生活保護受給者就労支援事業における就労支援対象者数	→	H24	620	人	620	547	**	**	**	**	0%
③ 生活保護受給者就労支援事業における就労開始件数	↑	H24	292	件	310	215	**	**	**	**	0%
④ 生活保護受給世帯の子どもの高校進学率	↑	H24	90.4	%	97.5	90.7	**	**	**	**	4.2%
⑤											

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)							
<p>行政が取り組んでいくこと ■生活保護の適正運営と自立支援</p> <p>【適正運営】 ・平成26年4月現在の尼崎市の生活保護世帯数は13,375世帯、受給者数は18,124人、本市人口に対する生活保護受給者の割合は4.05%となっている。リーマンショックを契機とした平成20年後半からの稼働年齢層を中心とした生活保護世帯、人員数の急増は落ち着いている一方で、高齢化の進展とともに無年金者や年金収入の少ない高齢者を中心に生活保護世帯数等は着実に増え続けているため、適正な制度運営に向けて生活保護世帯数の増加に対応した実施体制の整備が課題となっている。 ・また、生活保護制度は、制度を利用する人、それを支える人双方の信頼の上に成り立つものであり、制度に対する市民の信頼を損なう不正受給には厳正な対応が求められている。そのため、本市では、平成23年度から保護面接相談担当課に適正化推進担当を設置し、生活保護制度の適正運営に組織的に取り組んだ結果、不正受給としての徴収決定件数及びその生活保護受給者数に占める割合は、平成24年度の286件、1.6%から平成25年度は304件、1.69%となっており、件数で18件、適用率で0.09ポイント増加することとなった。 ・平成26年7月の生活保護法の改正による調査権限の強化などにより、引き続き、適正実施に努めるとともに、不正受給の未然防止に向けた周知等に取り組むなど、目標としている不正受給の費用徴収決定の適用率が低減されるよう、限られた人員配置の中でも効率的な取り組みの検討が必要とされている。</p> <p>【自立支援】 ・全国に先駆けて平成14年度から生活保護受給者就労支援事業を実施し、就労促進相談員とケースワーカーが連携して一人ひとりに寄り添った丁寧な就労支援を実施しており、平成24年8月からは求職活動を行ってもなかなか就労に結びつかず、働く意欲を失っている方や就労経験が乏しく働くことに自信が持てない方などを対象に、民間団体に委託してボランティア・職業体験事業を実施し、事業への参加を通じて社会とのつながりを感じながら、求職活動に向けた自信を回復させるなど、よりきめ細やかな支援に取り組んでいる。 しかしながら、ケースワーカーの配置数等の実施体制上の問題や、支援対象者に就労以外にも様々な課題を抱えた方が増えていった社会的な要因などにより、生活保護受給者就労支援事業における就労支援対象者数は平成24年度の620件から平成25年度547件と▲73件であり、就労を開始(又は増収)した件数は平成24年度の292件から平成25年度215件と▲77件となっている。 ・こうしたことから、さらに自立に向けた取り組みを推進するために、平成25年7月から、ハローワークによる巡回相談窓口を本庁舎内に設置し、就労に結びつく可能性の高い支援対象者などを早期にハローワークに繋げる取組を始めるなど、生活保護受給者のもつそれぞれの能力等に応じて段階的な支援メニューの整備を図っている。今後は、こうした取組の効果検証を行い、より効果的な取組に向けた検討が必要となる。</p> <p>【世代間連鎖の防止】 ・高等学校等の進学は、将来、生活保護世帯の子どもが、学歴や能力が原因で大人になって再び生活保護を受給するという「貧困の連鎖」を防止する上で重要な役割の一つとなっている。 ・平成24年度の尼崎市内の高等学校等の進学率97.5%に対して、生活保護世帯の子どもの進学率は90.4%と7.1ポイント差があり、こうした背景には、生活保護世帯の子どもには、親の教育や進学についての熱意や関心が少ないことが影響していたり、学習習慣が身につけていないため基礎学力が乏しいなど学業や進学環境が十分に用意されていないことが影響しているのではないかと考えられる。 ・そのため、平成24年7月より学習支援事業をNPO法人に委託し、小学4年生から中学3年生までを対象として、まずは地域に子どもの居場所を確保し、学習への動機付けを含めた補助学習の支援とともに、社会性や他者との関係を育むことを目的とした体験学習などの学習支援を実施しており、こうしたきめ細かな取組により、生活保護世帯の子どもの高等学校等の進学率は、平成25年度には90.7%と0.3ポイントの上昇が見られるほか、「異年齢の友だちができて喜んでいる」、「不登校の子が学習支援教室に通うことができた」などの声もあり、社会性を育む居場所としての成果も見られている。 ・現在、学習支援教室は市内2箇所であるため、参加者の小学生から「遠くて通いづらい」という声もあり設置箇所数等の課題が存在する。また、学習支援事業は、平成27年度から施行される生活困窮者自立支援法の任意事業に位置づけられ、支援対象者を生活保護世帯の子どもだけでなく生活困窮者世帯の子どもまで拡充されることとなっており、また事業経費に対する国の補助率も10/10から1/2に引き下げられることから、事業の実施体制のあり方も含めて検討が必要となっている。</p>							
<p>主な事務事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護安定運営対策等事業 生活扶助費ほか8事業 	<p>関連する目標指標</p> <p>①②③④</p>	<p>進捗</p> <p>○順調</p> <p>○概ね順調</p> <p>●やや遅れ</p> <p>○遅れている</p>					

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

最後のセーフティネットである生活保護制度がより適正に機能し、自立が促進されるような取組が求められています。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●支援を要する子どもの早期発見と対応 ●生活保護、自立支援				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	1.9%	9.2%	57.6%	22.7%	8.5%
	23年度	2.5%	8.0%	65.8%	18.3%	5.4%
重要度調査	25年度	第 13 位 / 20 位		5点満点中 4.35点(平均 4.39点)		
	23年度	第 14 位 / 20 位		5点満点中 3.87点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針
<p>◆見直す・見直しを検討する事項</p>
<p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活保護制度の適正実施と生活保護受給者への自立支援に努めているものの、生活保護世帯数の増加と、平成26年7月からの生活保護法の改正による新たな業務量の増加によって、職員配置は十分に追いついていないため、職員配置を含めた更なる事務執行体制等の見直しを行っていく。 引き続き、生活保護の適正実施に向けて課税調査等の各種調査を徹底するほか、不正受給の未然防止に向けて被保護者向けの周知等を行う。 引き続き、生活保護受給者就労支援事業に取り組むとともに、平成26年度にハローワークと協働で実施している本庁舎内の巡回相談窓口(週1回午後のみ)を拡大し、市役所の窓口同様に常設窓口とすることで、より一層、生活保護受給者への就労支援を促進していく。 生活保護受給者の早期かつ集中的な自立に向けた就労支援の取組みを進める。 生活保護受給者に適切な支援を行うために、自立支援プログラムの活用を含めたケースワーカーのスキル向上に向けた研修を実施する。 学習支援事業については、平成27年度に向けてプロポーザルを予定しており、さらに、平成27年4月施行の生活困窮者自立支援法の任意事業として位置づけられることから、平成27年度に向けて事業内容や実施体制のあり方も含めて検討を行う。 ボランティア・職業体験事業については、平成27年度に向けてプロポーザルを予定しているため、これまでの効果検証を行い必要な見直しを行う。

評価と取組方針
<ul style="list-style-type: none"> 生活保護の適正運営については、(仮称)保健福祉センターの2所化を視野に入れる中で、生活保護世帯数の増加に対応した実施体制の整備や不正受給の対応など、今後も着実に実施していく必要がある。 就労支援については支援者数、就労開始(増収)件数共に減少しているため、具体的な改善策を講じた上で、効果検証を行う。 「学習支援事業」、「ボランティア・職業体験事業」について効果検証を行い、必要に応じて見直しを行うなど、適切な対策を講じる。 <p>●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。</p>

総合評価	
<input type="checkbox"/> 重点化	<input checked="" type="checkbox"/> 継続取組

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	10 医療保険・年金	展開方向	01 支えあいで健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等適切な維持・運営に努めます。
主担当局	市民協働局	主担当課	国保年金課
プロジェクト項目の該当有無	-		
市長公約の該当有無	●	20構造的な財政問題を抱える国民健康保険、後期高齢者医療制度に代わる新医療制度について、一体的かつ抜本的な制度改革を国、県に強く働きかけます。	
局重点課題の該当有無	-		

3 目標指標

指標名	方向	基準値	目標値(H29)	実績値					現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29	
① 国民健康保険料の口座振替加入率	↑	H23 43.4 %	44.9	42.6	**	**	**	**	0%
② 国民健康保険料の収納率(現年)	↑	H24 86.78 %	90.3	87.44	**	**	**	**	18.8%
③ 後期高齢者医療保険料の収納率(現年)	↑	H24 98.94 %	99.23	99.08	**	**	**	**	48.3%
④ 5年前比較での1人当たり費用額に係る尼崎市/県の伸び率(国保)	↓	H24 98.24 %	96.8	**	**	**	**	**	**
⑤ 5年前比較での1人当たり給付額に係る尼崎市/県の伸び率(後期)	↓	H24 101.14 %	98.0	99.18	**	**	**	**	62.4%

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)									
<p>行政が取り組んでいくこと ■国民健康保険制度など、医療保険制度の適切な維持・運営</p> <p>【国民健康保険制度】 ① 国民健康保険事業を安定的に運営するため、保険料の収納率向上対策として、コンビニエンスストアへの収納業務委託やページー口座振替受付サービスなどの利便性向上の取組と、徴収嘱託員による滞納保険料の戸別徴収と、その一部委託化などの滞納者対策を実施しており、平成22年度以降、保険料の収納率は4年連続で上昇し、国民健康保険事業の財政運営にあたっては、9年連続で黒字となっている。平成26年度においては、口座振替原則化の実施や保険料収納業務委託を活用した口座振替加入動奨を実施する。 また、医療費の適正化対策として、レセプト点検の強化、医療費通知、ジェネリック医薬品の普及啓発(H26年2月時点シェア率26.7%/国目標30%)などの取組を行っている。平成26年度においては、柔道整復施術療養費支給の適正化事業として専門業者による内容審査を実施し、さらなる医療費適正化に努める。 しかしながら、高齢者比率の増加に伴う医療費の増加や雇用形態の変化等による低所得者の増加など、事業運営を取り巻く環境は依然厳しい状況にあることから、引き続き収納率向上と医療費適正化に向けた対策を行うとともに、国が今後進める国保改革における平成29年度を目途とした広域化への対応が見込まれることから、広域化にあわせて国保制度のあり方を検討する必要がある。</p> <p>【後期高齢者医療制度】 ② 後期高齢者医療保険料の収納率は、平成20年度の制度発足時から毎年上昇しているものの、県下では下位である。 納付促進広報活動、納付動奨、口座振替推進、所得把握等の取組のうち、平成25年度には電話催告を行う臨時的任用職員を2人体制に増員し、保険料未納者の状況把握に努め、平成26年度には納付指導へつなげている。 また、短期証発行前に小額滞納者への一般証切替を促す電話動奨を始め、納付意識を向上させようとしている。</p> <p>【市民意識】 市民意識調査において、重要度は平均より高いが満足度は平均より低い結果となっている。これは医療給付を受ける対象者が市民の約4割を占めていることや、医療給付に係る施策は、誰でも安心して健康な暮らしを送る社会保障の仕組みであり、市民生活を営むうえで基礎となることから重要度が高くなっていると考えられる。満足度の低さについては、保険料に対する負担感が影響していると推測する。</p>									
<p>主な事務事業</p> <p>保険料収納関係事務、収納率向上対策事業</p>	<p>関連する目標指標</p> <p>①②③④⑤</p>	<p>進捗</p> <p>●順調</p>	○概ね順調	○やや遅れ	○遅れている				
<p>行政が取り組んでいくこと ■国等と連携した国民年金制度の運営</p> <p>【国民年金制度と市の役割】 国民年金制度を運営する保険者は政府(厚生労働省)が掌し、年金業務全般の維持管理・運営は日本年金機構が所管している。 市は、年金加入被保険者が手続きのため利用する最も身近な窓口機関として、資格取得・喪失に係る各種届出、保険料納付困難者等からの免除申請、請求手続きに関する受付などの法定受託事務を担っており、適正な制度運営に貢献している。 また、日本年金機構との協力・連携事務として、制度の理解を深めるために窓口相談や広報業務を促進するとともに、年金事務所が実施する未納者対策に係る適用動奨や免除動奨に必要な情報提供を行い、市民の年金受給権確保及び無年金者の発生防止に努めている。 しかしながら、本市における国民年金保険料の納付率が平成22年度以降3年連続で減少しており、その要因としては多様な雇用形態による収納環境の悪化や年金記録問題による不信などへの対応に追われ、きめ細かい収納対策ができなかったことが考えられる。また、保険料の長期未納者で、かつ、未納が要因で無年金者となるおそれのある低所得層被保険者も多く存在することから、免除動奨の取組強化も必要となっている。 これらの課題を解決するため、委託業者等による電話督促、個別訪問等の収納対策、免除動奨の取組強化を実施してきた。この結果、平成25年度においては免除者数・免除率増加とともに納付率も僅かながらアップし成果が出ている。 平成26年度以降もこれまでと同様に、市民の年金受給権の確保及び無年金の発生防止に努めるため、日本年金機構への協力・連携を図っていく必要がある。</p>									
<p>主な事務事業</p> <p>国民年金事務関係事業</p>	<p>関連する目標指標</p> <p>-</p>	<p>進捗</p> <p>●順調</p>	○概ね順調	○やや遅れ	○遅れている				

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

- お互いの支えあいによって健康な生活を保障する国民健康保険等の医療保険制度は、安心して健康な暮らしを送っていくため、なくてはならない社会保障のしくみである。このしくみを将来にわたって継続的に運営していくために、市民や事業者、医療機関はお互いに協力し、支えあっていく必要がある。
- しかしながら、急速な高齢化の進行や低所得者の増加、また、生活環境の変化等による生活習慣病の増加に伴う療養給付の増加等により、国民健康保険制度の運営は厳しい状況となっている。
- こうしたことから、被保険者自身の生活習慣の改善や保険料の納付等を促すため、また、無年金者の発生を防止するため、医療保険制度、国民年金制度のしくみや社会的役割等に対する市民の認知と理解を深めていく必要がある。
- また、健康な市民生活を支えていくためには、医療保険制度の安定だけでなく、地域経済の安定・活性化や雇用問題等の社会的な課題に対して総合的に取り組んでいく必要がある。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		<ul style="list-style-type: none"> ●医療保険制度の適切な維持・運営 ●被保険者の健康増進による医療費の適正化 				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	2.6%	20.9%	42.9%	22.5%	11.0%
	23年度	4.3%	11.2%	54.5%	21.5%	8.6%
重要度調査	25年度	第 2 位 / 20 位		5点満点中 4.71点(平均 4.39点)		
	23年度	第 3 位 / 20 位		5点満点中 4.22点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針
<p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <p>① 国保は年齢構成が高く、医療費水準が高い。一方で、所得水準が低く、保険料負担が重いといった問題を抱え、一般会計からの法定外繰入でしのいでいる構造上の問題があるとされており、医療保険制度改革が見込まれる中、本市国保のあり方について、検討する必要がある。 (検討項目) ア 国保財政の健全化及び1人当たり国保料の負担軽減を図るための一般会計からの財政健全化繰入金 イ 多人数世帯等の保険料の負担軽減を図る特別減免 ウ あんま・マッサージ・はり・きゅう施術助成 エ 結核・精神医療付加金 なお、広域化にあわせて、国民健康保険システムのオープン化が必要となる。</p> <p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <p>① 国民健康保険事業については、これまでと同様、被保険者に対する納付相談等、きめ細やかな対応を行う。 さらに、平成25年度から力を入れている納付指導や滞納処分について、当該業務に携わる職員を増員、再編成し、財産調査から納付指導、差押えまでといった一連の業務をより強化する必要がある。</p> <p>② 後期高齢者医療保険料の滞納整理にあたっては、国保年金課と連携して財産調査を行い、実効性を高めていく。</p>
<p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <p>平成28年1月からのマイナンバー制度導入開始後は、日本年金機構における年金加入被保険者や受給者に係る住基・税等の各種情報の取得が簡略化され、被保険者や受給者自らが行ってきた各種届出、手続きの省略化が図られることから、市が行う法定受託事務の範囲及び年金事務所への協力・連携事務内容のあり方等の見直しを検討する。 一方、年金生活者支援給付金の支給に関する法律により、平成27年10月1日から始まる低年金受給者に対する給付金支給事務について、支給に際しての年金受給者の所得調査・審査・進達事務が市の法定受託事務となることから、今後、日本年金機構との具体的な事務処理や、本市の体制等の協議・検討を行う。</p> <p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <p>多様な雇用環境により、保険料納付困難者の免除申請件数が増加している中、窓口相談業務を基本とし、広報誌やパンフレット等を活用した年金制度の周知を図るとともに、市民の年金受給権確保と無年金者の発生防止に努めるため、今後も日本年金機構年金事務所との協力・連携を密に行い、適用・免除勧奨を継続して実施していく。</p>

評価と取組方針
<p>・目標指標においては、国民健康保険制度・後期高齢者医療制度とも、これまでの保険料収納率対策と医療費適正化対策の実施により、保険料の収納率の向上や一人当たりの費用額・給付額の5年前との伸び率比較が県より下回るなどの効果が現れ、取組は順調となっている。</p> <p>・しかしながら、国民健康保険制度については、広域化を睨んだ対応として、保険料負担軽減にかかる独自施策など、本市の国保のあり方を検討する必要があるほか、保険料滞納者への厳しい対応を含めた更なる収納率向上対策にも取り組む必要がある。</p> <p>・国民健康保険事業に係る納付指導や滞納処分に携わる職員の体制は、現状の取組を検証する中でより効果的・効率的な執行体制について検討を行う。</p> <p>・国民年金制度については、法改正に伴い低年金受給者に対する給付金支給事務が法定受託事務となるため、その対応に向けた体制整備についても検討を行う。</p> <p>●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策実施に努める。</p>
<p>総合評価</p> <p><input type="checkbox"/>重点化 <input checked="" type="checkbox"/>継続取組</p>

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	10 医療保険・年金	展開方向	02 生活習慣病の予防や重症化予防など、被保険者の健康増進に取り組み、医療費の適正化をめざします。
主担当局	市民協働局	主担当課	ヘルスアップ戦略担当
プロジェクト項目の該当有無	●	健康で自立した生活の確保	
市長公約の該当有無	●	10ヘルスアップ事業を引き継ぎ予防医療を進めます	
局重点課題の該当有無	●	ヘルスアップ尼崎戦略事業の推進	

3 目標指標

指標名	方向	基準値	目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29	
① 生活習慣病の重症化による高額な医療費の発生件数の割合	↓	H24 16 %	19	**	**	**	**	**	**
② 特定健診受診率	↑	H24 39.1 %	60	37.1	**	**	**	**	0%
③ 保健指導実施率	↑	H24 41.1 %	60	45.3	**	**	**	**	22.2%
④ 健診における生活習慣病の有所見率(国保)	→	H24 92.2 %	69.2	93.0	**	**	**	**	0%
⑤ 健診における生活習慣病の有所見率(尼っこ)	→	H24 41.5 %	41.5	45.8	**	**	**	**	0%

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)	
行政が取り組んでいくこと	<p>■被保険者の健康増進による医療費の適正化</p> <p>生活習慣病の発症、及び重症化による医療費を適正化するため、健診結果に基づく保健指導を推進する。さらに、将来国保に加入する若い人から、後期高齢まで、すべてのライフステージにある市民が、健康寿命を延伸することで、国保医療費だけでなく、介護給付費、その他扶助費などの適正化を図り、あまがさき「未来へつなぐプロジェクト」の達成を目指している。これらの成果をあげるため、①健診受診率の向上対策、②重症化予防対策、③生活習慣病予防ガイドライン推進事業(尼崎未来いまカラダ戦略)に取り組んでいる。</p> <p>【受診率向上対策】</p> <p>① 健診受診率は、平成23、24年度とも39%を超えたが、平成25年度は35%程度の見込みになり、受診率が安定的でない。</p> <p>過去6年間全く未受診であった者(P1層)の割合が4割まで減ってきている(H20年~25年2月;1回以上健診受診者59%)こと、P1層への受診券発送後の電話勧奨結果によると、健診受診券の認知78%、受診場所・日程の認知61%と、方法は認知されていることが明らかになった。さらに、電話勧奨内容を、告知型(平成25年度)から対話型(平成26年度)に変更したところ、「健診受診を検討してみる」の回答が、平成25年度/28.5%から平成26年度/55.6%に、95%増加した。これらのことから、P1層へは、受診方法(日程・場所)を繰返し告知することから、対話型を意識した情報発信(文書・電話)に平成26年度から変更した。</p> <p>一方、平成26年度健診対象者分析では、「毎年継続受診層(S層)」は対象者の18%、「受けたりやめたり層(E層)」は32%、「未受診層(P1層)」は42%、「新規層(新規国保加入、新規40歳)(P2層)」は8%である。この結果から、受診率向上のためには、E層の安定受診が重要である。P1層から重症者出現率が高い(全体16%→初めて受診者21%)が、E層も、健診中断中に重症化しているケースが散見される。したがって、今後、E層対策は重要だと認識している。</p> <p>対策として、健診が「自分にとって意義がある」と感じて健診リピーターになっていただけるよう、保健師等の保健指導スキルを向上させることが最重要だが、他に、「携帯メールへのメルマガ配信(帰属意識、呼び起こし)」、「継続的なフォローアップが必要な者への、メールによる意図的な情報提供」と、「メールと同じタイミングでの保健指導」も補完して行っていく。</p> <p>※S:stables(安定した) E:experienced(経験をもった) P:prospects(見込み、将来性)</p> <p>【重症化予防対策】</p> <p>② これまでの重症化予防対策を通じ、200万円以上の高額医療費を要した疾病のうち、「心筋梗塞」が減少した(平成20年130件(23%)→平成24年80件(12%))。一方、脳血管疾患は(平成20年20件→平成24年30件)増加しており、新たな課題である。</p> <p>国保全体の医療費適正化効果としては、医療費の伸びを抑制(県下1人あたり医療費が高額な方から、平成20年/19位→平成24年./28位に改善)できており、継続保健指導群の方が未受診群より、一人当たりの医療費が安い(年間約25万円の差)ことも明らかとなった。</p> <p>重症化予防対策として平成25年度からスタートした「糖尿病医療費窓口助成事業」の平成25年度実績は、0件であった。糖尿病助成が必要な対象者を十分に拾えるよう、平成26年4月に要綱改正(課税されている人も何らかの理由で受診できなければ対象とするよう変更)した。</p> <p>今後も本対策に取り組むための課題は、保健師等の人材育成、専門的スキルの向上、効率的、効果的な人材確保(委託、人材派遣、組織体制など)、医師会との連携が必要である。</p> <p>【生活習慣病予防対策】</p> <p>③ 生活習慣病予防ガイドライン推進事業(尼崎未来いまカラダ戦略)として、「ヘルスアップ尼崎戦略会議」「同 部会」「担当者間の連携作業」を通じて、平成25年度は、健康支援推進担当(ア)、高齢介護課(イ)、給与課(ウ)、学校教育課(エ)との連携による施策展開を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病窓口負担金助成事業(ア) → 実績0件/対象者19人 ・要支援・要介護健診、保健指導事業(ア、イ) → 受診者329人/対象者2,133人、保健指導実施人数96人 ・課長級以上職員に対する研修会(ウ) → 参加者116人/対象者186人 ・小中学校での生活習慣病予防対策事業(ア、エ) → 実施数 27施設(保育所、幼稚園、小中学校)68クラス・団体 <p>平成26年度は新たに、サルコペニア肥満調査事業(ア、イ)、生活習慣教育事業(保育所、幼稚園共通教材づくり)(エ、保育指導担当)に取り組むほか、子どもの発達段階ごとの指導要領の作成等に取り組んでいる。</p>
主な事務事業	ヘルスアップ尼崎戦略事業
関連する目標指標	①②③④⑤
進捗	●順調 ○概ね順調 ○やや遅れ ○遅れている

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

- お互いの支えあいによって健康な生活を保障する国民健康保険等の医療保険制度は、安心して健康な暮らしを送っていくため、なくてはならない社会保障のしくみである。このしくみを将来にわたって継続的に運営していくために、市民や事業者、医療機関はお互いに協力し、支えあっていく必要がある。
- しかしながら、急速な高齢化の進行や低所得者の増加、また、生活環境の変化等による生活習慣病の増加に伴う療養給付の増加等により、国民健康保険制度の運営は厳しい状況となっている。
- こうしたことから、被保険者自身の生活習慣の改善や保険料

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		<ul style="list-style-type: none"> ●医療保険制度の適切な維持・運営 ●被保険者の健康増進による医療費の適正化 				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	2.6%	20.9%	42.9%	22.5%	11.0%
	23年度	4.3%	11.2%	54.5%	21.5%	8.6%
重要度調査	25年度	第 2 位 / 20 位			5点満点中 4.71点(平均 4.39点)	
	23年度	第 3 位 / 20 位			5点満点中 4.22点(平均 3.98点)	

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針

◆見直す・見直しを検討する事項

- ・尼崎スタディ事業において、これまでの蓄積データを活用した分析、評価を行い、エビデンスを確立し、施策再構築にいかす。
- ・サルコペニア肥満調査(体組成、筋力測定結果等)の実態に基づく、有効な介護予防等施策の検討。
- ・医療費、介護給付費等の適正化をより一層すすめるため、一元的に生活習慣病対策を推進するための組織の検討。
- ・保健師の専門的スキルの向上のため研修体系化、及び、人材を広く求めるための検討(委託、派遣、日々雇用、組織間の連携など)。

◆継続的・重点的に取り組む事項

① 健診受診率向上対策

- ・考え方は「啓発・情報提供から継続学習へ」「勧奨から主体性へ」
- ・対象者を受診履歴によるセグメント分けをし、効果的な勧奨
- ・健診勧奨を「告知型」から「対話型」への変更
- ・受診者の生活習慣改善を継続的にサポートするアプリの開発
- ・民間企業との連携による健康寿命延伸に向けたまちの環境づくり
- ・出前健診拠点増に向けた働きかけ、及び集団健診拠点の役割、回数など再構築
- ・インセンティブの内容、対象の検討

② 重症化予防対策

- ・Ⅲ度高血圧(180/110以上)への保健指導介入の徹底
- ・医師会との連携
 - 抽出された重症化予備軍のフォローアップにかかる連携
 - 減塩(適塩)対策

③ 生活習慣病予防ガイドラインに基づく全庁横断的な施策の推進

- ・ヘルスアップ戦略会議において、客観的指標にもとづく施策評価、施策の再構築の推進
- ・介護保険事業計画との連携
- ・生活習慣病予防教育(学校教育課、保育指導担当、学校保健課)
- ・ヘルスケア産業との連携
 - 塩分・エネルギー、野菜量などサポート内容の明確化
 - アプリ連携の模索など
- ・健康マイレージ事業に向けた検討

評価と取組方針

- ・健診受診率については、これまでその向上のための啓発・情報提供を行ってきたが、受診率の実績は下がっており、これまでの取組を踏まえながら、今後いかに効果的な受診率向上対策を実施するかが課題のひとつとなっている。
- ・また、健診における生活習慣病の有所見率も上昇しており、重症化予防の取組についても、保健指導の徹底や医師会との連携が今後より重要な要素となる。
- ・これらの取組を進め、今後高齢化により増大する医療費等の適正化を図るために、生活習慣病対策を実施するための効率的で効果的な推進体制のあり方について検討を行う。

●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、**より効果的な取組への転換に向け調整を行う。**

総合評価

<input type="checkbox"/> 重点化	<input checked="" type="checkbox"/> 継続取組
------------------------------	--

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	11 地域保健	展開方向	01	ライフステージに応じた健康づくりを支援します。
担当当局	健康福祉局	担当課	健康増進課	
プロジェクト項目の該当有無	●	健康で自立した生活の確保		
市長公約の該当有無	-			
局重点課題の該当有無	-			

3 目標指標

指標名	方向	基準値		目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
					H25	H26	H27	H28	H29	
① 妊娠11週以内の届出率	↑	H24	91.9 %	100	93.2	**	**	**	**	16.0%
② がん検診の受診率 (肺がん検診受診率。職場、人間ドック等でのがん検診受診者については未把握)	↑	H24	7.9 %	50	7.9	**	**	**	**	0%
③ 自分が健康であると感じている市民の割合	↑	H23	75.7 %	100	71.0	**	**	**	**	0%
④ 尼崎市と連携して健康づくりに取り組む団体・組織数 (地域いきいき健康づくり協力団体の登録数)	↑	H26	** 件	150	**	**	**	**	**	**
⑤										

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)									
行政が取り組んでいくこと ■ 思春期の教育、出産・子育てにかかる支援 【母子保健】 ・母子保健は生涯を通じた健康の出発点であることから、望まない妊娠を防ぎ、安心して産み、ゆとりを持って育てることができるよう、妊婦健診事業や各種健診・健康教育及び訪問・面接等による個別支援を行っている。 ・妊娠11週以内の妊娠届出率については、妊娠相談窓口カードを市内の薬局等に設置し、妊娠に関する相談窓口の啓発を図るとともに、妊婦健診事業の助成費用等の拡充に取り組んできた。その結果、届出率は、90%以上となり、早期からの情報提供や必要な支援につながっている。しかし、継続支援が必要な望まない妊娠や母子家庭、経済的困難、妊娠高血糖等の妊婦については、十分な対応まで至っていない、その体制整備を検討しているところである。一方、母子家庭や経済的困難等の家庭の支援については、保健分野だけの対応は難しく、関係機関との連携が課題となっている。乳幼児健康診査の受診率については未受診者勧奨の成果もあり、年々上昇し、95%前後を維持している。また、10代の出産が県下で高い割合であることや、尼崎市健康づくりアンケート調査結果より、「避妊方法の認知度」が低下傾向にあり、現在、学校からの依頼を受け、健康教育を実施しているが、引き続き教育委員会と連携し、系統的・継続的な思春期教育に取り組む必要がある。 ・乳幼児の子育てについては、同アンケートより、「子育ての自信がある」割合が減少傾向にあり、また「子どもを虐待していると思う」割合が、1歳6か月児健診時より、3歳児健診時で高くなっていること等から、子どもの健やかな成長、発達を促し、親の不安や負担を早期から軽減するよう、さらに未受診者勧奨を行っていきと共に、母子保健相談指導事業の各種相談事業等を実施し、関係機関や社会資源の活用も含めた個別支援も継続して行っていき、また、子どもの発達支援については、就学前後の継続支援が課題となっており、児童発達支援センター等の専門機関や保育所、幼稚園、小学校等の関係機関との連携整備が必要である。									
主な事務事業 ・妊婦健診事業 ・乳幼児健康診査事業 ・母子保健相談指導事業	関連する目標指標 ①	進捗 ○順調	●概ね順調	○やや遅れ	○遅れている				
行政が取り組んでいくこと ■ 健康づくりや健康回復のための支援等 【健康的な生活習慣づくり】 ・成人期のがんによる死亡は、家族や地域の働く世代を喪失することから、無料クーポン券や特定健診との同時受診の環境を整備した。がん検診受診率はやや増加したものの、国・県と比較して低い状況が続いており、今後も意識啓発など受診率増加に取り組む。喫煙においては、がん、循環器疾患、COPD、歯周疾患、周産期の異常等のリスクになることから、たばこの健康影響改善事業を実施。喫煙率は減少傾向にあるものの、国・県と比較した場合、まだ高い状況にあり、より一層工夫した喫煙防止や禁煙支援の取組を実施する。 ・ロコモの一つである骨粗鬆症対策については、国の示す検診対象年齢を拡大し、実施回数や検診事後指導の充実を図ることで、受診者数は増加(特に60歳以上)傾向にある。また、歯周病の進行は、糖尿病や認知症など他疾患の発症や重症化との関連があるため、歯周疾患検診事業として、40・50・60・70歳の市民を対象に実施し、疾病の予防及び早期発見に、一定の効果をあげている。しかし、いずれの検診も、若い世代の受診者が伸び悩んでいる傾向にある。若い世代からの疾病予防がリスクの低下につながることから、意識啓発や受診環境の整備を行うことが課題である。 ・健康を維持・増進するために、食事・運動・歯・喫煙等生活習慣や、ライフステージに応じた健康課題(がん、骨粗しょう症等)に対し、意識啓発、健康教育、相談を実施している。対象によっては、日曜日に開催するなど工夫し、一定の効果が見られたが、若い世代が健康づくりを継続して実施していくための工夫や高齢者の生きがいづくりなどが課題で、地域の活性化にまでは至っていない。また、地域で健康づくりの実践活動を行う、健康づくり推進員を育成しており、地域コミュニティの形成の一助となっているが、さらに多くの地域住民に広げていくことが課題である。 ・治療を必要とする人が安心して在宅で生活をおくることが出来るよう意識啓発・相談等に取り組んでいるが、法改正により、医療保護入院による精神疾患患者への退院促進支援、難病等特定疾病の拡大による相談数の増加などが想定され、様々な相談に対応できるよう新たな支援体制の構築が必要である。									
主な事務事業 ・各種がん検診事業 ・健康づくり事業 ・骨粗鬆症検診事業 ・歯周疾患検診事業	関連する目標指標 ② ③	進捗 ○順調	○概ね順調	●やや遅れ	○遅れている				
行政が取り組んでいくこと ■ 課題解決に向けたしくみづくり 【食育及び健康づくり】 ・尼崎市食育推進計画(H22~26)を策定し、幅広い分野の関係者が連携・協働して食育を推進してきた。取組成果としては、小学校給食の米飯給食の回数増加、肥満の子どもの割合が減少傾向にあるなど、一定の効果が現れている。地域においても、実践講座、食育を啓発する機会が大幅に増加し、市民の食育への関心向上を図っているところである。今後は、それぞれの世代間に対する食育活動がつながりあうような取組が必要である。また、外食、給食、調理済み食品の使用が多い実態から、関心の薄い若年層へ取組強化や、低塩や脂肪の低減などに取り組む飲食店、食品企業など、食環境整備を視野に入れた取組も必要である。 ・高齢者の場合、個人やグループで自主的な活動(健康・スポーツなど)に参加している人は、男女ともに「健康だと思ふ」人の割合が高くなっており、主観的健康感が増加しているが、実際に活動に参加している人の割合は年々減少しており、地域や世代間の相互扶助、地域や社会の絆の低下などにより、個人の健康を守り、支えることが難しくなってきたことがうかがえる。これまでも、地域の各種団体等の人的・物的資源を活用・連携して各種の事業を実施、運営してきたが、今後は、培った団体等との信頼関係やネットワークを活用し、「健康、安全・安心を笑顔できるまち」づくりのための機運の醸成を図ることが重要である。そのためには、課題解決の共助の取組について現状の把握を行い、顔の見える関係づくりと情報共有の仕組みづくりを行っていき、団体の活動促進の支援を行うことが必要である。									
主な事務事業 ・食育推進事業 ・健康づくり事業 ・乳幼児期からの健康食習慣づくり事業	関連する目標指標 ③ ④	進捗 ○順調	●概ね順調	○やや遅れ	○遅れている				

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

- ライフスタイルや社会環境の変化等に伴い、生活習慣病になる人や心身の健康問題で社会生活を営むことが困難な人が増えており、一人ひとりの生涯にわたる健康づくりへの取組が重要になっている。また、本市では悪性新生物(がん)による死亡率が全国及び兵庫県と比較して高くなっている。
- 出産や育児について見ると、本市では若くして出産される方が兵庫県下の他市町と比較して多く、親になる意識の醸成が十分でない傾向があり、養育支援が必要な家庭が多くなっている。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●思春期教育、母子保健、地域医療体制の確保 ●健康づくりや健康回復、生活衛生対策				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	2.2%	13.3%	68.4%	10.6%	5.5%
	23年度	3.5%	11.3%	71.2%	11.3%	2.8%
重要度調査	25年度	第 14 位 / 20 位		5点満点中 4.31点(平均 4.39点)		
	23年度	第 13 位 / 20 位		5点満点中 3.93点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針
<p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・思春期の教育について、学校、保健、医療分野で各取組がされているが、各関係機関が連携して小、中学校及び高等学校において計画的・系統立った教育の一貫として展開する可能性を検討していく。 ・妊娠届率を高めるため、妊娠相談窓口カードと妊婦健診事業の啓発を継続して取り組む。支援を要する妊産婦の継続支援体制について、健やか親子21の第2次計画をふまえた中で、具体的な支援方法の標準化とシステムを再構築し、人員も含めた支援体制を整備する。また、母子家庭、経済的困難家庭等の支援については、関係機関と連携支援を取り組んでいく。 ・子どもの発達支援について、早期からの親の気づき、関係機関の役割、連携が、就学前後、ひいては就労に至るまでの継続支援につながることから、発達支援にかかる担当者連絡会で課題や役割を明確にするとともに、早期発見・早期支援につながるような仕組みを構築していく。 ・医療機関等と連携し切れめない周産期・乳幼児保健対策の充実を図る。
<p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・骨粗鬆症検診事業では、手軽な測定方法とその場で結果がわかる利点を活かし、保健所での検診という手法から、市民が集まる場へ外向き行う骨量測定相談会などへの手法の転換を検討する。また、歯周疾患検診事業の対象者に若年層の市民(30歳を想定)の追加を検討する。 <p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がん検診について、国の制度による対象者への個別勧奨と検診費用の無料化は、受診の動機付けに一定効果があったものと考えており、継続実施を検討していく。また、職域などがん検診の受診者の把握に努める。 ・健康づくり事業について、補助金を活用して、COPDの発症予防・重症化予防の観点から禁煙支援の充実を図り、喫煙率の減少、生活習慣病予防を推進していく。また、健康づくり推進員と地域住民が健康づくり、まちづくりについて共感できる学習の機会や、学校や保護者等の連携を図り、交流、学習の場を確保する。 ・精神障害者が症状の再発・重症化することなく地域で安定・定着して暮らすために、まず初回入院ケースの介入・支援の要点をマニュアル化し、複雑多様化している精神保健課題に対応すべき人材育成研修を実施する。
<p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食や健康づくりに関心の低い若い世代や実践しにくい世代への取組強化として、食塩や脂肪の低減に取り組む企業・飲食店・事業者の増加など多くの人に影響を与える食環境整備に向けた取組を中心に、多くの担い手が連携・協働した食育を推進する。 ・地域いきいき健康づくり協力団体の登録団体数を増加させる方策、及び登録団体の活動を活性化させるための支援策を検討する。

評価と取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・市民の健康の保持・増進に向けた地域保健対策の推進に当たっては、(仮称)保健福祉センターの2所化も視野に入れる中で、より効果的・効率的な体制を検討していく。 ・市民が主体的に健康づくりに取り組むこととなるがん検診の受診率を上げるため、意識啓発などに継続して取り組んでいく。 ・市民一人ひとりが身近に健康づくりに取り組める環境整備を図るため、今年度から健康づくりに主体的に取り組む各種団体・企業・事業者等を「地域いきいき健康づくり協力団体」として募集しているが、地域の健康づくりを促進するよう更に取り組んでいく。 ・妊娠11週以内の届出率は、妊娠に関する相談窓口や妊婦健診事業の啓発により上がってきており、引き続き啓発に取り組んでいく。 ・支援を要する妊産婦の継続支援体制については、現状の取組を検証し、課題を整理したうえで、支援体制の整備を検討していく。 <p>●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。</p>
<p>総合評価</p> <p><input type="checkbox"/> 重点化 <input checked="" type="checkbox"/> 継続取組</p>

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	11 地域保健	展開方向	02 適切な医療体制の確保に努めます。
主担当局	健康福祉局	主担当課	保健企画課
プロジェクト項目の該当有無	●	健康で自立した生活の確保	
市長公約の該当有無	●	19 救急医療体制の充実	
局重点課題の該当有無	●	救急医療体制の整備	

3 目標指標

指標名	方向	基準値			目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
		H24	H25	H26		H27	H28	H29			
① 休日・夜間の入院加療を要する重病患者に対する当番病院の応需体制	↑	H24	100	%	100	100	**	**	**	**	100%
② 休日・夜間の産婦人科救急患者に対する当番病院の応需体制	↑	H24	100	%	100	100	**	**	**	**	100%
③ 医療機関への監視指導(監視計画数のうち監視を実施した割合)	↑	H24	100	%	100	100	**	**	**	**	100%
④ 小児救急医療電話相談の認知度	↑	H23	69.7	%	96.2	**	**	**	**	**	**
⑤											

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)											
行政が取り組んでいくこと ■ 地域医療体制の確保											
【救急医療体制】 ・平成25年4月に策定した「第2次地域いきいき健康プランあまがさき」において、傷病者の状況に応じた適切な救急医療の提供を重点目標として掲げ、2次救急医療体制の再構築により、365日の専門科目による応需体制を確立し、市内医療機関の応需率が向上した。1次救急医療体制については、休日夜間急病診療所の安定的な執務体制の維持及び建物(尼崎医療センター)の老朽化・狭隘化への対応が急がれる状況であり、尼崎健康医療財団や市医師会と協議を行っている。また、尼崎口腔衛生センターや看護専門学校についても、建物の老朽化及び耐震化の課題を抱えており、検討していく必要がある。 ・2次救急医療情報システム(h-Anshinむこねつ)は、消防救急各隊がタブレット端末を持ち、各隊からの医療機関の応需状況がリアルタイムで検索できるシステムであり、患者の受入れ照会回数が減少している。また、平成26年4月からは阪神南北圏域の6市1町で同システムを稼働させており、消防救急隊における市外医療機関への患者受入れ照会等を行う際に広域医療機関情報が検索できるものとなっており、本市においても活用されている。今後は、阪神南北圏域内において運営維持経費等市町の関与について協議を行う。 ・休日夜間の産婦人科救急患者に対する当番医療機関の応需体制(在宅当番医制)については、平成4年度から365日体制で構築しているが、産婦人科医療機関の医師の高齢化及び減少等の課題があり、365日の体制構築を継続することが、難しくなっており、引き続き存続について協議していく。 ・精神科の救急医療について、市内に精神病床を持つ病院がないため、市外病院への委託及び県の精神科救急等の利用で対応を図っているところである。また、身体合併症を持つ精神疾患患者の対応に苦慮している。											
【医療機関への監視指導】 ・医療機関への監視指導として、病院へは毎年、有床診療所及び透析医療機関へは隔年で立入を実施することで、医療安全等の確保に向けた一助となっている。											
主な事務事業	第2次救急医療補助金 医療業務事業費	関連する目標指標	①②③	進捗	○順調	●概ね順調	○やや遅れ	○遅れている			
行政が取り組んでいくこと 思春期の教育、出産・子育てにかかる支援											
【小児救急医療体制】 ・急病診療所の小児科医師の確保については困難な状況が続いており、非常勤医師の雇用で対応しているものの、今後も継続して雇用できる確証はないため、安定的な受診体制維持に向けて、平成27年5月に開院予定の県立尼崎総合医療センター(仮称)に小児科午前0時以降の診療を移行する方向で、尼崎健康医療財団や市医師会等の各種団体と協議、調整を行っている。 ・平成20年4月から、阪神南圏域で第2次救急医療小児科患者輪番体制を整備し、小児科1次救急医療機関の後送体制が365日、空白期間なく確保できている。また同年6月から、阪神南圏域小児救急医療電話相談が開設され、事業開始後5年が経過し、相談件数は、過去3年平均、2~4%ずつの減少と落ち着いているが、約70%が「相談のみ」で終わっており、保護者の不安を減少させる効果はあるものと考えられるため、今後も市報などを活用し、休日夜間の救急医療機関と同程度の認知度に上げることを目標とし、PRIに努める必要がある。 ・状況に応じた救急医療機関及び救急車の適正利用について周知徹底されていない中、県立尼崎総合医療センター(仮称)の開院を機に、市の救急医療の状況が変わることを想定し、医療機関の疲弊を防ぎ小児救急医療体制の円滑化を図るため、早めの受診勧奨やコンビニ受診の抑制について、保護者の理解を促していくため、電話相談の有効活用や拡充なども含めた更なる方策を検討し実施していく必要がある。											
主な事務事業	尼崎健康・医療事業財団補助金	関連する目標指標	④	進捗	○順調	○概ね順調	●やや遅れ	○遅れている			

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

- 医療に対する市民のニーズは増大かつ専門性を求めている、適切な医療体制の充実が必要になっている。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●思春期教育、母子保健、地域医療体制の確保 ●健康づくりや健康回復、生活衛生対策				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	2.2%	13.3%	68.4%	10.6%	5.5%
	23年度	3.5%	11.3%	71.2%	11.3%	2.8%
重要度調査	25年度	第 14 位 / 20 位		5点満点中 4.31点(平均 4.39点)		
	23年度	第 13 位 / 20 位		5点満点中 3.93点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針
<p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立尼崎総合医療センター(仮称)開院後の状況を見ながら、本市の救急医療体制のあり方について検証していく。 ・市有地を有効活用し、1次救急医療体制とあわせて、新型インフルエンザを含む災害時の拠点機能を持ち合わせた施設の整備について、関係機関と協議していく。 ・建物が老朽化している尼崎医療センター(休日夜間急病診療所・看護専門学校)及び尼崎口腔衛生センターについて今後どう対応するかについて検討していく。 ・2次救急医療情報システム(h-Anshinむこねっと)は兵庫県地域医療再生計画の一部としてその再生基金で構築されたが、平成27年度から再生基金がなくなるため、維持運営経費が必要となる。こうしたことから、現在、県と阪神南北圏域の6市1町が費用負担について協議を行っており、今後、協議結果を踏まえ、市として対応を行う。
<p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、県立尼崎総合医療センター(仮称)への急病診療所小児科診療の午前0時以降の移行に関して、尼崎健康医療財団や市医師会など関係機関と必要な協議・調整を行い、必要な施策の実施に向けた取り組みを行っていく。 ・県立尼崎総合医療センター(仮称)の開院を踏まえて、小児救急医療体制の円滑化に必要な施策の実施に向けた取り組みを行っていく。

評価と取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・県立尼崎総合医療センター(仮称)開院後の状況を見ながら、本市の救急医療体制のあり方について検証していく。 ・老朽化している休日夜間急病診療所については、1次救急医療体制等の機能のあり方も含めた施設整備について、関係機関と協議していく。 ・医療機関への監視指導割合は100%を維持しているが、地域医療体制の確保のため、医療関係施設の監視、指導を継続して行っていく。 ・小児救急医療電話相談の認知度を上げるため、市報などを活用したPRに継続して取り組んでいく。 ・小児救急医療体制の円滑化を図るための方策について、県立尼崎総合医療センター(仮称)の開院を踏まえて、継続して検討していく。 <p>●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。</p>

総合評価	
<input type="checkbox"/> 重点化	<input checked="" type="checkbox"/> 継続取組

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	11 地域保健	展開方向	03 健康危機管理体制の確立に取り組みます。
主担当局	健康福祉局	主担当課	生活衛生課
プロジェクト項目の該当有無	●	健康で自立した生活の確保	
市長公約の該当有無	●	21 アスベスト健診の充実	
局重点課題の該当有無	-		

3 目標指標

指標名	方向	基準値		目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率	
					H25	H26	H27	H28	H29		
① 予防接種(法定)の接種率(麻しん・風しん)	↑	H24	1期103% 2期85.5%	%	95	1期93.7 2期97.4	**	**	**	**	1期0% 2期125.3%
② 結核罹患率(対10万人)	↓	H24	26.2	人	20.2	24.7	**	**	**	**	25.0%
③ 食品関係対象施設の監視目標数に対する立入調査実施施設数の割合	↑	H24	72.8	%	100	62.3	**	**	**	**	0%
④ 環境関係対象施設の監視目標数に対する立入調査実施施設数の割合	↑	H24	84	%	100	100	**	**	**	**	100%
⑤											

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)						
行政が取り組んでいくこと ■健康危機管理体制の確立						
【感染症対策】 ・予防接種においては接種率向上に努めており、麻しん・風しんについては国の目標とする接種率95%に対し、本市は平成25年度は1期93.7%、2期は97.4%、とほぼ目標に達している。平成25年からの成人男子を中心とした風しんの流行を受け、感染拡大と先天性風しん症候群の防止を図るため、平成25年6月から「風しん予防接種助成事業」を実施した。その後、風しんの発生は大きく減少し、感染拡大防止に一定の効果を上げた。国は次の対策として平成26年度から妊娠希望者及び同居者に対しての風しん抗体検査事業を実施しており、本市としても今後の風しん対策の検討が必要である。 ・結核罹患率は全国平均16.7に対して本市は26.2(H24年)と約1.5倍もあり、高い状態が続いている。全国では高齢者の発病が問題となっており、本市でも平成24年度に高齢者専用賃貸住宅での結核集団感染事例が発生した。これを受けて、平成20年度からハイリスク者に対して実施していた結核健診に加え、平成25年度は高齢者入居施設においても健診を実施した。また、医療や介護事業所職員等に対する研修会も継続実施している。しかし、平成26年度も、高齢者入居施設での発病は少なからず発生しているため、今後は高齢者に対する対策の拡充が課題である。全国的に導入されはじめている新しい結核菌分析方法(VNTR法)は、結核の感染源と感染経路等の究明を図るため、また、治療においても有効な手法であり、本市においても結核の感染源と感染経路等の究明のために導入を検討する。また平成23年度に改正された特定感染症予防指針に対応できるよう、職員の感染予防に対する知識の更なる向上や検査法等の技術力の向上を図る必要がある。						
【アスベスト健診】 ・中皮腫等アスベスト関連疾患の健康被害を心配する市民に対して健康診断(アスベスト健診)を実施し、国から受託している「アスベストばく露による健康リスク評価に関する調査事業(以下、リスク調査)」の協力を繋げた。アスベスト健診は保健所で実施しており、受診者数はほぼ横ばいである。今後は地域巡回での実施や特定健診との同時受診を検討し、より市民が受診しやすい方法での実施による受診率の増加を図る必要がある。						
【インフルエンザ対策及び災害救急医療】 ・平成24年5月に制定された「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づき、インフルエンザ等発生時の医療、防疫措置、情報提供等の迅速な対応を定めた本市新型インフルエンザ等対策行動計画改定に着手し、平成26年6月に公表された。実際の運用にはさらにきめ細かい対応策が必要である。 ・平成26年3月に阪神南圏域において地域災害救急医療マニュアルが改訂され、本市においても同マニュアルの作成に取り組む必要がある。 ・災害時、避難所毎に配布するための救急医薬品を備蓄しているが、地域災害救急医療マニュアル策定中であり、品目等を検証し、見直しを行う必要がある。						
主な事務事業	予防接種事業、結核対策特別促進事業 アスベストに係る健康診断事業、 感染症対策事業、医薬品備蓄事業	関連する目標指標	①②	進捗	○順調	●概ね順調 ○やや遅れ ○遅れている
行政が取り組んでいくこと ■生活衛生面の体制確保						
【食品衛生及び環境衛生】 ・食品衛生は、食品衛生法に基づく監視指導計画を毎年度策定し、年度毎の重点事項を定めるとともに施設のリスクに応じた計画的な監視指導を行い、大規模な食中毒事件は発生していないなどの効果をあげている。しかし、小規模な食中毒事件は発生しており、最近の傾向は、カンピロバクターやノロウイルスによる食中毒が問題であり、それらをいかに防ぐかが課題である。東日本大震災後の放射性物質汚染問題は、早期に簡易検査機器購入等による流通品検査を行うことで市民の食の安全・安心を担保した。(23年度～25年度:総検査件数722件(うち市民・民間保育園の件数は100件))農薬が混入された冷凍食品問題については、相談体制、検査体制を確立し、市民の不安解消に努めた。今後も様々な食の問題に臨機応変にいかに対応できるかが課題である。また、国が5月に改正した「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針」についても製造者をはじめとする全業者を対象として、どのように普及につなげていくかも課題である。 ・環境衛生は、公衆浴場でのレジオネラ症患者の発生が懸念されるため全浴場許可施設に徹底した塩素管理指導を行い、発生防止に努めている。しかし、レジオネラ症対策指針が示される以前から営業している施設への指針に沿った改善がすすみにくいことが課題である。						
【衛生研究所】 ・衛生研究所では微生物、理化学、環境科学の担当が、O-157等腸管出血性大腸菌や新型インフルエンザなどの新たなウィルスの検査、エイズ抗体価検査等を行っている。また、市民・事業者・他都市からの依頼に基づき、食品や飲料水、事業所排水等の検査を実施しており、最近ではインフルエンザの緊急検査、マラチオン等の食品混入事例の検査対応で、いち早く迅速かつ的確に対応し感染拡大の防止、予防体制の確保に貢献した。検査以外にも、出前講座や各種イベントを通じ、科学的な見地から専門的な情報を提供し啓発することによって市民の予防意識の向上に寄与している。一方、課題としては、年々法令により改正される新しい検査方法の習得や、検査技術の向上及び良好な検査体制の維持をしていくための老朽化した機器の更新等がある。						
主な事務事業	食品衛生対策事業、環境衛生対策事業 衛生研究所事業	関連する目標指標	③④	進捗	○順調	●概ね順調 ○やや遅れ ○遅れている

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

- 近年、新型インフルエンザ等の新たな感染症の発生が見られ、緊急時における感染症対策の強化が求められている。
- 東日本大震災のような大規模災害の発生を想定した、災害時における健康危機管理体制の整備が課題となっている。
- 食の問題にかかる意識が高まるなか、近年、生食用牛肉の食中毒や食品の放射能汚染等が発生しており、生活衛生対策による安全の確保が重要になっている。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●思春期教育、母子保健、地域医療体制の確保 ●健康づくりや健康回復、生活衛生対策				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	2.2%	13.3%	68.4%	10.6%	5.5%
	23年度	3.5%	11.3%	71.2%	11.3%	2.8%
重要度調査	25年度	第 14 位 / 20 位		5点満点中 4.31点(平均 4.39点)		
	23年度	第 13 位 / 20 位		5点満点中 3.93点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針
<p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・風しん対策として他都市の動向も踏まえ、今後は国が平成26年度より実施している妊娠希望者などへの風しん抗体検査事業の実施を検討する。 ・感染性結核患者接触者に対する健康診断の充実(QFT検査対象年齢上限の撤廃)や結核ハイリスク者に対する結核健診を拡充する。結核の感染源と感染経路等の究明を図るために本市で発生した結核患者について、VNTR法を用いた結核(遺伝子)検査の衛生研究所における導入を検討する。 ・国のリスク調査は、平成26年度が第2期の最終年であり、今後、国は既存の検診(肺がん検診等)と一体的に実施する方向を検討している。このため「肺がん検診」と一体化した「胸部検診」としての実施を検討する。 ・尼崎市地域保健問題審議会などの意見をききながら、本市保健所新型インフルエンザ対策会議にはかり作成した行動マニュアルに基づき、各局とも調整をしながら備品の備蓄更新を行う。 ・地域災害救急医療マニュアルについて、地域保健問題審議会部会で検討し、策定する。また、策定内容に合わせ、医療用医薬品やその他の必要物品については、関係機関との連携方策・役割分担を明確にしていき、必要な設備等の整備を検討するほか備蓄医薬品についても再検証した上で更新を行っていく。 <p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カンピロバクターは、生肉取扱施設、ノロウイルスは大規模調理施設、老人施設等のリスクの高い施設について重点指導を行うとともに、消費者等に対しても市報などで生食の危険性や手洗いの重要性を啓発し、提供する側・される側へ注意を促すことに取り組む。苦情を含む様々な食への問題に対し具体的なシミュレーションを行い、いっそうの相談、検査体制を確立する。 ・改正指針に基づき、条例改正等による衛生管理の普及を目指す。 ・公衆浴場施設整備金利子補給制度の周知に努め、活用を促す。 ・今後、改正された検査法に対応するため、職員の技術力向上を図り、検査に対応した機器整備を進めていく。機器整備については分析機器の集約等で、より効率的、効果的に行っていく。

評価と取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種(麻しん・風しん)の接種率向上に努めてきた結果、国の目標値の95%をほぼ達成しているが、感染症の予防・拡大防止のため、接種率を高める方策について、継続して取り組んでいく。 ・生活衛生面の安全・安心を図るため、食品・環境衛生施設等の監視、指導、検査及び相談業務については、引き続き効率的で効果的な取組を進めていく。 <p>●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。</p>
総合評価
<input type="checkbox"/> 重点化 <input checked="" type="checkbox"/> 継続取組

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	12 消防・防災	展開方向	01 阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓に学び、地震等の大規模災害発生時に、被害を軽減できるよう、市の防災体制を充実します。
主担当局	防災担当局	主担当課	防災対策課
プロジェクト項目の該当有無	-		
市長公約の該当有無	-		
局重点課題の該当有無	●		災害対策本部各部の災害対応ガイドラインの作成

3 目標指標

指標名	方向	基準値	目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29	
① 消防・防災体制に対して安心感を持っている市民の割合	↑	H23 73.4 %	90.0	66.4	**	**	**	**	0%
② 津波等一時避難場所避難可能人数(津波浸水区域内)	↑	H24 93,180 人	113,000	95,600	**	**	**	**	12.2%
③									
④									
⑤									

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)	
<p>行政が取り組んでいくこと ■ 防災対策の充実</p> <p>地震等の大規模災害発生時に、ひとりでも多くの命を救い、被害を軽減することが防災対策の最大の目的である。そのため、市民等が冷静で円滑に避難行動が行えるための手段の整備、日頃からの訓練や防災意識向上に向けた取組など、以下の様々な対策を組み合わせた事業を展開し、防災体制の充実を図っている。</p> <p>【情報伝達及び啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害発生時、行政には、市内全ての人々に対し災害や避難等の情報を迅速・確実に伝達することが求められており、一方、市民等には、いかに迅速に避難すべきかを考えるなどの、日頃からの防災意識の向上が求められる。そのため、屋外拡声器や戸別受信機の整備、尼崎市防災ネットの運用やSNSの活用などを行い、情報伝達手段の拡充を着実に進めている。また、併せて海拔表示板の整備や尼崎市防災ブックの全戸配布など、日頃から市民等の防災意識の維持・向上に向けた啓発を進めている。その結果、市政出前講座等の防災講話の要請、地域での防災訓練、防災ネット利用者等が増加してきており、市民や事業者等の防災意識は年々高まりつつある。 今後の展開としては、東日本大震災の経験を踏まえ、国から情報伝達は地域の実情に応じて、多層化、多様化を進めていくことが示されたことから、本市としては、屋外拡声器を海拔ゼロメートル地帯や河川付近などの津波や洪水の危険性が高い場所を中心に、また、戸別受信機を福祉施設等へ整備を進めるとともに、新しい伝達手段(スマホアプリなど)など、新技術を取り入れた情報伝達の更なる多層化や、災害時要援護者や臨海部の事業者など、対象者に応じた伝達手段の確立を進めていく。 また、市民や事業者の防災意識を高める取組として、防災ブックの配布や海拔表示板の整備などを行っているが、地域や各家庭等において、それらを日頃から有効活用してもらうことを更に周知していく必要がある。また、市民等が避難行動をより円滑に行うために海拔表示板に加えて、新たに避難場所案内表示板などの整備が必要と考えている。 <p>【避難場所拡大】</p> <ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ巨大地震による津波や河川氾濫による洪水等の水害から身を守るためには、より遠くに避難することが基本であるが、高く堅固な建物への避難も有効である。このため、民間施設等の協力を得て津波等一時避難場所の拡大を進めている。東日本大震災発生時には、4箇所、約2万5千人であった津波等一時避難場所については、現在、市域全域において308箇所、約25万6千人の避難が可能となり、JR以南の人口(約16万人)を大幅に上回る収容数を確保することができている。 今後の展開としては、6月に兵庫県が公表した南海トラフ巨大地震にかかる被害想定では、尼崎市の想定死者数の99.3%が津波被害によるものとされ、また、長期湛水が想定されていることから、浸水想定区域を中心とした避難場所の確保や機能向上が必要になっているとともに、避難に時間を要する要援護者関連施設や浸水想定区域外までの距離が遠い臨海部企業との連携を強化し、具体的な避難方法等の検討・支援を行っていく。 <p>【防災訓練】</p> <ul style="list-style-type: none"> 行政等が災害時の適切な防災行動力を習得し、関係機関との連携強化を図るとともに、学校や地域の繋がりを密にさせることを目的に、現在、「防災総合訓練」、「1. 17地域防災訓練」、「水防工法訓練」等の基礎的な訓練を継続して実施し、行政・市民等が災害時に迅速な行動が取れるよう体制の維持・強化を図っている。 今後の展開としては、上記の基礎的な訓練を維持するとともに、新たに様々な災害を想定した災害別の図上訓練等を実施するなど総合的な対応力の強化を図っていく。また、最新の地域防災計画を更に実効性の高いものとするため、災害対策本部の各部が具体的な防災行動をまとめる「災害対応ガイドライン」の作成を支援するとともに、完成後は訓練等を実施し、実行性を確保していく。 <p>【水防システム等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在、降雨や河川水位等の情報を把握するため、水防(降雨観測)システムを運用しており、さらにその他の防災関連情報を別途収集する中で、災害時の初動体制等を確保している。 今後の展開としては、水防(降雨観測)システムが昭和61年の稼働から28年が経過し、老朽化や故障が発生しているとともに、国・県や各施設の様々な情報を一括して共有できない、また、災害時の被災者台帳や要援護者台帳などを管理するシステムが構築されていないなど、迅速な情報収集・発信等の対応などに課題があることから、新たな防災総合システムの構築を含めた検討を行う必要がある。 <p>【全体の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市が進めているこれらの取組は、防災・減災活動にどの程度の効果があるかを把握することが課題であり、その手法等を検討する必要がある。 	<p>主な事務事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災対策等事業費 防災情報ネットワーク事業費 <p>関連する目標指標</p> <p>①②</p> <p>進捗</p> <p>○順調 ●概ね順調 ○やや遅れ ○遅れている</p>

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

- 東日本大震災の教訓を踏まえ、市域の約3分の1が海拔ゼロメートル地帯である本市での津波の想定等を見直すとともに、防災体制の強化を図ることが課題である。
- 阪神・淡路大震災の経験を生かして、防災意識を向上させるとともに、減災の視点も踏まえながら、地域における自主防災体制を強化することが課題である。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●消防・救急・救助体制の充実 ●防災対策				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	4.8%	30.5%	51.2%	10.3%	3.1%
	23年度	7.1%	23.4%	60.2%	6.9%	2.3%
重要度調査	25年度	第 1 位 / 20 位		5点満点中 4.72点(平均 4.39点)		
	23年度	第 5 位 / 20 位		5点満点中 4.18点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針

◆見直す・見直しを検討する事項

- ・兵庫県から南海トラフ巨大地震にかかる地震・津波被害想定が発表されたことから、特に浸水被害の生じる恐れがある地域での、企業、病院、災害時要援護者施設等各施設での対応を含め、より具体的な避難方法等の検討を行う。また、浸水被害の恐れのない地域での避難場所の設置拡大や伊丹市等他都市との広域連携による対応などについても引き続き検討する。
- ・既存の各種訓練内容等の検討を行うとともに、行政職員の防災知識、防災行動力をさらに高めるための図上訓練(DIG)等の実施・検討を行う。
- ・本市の防災情報収集力を強化する必要があるとあり、水防システム(降雨観測システム)をはじめとする既存データ等の収集を一元化するなどの必要があることから、新たな防災総合システム構築も含めた検討を行っていく。

◆継続的・重点的に取り組む事項

- ・災害時における被害を軽減させるためには、早期に情報を伝達し、迅速な避難行動を起こしてもらうことが最重要であることから、海拔表示板とともに新たに避難場所案内表示板の設置などを進めるとともに、屋外拡声器の設置、尼崎市防災ネットの更なる加入者拡大など災害時における情報伝達手段の多層化にも引き続き努めていく。
- ・今後も引き続き、津波等一時避難場所等の指定拡大や機能充実にに向けた取組みを行う。

評価と取組方針

- ・南海トラフ巨大地震などの大規模災害時に津波等による被害を最小限にとどめることは、防災対策において最も重要であるが、これまで津波等一時避難場所の拡大や屋外拡声器・戸別受信機の設置などを進めてきており、津波等一時避難場所への避難可能人数は増加している。
- ・情報伝達機器の多層化の程度や整備スケジュールについては、災害時に正確な情報が確実に市民に伝わるか、また、その情報を基にした避難活動が迅速に行われるかということを訓練等の中で検証したうえで、今後の対応を整理する。
- ・また、災害情報の収集力や、行政職員の防災知識・防災行動力を高めることも重要であり、老朽化したシステムへの対応や訓練内容の検討などについても、これまでの取組を検証したうえで問題点や課題を整理する。

●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。

総合評価

重点化 継続取組

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	12 消防・防災	展開方向	02 大切な市民の生命を守るため、火災・水害等に適切に対応するとともに、その被害を最小限に食い止めるよう、消防・救急・救助体制を充実します。
主担当局	消防局	主担当課	企画管理課・消防防災課・情報指令課・各消防署
プロジェクト項目の該当有無	-		
市長公約の該当有無	-		
局重点課題の該当有無	●		消防団の充実強化、地域住民の防災行動力の向上、h-Anshinむこねっと2次救急システムを活用した救急搬送業務の効率化

3 目標指標

指標名	方向	基準値	目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29	
① 人口10万人当たりの火災死者数	↓	H22 1.54 人	0	1.11	**	**	**	**	27.9%
② 消防団員数	↑	H24 918 人	960	922	**	**	**	**	9.5%
③ 救急現場における4回以上の医療機関問合せ回数の割合	↓	H24 7.7 %	4.0	6.0	**	**	**	**	45.9%
④ バイスタンダーによるCPR (心肺蘇生法)の実施率	↑	H24 35.7 %	50.0	46.0	**	**	**	**	72.0%
⑤									

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)									
行政が取り組んでいくこと ■ 消防・救急・救助体制の充実									
<p>【消防団】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度については消防団員の加入促進を重点的に実施した結果、消防団員数の増加が図られた。そのような中、昨年12月に地域防災の中核をなす消防団の充実強化を目的として「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が施行された。法律施行により、地域の安全・安心をさらに推進するため、今年度も更なる消防団員の確保に努めるとともに、処遇改善や装備・教育訓練の充実にも積極的に取組み、消防団との連携や市民・事業者の協力により火災による死者数0を目指す。 <p>【救急体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> 救助体制については、いかなる災害現場においても迅速的確に対応するため、高度救助隊員を中心に様々な災害を想定した訓練を実施するとともに、新たに救助担当係長を創設し、現場活動体制の強化を行った。 救急体制については、多種多様化する市民ニーズに対応するため、新たに3名の救急救命士を養成し、気管挿管など高度な処置ができる救急救命士の養成を積極的に行った。また、「h-Anshinむこねっと2次救急システム」を活用し、医師会及び医療機関と連携し、より効率的な救急業務体制の構築を進めることにより、救急現場における4回以上の医療機関への問合せ回数の割合について、対前年1.7ポイントの減少となった。これからも増加の一途を辿る救急需要に対応するため、引き続き救急救命士の養成を行うとともに、「h-Anshinむこねっと2次救急システム」を積極的に活用し、さらなる救急業務の効率化を図っていく必要がある。 <p>【応急手当の普及啓発】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時に大切な人を、家族を、命を守るため、市民等に対してAED(自動体外式除細動器)の取扱いを含む心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発を継続して実施した。結果として平成25年度中9,476人の受講者数であった。バイスタンダーの(傍にいる人による)CPR(心肺蘇生法)実施率が10.3ポイント上昇していることについては、これらの啓発事業の成果であると考えられる。また、尼崎市防火協会と連携し、会員事業所が所有しているAEDをその事業所周辺で発生した事案に対しても活用できる「しくみ造り」を行ない、その情報を本市公式ホームページを活用して発信した。今後も、救命率向上のため一人でも多くの方に応急手当を身につけてもらうよう、年間10,000人の受講者を目標に継続実施するとともに、尼崎市防火協会と協力し、参画事業所の拡充を行う必要がある。 									
主な事務事業	・救助隊整備事業費 ・救急活動事業費 ・消防団活動事業費 など	関連する目標指標	①②③④	進捗	○順調	●概ね順調	○やや遅れ	○遅れている	
行政が取り組んでいくこと ■ 消防施設等の整備・充実									
<p>【消防施設・設備の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害から国民の生命・身体・財産を守るための消防の三要素は、人、施設(消防施設、消防車両、消防器具等)、水であり、消防施設の整備・充実が重要な柱となっている。 平成25年度については、老朽化によるものや法規制により運行不可となる車両の更新を行ったところであるが、消防体制を維持するためにも、消防局車両更新基準に基づく整備を継続して実施する必要がある。 地域の重要な消防活動拠点施設である消防分団器具庫については、今年度1件の建替を予算計上しているが、平成24年度から更新が滞っており、老朽化の進んでいる施設が複数あることから、建替え計画を軌道に乗せることが喫緊の課題となっている。 電波関係法令において、平成28年5月31日までに、消防救急無線のデジタル化移行が義務付けられているため、伊丹市と共同で25年度から2か年で整備を進めている。工程については、これまで概ね順調に進んでいる。 									
主な事務事業	・消防設備整備事業費 ・消防庁舎等整備事業費 など	関連する目標指標	-	進捗	○順調	○概ね順調	●やや遅れ	○遅れている	

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

●今後、予測される高齢者の増加に伴う救急需要の増大や、複雑多様化している災害への対応が求められている。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●消防・救急・救助体制の充実 ●防災対策				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	4.8%	30.5%	51.2%	10.3%	3.1%
	23年度	7.1%	23.4%	60.2%	6.9%	2.3%
重要度調査	25年度	第 1 位 / 20 位		5点満点中 4.72点(平均 4.39点)		
	23年度	第 5 位 / 20 位		5点満点中 4.18点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針
<p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <p>・消防局では新規採用者や救急救命士の養成などの長期研修が多く、また、定年退職者や再任用職員の就労働向なども相まって消防署における警備人員の確保が困難となっている現状がある。そのため条例定数内での増員について関係部局との協議が必要である。</p>
<p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <p>・消防体制の中でも、とりわけ救急業務については、高齢化による救急需要の増加も相まって、多様な市民ニーズに応えていかなければならない分野である。したがって、高度な救命処置を実施できる救急救命士の養成を行うとともに、増加の一途をたどる救急事案に迅速に対応するために昨年度から取り組んでいる「h-Anshinむこねっと2次救急システム」を活用し、更なる救急業務の効率化を図る。また、心肺停止状態の傷病者に行うバイスタンダーCPRの実施率向上を目指すため、年間10,000人の受講者を目標とした救命講習を継続的に実施する。</p>
<p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <p>・昨年度は、はしご自動車等配置車両の見直しを行ったが、増加の一途を辿る救急需要に対応するため、救急隊増隊を含めた緊急車両の適正配置についての検討が必要である。</p>
<p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <p>・充実した消防サービスを提供するため、更新基準による車両、資機材の更新整備を実施するとともに、消防分団器具庫など消防活動拠点施設について、国の財政措置を活用し整備を進めていく。</p> <p>・デジタル無線運用が円滑に実施できるよう、消防職・団員への操作訓練等を計画的に実施していく。</p>

評価と取組方針
<p>・消防・救急体制については、目標指標全てにおいて実績値が上昇しており、各事業の進捗は概ね順調でその効果も現れている。</p> <p>・一方、救急業務における人員確保や人材育成の課題があり、救急業務の効率化を進めるとともに、今後は他都市の状況や本市の現状を検証したうえで対応についても検討する必要がある。</p> <p>・消防車両の更新や消防施設等の整備については、厳しい財政状況のもと投資的経費の抑制を図りつつ、国の財政措置を活用しながら、必要性や緊急度に応じて整備を行っていく。</p> <p>●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。</p>

総合評価	
<input type="checkbox"/> 重点化	<input checked="" type="checkbox"/> 継続取組

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	12 消防・防災	展開方向	03 地域住民が互いに協力し、防火防災知識を学び、災害発生時に被害を少なくしていけるよう、地域の防災力の向上に努めます。
主担当局	防災担当局	主担当課	防災対策課
プロジェクト項目の該当有無	-		
市長公約の該当有無	-		
局重点課題の該当有無	-		

3 目標指標

指標名	方向	基準値	目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率	
				H25	H26	H27	H28	H29		
① 住宅用火災警報器の設置率	↑	H26 ** %	80.0	78.1 (参考)	**	**	**	**	**	**
② 防火査察の実施率	↑	H24 16.6 %	20.0	18.9	**	**	**	**	**	67.6%
③ 地域において自主的に行われる防災訓練の実施回数	↑	H24 16 回	74	41	**	**	**	**	**	43.1%
④ 防災マップ作成地域数	↑	H24 23 カ所	74	25	**	**	**	**	**	3.9%
⑤										

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)									
行政が取り組んでいくこと ■ 市民・事業者における火災予防・防災対策支援 【火災予防活動】 ・住宅火災による被害の軽減を図るため、住宅用火災警報器の設置促進として、平成22年8月から戸別訪問やローラー作戦などによる取組みを実施してきた。その結果、本市の設置率(アンケート調査による平成25年6月時点の市内の推計設置率)は前年度より0.8ポイントアップの78.1%(国79.8%)となっている。 ・事業所など防火対象物における災害を未然に防止するため、違反是正を主眼とした防火査察を積極的に実施した。平成25年度の防火検査の実施率については前年度を2.3ポイント上回り18.9%であったが、基準としている20%には届かなかった。しかしながら査察の実施に際しては、防火対象物のうち防火上特に重要な施設を中心に実施しており、一定の成果はあったと考える。(火災の発生には様々な要素が起因しているため、成果指標として火災件数は設定しない。) 【防災意識啓発】 ・防災センターを中心として市内の自主防災組織、小学生、事業所の新入社員などに対し、防火・防災教育を実施した。結果として平成25年度中の防災センター来館者は320団体、16,904名であった。今後も防火防災思想のすそ野拡大のため、継続して実施する。 ・平成23年度より、市民等の防災意識の維持・向上と東日本大震災の被災地への復旧復興に対する息の長い支援について理解と協力を求めるため、「尼崎市防災フォーラム」を実施している。防災研究者の講演、被災地支援の状況、市民が参加するグループワーク、教育現場や福祉施設の実践事例紹介など、毎年、実施内容の検討・変更を加え、市民等の防災に対する意識の維持・向上に努めており、一定の成果が得られている。(平成25年度開催時に実施したアンケートでは、「良かった」及び「普通」の回答が88.1%であった。)なお、平成26年度は、防災フォーラムを「阪神・淡路大震災20年事業」として位置づけ、震災から得た教訓を市民、行政がともに考え、継承することで、市民等の防災意識の維持・向上につなげる。 しかし、阪神淡路大震災・東日本大震災を経験してもなお、時が経過することで市民等の防災意識が薄れていくことも事実であり、災害から自らの生命を守るための必要な能力等の向上、防災意識の維持が課題である。今後も市民等への防災意識の啓発に努め、実施内容の検討を行い、引き続き事業を進めていく必要がある。									
主な事務事業 ・予防活動事業費 ・防災フォーラム開催事業費	関連する目標指標 ①②	進捗 ○順調	概ね順調 ○やや遅れ	遅れている ○遅れている					
行政が取り組んでいくこと ■ 地域における防災体制の充実支援 【地域防災力の向上】 ・これまで地域における自主防災組織を中心に訓練指導を通じ顔の見える関係を築き、「いざ」という時に適切な行動がとれる地域住民の「防災行動力」の向上を図ってきた。昨年度は、自主防災組織として41団体が訓練を実施したが、新たに創設された県の訓練補助金の活用を積極的に働きかけた結果、そのうち18団体が当該補助制度を活用し、避難・救護・炊き出しなど地域に即した充実した訓練を実施できた。 ・平成24年度より、参加者が実際に体験し、学ぶことができる「地域における防災力向上講座」を実施しており、まち歩きや防災マップ作成などを行っている。その結果、講座を受講した地域での自主的な防災訓練の実施回数や防災マップの作成地域数が年々増加している。しかし、東日本大震災を契機に市民の防災意識が向上しているものの、地域でのつながりや意識には温度差があり、自主的な防災訓練の実施や、防災マップを作成する地域が一部にとどまり、なかなか全市に広がらない現状がある。また、平成26年度より、兵庫県が実施する「ひょうご防災リーダー講座」受講にかかる経費助成を行い、地域の防災リーダー(防災士)の支援・育成を行うが、地域での活躍の場を広げることなどを検討する必要がある。 今後は、どのように市民の防災意識を維持し、かつ向上させていくか、また、どのように地域に入って支援を行っていくかなどの課題を踏まえ、改善策等の検討を行いながら引き続き事業を進めていく。 【要援護者支援】 ・避難行動要支援者名簿の整備については、平成24年度からの事業化に伴い、災害時の避難支援等に向けた名簿を整備するなどの取組を行ってきた。 ・平成25年度において、災害対策基本法の一部改正が行われ、避難行動要支援者名簿の整備が市町村に義務付けられたこと等に伴い、これまでの見守り実施地域を中心とした取組から全市的な取組へ移行・拡大していく必要がある。また、災害時の避難支援等に活用するため、避難行動要支援者名簿を庁内関係部局と共有するとともに、要援護者本人の同意を得ることを基本に、地域に提供していく取組も行っていく必要がある。									
主な事務事業 ・予防活動事業費 ・地域における防災力向上事業費	関連する目標指標 ③④	進捗 ○順調	概ね順調 ○やや遅れ	遅れている ○遅れている					

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

- 住宅密集地域等での人命の防護や焼損面積の抑制など、火災予防により被害の軽減を図ることが課題である。
- 阪神・淡路大震災の経験を風化させず、防災意識を向上させるとともに、減災の視点も踏まえながら、地域における自主防災体制を強化することが課題である。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●消防・救急・救助体制の充実 ●防災対策				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	4.8%	30.5%	51.2%	10.3%	3.1%
	23年度	7.1%	23.4%	60.2%	6.9%	2.3%
重要度調査	25年度	第1位 / 20位		5点満点中 4.72点(平均 4.39点)		
	23年度	第5位 / 20位		5点満点中 4.18点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針	
◆見直す・見直しを検討する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・より効率的に住宅用火災警報器の設置指導を実施するため、今年度から、これまでの調査で把握している未設置世帯など、対象を絞った設置促進活動を実施する。 ・これまで、設置率については、各自治体において独自の方法で実施されてきたが、平成26年度以降は、統計学を用いた全国統一的な算定手法となることから、今後、新たな手法による平成26年6月時点の推計設置率(8月頃の公表)を基として、更なる設置率の向上を図り、設置に向けての指導を推進していく。 ・防災センターにある防火防災展示品は、開庁(S61)以降更新されておらず、老朽化や故障により支障が生じている。そのため、来る市制100周年記念事業を機会としてリニューアルを検討する。 ・「尼崎市防災フォーラム」については、市民や事業者等の防災意識の維持・向上につながるよう、毎年、実施内容の検討を行う。
◆継続的・重点的に取り組む事項	<ul style="list-style-type: none"> ・火災が発生した地域を重点的に訪問するなど、住民の意識が高揚している時期を捉えて住宅用火災警報器の重要性を訴えることで、効果的な啓発活動を実施していく。
◆見直す・見直しを検討する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域における防災力向上講座」は、受講者が参加しやすく、かつ実践的な内容とするため、毎年、実施内容等を検討する。また、平成25年に災害対策基本法が改正され、自助・共助による自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、地域居住者等から提案のあったコミュニティレベルでの地区防災計画を市の地域防災計画に定めることができるとの規定が盛り込まれたことから、今後、必要とする地域に対して、地区防災計画の策定を支援するアドバイザーを派遣するなど、地域への支援策を進める。
◆継続的・重点的に取り組む事項	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の“防災行動力”を高めていくため、地域に根ざす消防分団と連携し、側面支援としてきめ細かな訓練指導を継続していく。また、各種補助制度を活用した訓練の実施を促進する。 ・今後も引き続き、「地域における防災力向上講座」を開催することで、地域での防災訓練や防災マップづくり等の実施を促進し、地域防災力の向上を図る。また、平成26年度より、県が実施する「ひょうご防災リーダー講座」受講にかかる経費助成を行い、地域の防災リーダー(防災士)を支援・育成するとともに、地域での活躍の場を広げるため、連携手段の検討を行う。 ・今回の法改正に伴い、早期に避難行動要援者名簿を再作成し、地域の理解を得ながら、災害時の避難支援に役立つ名簿の整備に取り組んでいく。加えて、今後の災害時要援者支援の取組のさらなる重点化を見据えた人員体制についても、併せて検討していく。

評価と取組方針	
・火災等の災害発生時の被害を軽減するため、地域住民の防災行動力を高める取組を実施しており、目標指標全てにおいて実績値があがっていることから、取組は概ね順調である。	
・しかしながら、阪神淡路大震災や東日本大震災から時が経過することで、市民の防災意識が薄れることも想定され、今後は地域の防災行動力を高めながら、いかにそれを維持していくかということが課題である。	
・また、地域のつながりが希薄化しつつあるなかで、防災マップの作成や避難行動要援者支援名簿の整備をどのように進めていくかということについても検討していく必要があり、要援者支援に係る体制の整備についてもあわせて検討を行う。	
●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。	
総合評価	
<input type="checkbox"/> 重点化	<input checked="" type="checkbox"/> 継続取組

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	13	生活安全	展開方向	01	地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。
主担当局	防災担当		主担当課	生活安全課	
プロジェクト項目の該当有無	●	現役世代の定住・転入促進(①街頭犯罪防止事業 ②犯罪被害者等支援事業 ③空き家対策推進事業)			
市長公約の該当有無	-				
局重点課題の該当有無	●	犯罪被害者等基本法に基づく施策の推進、街頭犯罪の防止、管理不適正空き家対策の推進			

3 目標指標

指標名	方向	基準値	目標値(H29)	実績値					現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29	
① 市内の犯罪認知件数	↓	H24 10,184 件	8,703	9,434	**	**	**	**	50.6%
② 日常生活を安心して過ごすことができていると感じている市民の割合	↑	H23 54.3 %	90	50.6	**	**	**	**	0%
③ 市内で発生したひったくり件数	↓	H24 258 件	0	175	**	**	**	**	32.2%
④ 市内で発生した自転車の盗難数	↓	H24 2,845 件	2,437	2,993	**	**	**	**	0%
⑤ 市内の自転車関連事故数	↓	H24 1,042 件	868	1,043	**	**	**	**	0%

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)									
<p>行政が取り組んでいくこと ■ 防犯力の高い地域コミュニティづくり</p> <p>防犯力の高い地域コミュニティづくりについては、市民が安全で安心して暮らすため、街頭犯罪防止事業のほか、空き家対策推進事業、犯罪被害者等支援事業などの取り組みを行っている。</p> <p>【防犯対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街頭犯罪のうちひったくりの認知件数が兵庫県内でも高水準にあり、その対策が本市の喫緊の課題であることから、平成25年9月に警察等の関係機関と合同で市長が「ひったくり撲滅宣言」を行い、夜間屋外灯点灯運動、ひったくり発生現場への表示板掲示、防犯講習会、自主防犯パトロール等の各種事業を実施し、平成24年と比較し、83件(前年比3割)の減少となった。今後、ひったくり認知件数を減少させるための更なる取組みや他の街頭犯罪防止への取組みを警察や防犯協会等の関係機関と連携を一層強化し、推進していく。 ・平成25年7月に暴力団排除条例が施行され、市民等へその周知、啓発に取り組み、条例施行後は庁内体制における暴力団排除対策を推進するとともに、関係機関等からなる連携会議を設置し、一層の取り組みを進めている。 <p>【老朽危険空き家等対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有者が管理を怠り、周辺の住民に倒壊の恐れ等の悪影響を及ぼしている老朽空き家等について平成25年度より窓口として市民からの相談を受け、関係課へつなぐ対応を行った。しかし、様々な課題から解決に至らない事例もあったため、平成26年度には所有者等に対する指導根拠等を明確にするための条例制定等、様々な課題解決に向け取り組んでいる。 <p>【犯罪被害者等支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な問題に苦しめられている犯罪被害者等に対して、庁内所管部署案内リーフレットを作成、配布し、犯罪被害者週間を中心に市民に市報等により啓発活動を行った。また、平成25年5月に庁内横断的取り組みを進めるため「犯罪被害者等への支援に関する庁内検討会議」を設置し、平成26年度には総合的な支援施策を構築するための条例制定に取り組んでいる。 <p>目標指標①の『市内の犯罪認知件数』については、平成24年比で減少となっている。そのうち市が取組みを進めていくものとして、市内で発生した『ひったくり件数』及び『自転車の盗難数』を目標指標③及び④として設定した。目標指標③については、本市の取り組みにより、ひったくり件数が83件減少するなど、効果が確認できた。目標指標④の自転車の盗難対策については、現在未着手であることもあり、平成24年比で増加している。また、兵庫県内の犯罪認知件数のうち、本市における認知件数の割合は13%と高いことから、今後も警察や防犯協会等の関係機関や団体との連携を一層強化し、ひったくり以外の街頭犯罪の防止についても取り組んでいくことで、犯罪認知件数の減少を図っていく。</p>									
主な事務事業	街頭犯罪防止事業費 暴力団排除条例関係事業費	関連する目標指標	①②③④	進捗	●順調	○概ね順調	○やや遅れ	○遅れている	
<p>行政が取り組んでいくこと ■ 交通安全対策の推進</p> <p>人命尊重の理念に基づき、段階的かつ体系的な交通安全教育を行うとともに、広く市民に交通安全思想の普及、浸透を図り、交通事故のない尼崎を目指すため、交通安全対策基本法に基づき、交通安全教室、交通安全運動事業、交通安全指導者養成講座などの事業を行っている。</p> <p>【交通安全対策の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故を防止するためには、市民一人ひとりが交通安全の意識を徹底することを自らの課題として捉え、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることが重要であることから、警察と連携し、交通安全教室を行っている。また、本市における人身事故件数のうち自転車関連事故数は約4割を占めており、自転車関連事故の減少が交通事故防止のための喫緊の課題である。そのため、高齢者をはじめ、全年齢層を対象とした自転車教室を実施するとともに、若年層からの自転車利用マナーやルールの教育が、今後全年齢層における自転車関連事故の減少につながるという考えのもと、平成26年度からは、自転車教室の市内小中高校の全校実施を目標として事業を実施している。 <p>〔平成25年度交通安全教室実施状況〕 実施回数:226回(うち、自転車教室44回、自転車教室実施小中高校25校)、受講者数:19,222人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全運動事業としては、四季の交通安全運動の実施、さわやかサイクル運動の実施などにより、広く市民一人ひとりの交通安全思想の普及を図っている。 ・交通安全指導者養成講座については、平成26年度より対象を小中高校の教諭にも拡大し、実技指導を重点に行うなど、今後の展開を見据えた事業実施を行っている。 <p>目標指標⑤にもあるとおり、自転車関連事故数は平成24年比では横ばいではあるが、過去5年の件数をみると、減少傾向となっている。しかし、人身事故件数に占める自転車関連事故件数の割合については、高止まりの状態であることから、今後とも各事業について、継続・見直しを行っていくことで、自転車関連事故件数の減少を図っていく。</p>									
主な事務事業	交通安全教育指導事業費 交通安全運動事業費	関連する目標指標	②⑤	進捗	○順調	●概ね順調	○やや遅れ	○遅れている	

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

- 市民が、誇りと愛着を持ち、住み続けたいと思えるまちづくりを進めていくためには、市民一人ひとりが身近な暮らしの中で安全・安心を実感できることが必要である。
- 地域での防犯や交通安全といった身近な生活における安全性を高めていくためには、警察等の関係機関と連携した取組に加えて、市民一人ひとりが意識を持ち、犯罪への備えや交通ルールを守るとともに、地域ぐるみの活動を充実させ、犯罪や事故が起きにくいまちづくりに取り組んでいくことが大切である。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●防犯活動の推進、交通安全対策 ●安心できる消費生活を実現する環境づくり				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	0.5%	15.0%	56.9%	18.3%	9.3%
	23年度	4.0%	14.9%	57.8%	18.3%	5.0%
重要度調査	25年度	第 5 位 / 20 位		5点満点中 4.59点(平均 4.39点)		
	23年度	第 4 位 / 20 位		5点満点中 4.22点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針
<p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひったくり防止については、撲滅に向けた効果的な事業を今後も研究し、実施していく必要がある。ひったくり以外の街頭犯罪防止については、自転車の盗難防止など、更なる市民の安全で安心な生活を確保するため、庁内や関係機関と連携しながら、取り組みを進めていく必要がある。 <p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続きひったくりの防止に重点をおき、学識経験者の専門的見地からの意見や提言を反映させた上で、効果的・効率的な事業展開を今後も実施していく。 ・平成26年度に制定予定の『(仮称)尼崎市老朽危険空き家等の適正管理に関する条例』及び『(仮称)尼崎市犯罪被害者等支援条例』の施行に向けた執行体制の構築を行い、必要な施策を実施していく。 <p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中高校の教諭に対象を拡大した交通安全指導者養成講座について、より実践的な教育を行うとともに、育成した指導員の交通安全教育事業における位置づけを明確にし、将来的には交通安全教室を学校や団体でそれぞれに取り組んでいけるような体制づくりを行う。 <p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年市内全ての小中高校における自転車教室の実施を行うため、あらゆる機会を利用して、各学校に働きかけを行う。また、全校実施を目標に掲げる中、自転車教室実施にかかる改善点などを整理し、その手法を確立させる。 ・平成26年度に設置された県の『自転車の安全な利用等に関する検討委員会』の提言を注視し、その動向により必要な本市の施策を検討する。

評価と取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ひったくり防止の取組強化により、「市内の犯罪認知件数」と、そのうちの「市内で発生したひったくり件数」については減少しており、取組の成果が現れている。しかしながら、「市内で発生した自転車の盗難数」については増加しており、「日常生活を安心して過ごすことができていると感じている市民の割合」も低下していることから、今後も関係機関と連携しながら取組を進めていく。 ・交通安全対策の取り組みについては、特に自転車関連事故への対策が交通事故全体を減少させるための課題になっており、その解決に向けた取り組みを進めていく。 ・空き家対策や犯罪被害者等支援については、庁内検討会議等の状況を踏まえる中で、適切な体制構築に向けての検討を行う。 <p>●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「重点化」とし、来年度の予算等を重点配分した上で施策を推進する。</p>
<p>総合評価</p> <p>■重点化 □継続取組</p>

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	13 生活安全	展開方向	02 身近な安心を実感できる消費活動など、日常生活における安全を高める取組を進めます。
主担当局	防災担当	主担当課	生活安全課
プロジェクト項目の該当有無	-		
市長公約の該当有無	-		
局重点課題の該当有無	-		

3 目標指標

指標名	方向	基準値	目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29	
① 日常生活を安心して過ごすことができていると感じている市民の割合	↑	H23 54.3 %	90	50.6	**	**	**	**	0%
② 消費生活相談件数	↓	H24 3,181 件	3,102	3,392	**	**	**	**	0%
③ 尼崎市公設地方卸売市場年間取扱数量	→	H24 34,327 t	34,327	29,916	**	**	**	**	0%
④									
⑤									

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)									
<p>行政が取り組んでいくこと ■ 安心できる消費生活を実現する環境づくり</p> <p>安心できる消費生活を実現する環境づくりについては、市民自らが消費生活被害に遭わないよう備えることが大切である。このことから、本市としては悪質な訪問販売や投資商品等による被害を防ぐために、消費生活に関する情報発信や意識啓発を行っており、また、消費生活における助言やあっせんなどの相談業務を実施している。</p> <p>【消費生活情報の発信等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市では消費者の自立を支援するために、消費生活講座、くらしいきき巡回講座、消費者月間(5月)・計量強調月間(11月)に合わせたくらしいききフェアの開催など各種啓発事業や消費生活に関する相談事業を実施している。また、平成21年度からは県の消費者行政活性化事業基金を活用し、小・中・高校生向けインターネット被害防止講座や教職員向け消費生活セミナーなど対象者を絞り消費者教育・啓発に努めてきたところである。 一方、消費生活センターに寄せられた消費生活相談のうち、助言による自主交渉やあっせんによる解決率は平成25年度が98.3%で平成24年度と比較して微増となっており、かつ高い水準で推移していることから、相談業務の効果が上がっているものと考えられる。 過去10年では上記の事業を実施してきたことにより、相談件数は減少傾向にある。しかしながら、近年、健康食品の送り付け商法といった新たな消費者被害が国内で多発しており、依然として3,000件を超える相談が寄せられている状況である。このことから消費者の自立を支援し、相談件数の減少につなげるため、若年層への消費者教育や高齢者の被害防止を図り、複雑多様化する消費者問題に取り組んでいく必要がある。 <p>※目標指標②については、国等から消費生活問題にかかる目標指標が示されていない中、本市において、消費生活に関する情報発信や意識啓発といった未然防止策を実施することで、市民の知識が向上し悪徳業者に騙されない賢い消費者となることにより、相談件数の減少につながると思われることから設定した。</p> <p>【公設地方卸売市場】</p> <ul style="list-style-type: none"> 卸売市場における市場流通においては、商品が生産者から消費者に届くまでの一連の流れの中で、小売業、加工業、飲食業、配送業など多くの関連産業が関わっており、当市場についても場内事業者の事業活動のみならず、関連産業における生産誘発や雇用の創出などによる市内経済への波及効果をもたらしている。 当市場は、市内農家が生産する近郷軟弱野菜の重要な出荷先となっており、集荷された近郷野菜は「尼崎市内産野菜」として市内小売・飲食業者に販売・消費されており、地産地消機能の仲介役を果たしている。また、当市場で集荷した生鮮食料品を学校給食に使用することで、市場の本来機能である安全・安心な生鮮食料品の安定供給が図られている。さらに、市立小学校の社会見学先として受け入れるなど、食の安全に関する情報発信や食育機能を発揮することで、食に関する消費生活を支えている。 一方、市場活性化対策事業等も展開しながら、取扱数量の前年度実績の確保を目標に健全な市場運営に努めてきたところであるが、平成25年末に青果部卸売業者が業務停止し、その後、廃業に至ったところであり、暫定措置として、開設者である市が委託により卸売業務を代行実施している。本市としては、一刻も早い後任の卸売業者の入場による市場機能の正常化と安定的な市場運営の確保が、喫緊の課題である。 									
主な事務事業	消費生活相談事業費 市場活性化対策事業費	関連する目標指標	①②③	進捗	○順調	●概ね順調	○やや遅れ	○遅れている	

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

●近年、悪質商法や架空請求、多重債務、食品の偽装表示問題等のトラブルを受けて消費者問題への関心が高まっている。商品やサービス、取引形態が多様化し、消費者被害が複雑化しているなかには、消費者被害の未然防止や被害者の救済、安全な生鮮食料品の安定供給といった行政による消費者を守っていく取組だけではなく、市民自らが知識と意識を持った賢い消費者となり、消費者被害に遭わないよう備えることが必要である。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●防犯活動の推進、交通安全対策 ●安心できる消費生活を実現する環境づくり				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	0.5%	15.0%	56.9%	18.3%	9.3%
	23年度	4.0%	14.9%	57.8%	18.3%	5.0%
重要度調査	25年度	第 5 位 / 20 位		5点満点中 4.59点(平均 4.39点)		
	23年度	第 4 位 / 20 位		5点満点中 4.22点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針

◆見直す・見直しを検討する事項

- ・市民自らが消費生活被害に遭わないためには、年齢に応じた消費者教育が大切であることから、市として必要な施策を検討する。あわせて、現在、県において進められている「兵庫県消費者教育推進計画」の内容にも注視し、本市に必要な取組を検討し、「(仮称)尼崎市消費者教育推進プラン」を策定していく。
- ・県の消費者行政活性化事業基金を活用しての事業についても限りがある中、当該事業については、消費者教育及びその担い手の育成にもつながる必要な事業であることから、市独自の財源措置も考慮して事業を実施する。
- ・市場の今後のあり方については、昨年末に青果部卸売業者が廃業したことを受け、その検討を中断しているが、後任の青果部卸売業者の入場により、条件設定が異なる可能性もあるため、改めて本市市場のあり方について検討する。

◆継続的・重点的に取り組む事項

- ・消費生活に関する相談事業や各種啓発事業を引き続き実施し、自主交渉の向上を図る。なお、若年層からの啓発が重要であると考え、従前から実施している小中高生を対象としたインターネット被害防止講座に加え、平成26年度からは中学生に対してインターネット被害防止に係る啓発リーフレットを配布するなど、更なる啓発を行っていく。
- ・また、本市に限らず全国的にも高齢化が進む中、認知症など記憶力が低下した高齢者を狙い、代金引換便を利用する健康食品の送り付けが多数発生するなど高齢者を狙った悪質商法の手口も益々巧妙となり、相談を受けても被害の回復が困難な場合もあることから、消費生活相談による早期解決と啓発による未然防止の両輪で取り組んでいき、啓発についてもより効果的な手法を模索しながら周知を図っていく。
- ・後任の青果部卸売業者の入場が図られた場合、市場機能の回復及び持続的な市場運営の確保に向けた取組を行う。

評価と取組方針

- ・安心できる消費生活を実現する環境づくりについては、「消費生活相談件数」は増加している中で、「日常生活を安心して過ごすことができていると感じている市民の割合」は低下しており、今後も消費生活に関する啓発活動および相談活動を中心に、取組を進めていく。
- ・公設地方卸売市場については、青果部卸売業者の業務停止による影響が続いており、市場機能の正常化と安定的な市場運営の確保が課題となっている
- 市場のあり方については、後任の青果部卸売業者の入場等、今後の動向を踏まえつつ検討していく。

●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、来年度は現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。

総合評価	
<input type="checkbox"/> 重点化	<input checked="" type="checkbox"/> 継続取組

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	14 就労支援	展開方向	01 企業等と就労希望者双方のニーズを踏まえ、きめこまやかな就労マッチングに取り組みます。
主担当局	経済環境局	主担当課	しごと支援課
プロジェクト項目の該当有無	●	健康で自立した生活の確保に向けた取組	
市長公約の該当有無	●	11 就労支援の充実	
局重点課題の該当有無	●	しごと支援機能と福祉・保健施策との連携	

3 目標指標

指標名	方向	基準値	目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29	
① 尼崎市の職業紹介においてマッチングできた件数	↑	H24 14 件	60	27	**	**	**	**	28.3%
② 無料職業紹介窓口求職登録者の就職件数	↑	H24 74 件	150	82	**	**	**	**	10.5%
③ 指標②のうち若年者(39歳以下)の就職件数	↑	H24 30 件	100	57	**	**	**	**	38.6%
④ 指標②のうち女性の就職件数	↑	H24 14 件	45	19	**	**	**	**	16.1%
⑤ 合同就職面接会の就職率	↑	H24 6 %	10	9.0	**	**	**	**	75.0%

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)	
<p>行政が取り組んでいくこと ■雇用と就労のマッチングの推進</p> <p>【個別丁寧な就労支援の実施】 本市の無料職業紹介事業は、平成23年10月から雇用と就労のマッチングを推進するため、就労希望者のニーズを踏まえた求人企業の開拓に努めるとともに、就労希望者に対して、実際に求人を開拓している職員(求人企業開拓員)と職業紹介を行う職員(就労支援員)が三者で面談を行うなど、個別丁寧に就労支援を行い、企業の求人ニーズに即した企業活動の下支えにつながる人材の紹介に取り組んでいる。その結果、目標指標に掲げている「尼崎市の職業紹介においてマッチングできた件数」は平成24年度の14件に対し、平成25年度は27件と着実に成果を上げてきている。(指標①)また、「無料職業紹介窓口における求職登録者の就職件数」についても、平成24年度の74件に対し、平成25年度は82件に増加している。(指標②)</p> <p>今後、就労支援の取組をより充実していくためには、一般、若年者、女性、高齢者等の属性によって希望や経験、適性等が異なることから、就労希望者個々の状況や属性等に応じたよりきめ細かな就労支援の実施が必要である。</p> <p>【若年者(39歳以下)及び女性の就職件数】 「無料職業紹介窓口の求職登録者のうち、若年者の就職件数」は、平成24年度は30件であったが、平成25年度は57件に増加している。また、「無料職業紹介窓口の求職登録者のうち、女性の就職件数」についても、平成24年度は14件であったが、平成25年度は19件に増加している。</p> <p>しかしながら、本市においても全国と同様に、若年無業者は相当数いることが想定されることから、国の「若者サポートステーション」等の他の就労支援機関との一層の連携を図る中で、若年者に対する就労支援の更なる推進が必要である。また、労働力人口が減少する中で、これまで以上に女性の社会進出、能力活用が不可欠であり、女性が希望する業務内容等の求人獲得に努め、女性センターやマザーズハローワークなどとも連携し、就労促進につなげていくことが必要である。(指標③・④)</p> <p>【市民意識調査等を踏まえた更なる情報発信】 本市施策に関する市民意識調査では、重要度は20施策中11番目の中程度で、満足度については全体の7割超が“満足”、“どちらかといえば満足”、“ふつう”を示しているものの、順位は20施策中20番目であり、本市の無料職業紹介事業等について、市民への周知不足が考えられる。このため、企業と求職者双方のニーズを十分に確認し、個別丁寧に就労のマッチングを実施している取組内容等について、より積極的にPRを行い、総合計画に掲げる『尼崎市の職業紹介においてマッチングできた件数』の更なる増加を目指していく。</p> <p>【合同就職面接会における就職率向上】 雇用のミスマッチによる市内中小企業の人手不足解消や雇用創出のために、ハローワークなどの関係機関と連携し、製造業に限定した「ものづくり合同就職面接会」及び幅広い職種を取り扱う「総合就職面接会」を開催した結果、平成25年度の「ものづくり合同就職面接会」の実績は、参加者281人、参加企業数48社、採用者28人(9.96%)であり、「総合就職面接会」の実績は、参加者385人、参加企業数79社、採用者29人(7.53%)となっている。</p> <p>面接会における就職率の向上に向けては、質の高い求職者の集客とともに条件の良い求人企業の参画がより重要になるため、ハローワークと各種の就職相談会の共催実施や事業用チラシ等の窓口での相互設置のほか、ハローワーク職員に対する積極的な本市事業への協力要請により、求職者及び求人企業の面接会への参加促進を図るとともに、今後は、大学生の就職活動解禁時期の変更(大学3年生の12月→大学3年生の3月)といった環境変化等に対応するとともに、面接会の開催時期や回数、実施手法等についても随時見直しを実施していく。(指標⑤)</p>	
<p>主な事務事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用創造支援事業 ・地域雇用・就労支援事業 	<p>関連する目標指標</p> <p>①②③④⑤</p> <p>進捗</p> <p>○順調 ●概ね順調 ○やや遅れ ○遅れている</p>

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

- 厳しい経済状況や産業構造の変化を受け、非正規雇用の増加や女性の社会進出など、雇用形態の多様化や就労環境の変化が進んでいるなかで、本市の有効求人倍率は、全国・兵庫県と比較すると低い状況が続いている。
- 市民が安心して仕事に就き、働き続けることができるよう、就労希望者自身の就労能力を高めるとともに雇用する側である企業等が求める人材像と就労希望者との間におけるミスマッチを解消していくことが必要である。
- また、本市には中小企業が多く集積しているが、これらの企業の魅力が就労希望者に十分に伝えられていない状況があり、企業の人材確保に対する支援が必要となっている。
- このような個別の企業や就労希望者のニーズに対応していくためには、国等による全国共通の取組に加え、地域実情を踏まえた、よりきめこまやかな取組が求められている。
- また、多様化する働き方に対応していくため、企業等には就労希望者が安心して働くことができる環境づくりに努めることが必要である。加えて、若年層における早期離職といった課題も発生しており、就労に対する支援だけでなく、若い世代の職業観の形成や就職した後の定着支援も必要となっている。
- 雇用の維持・創出は、地域経済の活性化や教育・子育て支援など、さまざまな分野と連携した複合的な取組が求められるとともに、行政による取組だけでは解決が難しい課題であることから、今後は企業やハローワーク等の関連機関はもとより、教育機関や地域活動に取り組むさまざまな主体等との連携を強化し、協力しながら総合的な施策を講じていくことが重要である。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●雇用と就労のマッチング ●多様な働き方を支える環境づくり				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	0.5%	8.4%	62.0%	19.2%	9.9%
	23年度	1.5%	5.9%	65.3%	20.7%	6.6%
重要度調査	25年度	第 11 位 / 20 位		5点満点中 4.41点(平均 4.39点)		
	23年度	第 10 位 / 20 位		5点満点中 4.06点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針

◆見直す・見直しを検討する事項

【就労希望者の状況や属性に応じた就労支援】
 ・ 就労意欲の低下が懸念される若年無業者に対しては、就労支援機関等に関する積極的な情報発信とともに、近隣の若者サポートステーションと定期的に情報交換等を行い、連携を強化していく。
 ・ 女性の就労支援では、希望者の多い事務職の求人数が絶対的に少なく、充足する速度が非常に速いことから、当該求人が提出された際には、よりスピーディーに情報発信を行うとともに、女性就労支援機関との情報交換を行う。また、就労希望者の年齢や家庭環境、就労意欲等を勘案しながら、企業に対して個別求人の開拓を行っていく。
 ・ 介護・福祉、サービス等の求人が多い分野についても、積極的に情報提供を行うとともに、希望以外の分野等にも関心が持てるように、よりきめ細かな就労相談を行っていく。(指標③・④)

【庁内関係各課等との連携】
 ・ 特に、女性の就労支援においては、今は子育て等で働けないが、今後働きたい女性を対象に、就職活動の心構えや事前準備のためのセミナー実施など、より効果的な支援施策について庁内関係各課とともに協議・検討を行う。(指標④)

◆継続的・重点的に取り組む事項

【より幅広い企業からの求人確保】
 ・ 平成26年9月からハローワークの求人情報がオンラインで本市職業紹介窓口へ提供される予定であり、本市独自の求人開拓に加え、新たにハローワークの求人情報を活用し、より幅広い企業からの求人受理と就労希望者の希望等に沿った職業紹介を実施していく。(指標①・②)

【尼崎市無料職業紹介窓口への誘導】
 ・ 職業訓練機関である「ポリテクセンター兵庫への出張就労相談」の実施では、訓練受講生に対し、本市の就労支援手法等について説明会を開催するとともに、個別相談の実施等により積極的に本市の無料職業紹介窓口へ誘導していく。
 ・ 合同就職面接会の参加者に対しては、職員が、直接、本市就労相談窓口へ誘導し情報提供を行うとともに、面接会終了後も希望者に対しては、電話等でフォローアップを実施していく。
 ・ 「あまJOBステーション」においては、本市の無料職業紹介窓口で就職が決まった人の「声」や事例等について情報発信を行い、就労希望者の就労意欲の向上等を図っていく。(指標①・②)

評価と取組方針

・ 就労マッチングに関する各指標は順調に推移しており、各事業の進捗は概ね順調であると言える。

・ 市としての無料職業紹介のあり方を明確にし、効果検証を行うこと。合同就職面接会については、企業の魅力発信にも繋がることから注力すること。

・ しごと支援課が実施している就労支援については、企業の活動の下支えを意識した一般的就労が中心であるが、平成27年4月から施行される生活困窮者自立支援制度においては、就労準備支援や福祉的就労も実施していくことになる。
 そのため、現在、庁内検討会議において有効な施策の実施方法等について検討しており、その結果を踏まえて、効率的な就労支援体制を再構築する。

● 上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価については「継続取組」とし、**より効果的な取組への転換に向け調整を行う。**

総合評価

<input type="checkbox"/> 重点化	<input checked="" type="checkbox"/> 継続取組
------------------------------	--

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	14 就労支援	展開方向	02 就労希望者に対して、職業意識の醸成や、企業の求める人材を踏まえた人材育成に取り組み、就職力を高めていきます。
主担当局	経済環境局	主担当課	しごと支援課
プロジェクト項目の該当有無	●	健康で自立した生活の確保に向けた取組	
市長公約の該当有無	●	11 就労支援の充実	
局重点課題の該当有無	●	しごと支援機能と福祉・保健施策との連携	

3 目標指標

指標名	方向	基準値			目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
						H25	H26	H27	H28	H29	
① キャリア相談件数	↑	H24	271	件	600	371	**	**	**	**	30.4%
② キャリアアップ支援事業参加者の就職率	↑	H24	35.3	%	60	47.9	**	**	**	**	51.0%
③ キャリアアップ支援事業参加者数	↑	H24	133	人	200	121	**	**	**	**	0%
④ ポリテクセンター兵庫における市民の訓練受講者数	↑	H24	118	人	140	120	**	**	**	**	9.1%
⑤											

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)											
行政が取り組んでいくこと ■ 就労希望者の就職力向上の支援											
<p>【就職につながるキャリア相談】 面接を控えた就労希望者に対しては、産業カウンセラー等によるキャリア相談を通じて、面接対策のための相談や模擬面接を行うとともに、改めて、自己分析及び就職後の自己実現について考える場として機能している。総合計画の主な指標ともなっている「尼崎市の職業紹介におけるマッチング」を推進するためには、一人の就労希望者に対して繰り返し当該相談を行うことや、面接直前期などのよりタイムリーな時期に面接訓練を行うことが重要である。 そのため、無料職業紹介窓口の求職登録者に対しては、積極的にキャリア相談に誘導し、平成25年度においては371件の相談を行い、前年度から100件増加している。(指標①)</p> <p>【効果的な人材育成と人材育成後の職業紹介】 平成24年度から開始したキャリアアップ支援事業においては、就労希望者の就職力向上を図るため、企業等の参画・連携のもとで事業内容を充実させながら、しごと塾をはじめとする各種の人材育成メニューを実施してきた。平成24年度においては35.3%であった事業参加者の就職率は、平成25年度では47.9%に上昇しており、受講者の希望職種等を早期に把握し、明確な就労希望者を円滑に求職登録に誘導し、職業紹介を行った結果であると考えられる。引き続き、企業の求める求人ニーズの的確な把握に努める中で、人材育成メニューの充実等に努めていく。(指標②・③)</p> <p>【就労希望者の職業意識の醸成と企業の魅力発信】 就労希望者が企業の魅力や業務内容を知り、効果的に就職活動ができるように企業説明会を開催している。企業にとっても、自社や業界の魅力等を発信できる機会となることから、より多くの就労希望者が参加するように、積極的な事業PRとともに効果的な実施時期の検討などを行っている。 また、企業説明会に加えて、就労希望者に対しては、職場体験機会を提供しているが、企業の現場や業務内容に直接触れることにより、職業意識や就労意欲の醸成・向上を図るとともに、スキルや経歴と希望する就職先がミスマッチの就労希望者にとっては、就職先の再検討を行う機会となっている。 就労希望者の就職を実現し、定着させていくためには、人材の育成とともに希望する就職先のミスマッチを減らすことが重要であり、企業の魅力や業務内容等について更に情報発信に努め、平成25年度において19人であった企業説明会及び職場体験参加者の拡大に取り組む。(指標②・③)</p> <p>【ものづくり製造業の人材確保及び就労希望者の資格取得の促進】 本市の産業は、第2次産業が大きな比重を占めており、求人企業では「ものづくり製造業」が多く、求人内容は、資格や経験を有する即戦力を求めていることが多いため、現状は、就労希望者の就労ニーズとミスマッチが生じやすい状況にある。 企業の求人ニーズに即した企業活動の下支えにつながる人材の確保等を推進していくため、現在、製造業への就職希望者に対しては、国の公共職業訓練機関である「ポリテクセンター兵庫」による毎月第2水曜日の本市窓口への出張相談の積極的な活用や同センターに関する情報発信等を行い、当該施設の利用促進を図るとともに、平成25年度から阪神地域職業訓練説明会をハローワーク尼崎と共催するなど、他の就労支援機関との連携を図る中で、企業の求人ニーズに対応できる求職者の資格取得やスキルの向上支援に取り組んでいる。(指標④) 今後は、当該訓練機関とより一層の連携を行い、ポリテクセンター兵庫等へのより積極的な誘導を図るとともに、訓練受講後や資格取得後の求職者を本市の無料職業紹介窓口へ誘導し、求人企業により円滑かつタイムリーに職業紹介していく仕組みづくりを進めていく必要がある。(指標④)</p>											
主な 事務事業	・キャリアアップ支援事業 ・(地域雇用・就労支援事業)※14-1.3にも該当				関連する 目標指標	①②③④	進捗	○順調	●概ね 順調	○やや 遅れ	○遅れ ている

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

- 厳しい経済状況や産業構造の変化を受け、非正規雇用の増加や女性の社会進出など、雇用形態の多様化や就労環境の変化が進んでいるなかで、本市の有効求人倍率は、全国・兵庫県と比較すると低い状況が続いている。
- 多様化する働き方に対応していくため、企業等には就労希望者が安心して働くことができる環境づくりに努めることが必要である。加えて、若年層における早期離職といった課題も発生しており、就労に対する支援だけでなく、若い世代の職業観の形成や就職した後の定着支援も必要となっている。
- 雇用の維持・創出は、地域経済の活性化や教育・子育て支援など、さまざまな分野と連携した複合的な取組が求められるとともに、行政による取組だけでは解決が難しい課題であることから、今後は企業やハローワーク等の関連機関はもとより、教育機関や地域活動に取り組むさまざまな主体等との連携を強化し、協力しながら総合的な施策を講じていくことが重要である。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●雇用と就労のマッチング ●多様な働き方を支える環境づくり				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	0.5%	8.4%	62.0%	19.2%	9.9%
	23年度	1.5%	5.9%	65.3%	20.7%	6.6%
重要度調査	25年度	第 11 位 / 20 位		5点満点中 4.41点(平均 4.39点)		
	23年度	第 10 位 / 20 位		5点満点中 4.06点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針

◆見直す・見直しを検討する事項
【人材育成メニューの充実】
 人材育成メニューの充実及び参加者数の拡大のため、平成26年度から就職支援セミナーをハローワーク尼崎と共催により実施し、ハローワーク尼崎の求職登録者に対して、本市の無料職業紹介窓口の認知を広めるとともに、人材育成メニューへの参加促進を図っていく。
 セミナー受講者に対しては、継続的にスキルアップを図ることができるように、必要な人材育成メニューの提供を行い、キャリアアップ支援事業等の参加者拡大に努める。
 また、就職前に必要な社会人としての基礎的なスキルや就職活動時の実践的なスキルに加えて、就職後も継続して自己啓発への取組等を考えられるような人材育成メニューの充実についても検討を行っていく。(指標③)

◆継続的・重点的に取り組む事項
【企業が求める人物像の把握と情報発信】
 企業の求人ニーズが多様化・高度化している中、依然、就労希望者のスキルアップに係る認識とのギャップが多く見受けられることから、引き続き尼崎雇用対策協議会やものづくり雇用創造促進協議会等、団体間での情報共有に努めるとともに、本市の求人企業開拓職員が求人ニーズを的確に把握し、よりタイムリーに就労希望者に対して情報発信するとともに、企業説明会や職場体験への積極的な参加を促し、業務内容等を十分に把握した上で面接に望むように取り組んでいく。(指標②)

【専門相談や職業訓練機関の活用促進】
 就労希望者の就職力向上に向けては、産業カウンセラー等による専門相談の積極的な活用により、採用面接時に十分に自己PRができるよう支援を行っていく。(指標①)
 また、職業訓練等の受講希望者に対しては、引き続き、積極的にポリテクセンター等の他の職業訓練機関への誘導を行うとともに、新たに当該訓練機関に対する本市職員による出張相談を実施し、本市窓口へ誘導した訓練受講生等に対して、資格や訓練内容等を踏まえた企業紹介ができるよう求人企業の開拓等に努めていく。(指標④)

【職業経験や自己分析が十分でない就労希望者に対する支援】
 希望する仕事に対して職業経験や自己分析等が十分でない就労希望者に対しては、地域雇用・就労相談窓口において、改めて希望職種等について十分なヒアリングを行うとともに、各種人材育成メニューの積極的な活用を誘導し、必要な就職力の向上を図る中でマッチングの推進につなげていく。(指標②・③)

評価と取組方針

・人材育成については、一部評価指標において伸び悩みはあるものの、多くの指標については実績値は上昇しており、本施策の展開方向全体としては概ね順調である。

・就労支援にかかる人材育成については、女性の社会参加促進の観点、福祉的観点からの支援も実施しており、各施策間の整理を行う必要がある。

・キャリアアップ支援事業については、福祉施策などの他施策との連携が十分に図られておらず、事業内容の見直しを行う。

・しごと支援課が実施している就労支援については、企業の活動の下支えを意識した一般的就労が中心であるが、平成27年4月から施行される生活困窮者自立支援制度においては、就労準備支援や福祉的就労も実施していくことになる。
 そのため、現在、庁内検討会議において有効な施策の実施方法等について検討しており、その結果を踏まえて、効率的な就労支援体制を再構築する。

●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、**より効果的な取組への転換に向け調整を行う。**

総合評価	
<input type="checkbox"/> 重点化	<input checked="" type="checkbox"/> 継続取組

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	14 就労支援	展開方向	03 多様な働き方を認めあうとともに、安心して働き続けられる環境づくりを進めます。
主担当局	経済環境局	主担当課	しごと支援課
プロジェクト項目の該当有無	●	健康で自立した生活の確保に向けた取組	
市長公約の該当有無	●	11 就労支援の充実	
局重点課題の該当有無	●	しごと支援機能と福祉・保健施策との連携	

3 目標指標

指標名	方向	基準値		目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
					H25	H26	H27	H28	H29	
① 就労相談件数	↑	H24	687 件	1,000	634	**	**	**	**	0%
② 指標①のうち、労働相談件数	↑	H24	160 件	200	94	**	**	**	**	0%
③ あまJobステーションの閲覧件数	↑	H24	24,846 件	25,000	12,819	**	**	**	**	0%
④ 尼崎市シルバー人材センターの会員就業率	↑	H24	72.0 %	80	71.9	**	**	**	**	0%
⑤										

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)										
行政が取り組んでいくこと ■ 多様な働き方を支える環境づくり										
<p>【就労・労働に関する総合相談窓口の設置】 本市の就労相談では、就労希望者や労働者の就労、職場環境、市内企業の雇用に関する総合的な相談を行っており、相談内容に応じて、各種専門相談の実施と必要な指導・助言のほか、ハローワークや労働基準監督署等の他の専門機関への紹介等を行っている。 相談件数は、平成25年度は634件で、前年度の687件と比べて約92%に減少している。これは、就労相談が、職業紹介希望者の増加に伴い527件(H24)から540件(H25)と微増している。一方、労働相談が、160件(H24)から94件(H25)と大幅に減少したことによるものであるが、雇用・就労形態の多様化に伴い労働問題も複雑化の傾向にあることから、今後、就労に関する相談と合わせて、市民が気軽に労働相談ができるように相談窓口の周知PRを一層推進していく必要がある。(指標①・②)</p> <p>【就労・労働に関するポータルサイトの運営】 就労・労働に関する本市のポータルサイトである「あまJobステーション」では、本市の取組のみならず、目的別や実施団体別に情報が検索できるとともに、無料職業紹介事業における求人情報や市内面接会の開催情報、企業に対する各種支援制度等に関する情報を総合的に集約し、発信している。 平成24年度の閲覧件数は24,846件であったが、平成25年度は12,819件と半分程度まで減少しており、求人情報や面接会情報の閲覧は多いものの、国や県、市内経済団体等が実施する就労支援等に係る各種の事業情報の閲覧が大きく減少しており、タイムリーに掲載内容の更新等ができていなかったことが主な要因と考えられることから、定期的な情報更新とわかりやすい発信内容の充実等に取り組む必要がある。(指標③)</p> <p>【勤労者に対する研修会等の実施】 労働者文化教養事業では、市内労働組合の連合体である尼崎労働者福祉協議会への業務委託により、市内で働く労働者の交流促進と福祉の充実等のための研修会等を実施しており、各種事業の周知活動や研修内容の充実等に取り組んだ結果、平成24年度の294名から25年度は317名に参加者数が増加している。 経済情勢の緩やかな回復基調を受け、今後、新規採用者の増加に伴う各企業の労働組合加入者数の増加が見込まれることから、労働組合間の一層の連携強化と組合員間の交流促進等に向けて、より労働者が参加しやすい環境整備や研修内容の充実等に取り組む必要がある。</p> <p>【高齢者の社会参加】 尼崎市シルバー人材センターは、高齢者の労働能力を活用し、生きがいづくりや社会参加の推進を目的とする「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づく公益社団法人であるが、厳しい社会経済環境の変化等を受け、業務受注件数が減少する一方で、就業機会を求める会員数は今後も増加傾向にあり、会員の就業率の低下が組織上の大きな課題となっている。 少子高齢化の進展による労働力人口の減少等に伴い、高齢者の更なる能力活用と社会参加が求められる中で、就業による健康維持や介護予防効果も期待されるなど、シルバー人材センターが担うべき役割は一層大きくなってきており、今後は、会員がより気軽に参加し、経験等が活かせるように、地域に根ざした身近な家庭関係の仕事などを積極的に開拓し、業務受注件数の拡大を図るとともに、会員間のワークシェアリング等による就業率の向上を図っていく必要がある。(指標④)</p>										
主な事務事業	・尼崎市シルバー人材センター等補助金 ・(地域雇用・就労支援事業)※14-1.2にも該当			関連する目標指標	①②③④	進捗	○順調	●概ね順調	○やや遅れ	○遅れている

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

- 厳しい経済状況や産業構造の変化を受け、非正規雇用の増加や女性の社会進出など、雇用形態の多様化や就労環境の変化が進んでいるなかで、本市の有効求人倍率は、全国・兵庫県と比較すると低い状況が続いている。
- このような個別の企業や就労希望者のニーズに対応していくためには、国等による全国共通の取組に加え、地域実情を踏まえた、よりきめこまやかな取組が求められている。
- また、多様化する働き方に対応していくため、企業等には就労希望者が安心して働くことができる環境づくりに努めることが必要である。加えて、若年層における早期離職といった課題も発生しており、就労に対する支援だけでなく、若い世代の職業観の形成や就職した後の定着支援も必要となっている。
- 雇用の維持・創出は、地域経済の活性化や教育・子育て支援など、さまざまな分野と連携した複合的な取組が求められるとともに、行政による取組だけでは解決が難しい課題であることから、今後は企業やハローワーク等の関連機関はもとより、教育機関や地域活動に取り組むさまざまな主体等との連携を強化し、協力しながら総合的な施策を講じていくことが重要である。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●雇用と就労のマッチング ●多様な働き方を支える環境づくり				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	0.5%	8.4%	62.0%	19.2%	9.9%
	23年度	1.5%	5.9%	65.3%	20.7%	6.6%
重要度調査	25年度	第 11 位 / 20 位		5点満点中 4.41点(平均 4.39点)		
	23年度	第 10 位 / 20 位		5点満点中 4.06点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針	
◆見直す・見直しを検討する事項	
<p>・労働相談では、相談者がより気軽に利用できるよう積極的に情報発信を行うとともに、労働基準監督署等の指導監督機関との連携を強化し、より適切な指導、助言等に努めていく。特に、情報発信では、相談者が主体的に課題解決に取り組めるよう、「あまJobステーション」において、指導監督機関や助言事項等の紹介を行うとともに、具体的事例に係る検索先リンクの充実を図る。(指標②)</p> <p>・「あまJobステーション」の閲覧促進に向けては、掲載情報の定期更新はもとより、利用者の見やすい画面構成について工夫を行うなど、適宜見直しを行う。(指標③)</p> <p>・労働者文化教養事業については、より労働者が参加しやすくなるように研修テーマや内容の充実等を図るとともに、身近なボランティア活動等の積極的な実施を通じて労働者の社会貢献意識の向上と交流の促進等に取り組む。</p> <p>・シルバー人材センターの会員就業率の向上に向けては、高齢者が能力や経験をより発揮できるよう、既存事業の点検、見直しを行うとともに、今後、ニーズの拡大が見込まれる介護や家事、子育て支援分野への参画と新規事業の構築について検討を行う。(指標④)</p>	
◆継続的・重点的に取り組む事項	
<p>・就労相談については、引き続き、庁内の各窓口機関等との情報共有と相互連携を図るほか、若者サポートステーション等の他の就労支援機関と定期的に情報交換を行うとともに、より効果的な連携等について協議、検討を行う。(指標①)</p> <p>また、市内では、資格や経験を有する即戦力を求める企業の求人ニーズが高いことから、「あまJobステーション」等において、ポリテクセンター等の職業訓練施設の紹介や取得可能な資格等について、より積極的かつタイムリーに情報発信を行う。(指標③)</p> <p>・労働相談については、引き続き、より効果的な受託先や実施体制のあり方等について調査、研究を行う。(指標②)</p> <p>・シルバー人材センターについては、今後の外郭団体等に係る見直し方針等に基づき、これまでの事業効果や今後の果たすべき役割等を検証するとともに、団体の自主自立に向けて、今日的視点から今後の運営のあり方等について検討を行う。(指標④)</p>	

評価と取組方針	
<p>・労働環境づくりに関しては各種施策を継続的に取り組んできたところであるが、平成25年度中の実績値に反映するには至っていない。</p> <p>・ワークライフバランスにかかる庁内の取組と連携を図るとともに、経営者協会等との情報交換に努める。</p> <p>・求人情報から国や県などの就労支援に関する情報発信を行う「あまJobステーション」は、平成25年度には閲覧件数が前年度の半分程度まで減少しており、情報の定期更新のみならず、画面構成の工夫などもあわせて、早急な対策が必要である。</p> <p>・若者や女性職員の早期離職防止のため、労働環境を改善する必要がある。そのためにより効果的な情報発信方法の検討を行い、関係課と連携を強めること。</p> <p>・しごと支援課が実施している就労支援については、企業の活動の下支えを意識した一般的就労が中心であるが、平成27年4月から施行される生活困窮者自立支援制度においては、就労準備支援や福祉的就労も実施していくことになる。</p> <p>そのため、現在、庁内検討会議において有効な施策の実施方法等について検討しており、その結果を踏まえて、効率的な就労支援体制を再構築する。</p> <p>●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、より効果的な取組への転換に向け調整を行う。</p>	

総合評価	
<input type="checkbox"/> 重点化	<input checked="" type="checkbox"/> 継続取組

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	15 地域経済の活性化	展開方向	01 地域経済を支える「ものづくり産業」の競争力を高めます。
主担当局	経済環境局	主担当課	産業振興課
プロジェクト項目の該当有無	●	税収の安定・向上につながる取組	
市長公約の該当有無	●	4 企業誘致 6 市内産業の育成	
局重点課題の該当有無	●	地域経済活性化策の検討	

3 目標指標

指標名	方向	基準値		目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
					H25	H26	H27	H28	H29	
① 市内製造業の製造品出荷額の全国に占める割合(工業統計)	↑	H24	0.00467	市内額/全国額 0.00467以上	**	**	**	**	**	**
② 市内製造業の製造品出荷額(工業統計)	↑	H24	1,347,362	百万円 1,347,362	**	**	**	**	**	**
③ 市内製造業の利益計上法人の割合(尼崎市税務統計)	↑	H24	35.9	利益計上法人(総法人) 40	38.3	**	**	**	**	58.5%
④ AMPI機器利用・依頼試験件数	↑	H24	873	件 1,500	880	**	**	**	**	1.1%
⑤ 企業立地促進制度における認定事業件数	↑	H24	2	件 10	8	**	**	**	**	75.0%

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)									
<p>行政が取り組んでいくこと ■ものづくり産業の競争力強化に向けた支援</p> <p>【ものづくり産業】 ・ものづくり産業の競争力強化に向けては、特に中小企業を対象とした研究開発・製品開発・販路開拓等の支援、環境関連等の新規成長分野産業の成長促進支援、信用保証等の金融支援等のほか、産学公融ネットワークを活用した取組等を通じて、市内製造業の製造品出荷額や利益計上法人の割合の増加を目指している。(指標①②③) ・また、常に変化している経済動向や産業界のトレンドを把握し、より効果的な産業施策を構築していくための基礎資料とすべく、「事業所景況調査事業」を実施している。</p> <p>【技術支援・拠点・販路開拓】 ・中小企業者を対象とした研究開発支援や製品開発支援、環境関連等の新規成長分野産業の成長促進支援については、ものづくり支援センターが実施する、ものづくり総合支援・技術力向上推進・グリーンイノベーション推進の3事業に補助金を交付する「ものづくり総合支援事業」、また、中小企業の新技術・新製品等の研究開発を促進するため、費用の一部を助成する「中小企業新技術・新製品創出支援事業」(平成24年度より、特に、新エネルギー・省エネルギー・環境改善分野の研究開発について積極的に支援している)などの取組を実施している。各事業において定める目標値は概ね達成しており、一定の効果を収めているものと考えられる。しかしながら、近畿高エネルギー加工技術研究所(以下、AMPI)で保有している加工装置や材料分析装置・材料試験機等の利用や依頼試験件数については年々減少傾向にあるため、中小企業のニーズに合った保有機器の見直しが必要となっている。(指標④) ・さらに、中小企業においては、マーケティングや情報発信等を効率的に行うことが困難なことから、市内企業の商取引の拡大や技術交流の促進を図る「産業情報データバンク事業」や「尼崎産業フェア開催事業」を実施している。「尼崎産業フェア開催事業」においては、入場者数が年々減少している状況にあり、平成28年の市制100周年、並びに同年の中小企業都市サミットに向けて、入場者数の増加に重点的に取り組んでいく。</p> <p>【ネットワーク】 ・産学公融の交流に関しては、AMPIが大学と産業界を結ぶ研究開発ネットワークの拠点としてさまざまな研究開発を実施しているほか、「産学公ネットワーク協議会」「産学イノベーション推進協議会」などを通じた取組を実施しているが、活性化が課題である。</p>									
<p>主な事務事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ものづくり総合支援事業 中小企業新技術・新製品創出支援事業 	<p>関連する目標指標</p> <p>①②③④</p>	<p>進捗</p> <p>○順調</p>	<p>●概ね順調</p>	<p>○やや遅れ</p>	<p>○遅れている</p>				
<p>行政が取り組んでいくこと ■ものづくり産業の集積の形成・維持・保全と活性化</p> <p>【企業立地の促進】 ・市内における企業立地促進を図るため、製造事業所などが新規立地、増設、再投資等を行う場合に税の軽減を行う「企業立地促進条例運営事業」などの取組により、平成25年度は前年度に比べて、設備投資を実施した企業が大幅に増加した。(平成24年度:2件、平成25年度:8件)その一方で、製造業とともに、本事業の対象分野となっている研究機関等の重点産業分野について立地があったが、現行条例では、要件的に適用できないケースがあり、重点産業分野の活性化や付加価値の向上を阻害する一因となっている。(指標⑤) ・企業立地促進法に基づく基本計画が目指す「より付加価値の高いものづくり産業」の集積に向けた取組を進めることで地域経済の活性化を図る「企業立地促進法基本計画推進事業」、事業者や産業関係機関とのネットワークを持つ人材を活用し、事業所を訪問することで、事業所の新増設・移転等の意向を把握し、事業者の立地のマッチングをはかる「企業立地サポート事業」、不動産関係機関とのネットワークをもつ人材を活用し、紹介可能な工場用地の情報を収集する「工場用地等情報開拓推進事業」などの取組によって、平成25年度は15件の立地があり、計画目標である年間件数(15件=75件/5年)を達成しており、一定の成果をあげている。 しかしながら、本市を含め全国的に、工場適地が少なく、不動産市場の動きが停滞気味であるため、立地を希望する企業向けに提供できる情報が少ない状況が続いている一方で、国内外における事業所集約の傾向は強く、本市における事業所継続を支援することが課題となっている。(指標①⑤)</p>									
<p>主な事務事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業立地促進条例運営事業 企業立地促進法基本計画推進事業 	<p>関連する目標指標</p> <p>①②⑤</p>	<p>進捗</p> <p>○順調</p>	<p>●概ね順調</p>	<p>○やや遅れ</p>	<p>○遅れている</p>				

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

●ものづくり産業都市として、わが国の経済成長に大きく貢献してきた本市は、高度な技術を有する重層的複合的な産業集積、さまざまな研究施設、利便性の高い交通網等の優位性を有しているが、経済活動のグローバル化に伴う外国企業との競争の激化や、国内の社会構造の変化により、厳しい環境にある。
 ●また、中小企業の新規技術開発の停滞や、高齢化の進行に伴う後継者不足、工場跡地の住宅や商業施設への転用に伴う既存事業所の操業環境の悪化等が、ものづくり産業の良好な事業活動の継続に影響を与えることが懸念され、その対策が重要となっている。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●ものづくり産業の競争力強化 ●地域社会を支える事業活動の支援				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	0.5%	12.5%	71.9%	11.5%	3.6%
	23年度	2.7%	9.9%	65.5%	17.8%	4.1%
重要度調査	25年度	第 15 位 / 20 位		5点満点中 4.24点(平均 4.39点)		
	23年度	第 12 位 / 20 位		5点満点中 3.99点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針
<p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <p>・ものづくり総合支援事業の実施拠点である近畿高エネルギー加工技術研究所においては、CO2レーザーやYAGレーザーの撤去後の跡地活用に関して、市内企業のニーズ把握に努め、中長期的な事業計画に基づき、新たな機器装置の購入も視野に入れ、中小企業や起業家への支援機能強化の検討を行う。(指標④)</p>
<p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <p>・本市産業の中心である製造業は、他の産業を牽引していくものであり、出荷額等が減少しないように、これまで以上に市内企業の支援やPRに力点をおいた施策展開により、企業の競争力を高め、利益計上法人を増やしていく。また、地域経済の好循環を促進していくために有効な施策を検討する。(指標①～③)</p> <p>・中小企業新技術・新製品創出支援事業については、助成金の交付という直接的な手法により実施していることから、企業の関心も高く、毎年度助成枠を超える申請がある。同事業は、成長過程の企業に対する初期段階の支援事業として、今後も長期的に継続し、より高度な技術開発である国・県制度へのステップアップを促す。</p> <p>・中小企業のマーケティングや情報発信、産学公融の交流や産業集積都市との連携に関しても、継続的な取組を実施していく。</p>
<p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <p>・「企業立地促進条例運営事業」については、中小企業や研究機関が、優遇制度を利用し、立地・設備投資を促進するとともに、域内投資を促すことにより、経済の活性化が図れるよう、条例の見直しを行う。(平成26年度中に改正予定)(指標⑤)</p>
<p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <p>・「企業立地促進法基本計画推進事業」においては、市内産業団体との連携を深め、本市の立地優位性、優遇制度のさらなる周知に努める。(指標⑤)</p> <p>・不動産情報を的確に把握するために、「企業立地サポート事業」「工場用地等情報開拓推進事業」について、平成26年度から「企業立地支援事業」として事業をまとめており、事業所等のニーズを的確に把握し、不動産関係機関との連携を図ることにより、情報の質を高め、市域内における立地につなげていくとともに、産業の集積の維持・保全に努めていく。(指標①②⑤)</p>

評価と取組方針
<p>・これまでの取組の中で、ものづくり産業の競争力を高める支援を実施してきたほか、景気変動等により市内製造業の黒字法人の割合は上昇している。</p> <p>・AMPIIにおける新たな機器装置の購入については、第一に現状の機器利用状況などAMPIIに関する分析を行い、効果的かつ効率的な中小企業や起業家への支援策の検討を行う。</p> <p>・企業立地促進条例については、支援手法等について検討を行い、条例の見直しを行う。</p> <p>・その他、各種支援制度利用後の利用企業等に関する状況把握や、現行制度の分析を行うほか、随時、指標の見直しについても検討を行う。</p> <p>●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、より効果的な取組への転換に向け調整を行う。</p>
<p>総合評価</p> <p><input type="checkbox"/>重点化 <input checked="" type="checkbox"/>継続取組</p>

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	15	地域経済の活性化	展開方向	02	環境と共生する持続可能な社会経済活動をめざして、産業の育成と次代を担う人材の育成を進めます。
主担当局	経済環境局		主担当課	経済活性化対策課	
プロジェクト項目の該当有無	●	税収の安定・向上につながる取組			
市長公約の該当有無	●	6 市内産業の育成			
局重点課題の該当有無	●	AGNDの推進、地域経済活性化策の検討			

3 目標指標

指標名	方向	基準値		目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率	
					H25	H26	H27	H28	H29		
① 尼崎版グリーンニューディールの一次的な経済波及効果	↑	H24	406,854	千円	406,854以上	389,659	**	**	**	**	0%
② 省エネ設備導入補助事業所数	↑	H24	1	件	10	2	**	**	**	**	11.1%
③ 市内法人設立割合 (設立件数/前年度末全法人数)	↑	H24	2.8	%	10.0	2.8	**	**	**	**	0%
④ 尼崎インキュベーションセンターにおける起業者の入居率	→	H24	34	%	20以上	21	**	**	**	**	100%
⑤ AMPI技術相談件数	↑	H24	2,300	件	2,500	2,467	**	**	**	**	83.5%

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)									
行政が取り組んでいくこと ■ 環境と産業の共生による地域経済の活性化									
<p>【尼崎版グリーンニューディール】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「尼崎版グリーンニューディール推進事業」は、環境と産業の共生や地域経済の好循環をめざした取組を横断的に検討するもので、経済環境局だけでなく、関係課が事業構築し取り組んできた。(平成25年度は20事業)しかしながら、実績(利用状況)にばらつきが見られるため、一層の周知を図っていく必要がある。また、本市から生み出される環境に優れた製品(エコプロダクツ)を、市内外に広く行き渡らせることが重要である。さらに、事業者の自主的な環境活動を促し、環境負荷のより小さい省エネ機器の導入、事務所・工場のエコ改修についての支援を拡充し、更なる促進を図る。エコビジネスの立上げ、省エネ機器や再生可能エネルギー設備の導入、省エネ改修、環境関連セミナーの開催、エコビジネスのマッチングなどにあたって、地域の金融機関や政府系金融機関と連携し、資金面からも産業界の取組を支援している。(指標①、②) <p>【省エネ診断・省エネ設備導入補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業部門のCO2排出量を低減するために、省エネ設備を導入する中小企業者を対象に「設備導入促進事業」を実施している。平成23年度から、3年間で事業所内の無料省エネ診断を15社(毎年度5社)実施し、そのうち4社に対して、省エネ設備導入費の補助を実施した。なお、補助の対象をこれまで製造業に限定してきたが、平成26年度からは、産業部門に加え民生業務部門の中小企業者に対象を拡大するとともに、補助率を省エネ設備導入にかかる経費の1/3(150万円を限度)としている。ただし、市内事業者の製造・施工による導入に対しては最大200万円まで限度額を引き上げ、補助金総額1,000万円に拡充している。(指標①、②) <p>【尼崎エコサポートファイナンス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小企業エコ活動促進資金事業では、平成25年5月から実施している市内金融機関との連携事業「尼崎エコサポートファイナンス」において、小規模太陽光発電設備設置希望者に対して、初期投資に係る金融商品の提供を行い環境関連投資を後押ししてきた。平成26年度からは、この「尼崎エコサポートファイナンス」を拡充し、融資先企業の活動を環境面から評価して、その評価結果によって融資の条件等を決定する「環境格付融資」を実施する金融機関と連携し、融資開始から2年間、利息の2分の1相当の補助(最大40万円)を行っている。(指標①) 									
主な事務事業	・尼崎版グリーンニューディール推進事業 ・中小企業エコ活動総合支援事業	関連する目標指標	①②	進捗	○順調	●概ね順調	○やや遅れ	○遅れている	
行政が取り組んでいくこと ■ 次世代のものづくり産業を担う人材の育成									
<p>【創業支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「ニ崎リサーチコア」を本市の人材育成と企業育成の基幹拠点と位置づけている。新規事業者の創出・誘致、高付加価値化技術の研究開発、並びに関係する人材の育成といった支援サービスを市内事業者が享受できるようニ崎リサーチコア内に機能別拠点を設け、安定したサービス提供のために「リサーチコア推進事業」の取組により、各拠点の運営主体に対して支援を行っている。(指標④、⑤)しかし、各拠点施設は完成からおおよそ20年が経過し、近年では老朽化に伴う補修・更新経費の増大が運営に影響を与えている。 「起業家等立地支援事業」、「インキュベーションマネジメント機能促進事業」により、ハード支援としての貸オフィスの廉価提供、並びにソフト支援としての事業・経営面の指導・セミナーの開催を通じた創業事業者の育成が、高い入居率につながっている。(指標④) 事業者からAMPIへ多種多様な技術相談等が大量に寄せられている状況は、ものづくり技術の高度化に資する人材の育成、並びに将来、本市の新しい産業の拡大にもつながる事業者の育成に役立っている。(指標⑤) しかし、より幅広い利用促進にはメディアの活用など事業広報戦略の再考も必要である。 <p>【人材育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ものづくり産業を支える技術や技能、ものづくりへの関心を育むため、「ものづくり達人顕彰事業」の取組による優秀なものづくり技術・技能の発掘と次代への継承の促進、並びに十代学生などへ「ものづくり」への関心を高める取組として、「産業人材育成支援事業」を展開している。しかし、これは長期間にわたる継続によるものであり、有効な効果検証の手法を検討する必要がある。 <p>【金融支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 信用保証等の金融支援については、中小企業の近代化を図るとともに、経営基盤の安定を促進するものとして、17もの融資制度を実施している。しかしながら、近年は利用される制度間でバラつきがあると同時に、融資に至る件数も減少しており、県や他都市の融資制度と比較検討する中で、本市が力点をおく分野への新たな融資制度メニューの新設や現制度の改廃についても検討を行い、金融機関等とも調整していく。 									
主な事務事業	・リサーチコア推進事業 ・起業家等立地支援事業	関連する目標指標	③④⑤	進捗	○順調	●概ね順調	○やや遅れ	○遅れている	

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

●ものづくり産業都市として、わが国の経済成長に大きく貢献してきた本市は、高度な技術を有する重層的複合的な産業集積、さまざまな研究施設、利便性の高い交通網等の優位性を有しているが、経済活動のグローバル化に伴う外国企業との競争の激化や、国内の社会構造の変化により、厳しい環境にある。
 ●また、中小企業の新規技術開発の停滞や、高齢化の進行に伴う後継者不足、工場跡地の住宅や商業施設への転用に伴う既存事業所の操業環境の悪化等が、ものづくり産業の良好な事業活動の継続に影響を与えることが懸念され、その対策が重要となっている。
 ●ものづくり産業をはじめとする市内企業の事業活動や、地域での市民生活に欠かすことができない商業活動等が、将来にわたって地域を支え続けていくためには、これまでに培ってきた技術やつながり、人材といった有形無形の資源・蓄積を活かしながら、ニーズの多様化やライフスタイルの変化に迅速に対応していくことが課題である。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●ものづくり産業の競争力強化 ●地域社会を支える事業活動の支援				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	0.5%	12.5%	71.9%	11.5%	3.6%
	23年度	2.7%	9.9%	65.5%	17.8%	4.1%
重要度調査	25年度	第 15 位 / 20 位		5点満点中 4.24点(平均 4.39点)		
	23年度	第 12 位 / 20 位		5点満点中 3.99点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針
<p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・尼崎版グリーンニューディール推進事業における一次的経済波及効果は、事業内容や実施数により変動が生じるが、事業の実施効果や先導性、ニーズ等を見極め見直ししていく。(指標①) ・エコプロダクツ支援事業については、一定の基準を満たすものを認証し、認証された製品には、認証マークの使用や幅広く製品をPRするための展示会への出展補助等を検討していく。(指標①) <p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「尼崎版グリーンニューディール推進事業」について、これまでの実績を評価分析するとともに、既存事業の再構築及び今後の導入可能性が見込まれる事業について外部有識者からの助言等を受けつつ、新たな施策を構築する。(指標①) ・市内企業から生み出される環境配慮型製品(あまがさきエコプロダクツ)を発掘し、市内外に当該製品を広く行き渡らせるとともに、企業の競争力を強化する。(指標①) ・今後も、環境負荷の小さい省エネ機器の導入、事務所・工場のエコ改修事業費に対して継続的に支援していく。(指標②) <p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学等やAMPI等が持つ技術を学ぶことができる機会を通じて事業者の技術者・技能者等の技術の向上を図れるよう、産業界、大学・短大、行政間ネットワーク組織での連携方策について検討していく。 ・融資制度については、制度メニューの項目や利率、融資限度額などについて、制度の改廃も含めた検討を行い、金融機関と調整していく。 <p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業競争力強化法第113条第1項に基づく国認定の創業支援事業計画(平成26年3月20日付)において、創業支援に関する事業(「起業家等立地支援事業」等)は主要な事業の一角を成しており、また、尼崎市産業振興基本条例(仮称)でも「起業の促進」は目指すべき方向性のひとつに位置づけられている。ゆえに、事業主体や産業団体等も交えて市内におけるインキュベーター機能の一層効果的・安定的な推進、並びに事業効果の確認と見直し検討に取り組んでいく。(指標③) ・AMPIが実施するグリーンイノベーション推進事業(環境分野への技術支援)を通じて関連事業者の掘り起こしと技術指導を推進することにより、事業者の研究開発者等の一層の資質向上に取り組んでいく。(指標⑤)

評価と取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取組の中で、環境と産業の共生による地域経済の活性化や次世代のものづくり産業を担う人材の育成などを実施してきたが、目標指標における達成率は一部を除き低く推移している。 ・環境と産業の共生に関する事業については、制度利用者に対する効果測定を行うなどにより、制度利用により省エネやコスト削減等に繋がること分かるような取り組みを検討する。 ・その他、各種支援制度利用後の利用企業等に関する状況把握や、現行制度の分析を行うほか、随時、指標の見直しについても検討を行う。 <p>●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、来年度は現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。</p>
<p>総合評価</p> <p><input type="checkbox"/>重点化 <input checked="" type="checkbox"/>継続取組</p>

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	15	地域経済の活性化	展開方向	03	地域商業やソーシャルビジネスなど、地域に根差した事業活動の活性化を支援します。
主担当局	経済環境局		主担当課	商業経営対策担当	
プロジェクト項目の該当有無	●	税収の安定・向上につながる取組			
市長公約の該当有無	●	2 市内商業の活性化 6 市内産業の育成			
局重点課題の該当有無	●	地域経済活性化策の検討			

3 目標指標

指標名	方向	基準値	目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29	
① 市内で、便利で魅力的な買い物ができていると思う市民の割合	↑	H23 80.7 %	83.2	82.1	**	**	**	**	56.0%
② 商店街振興組合の空き店舗率	→	H25 14.8 %	14.8	14.8	**	**	**	**	**
③ 本市商業施策を利用した新規ソフト事業の実施件数	↑	H23~25平均 2 件	2	5.0	**	**	**	**	250.0%
④ 継続イベントを実施した団体数	↑	H23~25平均 8 団体	10	8.0	**	**	**	**	0%
⑤									

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)	
行政が取り組んでいくこと	■ 地域社会を支える事業活動の支援
<p>【市場・商店街支援】 ・市場・商店街等が主体となっていく、商業活性化に向けた魅力向上等の事業について支援する「尼崎市商業活性化対策支援事業」については、過去3年間実施件数が増加している(H24:11件⇒H25:14件⇒H26:18件)。これは、各事業者が危機感を持って取組を進めていることや、他団体における成功事例に刺激を受け、パル等のイベントが積極的に開催されていること、また、空き店舗への出店によって新たな業態や人材が生まれ活性化している、といったことによるものと分析している。今後においても、このような好循環を持続していくため、必要に応じて制度の見直し等も行いつつ、身近な買い物の場であり、地域のコミュニティの担い手である市場・商店街等の活性化に向けた、主体的かつ、意欲的な取組を引き続き支援する。(指標①～④)</p> <p>・本市の中心市街地(中央・三和・出屋敷)における認知度向上策として実施してきた「メイドインアマガサキ事業」は、課題であった市北部に新店舗をオープンした他、都市ホテルでのカタログ販売を開始する等、積極的に認知度向上策を展開してきた結果、認証商品の売上も増えているなど、成果が見えてきている。今後は、さらなる認知度向上に向けて、新たな店舗の設置など、さらなる情報発信を図るとともに、事業自体が全体的な展開をしていることから、中心市街地との関係など、今後の事業の進め方を検討する必要がある。</p> <p>・空き店舗率が極めて高い等の市場・商店街等については、権利者、施設の所有・利用状況、周辺住民の認識等の実態を確認するため、平成25年度に「市場・商店街等基礎調査事業」を行った。結果、対象の市場等は、商業施設としても利用者が少なく、経営者の高齢化も進んでおり、組合などの組織もほとんどが解散していることから、今後、商業集積地として再生をすることは難しい。また、その多くが火災等に対しては備えがなく、周辺住民からも防犯・防災上で不安を感じている声が多く聞かれたことから、まずは、安全・安心に係る取組について構築していくとともに、地域経済の活性化等の観点からも、有効な施策を検討していく必要がある。</p> <p>【再開発ビル】 ・再開発ビルの活性化については、多くの空き床をかかえていた「リベル」において、地元事業者によって設立されたリベル(株)が中心となり、集客力のある店舗等の誘致に取り組み、「再開発ビル再生整備促進事業」等も活用する中で1Fをリニューアルし、集客力のある店舗の誘致に成功した。また、3Fにも民間会社や市施設等が入居したこともあり、リベルは一定の賑わいを取り戻したと評価している。今後も、リベルの再生を目指し、引き続き、地元が主体となって進める、2FやB1におけるリニューアルや店舗の誘致について支援を行う。一方で、再開発ビルと同様に施設の老朽化等の課題がある市場・商店街等においても、安全安心を主目的としたハード整備や今後における店舗集約に係る支援を検討していく必要がある。また、塚口さんさんタウンについては、3番館が建替えに向けて協議されている他、公共施設の入居も予定されていることから、各々の実現に向けて、地元、庁内関係課と調整等を図る必要がある。(指標①、②)</p> <p>【農業振興】 ・農業振興対策では市内産農作物のPR並びに市街化の進んだ本市農業の支援を目的に、ロゴ入結束帯及び有機肥料の配布と農業祭や野菜評会を実施している。軟弱野菜の産地である本市の農家の大半が結束帯を利用しており、市民の目に触れる機会が多いため、市内産をPRするためには有効である。また市街地内の農地であることから、営農しやすい環境を整えるためにも臭いの少ない発酵牛糞等の肥料を配布し、都市農業の存続に貢献している。</p> <p>平成17年度にスタートした「伝統野菜栽培促進事業」では「尼蒔」「武庫一寸ソラマメ」の栽培面積を増やすとともに、農産物直売所や農業祭等のイベントを通じて市民等にPRを行ってきた。酒販組合や商工会議所による「尼蒔」を原材料とした焼酎やスイーツの製造にも展開しており、事業を継続することで農産物の地産地消を推進しながら農業振興を図る。</p> <p>【ソーシャルビジネス】 ・ソーシャルビジネス(以下SB)の振興については、平成25年度には庁内研究会を立ち上げ振興指針を作成した。また、職員研修としてNPO主催のビジネスプランコンペに帯同し、そのノウハウを学んだ。今後は、SBに関する庁内、市民・事業者の認知度を高めていく必要がある。</p>	<p>主な事務事業</p> <p>・尼崎市商業活性化対策支援事業、・メイドインアマガサキ支援事業、・市場・商店街等基礎調査事業、・再開発ビル再生整備促進事業、・農業振興対策事業</p>
関連する目標指標	①②③④
進捗	○順調 ●概ね順調 ○やや遅れ ○遅れている

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

- 中央・三和・出屋敷地区をはじめとした市内の商業集積地は、市民の生活を支えているが、消費者の価値観や嗜好、流通経路や取引形態の多様化等に伴って消費行動が多様化するなかで、売上減少や、店舗の老朽化、空店舗の増加、後継者不足等により商業活動の継続が難しくなっている市場・商店街も見られる。
- 地域での市民生活に欠かすことができない商業活動等が、将来にわたって地域を支え続けていくためには、ニーズの多様化やライフスタイルの変化に迅速に対応していくことが課題である。
- 地域の社会経済を活性化する新たな担い手として、ソーシャルビジネスの活動が期待されている。これらは事業活動として、高齢化への対応や環境問題等さまざまな社会的課題の解決に取り組むものであり、地域での新たな産業や雇用の創出、地域経済の活性化への寄与が期待できる。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●ものづくり産業の競争力強化 ●地域社会を支える事業活動の支援				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	0.5%	12.5%	71.9%	11.5%	3.6%
	23年度	2.7%	9.9%	65.5%	17.8%	4.1%
重要度調査	25年度	第 15 位 / 20 位		5点満点中 4.24点(平均 4.39点)		
	23年度	第 12 位 / 20 位		5点満点中 3.99点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針
<p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <p>・「尼崎市商業活性化対策支援事業」の内、「大学等共同研究支援事業」は、市場・商店街等の受け入れ体制や取組の成果が直接売上に繋がらないなどの課題が有り、近年実績数が減っている。したがって、特化した制度としては役割を果たしたと考えるため当該事業を廃止し、商業にかかるソフト事業は「魅力向上支援事業」へ統合する。</p> <p>・「市場・商店街等基礎調査事業」は、事業としては平成25年度の単年度だが、政策としての整理は3ヶ年に渡る取組であり、平成26年度は市内における課題整理、対策の検討としているため事業費は発生していないが、平成27年度に向けては、調査結果や課題整理等を踏まえる中で、安全・安心や地域経済の活性化の観点から、ハード事業としてはアーケード等の撤去に係る支援など、ソフト事業としては用途転換の検討に係るアドバイザー派遣費用の支援など、新たな事業を構築する。</p> <p>・「再開発ビル再生整備促進事業」については、引き続き、リベルの再生に向けて活用していくとともに、今後の進捗等も見据える中で、全市的な地域商業の活性化を図る観点から、対象を市場・商店街等にも広げることも検討する。(指標①、②)</p> <p>・伝統野菜栽培促進事業は尼薩焼酎だけでなく、スイーツの材料としての流通も拡大しつつあることから、生産量を増やすためにも苗の生産体制の確立、栽培面積の拡大が必要である。</p> <p>・ソーシャルビジネスについては、兵庫県立大学のCOC事業(地(知)の拠点整備事業)と連携し、市民研修、市民・事業者向けフォーラムを開催し、認知度を高めていく。</p> <p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <p>・「尼崎市商業活性化対策支援事業」の内、「魅力向上支援事業」「空店舗活用支援事業」は、意欲的な市場・商店街等を支援する本市における唯一の制度であり、商業団体の魅力向上及び体制強化等にも貢献していることから、引き続き、重点的に取り組む。(指標①～④)</p> <p>・「メイドインアマガサキ事業」は、平成26年度の新店舗のオープンや都市ホテルでのカタログ販売等を強化していくなど、さらなる情報発信を図る。また、事業が全市的な展開に移行していることも踏まえ、関係課、関係団体と連携を図る中で今後の事業の進め方についても検討する。</p> <p>・再開発ビルの活性化の内、塚口さんさんタウンについては、3番館の建替え実現や市施設の入居に向けて、引き続き、地元、庁内関係課と調整等を図る。(指標①、②)</p> <p>・農業振興対策事業、農業施設管理事業等を継続することにより、農業経営の安定及び農業生産の維持・向上を図り、農家の営農技術や意欲を向上しながら地産地消の推進や農業振興に努めていく。</p> <p>・ソーシャルビジネスにおける庁内関係課との研究会を継続するほか、市内金融機関とともに起業を促進する仕組みを構築する。また、社会起業家の育成と普及啓発を目的とするビジネスプランコンペを委託により実施する。</p>

評価と取組方針
<p>・これまでの取組の中で、地域社会を支える事業活動の支援として、市場・商店街の支援などを実施してきた結果、市内で便利で魅力的な買い物ができると思う市民の割合は上昇しているものの、要因が市場・商店街以外の可能性もある。</p> <p>・市場・商店街への支援等に関しては、安全安心や地域経済の活性化の観点から、アーケード撤去支援や用途転換の検討に係るアドバイザー派遣など、新たな支援策の検討を行い、事務事業の見直しや国や県の補助制度を活用しながら、市場・商店街側との連携により計画的に実施していく。その為にも、市場・商店街に入り込み、実態を把握するなど顔の見える関係づくりを今後行う。</p> <p>・地域社会を支える事業活動の支援のためにも、農業振興、ソーシャルビジネスに関しては、引き続き各種振興策や普及啓発活動を実施していく。</p> <p>●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、より効果的な取組への転換に向け調整を行う。</p>
<p>総合評価</p> <p><input type="checkbox"/>重点化 <input checked="" type="checkbox"/>継続取組</p>

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	16	文化・交流	展開方向	01	地域資源の活用や文化芸術活動の振興と担い手の育成によって、まちの魅力と活力を高めます。
主担当局	企画財政局		主担当課	都市魅力創造発信課	
プロジェクト項目の該当有無	●	現役世代の定住・転入促進につながる取組			
市長公約の該当有無	-				
局重点課題の該当有無	-				

3 目標指標

指標名	方向	基準値	目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29	
① 尼崎市総合文化センター入場者数	↑	H24 400,000 人	450,000	399,000	**	**	**	**	0%
② 尼崎市総合文化センターアウトリーチ事業実施数	↑	H24 37 回	55	53	**	**	**	**	88.9%
③ 後援文化事業数	↑	H24 121 事業	200	171	**	**	**	**	63.3%
④ 尼崎市総合文化センター稼働率	↑	H24 45.8 %	55	40.5	**	**	**	**	0%
⑤									

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)										
行政が取り組んでいくこと ■地域文化を創造する次代の担い手の育成や連携の促進										
<p>【地域文化の創造】 優れた文化芸術に親しむ機会の提供や豊かな市民文化活動の推進を図るため、市民文化活動の拠点施設である尼崎市総合文化センターに対し補助金を交付し、①総合文化センター入場者数の確保を図っており、H25は年間40万人の入場があった。 一方、市内では、近松門左衛門を題材とした文化活動など、自発的に活発な活動を展開している市民が多く存在している。 今後の地域文化を創造していく担い手の育成のためには、平成7年3月に策定した「尼崎市文化振興ビジョン」を社会状況等の変化に対応して見直し、本市の文化芸術振興の方向性を示すことで、市や市民自身による一層の文化芸術活動の振興を図る必要がある。</p> <p>【次代の担い手の育成や連携】 なお、現在、特に文化芸術を創造する若い世代等の育成に関しては、尼崎市総合文化センター等の市内の施設と連携して、若い世代に一流の芸術を身近に体験してもらい機会の充実のため「ティーンズサポートチケットPR事業」、高校生を対象としたオペラ鑑賞教室である「高校生のためのオペラ事業」、また、市内の小中学生が美術や音楽を体験するため「アウトリーチ事業(尼崎市総合文化センター)」などを実施してきている。</p> <p>「ティーンズサポートチケットPR事業」では、平成25年度に募集した15公演に、述べ120名がチケットに当選し、10代の青少年に対し、低廉な負担で質の高い芸術に触れる機会を提供できた。それにより、若者の文化的な素養の蓄積するとともに、本市の文化拠点としての資産である「総合文化センター」のPRを行うことができ、①尼崎市総合文化センター入場者数の増につながる取り組みであった。「アウトリーチ事業(尼崎市総合文化センター)」では、市補助金の活用により、子どもたち自らが郷土画家白髪一雄氏の創作手法を体験できる機会等を提供できた。</p>										
主な事務事業	・シティプロモーション推進事業 ・尼崎市総合文化センター補助金			関連する目標指標	①,②,③,④	進捗	○順調	●概ね順調	○やや遅れ	○遅れている
行政が取り組んでいくこと ■地域の資源を活かした新たな魅力づくり										
<p>【地域資源の活用】 近松に代表される地域文化や郷土の芸術家など、地域文化の蓄積を大切にしながら、新たな魅力づくりに取り組んでおり、平成25年度には先駆けとなる「プロジェクションマッピング」も合わせて実施した。本市の歴史・文化資産である「近松記念館」で、現代アート展示会を開催し、アクションペインターとして世界的に高い評価を受けている郷土の画家白髪一雄の作品を展示する記念室(尼崎市総合文化センター)のオープンなどを行った。 「AMA展」には、宝塚大学の学生等が出展し、会場である「近松記念館」を利用し、親子や高校生など向けのワークショップや、尼崎市市内での先駆けとなる「プロジェクションマッピング」も合わせて実施した。本市の歴史・文化資産である「近松記念館」で、現代アートの展示会を実施したことで、若者のチャレンジを応援するまちとしてのメッセージが発信でき、また、近隣大学との連携による地域活性化、という新たな方向性を示すことができた。来場者は、写真展879名、プロジェクションマッピング350名の、計1,229名であった。</p> <p>このように地域の資源を活用しつつ、地域の魅力を発信する取り組みを進めており、今後も継続・発展させていく。</p>										
主な事務事業	・シティプロモーション推進事業 ・尼崎市総合文化センター補助金			関連する目標指標	①,②,④	進捗	○順調	●概ね順調	○やや遅れ	○遅れている

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

- 産業都市や城下町など、多様な顔を持つ本市には、寺町に代表される歴史的資源や工場・運河等の産業観光資源、中央・三和・出屋敷商業地区をはじめとする商業集積など、独自性が高い地域資源を有しています。
- また、これらの資源を活かした活発な市民活動や、これまでの文化振興の取組により根付いてきた、本市ゆかりの「近松」をテーマとした文化活動等も加え、潜在している「まちの魅力」を発見・再認識し、市民自らが地域に愛着と誇りを持つことが大切です。
- まちの魅力と活力を高めるため、尼崎市総合文化センターやピッコロシアターといった既存の文化芸術の拠点、これまでにはぐくんできた市民文化活動や国際交流活動等を活かしながら、文化の担い手の連携や地域文化の保存や発信に努め、活性化させていくことが必要です。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●地域の資源をいかした新たな魅力づくり ●戦略的な情報発信によるまちのイメージの向上				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	1.4%	9.8%	69.0%	14.6%	5.3%
	23年度	1.8%	11.0%	60.4%	20.6%	6.2%
重要度調査	25年度	第 18 位 / 20 位		5点満点中 4.03点(平均 4.39点)		
	23年度	第 19 位 / 20 位		5点満点中 3.61点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針

◆見直す・見直しを検討する事項
 市の文化芸術振興の方向性を検討し、新たなビジョンの策定に向けて検討を進める。
 併せて、左記のような各事業を進めることで芸術に親しむ市民の裾野を広げるとともに、総合文化センターに対してより集客が見込まれる主催事業の企画・実施を求め、①総合文化センターの入場者数の増を図っていく。
 また、貸館事業の工夫を求めることで④ホール、会議室等の利用推進を図っていく。
 さらに、次代の担い手の育成の視点を重視し、シティプロモーション推進事業においても積極的に取り組んでいくとともに、尼崎市総合文化センターにおいて、子どもの豊かな感性を育む新たな事業展開がなされるよう、市として支援する。

◆継続的・重点的に取り組む事項
 「ティーンズサポートチケットPR事業」について、若い世代に一流の芸術を身近に体験してもらい、文化芸術活動の次代の担い手の育成の一助としていくため、今後も引き続き取り組む。
 「アウトリーチ事業(尼崎市総合文化センター)」については、より多くの小学生に美術や音楽を体験してもらうため、事業の周知を図り、②アウトリーチ事業のさらなる推進に取り組む。
 また、文化活動を行う市民や事業者を支援することで、市内の文化事業を活性化させ、③後援文化事業数の増を図っていく。

◆見直す・見直しを検討する事項
 本市の魅力育て、発信する事業を実施していくことで、①総合文化センター入場者数の増を図り、④総合文化センターの稼働率の向上を図っていく。
 さらに、尼崎市総合文化センターや地域資源を活用する中で、郷土にゆかりのある芸術家の育成を行うため、芸術家の発表の場の提供などの事業展開がなされるよう、市として支援する。

◆継続的・重点的に取り組む事項
 伝統芸能として定着している薪能や、近松ゆかりの地で行われる大近松祭、また次代の劇作家を発掘・育成する「近松賞」などの文化振興に引き続き取り組む。
 「AMA展」については、開催場所や出展団体の工夫をしながら、引き続き取り組む。

評価と取組方針

・総合文化センターの入場者数や稼働率は伸び悩んでいるものの、市民が芸術や音楽を「体験」できるアウトリーチ事業の強化や、AMA展などでの次代へ目を向けた施策、市民自らが文化事業への後援申請の増加など、量だけでなく質を高めようとする取組を着実にいき、成果も見られる。

・一方で、市民独自の多彩な文化的活動が存在する中で、本市における文化(芸術に限らず日々の暮らしに息づく生活文化)や、市や総合文化センターでの文化芸術振興策により何を指すのかという「ビジョン(方向性)」について、再構築を進める。

●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。

総合評価

重点化 継続取組

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	16 文化・交流	展開方向	02 まちの魅力を積極的に発信し、良好な都市イメージを創造します。	
主担当局	企画財政局		主担当課	都市魅力創造発信課
プロジェクト項目の該当有無	●	現役世代の定住・転入促進につながる取組		
市長公約の該当有無	-			
局重点課題の該当有無	●	市制100周年(平成28年)記念事業の推進		

3 目標指標

指標名	方向	基準値			目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
						H25	H26	H27	H28	H29	
① 尼崎市のイメージ(総計)	↑	H24	35.4	%	50	31.8	**	**	**	**	0%
② 尼崎観光オフィシャルサイト『あまかん』のページビュー数	↑	H24	88,939	回	100,000	81,608	**	**	**	**	0%
③ あまかんtwitterのフォロワー数	↑	H24	5,550	人	10,000	6,921	**	**	**	**	30.8%
④ 記者会見・記者レク(解説※1)の案件数	↑	H24	40	件	55	36	**	**	**	**	0%
⑤ 記者会見・記者レクの日刊5紙への記事掲載率	↑	H24	45.5	%	80	63.3	**	**	**	**	51.6%

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)	
行政が取り組んでいくこと	■ 戦略的な情報発信によるまちのイメージの向上
【情報発信体制強化による成果】	<p>本市では、平成24年度に「シティプロモーション推進部」を設置し、平成25年2月に「尼崎版シティプロモーション推進指針」を策定した。その中で、「まちの魅力を増進」および「その戦略的・効果的発信」に取り組むこととしている。これまでに、『あまかん』事業により、本市の魅力の増進・戦略的な発信に結びつく事業の実施等により、着実に情報発信に努めてきた。これまでの実績は以下の通りである。</p> <p>② 尼崎で観光『あまかん』ホームページのビュー数 (H23: 61,183、H24: 88,939、H25: 81,608)</p> <p>③ あまらぶツwitterのフォロワー数 (H23.3.31: 3,644、H24.3.31: 4,141、H25.3.31: 5,550、H26.3.31: 6,921)</p>
【戦略的情報発信のための連携】	<p>また、シティプロモーションやシティセールスに取り組む自治体の取り組みを共有し、課題解決に向けた意見交換を行う場である「シティプロモーションサミット」を平成25年11月27、28日に開催し、本市の取り組みについて大きくPRを行い、約80の自治体から、812人の参加があった。市内外へ大きくPRすることで、②『あまかん』ホームページや③ツwitterへのアクセス増に繋がっているものと見込まれる。</p> <p>さらに、サミット終了後には、シティプロモーションに取り組む自治体が情報交換等を行う「シティプロモーションネットワーク」を設置し、メンバーリストによる情報交換・共有等を行っている。なお、サミット実施以降、各団体からの視察・出講依頼(他自治体、他自治体議会、大学、研修講師としての出講など)が増えており、当課職員が対応し、本市の取り組みのPRに努めており、今後も積極的に受入・出講を行っていく。</p> <p>【視察受入・出講件数】 H25: 13件 H26: 6件 (H26.6.1現在)</p> <p>上記の取組により、①尼崎市のイメージの向上、②『あまかん』ホームページのビュー数の増、③あまかんツwitterフォロワー数の増、を図っていく。</p>
【市役所の情報発信力強化】	<p>まちの魅力を発信していくため、より効果的なパブリシティの実施と、職員全体の情報発信力の強化に取り組む。</p> <p>報道機関を通じた広報(=パブリシティ)は非常に効果的であることから、(※1)職員が本市事業や施策を記者に直接説明する「会見・レク」を積極的に開催することで、職員の会見スキルを高め、より印象的・効果的な情報提供を実現させ、記事掲載率の向上に繋げる。</p> <p>また、全職員を対象に、広報スキルの向上を目指す「発信スキルアップ研修」を実施するほか、魅力発信・報道担当と各部署との密な連携により、提供資料のアピール度をより高くするなどの工夫を行い、市役所全体の情報発信力の強化に努める。</p>
主な事務事業	・ひょうごツーリズム協会等負担金
関連する目標指標	①②③④⑤
進捗	○順調 ●概ね順調 ○やや遅れ ○遅れている

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

- まちの魅力と活力を高めていくため、尼崎市総合文化センターやピッコロシアターといった既存の文化芸術の拠点、これまでにはぐくんできた市民文化活動や国際交流活動等を活かしながら、文化の担い手の連携や地域文化の保存や発信に努め、活性化させていくことが必要です。
- 尼崎で生活している市民が感じている、まちとしての魅力やよさが、市外に向けては十分に発信できていない面があります。こうした本市の魅力を生外に向けて効果的に情報発信し、まちのイメージの向上に積極的に取り組んでいくことが課題です。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●地域の資源をいかした新たな魅力づくり ●戦略的な情報発信によるまちのイメージの向上				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	1.4%	9.8%	69.0%	14.6%	5.3%
	23年度	1.8%	11.0%	60.4%	20.6%	6.2%
重要度調査	25年度	第 18 位 / 20 位		5点満点中 4.03点(平均 4.39点)		
	23年度	第 19 位 / 20 位		5点満点中 3.61点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針
<p>◆見直す・見直しを検討する事項 「ひょうごツーリズム協会」および「歴史街道推進協議会」については、本市のPRという面において一定の効果は見込まれてきたものであるが、平成25年以降、本市のシティプロモーションの取組の目指す方向性や戦略について明確となる中において、これらの団体の事業を通じてのPRのあり方について、今後も同様の関わり方を継続していくのかどうか、検討する余地があると考えます。</p> <p>◆継続的・重点的に取り組む事項 本市が持つ歴史や伝統、文化や産業など、まちの魅力を増進し、戦略的・効果的に発信することにより、交流人口、活動人口、子育てファミリー世帯を中心とした人口(定住人口)の増を目指している。 そのきっかけとして、尼崎を好きな人「あまらぶ」な人を増やしていくこととしており、本市の魅力を知っていただき、本市を好きになっていただく取り組みを行ってきたが、今後も、本市を知り、訪問・体験し、好きになっていただくために、さらに魅力的な事業展開ならびに、より戦略的・効果的な情報発信に努めていく。</p>

評価と取組方針
<p>・尼崎市のイメージ向上のためには、一時的なカンフル剤ではなく、内包する魅力や課題を克服しようとする様々な取組を着実にを行い、それが市民に伝わり、市民自らが自尊感情を抱く、いわば「尼崎を好きになる人を増やす」ような体質改善を図る地道な活動が必要である。</p> <p>・そのため、本市まち情報の戦略的な発信力の強化はもとより、施策を構築する段階からその取組内容が伝えたい相手に伝わる・響くような工夫をするとともに、特に報道機関を通じた広報手段を用い、職員が事業や施策を記者に直接説明する「会見・レク」の強化に努める。</p> <p>●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。</p>
<p>総合評価</p> <p><input type="checkbox"/> 重点化 <input checked="" type="checkbox"/> 継続取組</p>

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	16 文化・交流	展開方向	03 地域に愛着と誇りを持つ市民を増やすとともに、市内外の人の交流を促進します。	
主担当局	企画財政局		主担当課	都市魅力創造発信課
プロジェクト項目の該当有無	●	現役世代の定住・転入促進につながる取組		
市長公約の該当有無	-			
局重点課題の該当有無	●	市制100周年(平成28年度)記念事業の推進		

3 目標指標

指標名	方向	基準値		目標値(H29)	実績値					現時点での達成率
					H25	H26	H27	H28	H29	
① 市内の観光客入込客数(総計)	↑	H24	2,055,402 人	2,200,000	2,091,137	**	**	**	**	24.7%
② 市民ボランティアガイドの案内者数(総計)	↑	H24	2,188 人	2,300	2,242	**	**	**	**	48.2%
③ 市内の観光客入込客数のうち、ホテル等宿泊者数	↑	H24	269,679 人	357,000	326,922	**	**	**	**	65.6%
④ あまらぶfacebookページの「いいね」件数	↑	H24	359 件	2000	995	**	**	**	**	38.8%
⑤ 市民・事業者等と連携して実施した事業の件数	↑	H24	8 件	30	24	**	**	**	**	72.7%

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)									
<p>行政が取り組んでいくこと ■ 尼崎への愛着と誇りの醸成</p> <p>【まちの魅力再発見と交流人口の増加】 本市が持つ歴史や伝統、文化や産業など、まちの魅力を増進し、戦略的・効果的に発信することにより、交流人口、活動人口、子育てファミリー世帯を中心とした人口(定住人口)の増を目指している。その出発点として、まずは尼崎を好きな人「あまらぶ」な人を増やしていくこととしており、本市の魅力を知っていただき、本市を好きになっていただく取り組みを行っている。まち情報発信事業では、「あまがさき・街のみどころご案内事業」と、「あまがさき・観光振興推進事業『あまかん』」を実施している。</p> <p>【あまがさき・街のみどころご案内事業】 市民や学校、企業、行政で構成する委員会を設置し、既存の情報を活用し、本市を訪ね、楽しみ・学べる施設や場所について情報収集・整理・発信することに取り組んでいる。具体的な実施内容としては、市民ボランティアガイド団体等と連携し、市内のみどころを案内する、まち歩き企画「ご案内します。あまがさき」や市内の小学生に忍者体験してもらう子ども向けイベントや、市内のボランティアガイドの団体の研修会を実施した。こうした取組を通じて、尼崎のまちの魅力の再発見や誇りと愛着の醸成を図っている。今後の課題としては、参加者数の増加や事業対象者が年齢層の拡大にむけた検討が必要である。</p> <p>【あまがさき・観光振興推進事業『あまかん』】 まちの魅力を増進と、その戦略的・効果的発信に取り組んでおり、事業内容としては、(1)市内・市外への情報発信の強化(2)観光・集客事業の企画・実施(3)観光プラットフォーム作り(4)観光基盤の整備、を行っており、今後もその取り組みを進めていく。忍たまやスイーツ、工場夜景等のイベントを開催することで、尼崎の新たな魅力を磨き上げ、本市の魅力を増進を図っている。「阪神電車車両基地親子見学会」や、「あまかん」が協力して実施している「スイーツ授業」では、本市の地域資源である「阪神電車車両基地」や、洋菓子メーカー「エーデルワイス」にご協力いただき、本市の企業を知り、愛着を持ってもらうとともに、子どもたちに将来の職業について考えてもらう機会を提供している。</p>									
<p>主な事務事業</p> <ul style="list-style-type: none"> まち情報発信事業 姉妹都市アウクスブルク市交流関係事業 友好都市鞍山市交流関係事業 	<p>関連する目標指標</p> <p>②④⑤</p>	<p>進捗</p> <p>○順調</p>	<p>概ね順調</p>	<p>○やや遅れ</p>	<p>○遅れている</p>				
<p>行政が取り組んでいくこと ■ 地域資源を活用した市内外の交流推進</p> <p>【地域資源を活用した交流】 本市が持つ歴史や伝統、文化や産業など、まちの魅力を増進し、戦略的・効果的に発信することにより、交流人口、活動人口、子育てファミリー世帯を中心とした人口(定住人口)の増を目指している。まち情報発信事業では、「あまがさき・街のみどころご案内事業」と、「あまがさき・観光振興推進事業『あまかん』」を実施している。『あまかん』においては、まちの魅力を増進と、その戦略的・効果的発信に取り組む、忍たまやスイーツ、工場夜景等のイベントを開催し、市内のホテルと連携するなどの結果、①観光客入込客数③ホテル宿泊者数④facebookへの「いいね」の増が見られた。</p> <p>また、子育てファミリー層に尼崎市を訪れていただき、現在の尼崎市を実感してもらうとともに、訪れた方々に本市での子育てしやすいイメージを獲得・拡大していくことを目的として、「こどものためのあまらぶワークショップ」を開催し、1,000人以上の来場があった。尼崎を訪れ、体験していただくことで、尼崎市の良いイメージを発信していくため、今後も活動人口・交流人口の増に取り組んでいく。</p> <p>【姉妹都市・友好都市との交流】 「様々な分野での交流の継続・発展、青年交流・市民相互交流の充実」を目的にアウクスブルク市と姉妹都市提携を、「経済・科学技術・文化・教育・体育等の各分野の交流を通じ、両市民の相互理解と親善を深め、日中間の友好を促進する」ことを目的に鞍山市と友好都市提携を結んでおり、相互の代表団の派遣、受け入れ等を実施してきたが、今後も両市との友好・交流を深め、市民の国際感覚の涵養を図る。</p>									
<p>主な事務事業</p> <ul style="list-style-type: none"> まち情報発信事業 姉妹都市アウクスブルク市交流関係事業 友好都市鞍山市交流関係事業 	<p>関連する目標指標</p> <p>①③④</p>	<p>進捗</p> <p>○順調</p>	<p>概ね順調</p>	<p>○やや遅れ</p>	<p>○遅れている</p>				

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

- 産業都市や城下町など、多様な顔を持つ本市には、寺町に代表される歴史的資源や工場・運河等の産業観光資源、中央・三和・出屋敷商業地区をはじめとする商業集積など、独自性が高い地域資源を有しています。
- また、これらの資源を活かした活発な市民活動や、これまでの文化振興の取組により根付いてきた、本市ゆかりの「近松」をテーマとした文化活動等も加え、潜在している「まちの魅力」を発見・再認識し、市民自らが地域に愛着と誇りを持つことが大切です。
- まちの魅力と活力を高めていくため、尼崎市総合文化センターやピッコロシアターといった既存の文化芸術の拠点、これまでにはぐくんできた市民文化活動や国際交流活動等を活かしながら、文化の担い手の連携や地域文化の保存や発信に努め、活性化させていくことが必要です。
- 尼崎で生活している市民が感じている、まちとしての魅力やよさが、市外に向けては十分に発信できていない面があります。こうした本市の魅力を外に向けて効果的に情報発信し、まちのイメージの向上に積極的に取り組んでいくことが課題です。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●地域の資源をいかした新たな魅力づくり ●戦略的な情報発信によるまちのイメージの向上				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	1.4%	9.8%	69.0%	14.6%	5.3%
	23年度	1.8%	11.0%	60.4%	20.6%	6.2%
重要度調査	25年度	第 18 位 / 20 位		5点満点中 4.03点(平均 4.39点)		
	23年度	第 19 位 / 20 位		5点満点中 3.61点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針
<p>◆見直す・見直しを検討する事項 「尼崎版シティプロモーション推進指針」に基づき、子育てファミリー世帯を中心とした現役世代の定住転入につなげていけるよう、個々の事業の実施内容や対象者、また実施の枠組みなどについて点検・再構築に向けた検討を行う。</p> <p>◆継続的・重点的に取り組む事項 「阪神電車車両基地見学会」や「スイーツ授業」など、地元企業と連携して、子どもたちに尼崎市への愛着を持ってもらうとともに、キャリア教育にも繋がる事業を今後も実施していく。</p> <p>◆見直す・見直しを検討する事項 姉妹都市・友好都市等との国際交流については、これまでの経緯経過を踏まえつつ、引き続き友好・交流を進める中で、現在の社会情勢に相応しい交流のあり方や事業内容について検討を行っていく。</p> <p>◆継続的・重点的に取り組む事項 「あまかん」事業においては、さらなる交流人口・活動人口の増を図るとともに、話題性の高い企画を実施し続けることで、尼崎市の名が各メディア等で取り上げられ、より良い都市イメージを獲得し、市外の方が尼崎市に関心を持つきっかけを提供していく。 また、本市については、実態よりも悪いイメージを持たれていることから、実際に来てもらうことで、尼崎を知ってもらい、良いイメージを持っていただくため、交流人口の増に繋がる取組を強化していく。H25年度にプレ実施した「あまらぶワークショップ」を拡充して実施するほか、「あまらぶ体験隊」等の市外の方を呼び込むことを目的とした企画・イベントも引き続き実施していく。</p>

評価と取組方針
<p>・みどころ事業やあまかん事業により、街の魅力を掘り起こし、市民や事業者とともに「知ってもらおう」「あまがさきを好きになってもらおう」との様々な工夫や取組により、観光入込客数や宿泊者数、facebookいいね！件数は着実に増加している。</p> <p>・いずれの事業も、市民ボランティアガイド団体や、本市と関わりの深い事業者等を巻き込むことで、「その街が好きになる」との方向性に沿った取組と言える。</p> <p>・H26年度は「あまかん事業」を担う事業者との契約最終年度であり、H27年度に向けて再評価の後、今後の取組を検討する。</p> <p>・国際交流については、既存の交流事業を担う国際交流協会の役割やあり方などの見直しを進めるとともに、多文化共生への取組の研究を進める。</p> <p>●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。</p>
<p>総合評価</p> <p><input type="checkbox"/>重点化 <input checked="" type="checkbox"/>継続取組</p>

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	17 地域の歴史	展開方向	01 文化財や歴史資料等の地域資源を保存・活用するとともに、地域の歴史や文化財に関する情報を市内外に発信します。
主担当局	教育委員会	主担当課	歴博・文化財担当
プロジェクト項目の該当有無	●	現役世代の定住・転入促進(地域資源を生かしたまちの魅力づくり)	
市長公約の該当有無	●	3 尼崎の無形有形資産を活用した施策の研究を進める	
局重点課題の該当有無	●	市制100周年記念新「尼崎市史」刊行の準備(総務局)、市制100周年記念事業の推進(企画財政局)	

3 目標指標

指標名	方向	基準値		目標値(H29)	実績値					現時点での達成率
					H25	H26	H27	H28	H29	
① 文化財収蔵庫・田能資料館での展示会の観覧者数	↑	H24	9,161 人	29,000	13,828	**	**	**	**	23.5%
② 指定・登録文化財の件数	↑	H24	104 件	109	106	**	**	**	**	40.0%
③ 地域研究史料館相談利用(レファレンス)人数	↑	H24	1,833 人	1,962	1,877	**	**	**	**	34.1%
④ 地域研究史料館所蔵史料整理・公開比率	↑	H24	76 %	78	76	**	**	**	**	0%
⑤										

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)	
行政が取り組んでいくこと	■ 歴史遺産の保存と活用
【文化財収蔵庫・田能資料館】	
1 【歴史資料等の収集・保存と収蔵資料の公開・活用】	
(1) 歴史資料等の収集・保存 寄贈・寄託による収集を継続的に実施しており、平成25年度末現在、収蔵資料数は2万7千点を超過している。しかしながら、歴史博物館建設事業の休止に伴い歴史博物館資料取得基金による歴史資料等の購入は中断しており、資料購入のあり方が課題となっている。また、収集した歴史資料等の保存は、温度湿度が管理されている民間倉庫を借上げて、適切に保管しているが、市外に所在しているため資料の調査研究や活用面での制約もあり、自館での保存が課題となっている。(2) 歴史資料の公開・活用 発掘調査成果の公開・活用も含め、歴博・文化財担当において、尼信会館での年1回の展示会と関連事業(歴史資料公開活用事業)開催に加えて、平成26年度から文化財収蔵庫企画展示室で企画展を開始しており、文化財収蔵庫の4・5月来館者数は前年度に比べ2.2倍に増加している。田能資料館においても昭和46年からの特別展事業及び、平成15年からは企画展事業も年間1回程度開催しており、各種展示事業の開催期間中は来館者数が見込まれ、新聞社の取材などマスコミの関心も高いことなどから、今後とも開催していく予定である。なお、文化財収蔵庫企画展示室では屏風や絵図等の大型資料は展示できないため、尼信会館での歴史資料公開活用事業は今後も継続するが、民間施設での開催であるため、市教育委員会主催であることが理解されていないことが多々あり、これについても自館での開催が課題となっている。	
2 【文化財の保護(文化財の指定、登録)】 尼崎市文化財保護審議会の答申を得て市指定文化財を継続的に指定してきている。また、国登録文化財についても、尼崎市都市美形成建築物の登録を進めたことにより兵庫県で第5位、阪神間では第1位の件数となっている。文化財指定・登録については新聞等にも取り上げられることが多く、尼崎の歴史や文化財の豊かさをPRする良い機会にもなっている。	
3 【埋蔵文化財の保護と歴史遺産の保存・活用】 (1) 埋蔵文化財の保護 埋蔵文化財包蔵地等の所在を広く周知するため、平成26年度からは、「尼崎市埋蔵文化財取扱い手引き」の発行と関係課・開発業者等への配布、埋蔵文化財専用電話の設置を行い、市民や業者が埋蔵文化財に係る問い合わせや届出を行う際の利便性向上を図った。埋蔵文化財包蔵地内等での開発事業に際し、法令に基づく届出等の手続き及び埋蔵文化財の取扱い等に関する事業者との協議をより円滑に進めるため、工事計画策定の早期段階からの調整を図るべく、埋蔵文化財確認依頼の徹底に努め、件数は平成21年度までは年間1,000件未満で推移していたものが、平成23年度以降は1,500件超に増加し事前調整が図られてきている。しかし、公共事業も含む大規模開発事業に伴う長期間の発掘調査、期間や経費等に関する開発事業と埋蔵文化財保護との調整が困難な事例も顕在化してきており、現行体制での対応が厳しくなっている。(2) 歴史遺産の保存・活用 歴史遺産を保存、活用し、市民と協働で戦略的に情報発信していく方策等について、戦国時代の土塁が現存する富松城跡をモデルに意見聴取するための懇話会を平成26年度に設置する。	
【地域研究史料館】	
1 【歴史資料の利用・公開、情報発信】 史料の利用・公開の分野では、引き続き市民にとってわかりやすく利用しやすいレファレンスサービスを重視するとともに、館公式Webサイト等を活用した情報発信に努めた結果、年間相談利用人数1,877人と、前年度の1,833人をやや上回った。市民や専門研究者、学生・院生、市内団体・企業・行政機関等の多様な利用があり、その内容も各時代・分野の歴史調査から身近な地域への興味関心、現実の地域課題と多種多様である。情報発信ツールとしてのWebサイトアクセス数(ページビュー)は、館公式サイトが年間3万500件、同史料・論文検索が22万5,300件、また開館日1日1件以上の記事を掲載しているブログは1記事あたりページビューが2~3千件、同じくfacebookは1記事あたり平均閲覧人数100人前後、多い記事は200~300人となっている。さらに、従来から公開している歴史コンテンツ「Web版尼崎地域史事典apedia」と「Web版図説尼崎の歴史」に加えて、新たに「尼崎藩家臣団データベース分限」を構築・公開するなど、Web上の利用サービス向上に努めた。3コンテンツの年間アクセス数は順にそれぞれ124万件、6,500件、1万1,500件となっている。	
2 【歴史資料の調査・収集・整理】 地域研究史料館の史料調査・収集・整理・公開を継続し、古文書・近現代文書類3,400点、歴史的公文書430点をはじめ、計6,900点の史料を新たに受け入れた結果、平成25年度末現在の所蔵史料点数は32万8千点となった。また5,200点を年度中に整理・公開した結果、累積整理公開点数25万点、所蔵点数に占める比率は平成24年度と同じ76%である。引き続き調査・収集に努め、また市民ボランティアの協力を得つつ整理・公開を進めていく。歴史的公文書の分野における本庁保管・各課保管現用文書の調査、電子媒体の行政資料など多様な関連資料の把握、保存・活用についての原課との意思疎通、本格的な公文書館事業実施に向けた法制度準備等が課題である。	
3 【歴史刊行物の編集・刊行】 情報を市内外に発信する刊行物として、各年度1号刊行する史料館紀要『地域史研究』を編集し、多様な専門家や市民の調査・研究成果を掲載することができた。600部を発行し、バックナンバーと合わせて年間158冊を販売。またレファレンスサービスにおける利用件数は年間79件であった。加えて平成28年度刊行予定の市制100周年記念新「尼崎市史」について、外部執筆者に原稿執筆を依頼するとともに、職員が執筆する原稿の作成を進めた。	
主な事務事業	文化財保護啓発事業 歴史資料保存公開事業
関連する目標指標	①・②・③・④
進捗	○順調 ●概ね順調 ○やや遅れ ○遅れている

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

- 本市は弥生時代以来2000年以上にわたる豊かな歴史・文化があり、また、その歩みを今に伝える史跡や文化財を始め、各時代のさまざまな歴史資料、産業遺産等が残されているが、これらは市内外に十分に知られているとは言えない。
- 文化財や歴史資料等の固有の地域資源をより良い形で将来につなぎ、活用していくためには、地域全体で保全活動等に取り組む必要があることから、地域の歴史に関する活動ができる環境や、子どもの頃から歴史を学ぶ機会を整えていくことが課題である。
- 地域資源を活かしたまちづくりを進めていくためには、多くの人が思いを持ってかかわる必要があることから、地域に対する誇りや愛着を醸成していくことが課題である。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●歴史遺産の保存と活用 ●地域の歴史に関する学習機会の提供 など				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	1.2%	14.0%	77.6%	5.5%	1.7%
	23年度	2.8%	14.4%	70.2%	10.3%	2.2%
重要度調査	25年度	第 20 位 / 20 位		5点満点中 3.92点(平均 4.39点)		
	23年度	第 20 位 / 20 位		5点満点中 3.40点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針

◆見直す・見直しを検討する事項
 【文化財収蔵庫・田能資料館】
 1 【歴史資料等の収集・保存と収蔵資料の公開・活用】
 歴史博物館資料取得基金について、(仮称)歴史文化センター整備事業の進捗状況を勘案しながら存廃について検討するとともに、資料購入のあり方について検討する。

◆継続的・重点的に取り組む事項
 1 【歴史資料等の収集・保存と収蔵資料の公開・活用】
 (1) 当面、これまでどおりの取組を進めていくが、温度湿度の管理を要する歴史資料等の保存や大型の歴史資料等の展示公開を他施設で行っている現状が続くことは経費面や利便性の面からも課題が多く、これらが自館でできるように(仮称)歴史文化センターの整備を進めていくとともに、情報発信のあり方についても検討を行う。
 (2) 各種展示事業については、市民等の関心が高く、地域の歴史に関するアピールに貢献するところが大きいと考えられるため、今後も継続して実施していく。

3 【埋蔵文化財の保護と歴史遺産の保存・活用】
 歴史遺産の活用については、今年度富松城跡をモデルに懇話会での意見を踏まえて、平成27年度以降、地域住民等とも連携しながら具体的な活用・情報発信策を検討し、実施していく。

【地域研究史料館】
 2 【歴史資料の調査・収集・整理】
 原課保管の歴史的公文書・行政資料等の保存・活用に関する調査及び原課との協議を進めていく。

3 【歴史刊行物の編集・刊行】
 市制100周年記念新「尼崎市史」の平成28年度刊行に向けて、計画的に編集作業を進める。

評価と取組方針

- ・収集、保存する文化財の公開・活用については、工夫を凝らした展示手法などにより、観覧者数が増加している。
 また、国登録文化財の登録件数は阪神間第1位で、マスコミにも多く取り上げられているなど歴史や文化財の豊かさのPRIにもつながっている。
- ・地域研究史料館所蔵史料の整理や公開は市民ボランティアや大学などとの連携や、インターネットの活用により、市内外の方に興味を抱かせる創意工夫がなされ、相談史料件数も増加している。
- ・一方、多額な費用を伴う貴重な歴史的資料収集やその保存には財政的にも困難な状況にある。
- ・このような中で、協働のモデルケースとして市制100周年に向け計画的な市史編纂事業や、地域住民との連携による富松城址の具体的活用・情報発信などの取組を進めていく。

●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。

総合評価

□重点化 ■継続取組

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	17 地域の歴史	展開方向	02 地域の歴史に関心を持つ市民の学習機会や場所の充実など、ともに学びあえる環境づくりを進めます。
主担当局	教育委員会	主担当課	歴博・文化財担当
プロジェクト項目の該当有無	●	現役世代の定住・転入促進(地域資源を生かしたまちの魅力づくり)	
市長公約の該当有無	●	3 尼崎の無形有形資産を活用した施策の研究を進める	
局重点課題の該当有無	●	社会教育・地域力創生事業の推進	

3 目標指標

指標名	方向	基準値	目標値(H29)	実績値					現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29	
① 文化財収蔵庫・田能資料館主催事業の参加者数	↑	H24 1,243 人	1,300	1,089	**	**	**	**	0%
② 文化財収蔵庫ボランティアの活動者数	↑	H24 2,183 人	2,400	2,270	**	**	**	**	40.1%
③ 地域研究史料館講座・自主グループ参加人数	↑	H24 854 人	895	870	**	**	**	**	39.0%
④ 地域研究史料館出講・協力件数	↑	H24 25 件	40	37	**	**	**	**	80.0%
⑤ 地域研究史料館ボランティア作業延べ人数	↑	H24 434 人	480	476	**	**	**	**	91.3%

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)	
<p>行政が取り組んでいくこと ■ 地域の歴史に関する学習機会の提供</p> <p>【文化財収蔵庫・田能資料館】</p> <p>1【地域の歴史や文化財に触れる機会の提供】 地域の歴史や文化財をよりわかりやすく伝えるため、講座、見学会のほか、市民ボランティアの協力を得て実施する体験学習会や民話の朗読、人形劇・紙芝居の上演、むかしの映像の上映会など、幼児から高齢者まで各年齢層に応じた多彩な方法による学習機会の提供に努めている。</p> <p>2【歴史学習に関するボランティアの養成と市民グループ等との連携】 (1) ボランティアとの協働 体験学習の指導や、その素材となる綿等の栽培を行う「れきし体験学習ボランティア」と、出土遺物の保存と活用作業等を行う「文化財サポーターボランティア」の2種類のボランティアの養成に努めている。平成26年度の登録者数は110名を超え、文化財収蔵庫を拠点に学芸員との協働による積極的な活動が展開できるようになっている。 (2) 市民グループ等との連携 尼崎郷土史研究会、尼崎ボランティア・ガイドの会、富松城跡を活かすまちづくり委員会等の歴史・文化財関係団体のほか、地域団体・老人会・NPO法人等市内の各種団体からの依頼に応じ、事業の企画や実施にあたっての連携・協力に努めたほか、地域の歴史や文化財に関する研修会・見学会に平成25年度は26回、学芸員を講師として派遣した。</p> <p>3【市民が歴史を調べ学ぶことのできる拠点施設の整備】 「城内地区まちづくり基本指針」に基づく(仮称)歴史文化センターの整備に向け、平成26年度に現文化財収蔵庫(旧城内中学校校舎)の耐震診断を実施するとともに、企画財政局が所管する城内地区整備の一環として、(仮称)歴史文化センターの整備計画を策定していくこととしている。</p> <p>【地域研究史料館】</p> <p>1【地域の歴史を学ぶ場と機会の提供】 地域研究史料館事業における学習機会と場の提供としては、尼崎の通史を学ぶ講座「『尼崎市史』を読む会」を平成6年度以来実施しており、平成25年度は例会・分科会合わせて23回開催、延べ332人が受講した。また尼崎地域の古文書を学ぶ自主グループ「尼崎の近世古文書を楽しむ会」を3グループ計65回開催し、延べ538人が受講した。</p> <p>2【歴史に関わる多様な取り組みへの連携・協力】 史料館主催講座以外に、他団体・機関からの要請による史料館職員の出講講義、歴史に関する講座・展示・調査・出版等の企画への連携・協力も日常的に実施しており、多様な形で学ぶ機会・場作りに協力している。平成25年度は市民団体・民間機関からの要請によるもの10件、公的機関からの要請によるもの15件、計25件出講した。公的機関からの要請による出講には、尼崎市が実施する職員研修や公民館等の市民講座のほか、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会及び日本アーカイブズ学会といういずれも全国規模の専門学会からの依頼による出講事例もある。また歴史に関する講座・展示・調査・出版等の企画への連携・協力は、書面を取り交わして実施したもの12件のほか、軽易な史料・情報提供等は日常のレファレンス業務の一環として日々実施している。連携・協力対象には、「神戸・阪神歴史講座(尼崎歴史講座)」や「歴史の旅in尼崎」といった市民団体主体の継続的・系統的な歴史企画も含まれる。講座出講件数が増加傾向にあり、特定職員に集中し業務に支障を来すことから、複数職員による分担及び効率的な講義準備等が課題である。</p> <p>3【史料整理・活用に協力する市民ボランティア事業の実施】 地域研究史料館における市民ボランティアは、月1~2回の定例グループ作業3種類及び複数メニューの随時個人作業、年2回体験講座として実施する下張りしがし作業とメニューを用意して参加を募り、平成25年度は計323回、参加実人員75人、延べ人数476人の参加を得た。職員のマンパワーだけでは実施し得ない史料整理やデータ入力の結果を得るとともに、市民の多様な作業体験機会を作ることができた。平成25年度はボランティアに応募しやすいよう作業メニューを整理し、館公式Webサイトの募集ページをリニューアルしてわかりやすく例示した結果、平成24年度のボランティア作業回数274回に対して18%増、参加延べ人数434人に対して10%増となった。しかしながら、一方でそういった参加者数の増等に十分に対応していくための環境整備が今後に向けての課題である。</p>	<p>関連する目標指標 ①・②・③・④・⑤</p> <p>進捗 ○順調 ●概ね順調 ○やや遅れ ○遅れている</p>
<p>主な事務事業 古代のくらし体験学習会事業 (仮称)歴史文化センター整備事業</p>	

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

●本市は弥生時代以来2000年以上にわたる豊かな歴史・文化があり、また、その歩みを今に伝える史跡や文化財を始め、各時代のさまざまな歴史資料、産業遺産等が残されているが、これらは市内外に十分に知られているとは言えない。
 ●文化財や歴史資料等の固有の地域資源をより良い形で将来につなぎ、活用していくためには、地域全体で保全活動等に取り組む必要があることから、地域の歴史に関する活動ができる環境や、子どもの頃から歴史を学ぶ機会を整えていくことが課題である。
 ●地域資源を活かしたまちづくりを進めていくためには、多くの人が思いを持ってかかわる必要があることから、地域に対する誇りや愛着を醸成していくことが課題である。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●歴史遺産の保存と活用 ●地域の歴史に関する学習機会の提供 など				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	1.2%	14.0%	77.6%	5.5%	1.7%
	23年度	2.8%	14.4%	70.2%	10.3%	2.2%
重要度調査	25年度	第 20 位 / 20 位		5点満点中 3.92点(平均 4.39点)		
	23年度	第 20 位 / 20 位		5点満点中 3.40点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針

◆見直す・見直しを検討する事項
 【文化財収蔵庫・田能資料館】
 1 【地域の歴史や文化財に触れる機会の提供】
 歴史学習の機会を提供していることがまだ十分に市民・地域団体に周知されていない面もあることから、周知、PR方法の見直し、検討を行い、より多くの市民・地域団体に歴史学習機会が提供できるよう充実に努めていく。

◆継続的・重点的に取り組む事項
 【文化財収蔵庫・田能資料館】
 1 【地域の歴史や文化財に触れる機会の提供】
 歴史学習機会の提供に関しては、引き続き、より効果的な手法の開発や市民ボランティア養成の継続的实施等を進めるとともに、参加者の増加を図っていく。

3 【市民が歴史を調べ学ぶことのできる拠点施設の整備】
 (仮称)歴史文化センターの整備に関しては、今年度の耐震診断結果を踏まえて、平成27年度から城内地区整備の一環、および市制100周年記念事業の一環として設計・工事等に着手し、歴史学習の拠点施設の整備を進める。

【地域研究史料館】
 3 【史料整理・活用に協力する市民ボランティア事業の実施】
 地域研究史料館主催の講座・自主グループを継続するとともに、市民主体の歴史企画との連携・協力を重視し、協働による学習機会と場作りをさらに推進していく。また多様な市民ボランティア作業の実施を継続していく。

評価と取組方針

・地域の歴史に関する市民の学習機会の提供という点では、歴史探検ボランティアや文化財サポートボランティアの養成や、自主グループでの学習支援、様々な団体、機関への出講・協力など、市民とともに学びを支える活動は着実に増加している。

・これら取組が十分周知されていないことや、増加する人数への対応などについては、更に知恵や工夫を凝らした取組を推進する。

・現文化財収蔵庫を活用した(仮称)歴史文化センター整備計画は、耐震診断結果を踏まえて、地区全体の整備に係る費用を勘案した上で、事業内容などについて検討する。

●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。

総合評価

重点化 継続取組

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	17	地域の歴史	展開方向	03	住んでいる地域や尼崎市への愛着と誇りが育つよう、地域の歴史や文化財等の魅力を分かりやすくしっかりと伝えていきます。
主担当局	教育委員会		主担当課	歴博・文化財担当	
プロジェクト項目の該当有無	●	現役世代の定住・転入促進(地域資源を生かしたまちの魅力づくりの戦略的・効果的に発信)			
市長公約の該当有無	●	3 尼崎の無形有形資産を活用した施策の研究を進める			
局重点課題の該当有無	●	(企画財政局)市政情報の効果的発信のための仕組みづくり			

3 目標指標

指標名	方向	基準値		目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
					H25	H26	H27	H28	H29	
① 尼崎の歴史に関心を持っている市民の割合	↑	H24	56.0 %	71	62.6	**	**	**	**	44.0%
② 本市の文化財に関してマスコミが取り上げた回数	↑	H24	84 回	97	84	**	**	**	**	0%
③ むかしのくらし学習で文化財収蔵庫に来館した市立小学校数	↑	H24	22 校	42	23	**	**	**	**	5.0%
④ 学校等と連携した出張授業等の実施回数	↑	H24	23 回	42	25	**	**	**	**	10.5%
⑤										

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)	
<p>行政が取り組んでいくこと ■住んでいる地域や尼崎市への愛着と誇りを育てる</p> <p>【文化財収蔵庫・田能資料館】</p> <p>1 【学校との連携による歴史・文化に触れる学習機会の充実】</p> <p>(1) 文化財収蔵庫における取組</p> <p>①学校・園での綿や尼いも等、尼崎にゆかりの作物の栽培や収穫した作物に関する学習を支援する「栽培活用支援事業」、②学芸員と市民ボランティアが学校に出向き体験や映像等を活用した学習を行う「出張授業」、③小学3年生の社会科の授業と連携した文化財収蔵庫での「むかしのくらし学習」を実施している。いずれの事業も学校側の満足度は高く、毎年の恒例事業として定着している学校もある。特に③については、本事業を開始した平成21年度には11校の参加であったものが平成25年度には市立小学校の半数を超える23校にまで増加しており、学校教育との連携による歴史・文化に触れる学習機会の充実に努めている。</p> <p>(2) 田能資料館における取組</p> <p>平成25年度に学社連携の取組として、園和北小学校田能遺跡クラブとともに、復元土器による炊飯を実施し、校区内にある資料館として交流を深めている。平成26年度は、同小学校内に田能遺跡の土器や石器を展示し、歴史学習に役立てるとともに、他の小学校で古代米植え体験を実施するなど対象を広げ、田能資料館を知ってもらうきっかけづくりに努めている。</p> <p>2 【社会教育施設との連携による歴史・文化に触れる学習機会の充実】</p> <p>公民館の講座への学芸員の講師派遣や講座等の事業企画にあたっての連携・協力、図書館のロビー展示への収蔵資料の出展や展示企画にあたっての連携・協力等を行っており、社会教育主事、司書、学芸員がそれぞれの専門性を活かして連携することで学習機会の充実に図り、社会教育施設での収蔵資料の活用にも努めている。</p> <p>3 【歴史・文化に触れる場の拡充】</p> <p>文化財収蔵庫を旧城内中学校に移転させ平成21年度から常設展示の公開を開始しており、来館者数は平成21年度の7,299人(1日平均30人)から平成25年度の10,207人(1日平均42人)にまで増加した。さらに平成25年度には、企画展示室・講座室と観光バスが駐車できるように駐車場の整備工事を行い、平成26年度からは土・日・祝日開館、企画展や歴史講座の館内での開催等を開始したため、平成26年度の来館者数はこれまでのところ増加しており、文化財収蔵庫の移転、整備の成果が現れてきている。</p>	
<p>主な事務事業</p> <p>(文化財収蔵庫・田能資料館)維持管理事業 文化財収蔵庫整備事業(H25のみ)</p>	<p>関連する目標指標</p> <p>①・②・③・④</p> <p>進捗</p> <p>○順調 ●概ね順調 ○やや遅れ ○遅れている</p>

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

- 本市は弥生時代以来2000年以上にわたる豊かな歴史・文化があり、また、その歩みを今に伝える史跡や文化財を始め、各時代のさまざまな歴史資料、産業遺産等が残されているが、これらは市内外に十分に知られているとは言えない。
- 文化財や歴史資料等の固有の地域資源をより良い形で将来につなぎ、活用していくためには、地域全体で保全活動等に取り組む必要があることから、地域の歴史に関する活動ができる環境や、子どもの頃から歴史を学ぶ機会を整えていくことが課題である。
- 地域資源を活かしたまちづくりを進めていくためには、多くの人が思いを持ってかかわる必要があることから、地域に対する誇りや愛着を醸成していくことが課題である。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●歴史遺産の保存と活用 ●地域の歴史に関する学習機会の提供 など				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	1.2%	14.0%	77.6%	5.5%	1.7%
	23年度	2.8%	14.4%	70.2%	10.3%	2.2%
重要度調査	25年度	第 20 位 / 20 位		5点満点中 3.92点(平均 4.39点)		
	23年度	第 20 位 / 20 位		5点満点中 3.40点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針
<p>◆見直す・見直しを検討する事項 【文化財収蔵庫・田能資料館】 1 【学校との連携による歴史・文化に触れる学習機会の充実】 文化財収蔵庫が実施している学校教育支援事業について、いまだ学校・教員に十分周知できていない面もあることから、学校への周知、PR方法の見直し、検討を行い、より多くの学校の参加が得られるよう充実に努めていく。</p> <p>◆継続的・重点的に取り組む事項 【文化財収蔵庫・田能資料館】 2 【社会教育施設との連携による歴史・文化に触れる学習機会の充実】 社会教育施設との連携については、公民館や図書館と連携して施設利用者のニーズ把握に努め、引き続き効果的な事業実施について検討を行う。</p> <p>3 【歴史・文化に触れる場の充実】 (1) (仮称)歴史文化センターの整備に関しては、今年度の耐震診断結果を踏まえて、平成27年度から城内地区整備の一環、および市制100周年記念事業の一環として設計・工事等に着手し、歴史学習の拠点施設の整備を進める。 (2) 田能資料館では、復元施設の老朽化が進んでいることから、更なる学習機会の充実に向け、施設整備を行っていく。</p>

評価と取組方針
<p>・住んでいる地域や本市への愛着を育てる歴史への関心度合いは着実に増加している。</p> <p>・また、小学校社会科の授業と連携した実地学習会や出張授業の開催など、興味関心を高める取組も効率的に実施されている。</p> <p>・今後は、学芸員のみが携わるだけでなく、学校教諭による授業での展開や、各学年ごとの授業カリキュラムとの連携(地域学習や環境学習、歴史学習)、地域ボランティアの協力による学校授業への参画など、裾野を広げる活動が重要である。</p> <p>・現文化財収蔵庫を活用した(仮称)歴史文化センター整備計画は、耐震診断結果を踏まえて、地区全体の整備に係る費用を勘案した上で、事業内容などについて検討する。</p> <p>●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。</p>

総合評価	
<input type="checkbox"/> 重点化	<input checked="" type="checkbox"/> 継続取組

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	18 環境保全・創造	展開方向	01 環境の保全や創造に取り組む人やグループ、事業者のネットワークを広げ、市域での環境活動を活性化します。
主担当局	経済環境局	主担当課	環境創造課
プロジェクト項目の該当有無	●	現役世代の定住・転入促進につながる取組、事務事業の改革改善の推進	
市長公約の該当有無	●	6 環境配慮視点の徹底、9 ごみの減量、市民の環境意識の向上	
局重点課題の該当有無	●	環境モデル都市としての尼崎版グリーンニューディール(AGND)の推進	

3 目標指標

※指標④の目標値は、別に定める個別計画の平成32年度の目標数値としています。

指標名	方向	基準値			目標値(H29)	実績値					現時点での達成率
		H24	H26	%		H25	H26	H27	H28	H29	
① 身近な自然や生き物を大切にしている市民の割合	↑	H24	56.2	%	66.7	61.0	**	**	**	**	45.7%
② 河川愛護団体の会員数	↑	H24	627	人	756	622.0	**	**	**	**	0%
③ あまがさき環境オープンカレッジイベント参加者数	↑	H24	2738	人	4089	3357	**	**	**	**	45.8%
④ 1日1人当たりの燃やすごみ量	↓	H21	520	g/人・日	480	488	**	**	**	**	80.0%
⑤											

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)

行政が取り組んでいくこと ■ 環境保全・創造に向けた活動の支援とネットワーク形成

環境問題の解決には、市民の理解・協力が不可欠であり、環境問題意識だけでなく、広く実践活動ができる市民を育てる必要がある。市民主体の実践活動につなげるため、環境の保全や創造、自然や生物多様性などに取り組む人やグループ、事業者の活動を支援し、団体間のネットワーク形成を行っていく必要がある。

【あまがさき環境オープンカレッジによる啓発推進】

環境保全の啓発・活動支援事業では平成22年4月にあまがさき環境オープンカレッジ(以下、「AOCE」という。)を開校した。市民や学校、事業者、行政で構成する実行委員会が主体となり、様々な環境学習講座や啓発イベントを企画・実施することにより、市民が自ら環境の保全や創造に主体的に取り組む土壌を醸成する第1歩となった。またAOCEの主催事業として6月に開催する「エコあまフェスティバル」や7月の打ち水イベントは環境問題について考える機会として市民に一定の定着が見られる。

平成26年度からは提案型事業委託制度に基づき、従来、市が担っていたAOCEの事務局業務をAOCE実行委員会自身が担うこととなった。市民が自由な発想で主体的に運営することで、運営の効率化及び市民の環境活動に関する主体性の一層の向上が期待できる。

また、受託業務を確実に実施できる体制を整えるため、平成26年4月に「NPO法人あまがさき環境オープンカレッジ」が設立された。

今後、AOCEを中心として、市内の環境活動の活性化を図る(指標①)ため、団体間ネットワークの更なる拡大、強化(指標③)が必要である。

【さわやか指導員制度等による啓発推進】

協働体制による、ごみの減量化やリサイクルを推進するため、さわやか指導員制度をはじめ、資源集団回収運動奨励金交付事業、子どもごみマイスター制度などに取り組んだことで市民、事業者の意識が高まり、目標数値に大きく近づいている。

さわやか指導員については、各地域において「ごみ減量・リサイクル及びごみ出しマナーの向上」を図るための指導的役割を担っており、平成25年度から実施した収集回数の見直しが必要な混乱もなく導入できたことに大きく貢献している。しかし、排出されるごみの一部には燃やすごみと資源物の混在が見受けられることから、今後も引き続き、さわやか指導員個々のごみの分別や排出方法の知識などのスキルアップを図るとともに、さわやか指導員不在地域の解消を目指していく。(指標④)

また、資源集団回収運動奨励金交付事業は、団体数は横ばいの状況ではあるが回収量が減少傾向にあるため当該事業の周知やメリットについて一層の啓発が必要である。(指標④)

子どもごみマイスター制度については、より効果的な事業とするため、提案型協働事業制度により平成26年度から公益社団法人に委託し実施することとしている。(指標④)

【河川愛護の推進】

河川愛護運動推進事業では、良好な河川・水路の環境を維持しようと清掃活動を行っている河川愛護団体に対して、清掃に必要な資材を提供することなどにより、その活動を支援している。また、関係団体が主催する河川清掃事業への参画やPR活動にも取り組むことで、市民に対して「身近な河川をみんなできれいにしよう」という河川愛護精神の高揚を図っている。しかし、会員が高齢化している愛護団体もあるため、若い会員の獲得などについて、広く市民に呼びかけていく必要がある。

主な事務事業	・環境保全の啓発・活動支援事業 ・さわやか指導員制度事業	関連する目標指標	①②③④	進捗	○順調	●概ね順調	○やや遅れ	○遅れている
--------	---------------------------------	----------	------	----	-----	-------	-------	--------

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

- 本市の環境は、これまでの活発な市民活動、事業者や行政の取組により、大きく改善されてきた。現在においても、例えば、猪名川自然林の保全活動に取り組む市民や、環境に配慮した事業活動を営む企業等により、さまざまな環境活動が行われている。
- こうした取組やその成果を情報発信していくとともに、より活性化させていくため、人材の育成や、さまざまな活動のネットワークを広げていくことが課題である。
- 公害の歴史等を踏まえつつ、生活環境の保全はもとより、温室効果ガスの削減や、循環型社会への転換など、環境への負荷低減に向けて、事業活動や家庭での日常生活等といったさまざまな側面からの取組を自発的に進めることが課題である。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容	●ごみや二酸化炭素排出量の削減 ●環境問題や温暖化への対応 ●生物多様性の保全					
	区分	満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	2.8%	20.8%	56.6%	15.6%	4.2%
	23年度	2.6%	16.3%	62.7%	15.4%	3.0%
重要度調査	25年度	第 4 位 / 20 位		5点満点中 4.60点(平均 4.39点)		
	23年度	第 15 位 / 20 位		5点満点中 3.87点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針
<p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <p>・NPO法人 AOCEは平成26年度から3年間は、市からの委託を受け、AOCEの事務局業務を実施することとなる。次年度については、短期的課題としてNPO法人化して日も浅いことから、市の環境部局も併走者として委託事業内容の確実な実施をサポートしていく。また、長期的には、市の委託事業のみに頼らない自立性を確保する手法について検討する必要がある。さらに、今後、市の環境啓発事業について提案型事業委託制度をどのように活用し市民団体等と連携していくのかについても検討を行う必要がある。</p> <p>・さわやか指導員の活動を活性化し、更なるごみの減量化やリサイクルを推進するため各指導員の活動を紹介し、各地域の課題共有と解決に向けた話し合いの場を設けて、指導員同士の連携を深める。(指標④)</p>
<p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <p>・NPO法人 AOCEが事務局業務を自立して継続していけるよう、引き続きサポートを行う。</p> <p>市内の環境活動団体等の情報を収集すると共に、ネットワークを形成し(指標③)、市内の活動団体の活動がより活発になる(指標①)よう支援を行う。</p> <p>・さわやか指導員制度については、更なるごみの減量化やリサイクルを推進するため、さわやか指導員個々のごみの分別や排出方法の知識などのスキルアップを図るとともに、さわやか指導員不在の地域の解消を目指していく。</p> <p>資源集団回収運動奨励金交付事業については、団体数及び回収量の増加を図るため、引き続き当該事業の周知やメリットについてより一層の啓発を行っていく。(指標④)</p> <p>・河川愛護運動推進事業では、今後も、この運動をPRすることで、より多くの市民参加を促していく。河川に対する愛護精神を養うことによって、河川・水路の環境維持を図る。</p>

評価と取組方針
<p>・環境関連のイベント参加者数などは概ね増加し、1日1人当たりの燃やすごみの量についても減少しており、環境への市民意識は高まっている。</p> <p>・ごみの減量に貢献してきたさわやか指導員については、指導員不在地域が存在するなか、ごみ減量目標達成のため、成果と制度のあり方について検討を行う。</p> <p>●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。</p>

総合評価	
<input type="checkbox"/> 重点化	<input checked="" type="checkbox"/> 継続取組

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	18 環境保全・創造	展開方向	02 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進めます。
担当当局	経済環境局	担当課	環境創造課
プロジェクト項目の該当有無	●	税収の安定・向上につながる取組、事務事業の改革改善の推進	
市長公約の該当有無	●	5 省エネ・エコ設備への助成策、6 環境配慮視点の徹底、9 ごみの減量、市民の環境意識の向上、21アスベスト対策	
局重点課題の該当有無	●	環境モデル都市としての尼崎版グリーンニューディール(AGND)の推進	

3 目標指標 ※指標①②③の目標値は、別に定める個別計画の平成32年度の目標数値としています。

指標名	方向	基準値		目標値(H29)	実績値					現時点での達成率	
					H25	H26	H27	H28	H29		
① 市内二酸化炭素排出量	↓	H24	3,801(速報値)	千t/年	3,361	**	**	**	**	**	**
② 市内民生家庭+業務部門二酸化炭素排出量	↓	H24	1,227(速報値)	千t/年	767	**	**	**	**	**	**
③ 焼却対象ごみ量	↓	H21	154,395	t	136,299	141,043	**	**	**	**	73.8%
④ 焼却炉の稼働率	→	H24	99.1	%	96%以上	100	**	**	**	**	100%
⑤ 行政処分件数	→	H25	0	件/年	0	0	**	**	**	**	100%

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)									
行政が取り組んでいくこと ■地球温暖化問題への対応 【二酸化炭素排出量削減と尼崎版グリーンニューディール(AGND)】 平成23年3月に「第2次尼崎市地球温暖化対策地域推進計画」、「第2次尼崎市環境率先実行計画」を策定し、市内の二酸化炭素排出量や市の事務事業から出る二酸化炭素排出量の削減に努めてきた。特に、二酸化炭素排出量の多い産業部門、増加傾向にある民生家庭・業務部門について、二酸化炭素排出量の啓発や創エネ機器・省エネ機器の普及促進などを行っている。(指標①、②) その中で、平成24年度からは、環境と産業の共生を目指す尼崎版グリーンニューディール(AGND)に取り組み、二酸化炭素排出量の削減だけでなく、経済の好循環を産み出すような施策を実施している。このAGNDの取組や過去の市民・事業者・行政が一体となって公害を克服してきた取組が高く評価され、平成25年3月、「環境モデル都市」に選定された。これを、市民・事業者の地球温暖化問題への意識の高揚に利用し、更なる二酸化炭素排出量の削減に努める。(指標①、②)また、二酸化炭素排出量の削減に向け、事業所での省エネ促進を目指した省エネ診断員登録制度の創設や、次世代自動車の普及促進に取り組んでいる。(指標①、②) 指標である二酸化炭素排出量は近年原子力発電所の休止等、発電電力構成の変動が大きいかことや、増税等による景気変動の影響を大きく受けることから、長期的な減少動向の把握が可能な新たな指標の検討が必要である。									
主な事務事業 ・環境保全対策推進事業	関連する目標指標 ①②	進捗 ○順調	●概ね順調	○やや遅れ	○遅れている				
行政が取り組んでいくこと ■循環型社会の形成 【ごみの減量・リサイクル】 平成22年度に策定した「尼崎市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量・リサイクルの推進に取り組んでおり、平成25年度には燃やすごみの収集回数を週3回から週2回に減らし、紙資源の収集回数を月2回から週1回に増やしたことで、燃やすごみとして排出されていた紙類が紙資源としてリサイクルされたことなどにより、ごみ排出量が減少したと考えている。(指標③) また、ごみ処理では市内から発生するごみを適正かつ安定した処理を行うとともに、効率的な運転により売電量の増加や維持管理費の削減に努めているところであるが、老朽化していく施設に対し、適切な補修等を行い、施設の延命化を図る必要がある。(指標④) 【廃棄物最終処分場】 廃棄物の最終処分は、大阪湾広域臨海環境整備センターで埋立処分を行っているが、最終処分施設の供用予定年数は平成39年度までと becoming なるため、ごみの減量化により最終処分量を削減し、供用期間の延長に向けて取り組むとともに次期処分場の計画の協議に参画していく必要がある。焼却灰については大阪湾広域臨海環境整備センター(フェニックス)に埋め立てているが、平成40年以降、新たな処分場が決定していない状況にあり、今後安定かつ継続的な処理を進めるため、検討が必要となるが、その方策の1つとして焼却灰の再資源化(エコセメント)に取り組んで行く。 【廃熱利用による廃棄物発電】 ごみ焼却時の廃熱を利用した発電については、平成21年度より電力売却の入札制度を導入し、さらに平成25年度から導入された「再エネ特措法」に基づく固定価格買取制度に移行し売電収入の増に努めており、今後も国の制度変更等に注視し対応していく。(指標④)									
主な事務事業 ・ごみ減量・リサイクル推進事業 ・焼却施設等整備事業	関連する目標指標 ③④	進捗 ○順調	●概ね順調	○やや遅れ	○遅れている				
行政が取り組んでいくこと ■生活環境の保全 【環境監視、規制・指導】 環境対策については、法定受託事務である一般環境や道路沿道の常時監視業務を行い、過去の大気汚染や水質汚濁の状況から大きく改善された現在の状況を引き続き監視していくとともに、工場等のパトロールを継続して行い、また家屋の解体工事によるアスベストの飛散等、新たな公害を引き起こさないよう積極的に現地調査に行くなど、事業者等への指導及び立入調査を継続して行っていく。(指標⑤) 産業廃棄物対策については、安全かつ適正に産業廃棄物を処理することができるような体制を整備すべく、これまで不適正処理対策を内容とする規制の強化を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等により行ってきたところである。引き続き、排出事業者による適正な処理の確保、産業廃棄物処理施設の維持管理対策の強化、産業廃棄物処理業の優良化の推進等長期的な産業廃棄物の適正処理体制を構築し、循環型社会づくりを進めていく必要がある。(指標⑤) ○H25実績(環境保全課) :立入調査等1,341件、苦情対応269件、許可等審査3,126件 ○H25実績(産業廃棄物対策担当) :立入調査等136件、苦情対応46件、許可等審査80件									
主な事務事業 ・大気汚染対策事業 ・産業廃棄物対策事業	関連する目標指標 ⑤	進捗 ●順調	○概ね順調	○やや遅れ	○遅れている				

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

●公害の歴史等を踏まえつつ、生活環境の保全はもとより、温室効果ガスの削減や、循環型社会への転換など、環境への負荷低減に向けて、事業活動や家庭での日常生活等といったさまざまな側面からの取組を自発的に進めることが課題である。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●ごみや二酸化炭素排出量の削減 ●環境問題や温暖化への対応 ●生物多様性の保全				
		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	2.8%	20.8%	56.6%	15.6%	4.2%
	23年度	2.6%	16.3%	62.7%	15.4%	3.0%
重要度調査	25年度	第 4 位 / 20 位		5点満点中 4.60点(平均 4.39点)		
	23年度	第 15 位 / 20 位		5点満点中 3.87点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針	
◆見直す・見直しを検討する事項	<p>二酸化炭素排出量だけでなく、環境と経済循環の両方の効果を把握できるような指標の検討を行う。</p>
◆継続的・重点的に取り組む事項	<p>「環境モデル都市アクションプラン」で掲げた目標を達成するべく、AGNDの取組をはじめ、アクションプランの各取組を着実に実行する。 また、低炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの利用促進だけでなく、省エネの普及促進に注力する。(指標①、②)</p>
◆見直す・見直しを検討する事項	<p>平成25年度の燃やすごみ等の収集回数の変更に伴い、ごみの量が減少していることから収集体制の見直しについて検討を行う。(指標③)</p>
◆継続的・重点的に取り組む事項	<p>今後も、市民・事業者と協働でごみ減量・リサイクルの推進に向けて広報啓発に取り組む。また、平成27年度は「尼崎市一般廃棄物処理基本計画」の中間評価の時期となるため、進捗状況について評価を行う。(指標③) 焼却施設については、クリーンセンター第2工場の寿命を平成33年から平成42年まで延命させるための工事(平成26年度より10か年の予定で平成27年度はボイラー設備等の整備)を計画的に実施するとともに、随時延命工事の内容の検証と見直しを行っていく。また、次期焼却工場・リサイクル施設・大高洲庁舎等の建設についても検討を進めていく。(指標④) 最終処分については、最終処分場を延長できるようごみの減量化に取り組むとともに次期処分場の計画の協議に参画する。</p>
◆見直す・見直しを検討する事項	<p>産業廃棄物処理及び大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動等の規制分野において、法令等の遵守を前提とした指導を的確に行っており、引き続き行政処分(改善命令、措置命令、施設使用停止・業務停止、許可取消)の件数が0となるよう監視指導、立入調査、苦情処理を行っていく。(指標⑤)</p>
◆継続的・重点的に取り組む事項	<p>行政処分が必要となる事業者が発生しないように、監視、指導、苦情処理、審査、立入調査を実施し、長期的な産業廃棄物の適正処理体制を構築することにより循環型社会をつくとともに、新たな公害等が発生しないように、より早的確に対応していく。(指標⑤) さらに、大気汚染防止法の改正によるアスベスト対策についても、必要な機器を購入し、事業者への指導を強化する。</p>

評価と取組方針	
<p>・平成25年度には環境モデル都市に選定されるなど、本市の取組は国にも評価されている。今後はアクションプランの各取組を進めていく。</p>	
<p>・しかし、指標としている二酸化炭素排出量については発電電力構成と景気変動による変動が大きく、平成25年度は火力発電の占める割合が増加したこと等から、市内CO2排出量は増加が見込まれる。ごみ排出量、産廃・大気汚染水質汚濁など規制分野における指標は順調に推移している。</p>	
<p>・ごみの量が減少していることから効率的な収集に向けて検証を行う。</p>	
<p>・次期焼却工場・リサイクル施設・大高洲庁舎などの建設については、本市の厳しい財政状況を踏まえ、今後のごみ量の推計を正確に把握しつつ適正な規模・配置となるように慎重に検討を行う。</p>	
<p>●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。</p>	
総合評価	
<input type="checkbox"/> 重点化	<input checked="" type="checkbox"/> 継続取組

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	18 環境保全・創造	展開方向	03 身近な自然や生態系を守るなど、継続的な環境の保全や創造に取り組み、次の世代に引き継いでいきます。
主担当局	経済環境局	主担当課	河港・21世紀の森推進課
プロジェクト項目の該当有無	●	税金の安定・向上につながる取組、現役世代の定住・転入促進につながる取組、事務事業の改革改善の推進	
市長公約の該当有無	●	5 省エネ・エコ設備への助成策、6 環境配慮視点の徹底、9 ごみの減量、市民の環境意識の向上	
局重点課題の該当有無	●	環境モデル都市としての尼崎版グリーンニューディール(AGND)の推進	

3 目標指標

指標名	方向	基準値		目標値(H29)	実績値					現時点での達成率
					H25	H26	H27	H28	H29	
① 身近な自然や生き物を大切にしている市民の割合	↑	H24	56.2 %	66.7	61.0	**	**	**	**	45.7%
② 尼崎21世紀の森づくりに関する活動の取組数	↑	H24	64 回	140	117.0	**	**	**	**	69.7%
③ 農園面積(市民農園・学童農園)	↑	H24	21,439 m ²	23,939	21,439	**	**	**	**	0%
④										
⑤										

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)										
<p>行政が取り組んでいくこと ■ 自然環境・生物多様性の保全</p> <p>尼崎らしい生物多様性のあり方を考えていくために、猪名川自然林や佐璞丘の保全、尼崎21世紀の森構想の推進などモデルとなる先導的な取組を重点的に進めていき、市民や事業者の参加・活動の輪を広げていくことを目的とし、様々な事業を行っている。</p> <p>【身近な生物と生態系】 環境保全の啓発・活動支援事業では「あまがさき環境オープンカレッジ」を通じ、市内の自然と触れ合う様々なイベント、講座を企画、開催することにより、市民に尼崎の自然や生態系がもたらす恩恵を実感してもらい、生物多様性の保全について必要性を認識してもらえるような啓発を行っている。参加者の感想は好評であり、一定の成果が出ていると考える。今後も、より多くの市民に市の環境について興味を持っていただけるような魅力的な講座の企画・実施に努める。(指標①)</p> <p>【尼崎21世紀の森の推進】 また平成25年度は環境基本計画を改定し、当該計画でも「多様な生き物の生息環境の保全」を目標の一つに掲げた。尼崎21世紀の森構想(以下「森構想」という。)推進事業では、国道43号以南の約1,000haを対象地域とし、臨海地域を魅力と活力のあるまちに再生するため、兵庫県と共同で、森構想推進の中核となる推進母体として「尼崎21世紀の森づくり協議会」を設立し、市民や企業、行政などあらゆる主体の参画と協働による森づくり・まちづくりを具体化していくためのシステム作りを目指してきた。協議会では、その設立から10年が経過し、活動体が活発化する一方で、それらを担う人材が減少し固定化してきたため、平成25年度に協議会組織を大きく改正した。活動を支える新たな人材を発掘するとともに、森構想の自立的な展開を進めるために、活動を生み出すプラットフォームとしての「森の会議」を開催し、構想エリアにおける活動の活発化を図っている。</p> <p>【農地を通じた自然とのふれあい】 遊休農地の活用と農業に対する理解を深めてもらうために、野菜作りに関心がある市民・児童(小学校)を対象に農作業体験の場を提供しており、高齢化等による後継者不足の農家の農地保全にも貢献している。平成25年度から市民農園の入園料を改定(値上げ)し、利用者負担により運営を順次外部に委託していくことで、市及び農園主側の負担が軽減されており、市民のニーズに応えながら農地の減少を食い止めるべく、新たな市民農園の開設に向けて取り組んでいく。(指標③)</p> <p>【運河における環境学習】 本市では、臨海地域の地域資源である運河沿いの基盤整備等や、兵庫県と共同で行う「21世紀尼崎運河再生プロジェクト」にて、NPO等既存の市民団体と連携しながら事業進捗しているところである。また、平成20年度から、小学生を対象に学習の場(生涯学習・環境学習)としての運河を提供し、運河を広く認知してもらうよう運河域での水質浄化の仕組みや生息する生物等をテーマとした体験型環境学習を行っている。目標指標に掲げる「イベントの参加者数」においても、年度により増減はあるものの一定効果をあげており、平成25年度からは、運河域の情報発信のため尼崎キャナルガイド養成講座を開設し、新たな担い手の発掘も始めた。しかし、依然として、再来訪や市北部の利用者は少なく、その原因のひとつとしてアクセスの悪さなどがあげられる。市民意識調査にある「美しいまちなみの保存・活用」についての満足度を上げるためにも、より多くの人に運河に足を運んでもらう必要があり、これらの課題をいかにソフト面でカバーしていくかという点に重点を置いて、問題の解決に取り組んでいく。</p>										
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> ・尼崎21世紀の森構想推進事業 ・市民農園等運営事業 ・農業公園管理事業 ・21世紀の尼崎運河再生プロジェクト事業費 			関連する目標指標	①②③	進捗	○順調	●概ね順調	○やや遅れ	○遅れている

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

●身近な自然や生態系がもたらす恩恵や、その破壊がもたらす影響をみんなが認識し、生物多様性の保全を図っていくことが必要である。特に、早くから都市化が進んだ本市においては、これまでの保全活動により、守られてきた貴重な自然林や、新たに創造される臨海部の緑地等の自然環境を次の世代へ継承していくことが課題である。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●ごみや二酸化炭素排出量の削減		●環境問題や温暖化への対応			●生物多様性の保全	
		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満		
満足度調査	25年度	2.8%	20.8%	56.6%	15.6%	4.2%		
	23年度	2.6%	16.3%	62.7%	15.4%	3.0%		
重要度調査	25年度	第 4 位 / 20 位		5点満点中 4.60点(平均 4.39点)				
	23年度	第 15 位 / 20 位		5点満点中 3.87点(平均 3.98点)				

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針

◆見直す・見直しを検討する事項
 市民農園の入園希望者が、募集区画数を常時上回っており、その設置箇所数を増加させることは、より多くの市民ニーズに対応できるとともに、遊休農地の活用と農業に対する理解を深めることにつながることから、今後とも開設希望者と協議を進め、設置箇所数の増加に努める。(指標③)

農地の保全と活用に努めながら市民に花と緑豊かな環境を提供してきた農業公園は施設や植物の老朽化が進み、安全管理面でも支障が出てきている。利用者の安全性、利便性の向上のためにも施設の改修、改良、管理手法を検討する。

◆継続的・重点的に取り組む事項
 生物多様性に関する情報等を整理し、そのありかたなどについて、検討を進めていく。

尼崎21世紀の森づくり協議会では、森構想を実現させるため、「森づくり」、「まちづくり」、「産業の振興」を3本柱として、多くの人が「森の会議(プラットフォーム)」へ参加するよう促すなど、行政、市民、企業、活動団体が連携した活動を活発化させていく。

「21世紀尼崎運河再生プロジェクト」において小学生を対象とした学習の場としての運河を提供するという手法をさらに推進するとともに、尼崎キャナルガイドの養成や、NPO等臨海地域で活動している団体との連携を図ること、立地条件(アクセス)の悪さという課題に対し、ソフト面からの対応を図っていく。

評価と取組方針

・身近な自然や生き物を大切にしている市民の割合や21世紀の森作りに関する取組数は増加しており、市民への浸透が進んでいることがうかがえる。

・市域全域が市街化区域である本市において、生物に触れ合える貴重な場を活かすつつ、生態系をいかにして保っていくかを検討する必要がある。

・農業公園施設の改修・改良の検討にあたっては、厳しい財政状況のもと投資的経費の抑制を念頭において考える必要がある。

●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。

総合評価	
<input type="checkbox"/> 重点化	<input checked="" type="checkbox"/> 継続取組

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	19 住環境	展開方向	01 市民自らが住環境や住まいに関心を持ち、快適に安心して暮らせるまちづくりに積極的にかかわっている環境づくりを進めます。
主担当局	都市整備局	主担当課	企画管理課
プロジェクト項目の該当有無	●	現役世代の定住・転入促進につながる取組	
市長公約の該当有無	-		
局重点課題の該当有無	●	臨海部の活性化に係る各種施策の検討・実施	

3 目標指標

指標名	方向	基準値		目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
					H25	H26	H27	H28	H29	
① 現在の住環境は快適で暮らしやすいと感じている市民の割合	↑	H23	82.8 %	83.3	69.4	**	**	**	**	0%
② 新規建設分譲住宅に占める、ゆとりある住まいの割合	↑	H22	48.5 %	60	59.4	**	**	**	**	94.8%
③ 協働型事業・イベントへの参加者数(住宅・緑化)	↑	H24	31,566 人	37,000	30,482	**	**	**	**	0%
④ “あまがさき”に住もうネットのアクセス数	↑	H24	8,000 人	16,000	15,672	**	**	**	**	95.9%
⑤										

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)							
<p>行政が取り組んでいくこと ■ 誇りや愛着を持てる活力のある美しいまちづくり</p> <p>【都市景観の向上】 本市では、尼崎市都市美形成計画に基づき「誇りと愛着と活力のある美しいまち」の実現を目指すため、大規模建築物等の計画に対して景観法に基づく届出を求め、都市美誘導基準に基づいた誘導を行うとともに、特に景観上重要な幹線道路沿道等に敷地が一定長さ以上接するものについては、学識経験者等で構成する都市美アドバイザーチームから助言を行っている。また、都市美形成を推進していくためには、市民・事業者・行政が目標や意識を共有することが重要であることから、写真等で景観配慮事例をわかりやすく例示した公共施設の都市美形成ガイドライン(土木編)や建物用途別のガイドラインを順次作成し、PR・啓発しているところである。結果、今後もこうした取組を積み重ねることにより、景観に配慮した建築事例が増加するとともに、将来、周辺の建築計画へ波及効果をもたらすことにより、本市の都市景観の向上につながる必要がある。</p>							
<p>主な事務事業</p> <p>都市美形成関係事業</p>	<p>関連する目標指標</p> <p>①③④</p>	<p>進捗</p> <p>○順調</p>	<p>●概ね順調</p>	<p>○やや遅れ</p>	<p>○遅れている</p>		
<p>行政が取り組んでいくこと ■ 市民が地域の住環境に関心を持ち、交流・協力してまちづくりに取り組める環境づくり</p> <p>【子育てファミリー世帯に対する住宅支援】 「子育てファミリー世帯住宅支援事業」については、平成23年度以降、特に住宅供給事業者等を通じたPRを積極的に行ってきた。結果、定住・転入促進の観点では、年々、申請者数は増加(H23:303件、H24:309件、H25:376件)し、市外からの申請者数(転入者)も増加(H23:42件、H24:56件、H25:74件)している。また、居住水準の向上の観点では、目標指標である「新規建設分譲住宅に占める、ゆとりある住まいの割合」も、実績値(H25:59.4%)が、基準値(H22:48.5%)と比べ向上しているところである。しかしながら、平成25年度の「公開事業たな卸し」においても指摘されているように、約4割の申請者が住宅購入後に制度を知って申請している状況であり、有効的なインセンティブという面で課題があるところである。</p> <p>【すまいづくりに係る情報提供等】 「すまいづくり支援・情報提供事業」においては、各種セミナーの開催や、尼崎市での暮らしやすさの情報を解りやすく伝えるためのHP(「あまがさき」に住もうネット)の開設、市民・事業者・行政の連携の下「尼崎市すまいづくり支援会議」を開催する等、住宅諸施策に関する適切な情報を市民・事業者・行政が共有できる環境を整えてきたところである。また、平成25年5月には市民による任意組織である、「尼崎マンション管理組合ネットワーク」が設立され、マンション管理の課題解決のため、企画運営を行っているところである。目標指標でもある、「協働型事業・イベントへの参加者数」においても、平成23年度の351人、平成24年度の440人(協働のイベントである住まいフェア含む)、平成25年度は365人とほぼ横ばい状態であるが、市民との協働の取組みの推進として、可能な限り市民組織への活動支援を進めてゆく。</p> <p>【緑化の推進】 「花と緑のまちづくり推進事業」「緑の普及啓発事業」「尼崎緑化公園協会補助金」の3事業は、市民の緑化意識の高揚、生垣助成による民有地の緑化、啓発イベントの推進、緑化に係る市民参加等を推進してきた。市民ボランティアによる連携した活動や緑化相談、保護樹木等への助成は一定効果をあげているものの、ボランティアの参加人数や相談件数、保護樹木数はほぼ横ばいであり、事業棚卸しでも要改善と指摘された。目標指標に掲げている「イベント参加者数」を増加させ、快適で暮らしやすい住環境の実現に繋げるためにも、事業目標の明確化と償額にとらわれない幅広い市民の参画への方針転換が課題となっている。</p>							
<p>主な事務事業</p> <p>子育てファミリー世帯住宅支援事業 緑の啓発普及事業</p>	<p>関連する目標指標</p> <p>①②④</p>	<p>進捗</p> <p>○順調</p>	<p>●概ね順調</p>	<p>○やや遅れ</p>	<p>○遅れている</p>		

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

- 魅力ある住環境やまちなみを形成・維持し、まちの魅力を高めていくためには、地域住民自身が身近な住環境に関する意識を高め、必要なルールづくりを進めていける環境をつくっていくことが必要である。
- 子育てファミリー世帯の市外転出超過傾向や高齢化の進展等が見られるなか、最低敷地面積の引き上げやバリアフリー性能の向上など、快適に安心して住み続けることができるよう、住環境面からの取組が必要である。
- 身近な住環境を改善し、まちの魅力の向上を図るため、公園緑地や住宅等の既存ストック全般が将来にわたって活用されるしくみづくりや、ハード・ソフト両面からの住環境の整備が課題である。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●美しいまちなみの保存・活用 ●公園・住宅等の維持・整備・更新				
		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	2.4%	20.4%	53.3%	16.8%	7.1%
	23年度	3.0%	20.3%	54.3%	16.6%	4.9%
重要度調査	25年度	第 9 位 / 20 位		5点満点中 4.47点(平均 4.39点)		
	23年度	第 7 位 / 20 位		5点満点中 4.10点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針
<p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <p>・幹線道路などの沿道店舗等については、住環境整備条例における緑地の面積基準を確保しているものの、店舗や広告物が見やすく、人や車の出入がしやすいよう、沿道側に配置される緑地が少なく建物の裏側に設置する傾向がある。こうしたことから、視覚的に効果があり景観上有効な沿道やまちなどにおける緑化を促進し、景観に配慮したものとなるよう誘導方策のあり方を検討する。</p> <p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <p>・平成26年度は、景観に配慮すべきポイントをわかりやすく示した屋外広告物ガイドラインを作成する予定である。平成27年度はこれを活用し、建築計画時の早い段階で、建物景観とあわせて屋外広告物のデザイン指導を行う。</p> <p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <p>・「子育てファミリー世帯住宅支援事業」については、過去の補助実績や「公開事業たな卸し」の結果等を勘案し、本補助制度が有効に機能しているのか効果検証を行うとともに、庁内関係課の連携のもと制度のあり方について検討していく。</p> <p>・緑化3事業について、事業目標を明確化し、より効果的、効率的な手法を取り入れる。また、従来の慣例にとらわれず、老若男女、幅広い市民が参画できる仕組みへの事業転換を検討する。</p> <p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <p>・市民が交流・協力してまちづくりに取り組める環境づくりについては、「すまいづくり支援・情報提供事業」においても、より一層の市民への事業関与を促していく。</p> <p>・本市緑化行政の一翼を担っている緑化公園協会において、新しい本市緑の基本計画等を踏まえ、環境・教育・健康など緑の持つ多面的な機能を活用した幅広い緑化事業の効果的・効率的な展開を促進する。</p>

評価と取組方針
<p>・「新規建設分譲住宅に占める、ゆとりある住まいの割合」に向上が見られるものの、「現在の住環境は快適で暮らしやすいと感じている市民の割合」を向上させるに至っていない中、各取組の推進にあたっては、指標に対する有効性の観点から検証や見直しを行っていくほか、市民満足度を上げていくには時間を要することも踏まえ、中長期的な視点での取組も求められる。また、「市民自らが住環境や住まいに関心を持ち、快適に安心して暮らせるまちづくりに積極的にかかわっていける環境づくりを進める」という観点からの事業展開も必要となる。</p> <p>・子育てファミリー世帯住宅支援事業については、①良質な住宅・住環境の形成、②学力向上の取組、③地域における安全・安心の確保、④新たなまちの魅力づくりを軸に、定住・転入促進策を総合的に再構築する中で、事業の見直しを図る。</p> <p>・緑化関連事業については、平成25年度公開事業たな卸しでの指摘を踏まえ、事業の見直しを行ったところであるが、緑の基本計画に基づき、緑の満足度の向上に対する有効性の観点から、今後も引き続き効果検証に努める。</p> <p>●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。</p>
<p>総合評価</p> <p><input type="checkbox"/>重点化 <input checked="" type="checkbox"/>継続取組</p>

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	19 住環境	展開方向	02 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組みます。
主担当局	都市整備局	主担当課	企画管理課
プロジェクト項目の該当有無	●	現役世代の定住・転入促進につながる取組	
市長公約の該当有無	●	省エネ・エコ設備への助成策(住宅全体の省エネ化を促進)	
局重点課題の該当有無	●	市営住宅における武庫3住宅建替事業の推進、インフラの長寿命化に向けた取り組み(道路・橋りょう・公園遊具)	

3 目標指標

指標名	方向	基準値	目標値(H29)	実績値					現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29	
① 現在の住環境は快適で暮らしやすいと感じている市民の割合	↑	H23 82.8 %	83.3	69.4	**	**	**	**	0%
② 新規建設分譲住宅に占める、ゆとりある住まいの割合	↑	H22 48.5 %	60	59.4	**	**	**	**	94.8%
③ 公園の維持管理に関する要望の処理件数	↓	H24 1270 件	1,016	1,169	**	**	**	**	39.8%
④									
⑤									

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)									
行政が取り組んでいくこと ■市民主体のルールづくりや規制・誘導による良好な住環境の継承									
【都市計画マスタープランに係る取組】 社会情勢や土地利用状況が変化している本市の現状を踏まえ、平成25年度に、都市計画に関する方針を示した「都市計画マスタープラン」の改定を行った。今後、本計画に基づき「総合計画」における「ありたいまち」の実現を都市計画の観点から支えていく「5つのめざすまちの姿」の実現のために、計画の段階から市民や事業者、行政が一体となって協働のまちづくりを推進していく必要がある。そのため、平成26年度からは「都市計画市民参画促進事業」により、同計画等をわかりやすくPRし、市民や事業者の参画を促す環境整備を行うことで、協働による計画の推進を図ることとしている。また、平成26年4月にJR塚口駅東地区地区計画を決定し、良好な都市環境の形成を誘導していくほか、尼崎市住環境整備条例に定める最低敷地面積については、平成25年1月の引上げに係る土地利用状況を把握し、見直しによる効果、影響などについて分析する必要がある。 大規模な開発事業に対しては、可能な限り早い段階で計画状況を把握し、良好な住環境の形成に向けた適切な誘導に努める。									
【緑の基本計画に係る取組】 緑の基本計画についても、「緑の将来像」を総合計画に示された4つの「ありたいまち」に即したものとし、緑の「質」の向上を目指す計画に改定する。なお、「緑を通じてまちの満足度を高める」ことを目標として取り組んでいくものであるが、市民、事業者、行政が協働して今ある緑がもつ機能を高め、まちづくりに活用する方法、緑を次世代に引継いでいく方法を考えることで、市民の満足度を高め、快適で暮らしやすい住環境を実現していく。また、策定した計画については、進捗状況を把握しながら、見直しの判断を行うこととしているが、社会情勢が大きく変化した際など、必要と判断された場合は、適切な見直しを行っていく。									
主な事務事業	都市計画マスタープラン改定事業 緑の基本計画改定事業	関連する目標指標	①②	進捗	○順調	●概ね順調	○やや遅れ	○遅れている	
行政が取り組んでいくこと ■すべての人が快適に安心して住み続けられる住環境の確保									
【安全安心のまちづくり】 「市営住宅耐震診断事業」では、旧耐震基準に基づいて建設された高層の市営住宅の耐震診断を実施しており、H25年度までに全棟の耐震診断が完了した。その結果を踏まえ、建替や耐震改修を進めていく必要がある。 「耐震診断推進事業」では、新耐震基準施行(昭和56年)以前に着工された民間の住宅所有者の求めに応じ、市から耐震診断員を派遣し、簡易耐震診断を実施している。今後、民間の住宅の耐震化を更に促進させるためには、市民が防災対策を自らの取り組むべき問題として認識することが重要であり、その啓発及び知識の普及が課題となっている。また、建築物の耐震改修の促進に関する法律が平成25年に改正されたことに伴い、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断の促進等が課題となっている。 また、周辺の住民に倒壊の恐れ等の悪影響を及ぼしている老朽空き家等については、所有者等に対する指導根拠等を明確にするための条例制定等、様々な課題解決に向け取り組んでいる。									
主な事務事業	市営住宅耐震診断事業 耐震診断推進事業	関連する目標指標	①	進捗	○順調	●概ね順調	○やや遅れ	○遅れている	
行政が取り組んでいくこと ■公園緑地・住宅等の維持・整備・更新									
【公園緑地の維持・整備・更新】 本市の公園の維持管理については、日々のパトロールや業務委託等により、安全で快適な空間を提供することに努めてきた。また、特定公園においては、指定管理者に包括的に業務委託を行い、利用者のニーズに合った自主事業やPRを行ってきた結果、有料公園施設の利用者数が、平成24年度の678,394人から平成25年度の739,425人に増加するなど、より効果的・効率的な管理運営が一定行っている。しかし、公園遊具をはじめ設置後年数が経ち老朽化が著しい施設の改修が必要となっており、大きな財政負担に対して、どれだけコストの平準化や軽減策を図れるかが課題となっている。									
【市営住宅の維持・整備・更新】 市営住宅の耐震性の確保については、老朽化が進んでいる武庫3住宅(時友、西昆陽、宮ノ北住宅)の建替に着手するとともに、旧耐震基準に基づいて建設された高層住宅の耐震診断を行ってきた。今後、入居者に配慮しながら、財政負担を考慮した建替や耐震改修を行っていく必要がある。									
主な事務事業	公園維持管理事業 市営住宅建替事業	関連する目標指標	①③	進捗	○順調	●概ね順調	○やや遅れ	○遅れている	

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

- 魅力ある住環境やまちなみを形成・維持し、まちの魅力を高めていくためには、地域住民自身が身近な住環境に関する意識を高め、必要なルールづくりを進めていける環境をつくっていくことが必要である。
- 子育てファミリー世帯の市外転出超過傾向や高齢化の進展等が見られるなか、最低敷地面積の引き上げやバリアフリー性能の向上など、快適に安心して住み続けることができるよう、住環境面からの取組が必要である。
- 公園緑地・市営住宅等の老朽化が進んでおり、耐震化の推進や維持管理経費の抑制等が課題となっている。
- 身近な住環境を改善し、まちの魅力の向上を図るため、公園緑地や住宅等の既存ストック全般が将来にわたって活用されるしくみづくりや、ハード・ソフト両面からの住環境の整備が課題である。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●美しいまちなみの保存・活用 ●公園・住宅等の維持・整備・更新				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	2.4%	20.4%	53.3%	16.8%	7.1%
	23年度	3.9%	20.3%	54.3%	16.6%	4.9%
重要度調査	25年度	第 9 位 / 20 位		5点満点中 4.47点(平均 4.39点)		
	23年度	第 7 位 / 20 位		5点満点中 4.10点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針
<p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <p>・「都市計画マスタープラン」及び「緑の基本計画」について、まずは、市民、事業者、行政が目指すまちの姿を共有すること、取組みに対する適切な評価をするための基盤を作ることが必要であり、計画の周知や、進捗状況を点検・評価するための仕組みづくり等に取り組んでいく。加えて、市民・子ども向けの都市計画読本の作成や出前講座などを計画し、市民参画の取組を進める。</p>
<p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <p>・安全安心のまちづくりのため、建築物の耐震改修の促進に関する法律の改正に伴う耐震診断義務付け対象建築物に対する補助制度を創設する。</p> <p>・緊急輸送道路沿道建築物及び防災拠点建築物の耐震診断の促進に向けた耐震改修促進計画の見直しに取り組んでいく。</p> <p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <p>・民間の耐震診断については、市民自らの問題として取り組む必要があり、啓発及び知識の普及に努めていく。</p> <p>・耐震改修に加えて住宅の建替え促進も耐震化に繋がることから、簡易耐震診断により倒壊する可能性があることと判定された住宅の建替えのための解体撤去に対する補助制度について検討していく。</p> <p>・『(仮称)尼崎市老朽危険空き家等の適正管理に関する条例』の施行に向けた執行体制の構築を行い、必要な施策を実施していく。</p>
<p>◆見直す・見直しを検討する事項</p> <p>・公園遊具については、長寿命化計画の策定と合わせ、計画的な更新を実施していく。</p> <p>・緑の基本計画の改定を受けて、長期未着手の都市計画公園・緑地について、個々にその必要性などを検証し、廃止も含めた見直しを行うとともに、存続するものについては、計画的かつ効率的な事業実施を図るため、整備プログラムを策定していく。</p> <p>◆継続的・重点的に取り組む事項</p> <p>・市営住宅の建替や耐震改修については、耐震診断結果に基づいた長期計画を策定する。また、計画の策定にあたっては、公共施設マネジメント基本方針の趣旨を反映しつつ、実現可能な計画を策定する。なお、建替事業の実施にあたっては、PFI手法を活用して進める。</p>

評価と取組方針
<p>・「新規建設分譲住宅に占める、ゆとりある住まいの割合」に向上が見られるものの、「現在の住環境は快適で暮らしやすいと感じている市民の割合」を向上させるに至っていない中、各取組の推進にあたっては、指標に対する有効性の観点から検証や見直しを行っていくほか、市民満足度を上げていくには時間を要することも踏まえ、中長期的な視点での取組も求められる。</p> <p>・都市計画マスタープラン、緑の基本計画については、改訂を行った各計画に基づく取組を着実に進め、良好な住環境の形成を図るとともに、市民満足度を高めていく。</p> <p>・市営住宅の維持・整備・更新にあたっては、あまがさき「未来へつなぐ」プロジェクトに掲げる将来負担目標や公共施設マネジメント基本方針との整合性を勘案し、より効果的・効率的な取組が必要である。</p> <p>・耐震改修を促進するための、解体撤去に対する補助制度については、その有効性等について引き続き検討が必要である。</p> <p>・空き家対策については、庁内検討会議等の状況を踏まえ、適切な体制構築に向けての検討を行う。</p> <p>●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。</p>

総合評価	
<input type="checkbox"/> 重点化	<input checked="" type="checkbox"/> 継続取組

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	20 都市基盤	展開方向	01 都市基盤の適切な整備・維持管理に取り組み、利便性と安全性を備えた生活空間を維持・創出していきます。
主担当局	都市整備局	主担当課	企画管理課
プロジェクト項目の該当有無	-		
市長公約の該当有無	●		駐輪設備整備と放置自転車対策、通学路の整備手続きの透明化に向けた取組
局重点課題の該当有無	●		浸水対策、インフラの長寿命化に向けた取り組み(道路・橋りょう・公園遊具)

3 目標指標

指標名	方向	基準値		目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
					H25	H26	H27	H28	H29	
① 都市基盤が整い利便性と安全性が確保されていると感じている市民の割合	↑	H23	80.5 %	90	75.2	**	**	**	**	0%
② 災害に強い道路網の整備	↑	H22	84.8 %	87	85.5	**	**	**	**	31.8%
③ 市内全駅の駅前の放置自転車台数	↓	H24	2,541 台	1,905	3,086	**	**	**	**	0%
④										
⑤										

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)									
行政が取り組んでいくこと ■ 都市基盤の整備・維持による安全空間の創出									
<p>【都市基盤の整備・維持】 本市の都市計画道路は、都市における良好な市街地の形成を図るとともに、円滑な交通を確保するため、「尼崎市都市計画道路整備プログラム」に基づき整備を行っている。計画決定後、長期間を経ても事業化に至らない都市計画道路については、時間の経過のなかでその必要性や住民意識が変化してきている。よって、今後、都市計画道路網の見直しを行い、より計画的かつ効率的な道路整備を進めていく。 また、市域の1/3が海拔0メートル地帯である本市において、道路排水や下水道施設の整備、水路の浮きごみ処理等、これまでも浸水対策を講じてきたが、平成25年度に発生した大雨など雨水整備水準を上回る超過降雨に対しても、今後、より効果的に被害を軽減していく必要がある。平成26年度は、ハード面では水路でのスクリーンの増設や、尾浜中継ポンプ場の雨水ポンプの能力増強及び末端増補管の整備を行うこととしているが、ソフト面でも、幹線道路での路面清掃車による清掃などを実施し、浸水の予防と被害の軽減を図っていく。他にも庄下川の治水機能の強化や老朽化護岸の改修による洪水災害の防止、抽水施設による浸水防止なども不可欠なものであり、これらを効果的に維持整備していく。また、雨水の流出抑制及び良好な水環境に対する市民意識の高揚に資するため、平成25年度は63件の雨水貯留タンクの設置助成を行った。今後新たに制定された雨水利用推進法を踏まえて設置助成を行う必要がある。</p> <p>【庄下川の水質対策】 本市の中心を流れる庄下川の水質は、公共下水道の整備進捗に伴い改善されてきたが、平成3年当時環境基準を満足するにいたっていなかった。そのため、平成4年～6年に浄化ポンプを設置するなどの対策を行い、成果を上げている。しかし、これら浄化施設は、老朽化が著しく、ポンプは故障などにより4台中、2台が稼動していない状況にある。</p> <p>【総合的な地域交通政策の策定】 市民生活を支え、まちづくりと整合した総合的な地域交通政策の策定に向け、パーソントリップ調査結果等基礎的データの収集、分析を行い、本市の交通を取り巻く状況の把握や今後解決すべき課題の抽出を行った。今後、この分析結果を踏まえ、市として目指すべき地域交通体系の方向性に係る考え方について整理していく。</p> <p>【放置自転車対策】 平坦な土地に恵まれる本市において、自転車の利用は環境に配慮した施策の一環としても機能しているが、反面、放置自転車が市の美観を損ね、歩行者の妨げになることが問題となっている。これまでも、民間事業者による整備を推進するなど、市内の自転車収容台数は官民併せて約42,800台となった。結果、放置自転車台数がピークであったH5年より収容台数はおよそ2倍増え、放置自転車台数は約85%減少した。しかし、H25年度に内閣府が実施した駅周辺における放置自転車等の実態調査の結果では、本市は全国ワースト11位、駅別では阪急武庫之荘が全国ワースト15位という結果となっており、基準値のH24年度に比べ、増加傾向にある。H24年度からJR尼崎駅自転車駐車場の指定管理者及び同駅周辺における自転車対策業務を一括委託した結果、同駅周辺での放置自転車数は導入前の146台からH25年度には82台へと減少し、成果をあげている。今後、一括委託を市内全域へと拡大していくこととする中で、駐輪場不足など課題は残されており、民間事業者に対する自転車駐車場整備への補助金助成や駐輪マナーの啓発を行っていくことで一定の課題解消を見込んでいる。さらに「市民にとっての快適で暮らしやすい住環境」の実現に向けた取り組みの一端を担うためにも、放置自転車の問題は重要であると位置づけ、引き続き、地域住民や商業者と一体となり、複合的に問題解決に取り組んでいく。</p>									
主な事務事業	市内一円都市計画道路整備事業 放置自転車対策事業	関連する目標指標	①②③	進捗	○順調	●概ね順調	○やや遅れ	○遅れている	
行政が取り組んでいくこと ■ 適切な維持管理によるライフサイクルコストの低減									
<p>【道路、橋りょう等の適切な維持管理】 道路施設や橋りょうなど、これまで整備を進めてきた施設の老朽化が進むなか、限られた予算の中で、恒久的に改修、更新を行うことが課題となっている。本市の橋りょうについては、主な道路橋174橋のうち、建築後50年経過する橋が10年後には、50%を占める状況から、これまでも橋りょうの長寿命化に向けて予防保全型の修繕に取り組んできた。長寿命化に併せて、落橋防止対策等の耐震性向上を行うなど、維持管理の効率化を図ることで、ライフサイクルコストの縮減を行っている。H26年度は、道路についても、舗装を対象に路面性状調査を行うことで、ひび割れなどの現状を把握し、幹線道路の舗装についての長寿命化計画を策定する。また、街路灯についても、水銀灯などの既存の街路灯から省エネ型(LED化)への改修を進めており、消費電力量の抑制や電気料金の削減はもちろんのこと、CO2の排出量の削減に取り組んでいる。</p>									
主な事務事業	道路橋りょう維持管理事業 街路灯維持管理事業	関連する目標指標	①	進捗	●順調	○概ね順調	○やや遅れ	○遅れている	

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

- 地震や豪雨の発生など、災害への不安が高まっているなかで、市民生活を守るため、災害時の避難・復旧活動等重要な役割を果たす道路や治水機能の強化に資する河川・下水道施設など、これらの都市基盤の防災対策が求められている。
- 道路施設や上下水道施設など、これまで整備を進めてきた都市基盤の老朽化が進み、更新時期を迎えることから、計画的・効率的な改修・更新が課題となっている。
- 平坦な地域に生まれ自転車の利用に適した環境にある本市においては、交通ルール遵守に対する意識及びモラルの低下により、自転車の交通事故の増加や放置自転車が多くなっていることなど、交通環境の悪化が課題となっている。
- 都市基盤の適切な整備・維持管理に加えて、市民生活や経済活動を支えていくため、公共交通を中心とした総合的な地域交通体系を構築していくことが求められている。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●道路・橋・河川・上下水道等の整備・維持 ●防災性の向上を目指した都市づくり				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	3.6%	21.0%	58.1%	13.6%	3.8%
	23年度	4.9%	18.1%	59.0%	14.6%	3.4%
重要度調査	25年度	第 6 位 / 20 位		5点満点中 4.59点(平均 4.39点)		
	23年度	第 9 位 / 20 位		5点満点中 4.07点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針	
◆見直す・見直しを検討する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・当項目においては、平成26年度に、浸水対策についてはハード、ソフト両面から新たな対策を実施することとしており、放置自転車対策についても、新規施策として「民間駐輪場整備補助事業」を実施するなど、新たな取組みを行っているところである。それらの効果検証を行っていかなかで、見直し点や課題について整理していく。 ・都市計画道路網の見直しについては、平成26年度に決定する見直し方針に基づき、都市計画変更の手続きを行っていく。
◆継続的・重点的に取り組む事項	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路整備プログラムに基づき、計画的かつ効率的に都市計画道路の整備を進める。 ・浸水対策については、喫緊の課題であることから、ハード面では引き続き末端増補管を整備するとともに雨水貯留管整備に向けて設計に取り組み、併せて、水路の浮きごみ処理や路面清掃車による清掃などソフト面での取り組みについても重点的に行っていく。 ・庄下川浄化ポンプの修繕を行い、流れの創出を図り、現在の水質を確保するため施設の更新を進めていく。 ・総合的な地域交通政策の策定に向けて、多様な主体者からの意見や専門的な見地からの検証、協議を行うため、有識者、市民・利用者、交通事業者、行政等を構成員とする第三者審議機関を設置し、28年度の策定を目指し、取り組みを進めていく。 ・「JR尼崎駅周辺自転車対策事業」で上がった成果を市内全域に広げていき、内閣府調査結果も踏まえ、放置自転車ゼロを目指して重点的に取り組んでいく。具体的には、市と指定管理者が短期・中期の目標を共有し、課題の解決に努めるとともに、自転車駐車場の確保や市民の駐輪マナーの向上など、複合的な対策を進める。
◆見直す・見直しを検討する事項	
◆継続的・重点的に取り組む事項	<ul style="list-style-type: none"> ・財政状況の厳しい本市においては、国庫補助などの財源を確保しながら、引き続き、予防保全型の補修に取り組んでいく。

評価と取組方針	
●都市基盤の適切な整備・維持管理に加え、喫緊の課題である浸水対策、放置自転車対策を推進していくことにより、「都市基盤が整い利便性と安全性が確保されていると感じている市民の割合」を向上させていく。	
●投資的事業については、あまがさき「未来へつなぐ」プロジェクトに掲げる将来負担目標の達成に向けて、より効果的・効率的な取組が求められる中、新たな事業の着手にあたっては、緊急性や有効性等を十分に検証するとともに、投資的事業全体の枠組みの中で、優先順位を踏まえた検討を行う。	
●都市計画道路については、「尼崎市都市計画道路整備プログラム」の見直しの中で、十分に必要性等の検証を行い、今後、より計画的かつ効率的な道路整備を進めていく。	
●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「重点化」とし、来年度の予算等を重点配分した上で施策を推進する。	

総合評価	
■重点化	□継続取組

平成26年度 施策評価表 (平成27年度向け施策の取組方針)

1 施策の基本情報

施策名	20 都市基盤	展開方向	02 地域の特性に応じたルールづくりや、災害に関する情報の共有を進め、災害に強く安全なまちづくりに取り組みます。
主担当局	都市整備局	主担当課	企画管理課
プロジェクト項目の該当有無	-		
市長公約の該当有無	-		
局重点課題の該当有無	-		

3 目標指標

指標名	方向	基準値		目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
					H25	H26	H27	H28	H29	
① 都市基盤が整い利便性と安全性が確保されていると感じている市民の割合	↑	H23	80.5 %	90	75.2	**	**	**	**	0%
② 災害に強い道路網の整備	↑	H22	84.8 %	87	85.5	**	**	**	**	31.8%
③ 防災街区整備地区計画等策定支援地区数(累計)	↑	H24	4 地区	6	5	**	**	**	**	50.0%
④ 密集住宅市街地道路空間整備事業の整備実施延長	↑	H24	74.2 m	351	105.4	**	**	**	**	11.3%
⑤										

5 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)	
<p>行政が取り組んでいくこと ■市民主体のルールづくりによる安全空間の創出と継承</p> <p>【市民主体のルールづくりによる安全空間の創出と継承】</p> <p>本市には、道路が狭く木造住宅が密集し、地震や火災時等に危険性の高い「密集市街地」が多いため、災害に強いまちとして再生させることを目的に平成17年3月に策定した「尼崎市密集市街地整備・改善方針」に基づき、密集市街地の整備・改善に当たっては、地区計画制度の手法を用いて規制誘導を主として進めている。建物の更新時に防災性の向上を図ることを目的とした「防災街区整備地区計画」の策定により、地区内の建物の不燃化・耐震化を促進するとともに災害時の避難通路として、また、延焼の遮断機能としての役割を担う道路を防災道路として位置付け、確保するものである。防災街区整備地区計画は、重点密集市街地等において策定を順次進めており、平成23年度以降4地区で策定し、現在も取組を継続しているところである。</p> <p>併せて、その地区計画の目標の実現の一環として、平成24年度より「密集住宅市街地道路空間整備事業」を実施し、防災街区整備地区区域内の主要道路における建替等に伴い敷地後退が発生した場合、前面道路の舗装及び側溝整備を行い、道路空間が不正使用されない状況の確保を図っている。結果、目標指標にある同事業の「整備実施延長」がH24～25年度で105m延長され、対象路線以外の道路沿道についての行政指導と併せて、災害に強い道路網の整備に効果を上げている。</p> <p>これらの事業は、従前実施してきた建替促進事業が規定年限内で一定の成果をあげ終息した後、さらに高齢化が進み権利関係の複雑な密集住宅市街地において、建物の更新に伴い地区の建替ルールに基づき徐々に建物の街並み及び道路拡幅を進めていく修復型の防災まちづくりであり、緩やかではあるが着実に地区の防災性を高める取組であることが周知されることにより、市民、事業者自らが主体的に災害等に対する意識と知識を持ち、向上させることにも繋がっている。</p> <p>今後は、これらの事業の周知及び地区の防災まちづくりへの支援を継続するとともに、防災街区整備地区計画の指定及びそれに伴う道路空間整備事業の対象道路を順次拡大し、地域の特性に応じたルールづくりや災害に関する情報の共有を拡大することで、災害に強く安全なまちづくりを進めていく。</p> <p>地区計画等の指定後、地区独自の防災まちづくりルールの取り組みへの支援及び建替後の道路後退用地等が良好な状態に維持管理されるよう、建築主、地域住民、市の3者が協力し適正に維持管理していく取組を進めていくことが課題である。</p>	<p>関連する目標指標 ①②③④</p> <p>進捗 ○順調 ●概ね順調 ○やや遅れ ○遅れている</p>
<p>主な事務事業</p> <p>密集住宅市街地整備促進事業 密集住宅市街地道路空間整備事業</p>	

2 施策を考える背景(まちづくり基本計画の抜粋)

●地震や豪雨の発生など、災害への不安が高まっているなかで、市民生活を守るため、災害時の避難・復旧活動等重要な役割を果たす道路や治水機能の強化に資する河川・下水道施設など、これらの都市基盤の防災対策が求められている。
 ●災害等への対応力を高めるため、行政による施設面での整備だけでなく、市民や事業者自らが主体的に災害等に対する意識と知識を持ち、向上させることが必要である。

4 市民意識調査(市民評価)

※割合の合計は、端数処理の関係により必ずしも100%にならない場合があります。

項目内容		●道路・橋・河川・上下水道等の整備・維持 ●防災性の向上を目指した都市づくり				
区分		満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満	不満
満足度調査	25年度	3.6%	21.0%	58.1%	13.6%	3.8%
	23年度	4.9%	18.1%	59.0%	14.6%	3.4%
重要度調査	25年度	第 6 位 / 20 位		5点満点中 4.59点(平均 4.39点)		
	23年度	第 9 位 / 20 位		5点満点中 4.07点(平均 3.98点)		

6 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針

◆見直す・見直しを検討する事項
 ・道路と敷地との高い段差や壁面後退部分の障害物の設置などは、地域の防災性向上の阻害要因となっているが、地区計画では対応しきれない内容である。このようなものについては、地区独自のまちづくりルールを定めてはいるものの、法令の根拠もなく、それを守る仕組みも確立していないことから、違反ケースが少なくない状況である。そのため、地域の意欲的な防災まちづくりへの取組の支援の観点からも、当該ルールの担保性等を高める新たな仕組みづくりの検討を進める。
 ・道路空間整備事業については、対象敷地に面する道路後退部分を整備することでパッチワークのような整備になるため、道路線形に不整合が生じないような方策を検討する。

◆継続的・重点的に取り組む事項
 ・防災街区整備地区を拡大することで、地域の特性に応じたルールづくりや災害に関する情報の共有を拡大し、災害に強く安全なまちづくりを進めていく。
 ・道路空間整備事業を継続実施していく中で、同事業の一層の周知を図るとともに、道路沿道の敷地の権利者で管理協定を締結するような取組に対する支援など、整備及び維持管理を促進する効果的な方法を検討する。
 ・地元組織と連携した広報等、事業の効果的な周知を進める。
 ・道路空間の不正使用に対する見守り体制の充実等についての協議を地区毎に進める。

評価と取組方針

・防災街区整備地区を拡大することで、地域の特性に応じたルールづくりや災害に関する情報の共有を拡大し、災害に強く安全なまちづくりを進めていくことが求められる中、密集住宅市街地道路空間整備事業においては、災害に強い道路網の整備に効果を上げていることに加え、市民、事業者自らが主体的に災害等に対する意識と知識を持ち、向上させることにも繋がっている。

・今後も、事業の効果的な周知や、地区独自のまちづくりルールの担保性等を高める仕組みづくりなどを通して、引き続き、地域の意欲的な防災まちづくりへの取組を支援していくことが必要である。

●上記取組方針を踏まえ、施策の2次評価は「継続取組」とし、現行取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。

総合評価

重点化 継続取組

【施策別事務事業一覧表の見方】

施策01 【地域コミュニティ】

施策の展開方向	No	中事業CD	事業名	H25事業費(千円)
1 多様な主体が参加し、連携できる地域分権型社会にふさわしい住民自治のルールづくりに取り組みます。				
2 子育てや地域の見守り、健康づくり等をテーマとした地域活動等により、安全・安心な地域社会の形成を促進します。	1	1E1P	あまがさきチャレンジまちづくり事業費	12,854
	2	1E1J	コミュニティ活動推進事業費	2,682
	3	1E1A	地域資源活用型まちづくり推進事業費	1,563
	4	30I1	尼崎市社会福祉協議会補助金	104,350
	5	30IA	集会所補助金	1,165
	6	30H1	福祉会館等維持管理事業費	2,566
	7	3T1A	中央地区会館指定管理者管理運営事業費	28,586
	8	3T1L	小田地区会館指定管理運営事業費	23,179
	9	3T22	大庄地区会館指定管理運営事業費	20,840
	10	3T2L	武庫地	22,910
	11	3T2B	立花地	18,964
	12	3T32	園田地	20,321
	13	30GK	園田東会館管理運営事業費	4,431
	14	1E1M	市民運動推進事業費	199
	15	1E1J	10万人わがまちクリーン運動事業費	164
	16	1E1R	あまがさき市民まつり事業補助金	2,000
	17	1C1A	中央支所管理運営事業費	7,872
	18	1C1K	小田支所管理運営事業費	8,132
	19	1C21	大庄支所管理運営事業費	5,204
	20	1C2K	武庫支所管理運営事業費	6,372
	21	1C2A	立花支所管理運営事業費	6,928
	22	1C31	園田支所管理運営事業費	7,043
3 市民の提案機会の拡大、広聴機能の充実やシチズンシップ教育など、市政参画をいっそう進めるしくみづくりに取り組みます。	23	1E1L	コミュニティ連絡板維持管理事業費	810
	24	1E1F	車座集會事業費	72
	25	1E1H	協働のまちづくりの基本方向推進事業費	4,106

平成25年度の事業費(決算額)を記載しています(人件費を除く)。

施策別事務事業一覧表

施策01 【地域コミュニティ】

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	H25事業費 (千円)
1 多様な主体が参加し、連携できる地域分権型社会にふさわしい住民自治のルールづくりに取り組みます。				
2 子育てや地域の見守り、健康づくり等をテーマとした地域活動等により、安全・安心な地域社会の形成を促進します。	1	1E1P	あまがさきチャレンジまちづくり事業費	12,854
	2	1E1J	コミュニティ活動推進事業費	2,682
	3	1E1A	地域資源活用型まちづくり推進事業費	1,563
	4	30I1	尼崎市社会福祉協議会補助金	104,350
	5	30IA	集会所補助金	1,165
	6	30H1	福祉会館等維持管理事業費	2,566
	7	3T1A	中央地区会館指定管理者管理運営事業費	28,586
	8	3T1L	小田地区会館指定管理運営事業費	23,179
	9	3T22	大庄地区会館指定管理運営事業費	20,840
	10	3T2L	武庫地区会館指定管理運営事業費	22,910
	11	3T2B	立花地区会館指定管理運営事業費	18,964
	12	3T32	園田地区会館指定管理運営事業費	20,321
	13	30GK	園田東会館管理運営事業費	4,431
	14	1E1M	市民運動推進事業費	199
	15	1E1J	10万人わがまちクリーン運動事業費	164
	16	1E1R	あまがさき市民まつり事業補助金	2,000
	17	1C1A	中央支所管理運営事業費	7,872
	18	1C1K	小田支所管理運営事業費	8,132
	19	1C21	大庄支所管理運営事業費	5,204
	20	1C2K	武庫支所管理運営事業費	6,372
	21	1C2A	立花支所管理運営事業費	6,928
	22	1C31	園田支所管理運営事業費	7,043
3 市民の提案機会の拡大、広聴機能の充実やシチズンシップ教育など、市政参画をいっそう進めるしくみづくりに取り組みます。	23	1E1L	コミュニティ連絡板維持管理事業費	810
	24	1E1F	車座集會事業費	72
	25	1E1H	協働のまちづくりの基本方向推進事業費	4,106

施策別事務事業一覧表

施策02【生涯学習】

施策の展開方向	No	中事業CD	事業名	H25事業費(千円)
1 市民の主体的な学習や活動を支援するとともに、学習の成果を地域社会に活かすことのできる人づくり・しくみづくりを進めます。	1	B34A	視聴覚センター事業費	188
	2	C12I	図書等購入事業費	31,201
	3	C12A	図書館サービス網関係事業費	29,389
	4	C12K	資料整理事業費	474
	5	C13I	施設整備事業費(図書館)	3,383
	6	C14I	日本図書館協会等負担金	87
	7	C12V	北図書館指定管理者管理運営事業費	91,323
	8	C13F	施設維持管理事業費(図書館)	63,747
	9	C11A	図書館行事事業費	195
	10	C11C	としょかん英語学習応援事業費	139
	11	C11K	障害者等サービス事業費	105
	12	C03K	施設整備事業費(公民館)	2,627
	13	C04I	施設維持管理事業費(公民館)	102,154
	14	BZ6I	阪神南地区社会教育委員協議会等負担金	38
	15	C03I	生涯学習推進事業費(講座)	3,765
	16	C037	サッカーロボットプログラム講座事業費	1,054
	17	C033	社会教育・地域力創生事業費	1,398
	18	C03A	学習情報・相談事業費	108
	19	C04B	地域学習館関係事業費	57,994
	20	BZ2A	生涯学習推進事業費(生涯学習活動の支援)	436
	21	BZ5K	PTA連合会等補助金	399
	22	BZ4I	成人教育事業費	88
2 健康の保持・増進を図るため、気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくりに取り組みます。	23	CA1A	「スポーツのまち尼崎」促進事業費	11,317
	24	CA4I	市民スポーツ大会事業費	9,469
	25	CA3I	生涯スポーツ・レクリエーション事業費	593
	26	CA2A	ふれあいスポーツ推進事業費	817
	27	CA4K	学校開放事業費	117,032
	28	CA4N	学校プール開放事業費	15,057
	29	CA3K	市民スポーツ振興事業費	3,621
	30	CA5K	体育協会等補助金	3,149
	31	CA6A	阪神南地区スポーツ推進委員会等負担金	140
	32	CA4V	地区体育館等指定管理者管理運営事業費	260,689
	33	CA4W	指定管理関係経費(屋内プール・地区体育館)	552
	34	CA5A	地区体育館等整備事業費	671
	35	CA5I	地区体育館等施設運営事業費	46,618
3 生涯学習やスポーツ活動を通じて、生きがいづくりや地域での交流を促進していきます。	36	C01K	家庭・地域教育推進事業費	1,617
	37	C02I	市民参加・交流・連携推進事業費	192

施策別事務事業一覧表

施策03【学校教育】

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	H25事業費 (千円)
1 確かな学力の定着、豊かな心の育成、健やかな体づくりの実現をめざし、学校教育を充実します。	1	B241	学校・園研究業務委託事業費	347
	2	BR2A	すこやか子育て支援事業費	500
	3	B27G	特色ある教育推進事業費	630
	4	B22A	児童生徒文化充実支援事業費	8,570
	5	B27I	指導力向上等事業費	115
	6	B28A	教科研究会等負担金	1,549
	7	B32K	教育情報収集・提供事業費	328
	8	B331	調査研究・教材開発事業費	1,505
	9	B42A	私立幼稚園教育振興助成金	18,832
	10	B31E	教職員法定研修事業費	1,030
	11	B31A	教職員研修事業費	929
	12	BF2K	校長会等負担金(中学校)	4,404
	13	BL2K	校長会等負担金(全日制高等学校)	615
	14	BM2A	校長会等負担金(定時制高等学校)	349
	15	BA3A	校長会等負担金(小学校)	1,429
	16	BR31	園長会等負担金(幼稚園)	279
	17	BV3A	校長会等負担金(特別支援学校)	85
	18	B361	全国教育研究所連盟等負担金	45
	19	B35K	施設維持管理事業費(教育総合センター)	24,726
	20	B35F	施設整備事業費(教育総合センター)	465
	21	B261	特別支援教育推進事業費	5,325
	22	BV2A	スクールバス運転業務委託等事業費(養護学校)	48,296
	23	B345	心の教育ボランティア配置事業費	15
	24	B22K	多文化共生支援員派遣事業費	1,877
	25	B12S	市立幼稚園教育振興事業費	320
	26	B27E	計算力向上事業費	1,995
	27	B27D	学力向上クリエイト事業費	39,899
	28	B27F	尼崎市学習到達度調査事業費	574
	29	B27B	高等学校通学区域再編に伴う進路対策事業費	14,920
	30	B27J	社会力育成モデル事業費	1,342
	31	BF1K	学校図書館運営事業費(中学校)	1,725
	32	B252	尼崎高等学校特色づくり推進事業費	280
	33	B25L	尼崎双星高等学校特色づくり推進事業費	4,590
	34	B25R	市立定時制高等学校特色づくり推進事業費	311
	35	B34K	学校情報通信ネットワークシステム関係事業費	104,683
	36	BA21	情報教育推進事業費(小学校)	32,028
	37	BF21	情報教育推進事業費(中学校)	19,517
	38	BV21	情報教育推進事業費(特別支援学校)	303
	39	BL1N	情報教育推進事業費(全日制高等学校)	49,757
	40	BM1K	情報教育推進事業費(定時制高等学校)	5,869
	41	BA1A	教材費(小学校)	231,064
	42	BF1A	教材費(中学校)	139,052
	43	BL1A	教材費(全日制高等学校)	42,304
	44	BM1A	教材費(定時制高等学校)	14,044
	45	BR1A	教材費(幼稚園)	21,286
	46	BV1A	教材費(特別支援学校)	8,677
	47	B42K	私立幼稚園就園奨励補助金	480,137
	48	B41K	要保護・準要保護児童生徒就学援助費等扶助費	224,418
	49	B43A	修学援助金交付金(高等学校)	111,914
	50	K01A	大学生奨学金 18人	6,120
	51	K01K	大学院生奨学金 4人	1,440

施策別事務事業一覧表

施策03【学校教育】

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	H25事業費 (千円)
	52	B25K	キャリア教育推進事業費(高等学校)	241
	53	B27I	トライやる・ウィーク推進事業費	15,286
	54	B23P	小学校体験活動事業費	76,784
	55	BA3I	施設維持管理事業費(小学校)	607,817
	56	BF2A	施設維持管理事業費(中学校)	262,597
	57	BL2A	施設維持管理事業費(全日制高等学校)	158,374
	58	BM2I	施設維持管理事業費(定時制高等学校)	29,264
	59	BR2K	施設維持管理事業費(幼稚園)	52,917
	60	BV3I	施設維持管理事業費(特別支援学校)	15,773
	61	B27L	こころの教育推進事業費(中学校)	1,684
	62	B33R	不登校対策事業費	1,916
	63	B33A	心の教育相談事業費	2,144
	64	C93I	学校体育関係事業費	2,986
	65	B25I	尼崎高等学校体育科野外活動等事業費	2,674
	66	BL2I	尼崎高等学校第2グラウンド送迎バス委託等事業費	15,103
	67	B24K	尼崎高等学校運動クラブ競技力向上事業費	11,950
	68	B24A	課外クラブ関係事業費	40,173
	69	C92F	食育フェア開催事業費	320
	70	C92I	小学校給食関係事業費	3,861
	71	BA2K	給食用備品購入等事業費	14,891
	72	C93K	準要保護児童給食費等扶助費	185,719
	73	BB53	給食室整備事業費	88,870
	74	C925	給食調理業務委託関係事業費	642,800
	75	C928	中学校弁当推進事業費	12,539
	76	C92A	定時制高等学校等給食事業費	10,892
	77	C91A	学校保健関係事業費	1,347
	78	C91K	児童生徒幼児健康診断事業費	37,482
2 子どもが安全かつ安心して学ぶことのできる教育環境を整備・充実します。	79	BB2I	各種施設整備事業費(小学校)	333,024
	80	BG2I	各種施設整備事業費(中学校)	19,286
	81	BN1A	各種施設整備事業費(高等学校)	24,198
	82	BR1K	施設整備事業費(幼稚園)	607
	83	BN1E	尼崎工業高等学校在校生対策事業費	145,754
	84	C93A	学校環境衛生管理関係事業費	63,928
	85	BB1A	学校施設玄関スロープ等整備事業費(小学校)	2,584
	86	BG1A	学校施設玄関スロープ等整備事業費(中学校)	2,820
	87	BG1K	特別支援学級教室整備事業費(中学校)	3,123
	88	B12K	学校適正規模・適正配置推進事業費(事務費)	577
	89	BB4A	学校適正規模・適正配置推進事業費(小学校)	54,011
	90	BN1C	市立定時制高等学校教育の推進事業費	432,748
	91	BR1P	学校施設耐震化事業費(幼稚園)	46,342
	92	BB4K	学校施設耐震化事業費(小学校)	7,129,674
	93	BG4K	学校施設耐震化事業費(中学校)	2,195,082
	94	C92K	学校安全関係事業費	72,399
	95	C94A	学校災害見舞金	480
	96	C94K	日本スポーツ振興センター共済掛金等負担金	33,593
3 地域全体で子どもを守り育ていくため、家庭・地域・学校の連携を推進します。	97	B22H	学習習慣支援事業費	402
	98	B25A	のびよんっ子健全育成事業費	2,884

施策別事務事業一覧表

施策04【子ども・子育て支援】

施策の展開方向	No	中事業CD	事業名	H25事業費 (千円)
1 家庭における子育て力を高めます	1	303K	すこやかプラザ指定管理者管理運営事業費	47,378
	2	303M	すこやかプラザ指定管理関係経費	129
	3	3D7G	ファミリーサポートセンター運営事業費	4,590
	4	3D88	「こども安全・安心・便利」情報提供事業費	998
	5	3D87	あまがさきキッズサポーターズ支援事業費	43,532
	6	4526	こんにちは赤ちゃん事業費	836
	7	4527	育児支援専門員派遣事業費	3,396
	8	3F1E	母子家庭等地域生活支援事業費	236
	9	3G1K	公立保育所運営事業費	180,396
	10	3G2A	延長保育事業費(公立分)	1,890
	11	3G23	一時預かり事業費(公立分)	282
	12	3G2Q	食育推進事業費	99
	13	3G3K	日本スポーツ振興センター共済掛金負担金	809
	14	3D8H	保育所の質の向上事業費	769
	15	3D9I	児童福祉関係講座等出席者負担金	10
	16	3G4I	兵庫県社会福祉協議会会費	196
	17	3D9K	保育システム運用事業費	11,521
	18	3G1A	公立保育所維持管理事業費	155,488
	19	3G2V	公立保育所施設整備事業費	10,192
	20	3G2I	公立保育所地域子育て支援事業費	535
	21	3E1A	法人保育園基準運営費	4,977,111
	22	3E1K	法人保育園特別保育事業等補助金	523,121
	23	3E2I	法人保育園園児検診助成事業費	10,502
	24	3E29	産休等代替職員費補助金	2,106
	25	3E26	民間社会福祉施設利用者処遇向上交付金	52,904
	26	3E1D	保育士等処遇改善臨時特例事業	111,428
	27	3D2I	一時預かり事業費	46,027
	28	3E25	経験ある保育士配置促進事業補助金	4,200
	29	3D76	認定こども園運営助成事業費	40,445
	30	3Z1A	児童ホーム運営事業費	4,620
	31	3Z1P	児童ホーム維持管理事業費	16,179
	32	3D2K	病児病後児保育事業費	27,460
	33	3I1A	指定管理者管理運営事業費(尼崎学園)	191,728
	34	3I1D	指定管理関係経費(尼崎学園)	257
	35	3I1K	施設整備事業費(尼崎学園)	501,221
	36	3D6K	神戸婦人同情会等補助金	1,010
	37	3D75	保育環境改善事業費	431,055
	38	3D74	法人保育園分園設置補助事業	11,810
	39	3Z1J	児童ホーム整備事業費	2,091
	40	3D48	母子家庭自立支援給付金事業費	33,283
	41	3D45	児童扶養手当給付関係事業費	2,450,564
	42	3D4I	児童手当給付関係事業費	7,628,262
	43	3D43	子ども手当給付関係事業費	20
	44	3D7I	交通遺児激励事業費	364
	45	U52A	貸付関係事務経費	213
	46	U54A	母子寡婦貸付システム運用事業費	1,947
	47	UA2A	母子福祉資金貸付金	13,301
	48	UA4A	寡婦福祉資金貸付金	540
	49	3D9T	母子及び寡婦福祉資金貸付金債権購入事業費	13,291
	50	3D9V	母子及び寡婦福祉資金貸付事業費会計繰出金	2,161
	51	3D4k	母子家庭等医療費助成事業費	270,650
	52	3D4A	乳幼児等医療費助成事業費	931,002

施策別事務事業一覧表

施策04【子ども・子育て支援】

施策の展開方向	No	中事業CD	事業名	H25事業費 (千円)
	53	3D4M	こども医療費助成事業費	85,031
	54	3D8J	子ども・子育て支援制度関係事業費	8,282
	55	B132	子ども・子育て支援制度関係事業費	682
2 子どもの主体的な学びや行動を支えます	56	3Y1A	少年音楽隊事業費	1,995
	57	3Z1M	児童育成環境整備事業費	48,239
	58	3Y21	青少年活動事業費	325
	59	3Y4A	青少年体育道場指定管理者管理運営事業費	1,574
	60	3Y4K	青少年体育道場指定管理関係経費	521
	61	3Y31	青少年センター管理運営事業費	19,709
	62	3Y3A	青少年いこいの家指定管理者管理運営事業費	26,541
	63	B43K	丹波少年自然の家事務組合負担金	31,210
	64	C41A	指定管理者管理運営事業費(美方高原自然の家)	129,069
	65	C41D	指定管理関係経費(美方高原自然の家)	1,128
	66	R21A	青少年健全育成基金積立金	1,850
	67	3Y17	成人の日のつどい事業費	2,912
	68	3Z1G	子ども会活動事業費	2,269
3 地域社会全体で子育て家庭や子どもの育ちを支えます	69	3D78	地域社会の子育て機能向上支援事業費	320
	70	3D7D	子育てサークル育成事業費	1,136
	71	3G2K	公立保育所地域活動事業費	498
	72	3D90	赤ちゃんの駅事業	108
	73	3Z1S	地域組織活動育成事業補助金	1,512
	74	3D9M	ティーンズミーティング開催事業費	173
	75	3Y1K	青少年指導者養成事業費	456
	76	R01C	青少年団体活動事業費	2,364
	77	R03A	スポーツ少年団等補助金	1,826
	78	R03D	子ども会連絡協議会等補助金	1,243
	79	3Y2A	青少年健全育成啓発事業費	121
	80	3Y2K	少年補導活動事業費	19,868

施策別事務事業一覧表

施策05【人権尊重】

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	H25事業費 (千円)
1 市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう、「ともに生きる社会」の実現に努めます。	1	1B21	朝鮮人学校就学補助金	5,940
	2	1D48	女性・勤労婦人センター指定管理者管理運営事業費	42,404
	3	1D49	女性・勤労婦人センター施設整備事業費	18,806
	4	1D1S	男女共同参画社会づくり関係事業費	65
	5	1D1A	女性・勤労婦人センター運営委員会関係事業費	3
2 市民・事業者と行政の協働による人権教育や啓発活動を推進するとともに、市民が人権に対して自主的に「学び・気づき・行動する」環境づくりを進めます。	6	3935	人権啓発事業費	7,879
	7	3925	人権教育・啓発推進事業費	1,937
	8	BZ4A	人権啓発活動事業費	3,693
	9	393A	じんけんを考える市民のつどい事業費	731
	10	382K	総合センター運営事業費	10,814
	11	383A	総合センター整備事業費	10,126
	12	3831	総合センター維持管理事業費	62,108
	13	394A	尼崎人権啓発協会補助金	29,593
	14	383K	兵庫県隣保館連絡協議会等負担金	510
	15	BZ4K	人権啓発リーダー育成事業費	1,017
	16	3937	平和啓発推進事業	247
	17	C01A	人権・平和教育推進事業費	368
3 人権侵害を防止するとともに、被害者に対して適切な支援を行います。				

施策別事務事業一覧表

施策06【地域福祉】

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	H25事業費 (千円)
1 小地域福祉活動を活発にします。	1	30BA	社会福祉関係団体補助金	12,207
	2	301A	社会福祉功労者顕彰事業費	86
	3	304A	ボランティアセンター運営事業費	2,728
	4	30B1	市民福祉振興協会補助金	11,545
	5	331F	地域高齢者福祉活動推進事業費	46,328
2 地域の中で生活・福祉課題を共有し、解決に向けて検討します。	6	30CW	地域福祉推進啓発事業費	62
	7	302B	地域福祉推進事業費	35,898
	8	3043	更生保護活動促進事業費	4,165
3 専門機関による支援体制を加えた地域の福祉に関するネットワークを強化します。	9	301K	民生児童協力委員関係事業費	1,524
	10	3021	民生児童委員関係事業費	84,639
	11	302F	権利擁護ネットワーク構築事業費	1,279
	12	302H	市民後見推進事業	7,372
	13	302K	地域福祉権利擁護事業費	1,600
	14	30A1	阪神福祉事業団負担金	49,641
	15	30CA	小災害見舞金	1,301

施策別事務事業一覧表

施策07【高齢者支援】

施策の展開方向	No	中事業CD	事業名	H25事業費(千円)
1 元気な高齢期を過ごせるよう、健康づくりや介護予防に努めます。	1	TI1A	高齢者食生活改善事業費	576
	2	TI1C	高齢者二次予防事業費	31,665
	3	TI2A	いきいき健康づくり事業費	5,036
	4	TI25	介護予防普及啓発事業費	1,403
	5	T751	介護予防サービス給付費	2,212,447
	6	T75A	地域密着型介護予防サービス給付費	4,528
	7	T76K	介護予防サービス計画給付費	296,081
	8	T761	介護予防福祉用具購入費	18,832
	9	T76A	介護予防住宅改修費	77,202
	10	TJ1A	認知症高齢者介護者支援事業費	496
2 地域で見守られ、必要な支援を受けながら暮らせるようにします。	11	338M	尼崎市高齢者等見守り安心事業費	10,699
	12	30BM	高齢者自立支援ひろば事業費	1,725
	13	3361	シルバーハウジング生活援助員派遣事業費	46,087
	14	TJ1L	シルバーハウジング生活援助員派遣事業費	38,372
	15	TJ23	高齢者自立支援型食事サービス事業費	5,048
	16	30BQ	緊急通報システム普及促進等事業費	24,320
	17	TJ15	地域包括支援センター運営事業費	236,380
	18	T021	介護保険制度普及啓発事業費	1,652
	19	TJ2L	介護相談員派遣事業費	5,429
	20	T01A	給付関係事務経費	7,037
	21	T01K	資格関係事務経費	1,737
	22	T21A	賦課徴収関係事務経費	26,534
	23	T31A	主治医意見書支払費	110,884
	24	T31K	認定調査委託料	71,162
	25	T321	認定関係事務経費	18,046
	26	TJ2P	介護給付適正化事業費	3,104
	27	30EB	介護保険サービス事業者指定等事業費	1,127
	28	30F1	介護保険事業費会計繰出金	4,722,419
	29	T81A	審査支払手数料	29,718
	30	TC1A	高額介護サービス費	635,759
	31	TC1R	高額医療合算介護サービス費	95,149
	32	T71S	特定入所者介護サービス費	1,053,994
	33	T75K	特定入所者介護予防サービス費	1,874
	34	339K	介護保険利用者負担軽減対策事業費	320
	35	TJ1F	家族介護慰労事業費	200
	36	3342	特別養護老人ホーム等整備事業費(債務負担分を含む)	502,157
	37	3344	特別養護老人ホーム等整備法人選定委員会関係事業費	1
	38	3345	地域介護・福祉空間整備等事業費	51,149
	39	44BA	老人保健施設用地取得利子等補給金	1,839
	40	338R	老人福祉施設敷地借地料補助金	2,161
	41	T71K	施設介護サービス給付費	8,235,978
	42	335K	老人福祉施設措置費	188,478
	43	338Q	軽費老人ホーム運営費補助金	63,021
	44	TJ21	高齢者向けグループハウス運営事業費	14,533
	45	30BK	住宅改造支援事業費	45,229
	46	TJ25	住宅改造相談事業費	11,706
	47	TJ2F	住宅改修支援事業費	194
	48	T72A	居宅介護住宅改修費	90,308
	49	TJ2A	家族介護用品支給事業費	11,646
	50	336K	日常生活用具給付事業費	123
	51	337N	高齢者軽度生活援助事業費	6,585
	52	338K	高齢者移送サービス事業費	9,266

施策別事務事業一覧表

施策07【高齢者支援】

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	H25事業費 (千円)
	53	335A	ねたきり老人理美容サービス等事業費	72
	54	T71A	居宅介護サービス給付費	15,945,020
	55	T71F	地域密着型介護サービス給付費	1,785,131
	56	T721	居宅介護福祉用具購入費	47,582
	57	T72K	居宅介護サービス計画給付費	1,743,765
	58	TJ2R	成年後見制度利用支援事業費	2,155
	59	TJ2T	高齢者緊急一時保護事業費	777
	60	3371	徘徊高齢者家族支援サービス事業費	154
	61	TJ1R	徘徊高齢者家族支援サービス事業費	103
	62	337A	老人医療費助成事業費	71,219
	63	T11A	兵庫県国民健康保険団体連合会負担金	2,107
3 積極的に地域とかかわることができるよう支援します。	64	331A	敬老関係事業費	2,330
	65	332A	老人いこいの家運営事業費	6,400
	66	333A	老人クラブ関係事業費	40,490
	67	3321	老人福祉工場指定管理者管理運営事業費	12,754
	68	334A	高齢者市バス特別乗車証交付事業費	384,552
	69	351A	指定管理者管理運営事業費(老人福祉センター等)	260,377
	70	351F	指定管理関係経費(老人福祉センター等)	1,091
	71	351K	施設整備事業費(老人福祉センター等)	4,744

施策別事務事業一覧表

施策08【障害者支援】

施策の展開方向	No	中事業CD	事業名	H25事業費(千円)
1 地域での在宅生活を支えます。	1	3A6X	障害福祉サービス事業者指定等事業費	991
	2	3A6P	在宅重症心身障害児(者)訪問看護支援事業費	226
	3	3A1A	自立支援医療等事業費	1,182,999
	4	3D6I	障害児通所支援等給付費	588,460
	5	3A5K	障害者(児)医療費助成事業費	1,883,355
	6	3J1K	指定管理者管理運営事業費(あこや学園)	123,051
	7	3K1A	指定管理者管理運営事業費(たじかの園)	121,482
	8	3K1G	指定管理関係経費(たじかの園)	8,663
	9	3D67	児童発達支援センター保育所等訪問支援事業費	3,217
	10	3A3I	重度身体障害者訪問入浴サービス事業費	10,640
	11	3A3B	障害者(児)日中一時支援事業費	2,640
	12	3A4K	心身障害者(児)一時保護者事業費	0
	13	3A7I	障害者自立支援制度支給関係事業費	17,094
	14	444A	難病患者等居宅生活支援事業費	1,181
	15	3A9R	障害者福祉ホーム事業補助金	536
	16	3AB1	児童福祉施設入所心身障害児利用者負担等補助金	2,570
	17	3A1I	障害者(児)自立支援事業費	6,839,101
	18	3A6I	心身障害者(児)対策事業費	202,882
	19	3A9K	阪神7市1町障害福祉関係分担金等負担金	1,301
	20	3A6W	身体障害者手帳交付事業費	668
	21	3A1S	成年後見制度利用支援事業費	1,270
	22	3A1Q	障害者虐待防止対策事業費	945
2 適切な支援につなぐための相談の体制を充実します。	23	3A25	重度障害者入院時コミュニケーション支援助成事業費	420
	24	3A1R	障害者(児)相談支援事業費	89,932
	25	3A5T	心身障害者相談事業費	1,025
	26	3A6A	障害者計画等策定事業費	4,471
	27	3D65	障害児相談支援事業費	10,809
3 障害のある人の社会への参加を促進します。	28	3A6T	心身障害者(児)対策啓発事業費	864
	29	3A3A	身体障害者更生援護施設更生訓練費給付事業費	1,124
	30	3AAT	障害者就労支援事業費	21,618
	31	3A1K	補装具交付・修理事業費	98,905
	32	3D69	軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業費	400
	33	3A2A	日常生活用具給付等事業費	104,160
	34	3A20	コミュニケーション支援事業費	6,815
	35	3A2K	障害者(児)移動支援事業費	1,064,236
	36	3A4I	自動車運転免許取得費助成事業費	800
	37	3A4A	自動車改造費助成事業費	598
	38	3A6K	重度心身障害者(児)福祉タクシー利用料助成事業費	46,325
	39	3A2T	重度身体障害者(児)リフト付自動車派遣事業費	17,760
	40	3A9D	障害者市バス特別乗車証交付事業費	181,895
	41	309N	原爆被爆者市バス特別乗車証交付事業費	4,533
	42	3A7S	身体障害者福祉センター指定管理者管理運営事業費	65,700
	43	3A7U	身体障害者福祉センター指定管理関係経費	10,643
	44	3A8I	身体障害者福祉会館指定管理者管理運営事業費	5,044
	45	3A8A	身体障害者デイサービスセンター指定管理者管理運営事業費	63,415
	46	3A9Q	地域活動支援センター事業補助金	283,226
	47	3A9W	地域活動支援センター等移行支援事業補助金	4,841
	48	3A9T	障害者小規模作業所運営費等補助金	78,203
	49	4E3K	精神保健事業費	2,049
	50	3A3K	心身障害者(児)スポーツ大会開催事業費	459

施策別事務事業一覧表

施策09【生活支援】

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	H25事業費 (千円)
1 支援の必要な子どもの早期発見と 早期対応、児童虐待防止に取り組みま す。	1	3D7C	児童虐待防止対策緊急強化事業費	1,890
	2	3D79	子ども家庭相談支援体制整備事業費	1,481
	3	3D7B	尼崎市要保護児童対策地域協議会運営事業費	310
	4	3D9A	兵庫県家庭児童相談員連絡協議会会費	54
	5	3E31	子育て家庭ショートステイ事業	610
2 生活に課題を抱える人が必要な支 援を受けながら、自立し安定した生活を送 ることができるように、相談体制の充 実や関係機関によるネットワークの強 化に努めます。	6	30CL	中国残留邦人等生活支援給付事業費	63,088
	7	30CM	中国残留邦人等地域生活支援事業費	3,568
	8	30CO	住宅・生活支援対策事業費	12,543
	9	30D1	更生援護資金貸付金	260
	10	3E2A	助産施設措置費	7,187
	11	3E2K	母子生活支援施設措置費	86,039
3 生活保護の適正運営と自立支援の 取組みを進めます。	12	30CN	配偶者等暴力に関する支援事業	555
	13	301K	生活保護安定運営対策等事業費	44,642
	14	3P1A	医療費等審査支払事務費(生活保護)	36,580
	15	3P1K	要介護認定調査事務費(生活保護)	1,421
	16	3P21~ 3P4K	生活扶助費 ほか8事業	32,655,221

施策別事務事業一覧表

施策10【医療保険・年金】

施策の展開方向	No	中事業CD	事業名	H25事業費(千円)
1 支えあいでは健康な生活を保障する国民健康保険制度や国民年金制度等適切な維持・運営に努めます。	1	G01K	資格賦課関係事務経費	31,036
	2	G31K	資格賦課関係事務事業費	1,472
	3	G02E	国民健康保険システム整備事業費	10,374
	4	G02A	電算入力委託事業費	8,337
	5	G021	保険料収納関係事務経費	91,334
	6	G31A	収納率向上特別対策事業費	2,509
	7	G91A	滞納処分経費	6,381
	8	HF1K	医療費通知経費	16,933
	9	G031	近畿都市国民健康保険者協議会等負担金	23
	10	G11A	兵庫県国民健康保険団体連合会負担金	3,741
	11	GD1A	一般被保険者療養給付費	29,380,544
	12	GE1A	退職被保険者等療養給付費	1,958,980
	13	GF1A	一般被保険者療養費	677,376
	14	GG1A	退職被保険者等療養費	34,139
	15	GL1A	一般被保険者高額療養費	3,456,068
	16	GM1A	退職被保険者等高額療養費	275,662
	17	GN1A	一般被保険者高額介護合算療養費	1,560
	18	G01A	給付関係事務経費	14,824
	19	HI1A	一般被保険者保険料過誤納金還付金	23,315
	20	HJ1A	退職被保険者等保険料過誤納金還付金	539
	21	GH1A	審査支払手数料等	77,437
	22	GV1A	出産育児一時金	262,197
	23	GW1A	葬祭費	21,990
	24	GX1A	結核・精神医療付加金	28,802
	25	GZ1A	前期高齢者納付金等	6,687
	26	30E	国民健康保険事業費会計繰出金	4,714,110
	27	HI1D	療養給付費負担金等返還金	623,637
	28	H11A	老人保健拠出金	270
	29	H51A	介護納付金	2,821,554
	30	H91A	高額医療費共同事業拠出金	1,330,459
	31	G11A	兵庫県国民健康保険団体連合会負担金	3,741
	32	HB1A	保険財政共同安定化事業拠出金	4,789,660
	33	GY1A	後期高齢者支援金等	6,701,044
	34	S018	資格給付関係事務経費	4,585
	35	S511	賦課関係事務経費	6,013
	36	S01K	後期高齢者医療制度システム関係経費	997
	37	S515	徴収関係事務経費	9,402
	38	S911	保険料等負担金	3,808,237
	39	30IH	後期高齢者医療事業費会計繰出金	862,516
	40	30EH	後期高齢者医療療養給付費負担金	4,146,142
	41	30EJ	兵庫県後期高齢者医療広域連合分賦金	82,353
	42	S91A	保険基盤安定拠出金	841,571
	43	SK11	保険料過誤納金還付金等	7,672
	44	SP11	保険料還付加算金	16
	45	S01A	普及啓発事業	1,724
	46	337D	後期高齢者医療あんま・マッサージ・はり・きゅう施術費助成事業費	16,023
	47	HF21	はり・きゅう、あんま・マッサージ施術費	24,254
	48	HH1A	尼崎市鍼灸マッサージ師会等補助金	576
	49	3651	重度障害者等特別給付金支給事業費	10,082
	50	365A	高齢者特別給付金支給事業費	23,327
	51	365K	国民年金協会等負担金	4
	52	3621	国民年金事務関係事業費	8,430

施策別事務事業一覧表

施策10【医療保険・年金】

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	H25事業費 (千円)
2 生活習慣病の予防や重症化予防など、被保険者の健康増進に取り組み、医療費の適正化をめざします。	53	HF1A	保健予防活動費	195
	54	HD11	ヘルスアップ尼崎戦略事業費	461,346
	55	44C1	尼崎・未来いまカラダ戦略事業費	1,494

施策別事務事業一覧表

施策11【地域保健】

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	H25事業費 (千円)
1 ライフステージに応じた健康づくりを支援します。	1	4521	母子保健相談指導事業費	6,174
	2	4515	乳幼児健康診査事業費	31,292
	3	4518	幼児精密健康診査事業費	803
	4	4522	妊婦健診事業費	286,106
	5	452R	2歳児親子歯科健診事業費	4,880
	6	452A	養育医療給付事業費	30,573
	7	4531	母子健康手帳作成事業費	769
	8	4524	特定不妊治療費助成事業費	85,693
	9	441F	健康サポート事業費	24,021
	10	4421	健康づくり事業費	1,371
	11	442A	リハビリテーション事業費	2,798
	12	447K	ねたきり者等歯科保健対策事業費	126
	13	452K	口腔衛生事業費	3,516
	14	4431	胃がん検診事業費	16,923
	15	443A	子宮がん検診事業費	33,556
	16	443E	乳がん検診事業費	45,994
	17	443K	大腸がん検診事業費	54,683
	18	443P	肺がん検診事業費	15,539
	19	448A	歯周疾患検診事業費	5,594
	20	4491	骨粗鬆症検診事業費	18
	21	444K	健康相談事業費	2,769
	22	445A	健康診査等事業費	6,474
	23	4E1K	保健所等事業費	1,022
	24	445K	ぜん息キャンプ事業費	2,382
	25	4461	ぜん息児童水泳訓練事業費	33,731
	26	4A1A	公害病補償事業費	3,303,373
	27	4A21	大気汚染公害認定研究会負担金	12
	28	Q11A	健康の家管理運営事業費	26,167
	29	Q12A	転地保養事業費	349
	30	Q12K	健康の家利用補助事業費	432
	31	Q121	在宅酸素助成事業費	3,118
	32	Q131	療養器具貸与事業費	137
	33	Q11K	リハビリテーション事業費	1,788
	34	Q13K	呼吸器教室事業費	684
	35	Q13P	リフレッシュ事業費	865
	36	Q141	成人の健康回復事業費	3,854
	37	Q14A	水泳鍛錬奨励事業費	121
	38	4441	難病対策事業費	928
	39	444F	小児慢性特定疾患治療研究事業費	112,523
	40	4E1A	施設維持管理事業費(保健所)	51,220
	41	4821	保健衛生連合協議会補助金	200
	42	4E2P	乳幼児期からの健康食習慣づくり事業費	391
	43	4E2W	食育推進事業費	123
2 適切な医療体制の確保に努めます。	44	44A0	医務薬務事業費	1,976
	45	449K	精神科救急病床確保委託事業費	7,793
	46	401A	尼崎健康・医療事業財団補助金	806,164
	47	401K	尼崎口腔衛生センター補助金	58,557
	48	44A1	在宅当番医制運営補助金	20,267
	49	44AA	第2次救急医療補助金	33,099
	50	44AK	兵庫県救急医療情報システム運営費分担金	2,460
	51	402I	保健関係等事務協力負担金	39,657

施策別事務事業一覧表

施策11【地域保健】

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	H25事業費 (千円)
	52	4471	医療機器購入事業費	49,872
	53	449A	優良看護表彰事業費	12
3 健康危機管理体制の確立に取り組みます。	54	411A	感染症対策事業費	2,630
	55	421A	予防接種事業費	954,319
	56	441R	アスベストに係る健康診断事業費	1,524
	57	Q148	インフルエンザ予防接種助成事業費	1,616
	58	4E21	保健所等検体検査委託事業費	3,347
	59	432K	結核対策特別促進事業費	1,528
	60	4321	結核医療事業費	3,989
	61	432A	結核入院医療事業費	19,551
	62	431A	住民結核予防事業費	18,308
	63	4E2A	結核管理検診事業費	632
	64	411K	エイズ予防対策等事業費	1,460
	65	448B	肝炎ウイルス検診事業費	25,362
	66	471A	狂犬病予防対策事業費	3,025
	67	471K	施設維持管理事業費(動物愛護センター)	3,557
	68	472K	全国動物管理関係事業所協議会等負担金	28
	69	4722	動物愛護対策事業費	1,043
	70	4725	地域猫活動を核とした地域コミュニケーション活性化事業費	1,000
	71	4726	動物愛護基金積立金	1,855
	72	481A	そ族昆虫駆除事業費	10,180
	73	4481	医薬品備蓄事業費	802
	74	421K	予防接種事故医療費負担金	3,318
	75	461A	環境衛生対策事業費	927
	76	462K	尼崎市環境衛生協会委託料	490
	77	4E5A	近畿公衆衛生協会連合会等会費	103
	78	4621	食品衛生対策事業費	3,102
	79	462A	地方卸売市場食品検査所維持管理事業費	649
	80	4626	食の安全・安心コミュニケーション事業費	36
	81	4631	尼崎市食品衛生協会委託料	668
	82	463K	全国市場食品衛生検査所協議会等負担金	38
	83	411A	施設維持管理事業費(衛生研究所)	51,631
	84	411K	衛生研究所事業費	6,125
	85	4121	地方衛生研究所全国協議会等負担金	75
	86	402K	全国政令市衛生部局長会負担金	40
	87	463A	公衆浴場施設整備資金利子補給金	449

施策別事務事業一覧表

施策12【消防・防災】

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	H25事業費 (千円)
1 阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓に学び、地震等の大規模災害発生時に、被害を軽減できるよう、市の防災体制を充実します。	1	1G1R	地域防災計画等見直し事業費	73
	2	A021	防災センター等備蓄事業費	4,487
	3	1G1A	防災対策等事業費	3,526
	4	1G1H	防災情報伝達事業費	5,435
	5	1G1K	防災情報ネットワーク事業費	1,575
	6	1G1N	防災行政無線関係事業費	1,770
	7	1G1F	防災情報通信設備整備事業費	17,448
	8	811A	水防システム関係事業費	4,376
	9	811K	水防用資材等整備事業費	1,688
2 大切な市民の生命を守るため、火災・水害等に適切に対応するとともに、その被害を最小限に食い止めるよう、消防・救急・救助体制を充実します。	10	A05K	消防学校研修事業費	8,229
	11	A061	職員被服事業費	8,829
	12	A02K	消防活動事業費	18,204
	13	A031	救助隊整備事業費	7,039
	14	A03A	救急活動事業費	33,553
	15	A12K	消防団等交付金	9,677
	16	A131	兵庫県消防協会等負担金	1,125
	17	A11A	消防団活動事業費	39,026
	18	A06K	全国消防長会等負担金	8,120
	19	A221	消防庁舎等整備事業費	23,893
	20	A05A	施設維持管理事業費(消防署所)	131,668
	21	A121	施設維持管理事業費(消防団器具庫)	2,294
	22	A21A	消防設備整備事業費	402,986
	23	A051	車両維持整備事業費(消防車両等)	6,478
	24	A11K	車両維持整備事業費(消防団車両)	1,979
	25	A22K	消火栓設置及び補修費負担金	37,886
	26	A03K	通信活動事業費	74,754
	27	A22G	消防救急無線デジタル化事業費	6,933
	28	A04K	予防活動事業費	539
3 地域住民が互いに協力し、防火防災知識を学び、災害発生時に被害を少なくしていけるよう、地域の防災力の向上に努めます。	29	A02A	防災センター研修事業費	524
	30	1G1Q	防災フォーラム開催事業費	352
	31	1G1T	地域における防災力向上事業費	1,669
	32	1G1U	災害時要援護者支援事業費	87

施策別事務事業一覧表

施策13【生活安全】

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	H25事業費 (千円)
1 地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。	1	1E15	暴力団排除条例関係事業費	462
	2	1E13	街頭犯罪防止事業費	1,044
	3	1E17	防犯協会等補助金	810
	4	10AV	交通安全教育指導事業費	595
	5	10AW	交通安全運動事業費	471
	6	10BR	尼崎中央交通安全協会等補助金	768
	7	10BJ	8市人事主管者協議会出席者等負担金	10
2 身近な安心を実感できる消費活動など、日常生活における安全を高める取組を進めます。	8	741A	消費生活相談事業費	9,119
	9	741E	消費生活啓発事業費	3,909
	10	7431	施設維持管理事業費(消費生活センター)	5,777
	11	7438	多重債務者対策関係事業費	2,812
	12	7439	消費者行政活性化事業費	9,194
	13	701A	地方卸売市場事業費会計繰出金	35,586
	14	I01A	市場運営委員会等関係事業費	3,004
	15	I01K	市場活性化対策事業費	5,911
	16	I01M	卸売業務関係事業費	64,670
	17	I021	施設整備事業費(地方卸売市場事業費)	17,451
	18	I02K	施設維持管理事業費(地方卸売市場事業費)	198,108
	19	I031	全国公設地方卸売市場協議会等負担金	55
	20	I81A	市債償還金(地方卸売市場事業費)	30,628
	21	I91A	市債利子(地方卸売市場事業費)	4,239
	22	731A	計量器検査関係事業費	82
	23	731K	定期検査等委託事業費	4,916
	24	732K	全国特定市計量行政協議会負担金	18

施策別事務事業一覧表

施策14【就労支援】

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	H25事業費 (千円)
1 企業等と就労希望者双方のニーズを踏まえ、きめこまやかな就労マッチングに取り組みます。	1	505T	雇用創造支援事業費	3,245
	2	505V	地域雇用・就労支援事業費	8,699
2 就労希望者に対して、職業意識の醸成や、企業の求める人材を踏まえた人材育成に取り組み、就職力を高めていきます。	3	505R	若年就業支援事業費(ヤング・キャリア・サポート事業)	303
	4	505U	キャリアアップ支援事業費	7,389
3 多様な働き方を認めあうとともに、安心して働き続けられる環境づくりを進めます。	5	507A	尼崎市シルバー人材センター等補助金	25,698
	6	507K	全国シルバー人材センター事業協会等負担金	880
	7	502A	企業内人権研修推進事業費	144
	8	5041	勤労者福祉資金預託金	2,292
	9	5043	中小企業勤労者福祉共済事業預託金	1,660
	10	504K	技能功労者等表彰事業費	96
	11	505K	技能継承事業費	296
	12	505A	労働者文化教養事業費	519
	13	506E	しごと支援施設維持管理事業費	26,910

施策別事務事業一覧表

施策15【地域経済の活性化】

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	H25事業費 (千円)
1 地域経済を支える「ものづくり産業」の競争力を高めます	1	711G	ものづくり総合支援事業費	47,334
	2	711D	ものづくり支援センター機能強化事業費	11,832
	3	714F	中小企業新技術・新製品創出支援事業費	12,581
	4	71C5	プロダクトデザイン戦略支援事業費	238
	5	712F	ものづくり事業化アシスト事業費	377
	6	71DK	中小企業都市連絡協議会負担金	300
	7	7151	産業情報データバンク事業費	900
	8	71AA	尼崎産業フェア開催事業費	2,000
	9	71D1	日本貿易振興機構等負担金	855
	10	718K	事業所景況調査事業費	2,014
	11	716S	企業立地促進条例運営事業費	128
	12	716T	企業立地促進法基本計画運営事業費	27
	13	716W	企業立地促進法基本計画推進事業費	1,375
	14	716X	企業立地サポート事業費	4,630
	15	717C	工場用地等情報開拓推進事業費	4,068
	16	717D	工場立地法の特例措置条例運営事業費	70
	17	717F	あまがさき産業プロモーション事業費	146
	18	71CH	(仮称)産業振興条例制定事業費	177
	19	NF1K	一般会計繰出金(都市整備事業費)	1,260
2 環境と共生する持続可能な社会経済活動をめざして、産業の育成と次代を担う人材の育成を進めます	20	193c	尼崎版グリーンニューディール推進事業費	731
	21	714N	中小企業エコ活動総合支援事業費	2,968
	22	71CK	尼崎地域産業活性化機構等補助金	33,395
	23	721A	中小企業資金融資制度関係事業費	1,363,947
	24	711A	リサーチコア推進事業費	798,721
	25	715A	ベンチャー育成支援事業費	368
	26	712M	インキュベーション・マネジメント機能促進事業費	10,642
	27	715E	起業家等立地支援事業費	3,523
	28	712K	ものづくり達人顕彰事業費	1,179
	29	71C1	産業功労者等表彰事業費	2,237
	30	71CD	産業人材育成支援事業費	179
3 地域商業やソーシャルビジネスなど、地域に根差した事業活動の活性化を支援します	31	717H	尼崎市商業活性化対策事業費	19,616
	32	717O	市場・商店街等基礎調査事業費	3,386
	33	717P	再開発ビル再生整備促進事業費	2,190
	34	717Q	メイドインアマガサキ支援事業費	1,881
	35	71CR	あまがさき中心市街地活性化協議会補助金	176
	36	8V1K	市街地再開発施設維持管理事業費	156,151
	37	621A	農業振興対策事業費	6,523
	38	L11K	農業共済一般管理事業費	121
	39	641K	農業施設整備事業費	1,674
	40	641A	農業施設管理事業費	2,232
	41	611K	農業共済事業費会計繰出金	10,610
	42	L81A	業務勘定繰出金	198
	43	6121	兵庫農林統計協会等負担金	99
	44	6421	猪名川水利施設維持管理費補助金	900
	45	623A	尼崎市農業祭活動運営負担金	350
	46	L12A	農業共済事業研究協議会負担金	59
	47	LM1A	損害評価会運営事業費	14
	48	LQ1A	損害防止事業費	270
	49	611A	水田営農活性化対策事業費	1,054
	50	L01A	水稲共済金	17
	51	L41A	水稲無事戻金	43
	52	LU1A	兵庫県農業共済組合連合会支払賦課金	24

施策別事務事業一覧表

施策15【地域経済の活性化】

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	H25事業費 (千円)
	53	621F	有害鳥獣対策事業費	230
	54	611B	農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金	548
	55	LI21	農業共済ネットワーク化情報システム事業費	658

施策別事務事業一覧表

施策16【文化・交流】

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	H25事業費 (千円)
1 地域資源の活用や文化芸術活動の振興と担い手の育成によって、まちの魅力と活力を高めます。	1	1F1A	尼崎市総合文化センター補助金	1,263,379
	2	1F1D	文化団体育成補助金	88
	3	1930	シティプロモーション推進事業費	3,503
2 まちの魅力を積極的に発信し、良好な都市イメージを創造します。	4	1936	歴史街道推進協議会負担金	100
	5	1938	ひょうごツーリズム協会負担金	260
	6	121A	市報あまがさき発行事業	63,531
	7	121K	点字あまがさき発行事業	4,248
	8	1221	声の広報発行事業	1,385
3 地域に愛着と誇りを持つ市民を増やすとともに、市内外の人の交流を促進します。	9	2S21	まち情報発信事業費	18,563
	10	102F	姉妹都市アウクスブルク市交流関係事業費	1,653
	11	102H	友好都市鞍山市交流関係事業費	963
	12	1B1P	尼崎市国際交流協会補助金	640
	13	1B1T	日独文化研究所等負担金	10

施策別事務事業一覧表

施策17【地域の歴史】

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	H25事業費 (千円)
1 文化財や歴史資料等の地域資源を保存・活用するとともに、地域の歴史や文化財に関する情報を市内外に発信します。	1	BZ31	文化財保護啓発事業費	4,502
	2	162A	史料等整備事業費	333
	3	BZ3N	歴史資料保存公開事業費	5,065
	4	161K	史料館紀要発行事業費	419
	5	162K	地方史研究協議会等負担金	45
	6	C22K	兵庫県博物館協会負担金	10
2 地域の歴史に関心を持つ市民の学習機会や場所の充実など、ともに学びあえる環境づくりを進めます。	7	C21K	古代のくらし体験学習会事業費	93
	8	C21A	特別展事業費	661
	9	1621	史料館管理事業費	10,647
3 住んでいる地域や尼崎市への愛着と誇りが育つよう、地域の歴史や文化財等の魅力を分かりやすくしっかりと伝えていきます。	10	C22A	施設維持管理事業費(田能資料館)	3,156
	11	BZ5A	文化財収蔵庫維持管理事業費	4,881
	12	BZ51	文化財収蔵庫整備事業費	17,755

施策別事務事業一覧表

施策18【環境保全・創造】

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	H25事業費 (千円)
1 環境の保全や創造に取り組む人やグループ、事業者のネットワークを広げ、市域での環境活動を活性化します。	1	4N2K	環境保全の啓発・活動支援事業費	3,191
	2	4S2A	さわやか指導員制度事業費	2,550
	3	4S1A	ごみ減量・リサイクル推進事業費	9,141
	4	4S1K	資源集団回収運動奨励金交付事業費	26,212
	5	4S2K	ごみのないまちづくり事業費	103,665
	6	8K1K	河川愛護運動推進事業費	56
	7	4N5I	ひょうご環境創造協会等負担金	1,082
2 地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生活環境の保全に向けて、市民や企業の社会経済活動を環境への負荷が少なく持続可能なしくみへと転換していく取組を進めます。	8	4N3I	環境保全対策推進事業費	43,426
	9	4N2E	環境基本計画改定事業費	5,397
	10	4N4D	環境基金積立金	39,243
	11	4U3I	適正搬入指導事業費	2,531
	12	4U2K	資源リサイクルセンター管理事業費	306,674
	13	4S3K	じんかい収集事業費	19,587
	14	4S3N	大型ごみ収集等事業費	41,350
	15	4S4A	じんかい収集等委託事業費	737,933
	16	4T1A	し尿収集委託事業費	37,252
	17	4R1A	職員安全衛生事業費(環境事業担当)	3,219
	18	4R2I	施設管理事業費(大高洲庁舎等)	28,591
	19	4R2K	車両整備事業費(じんかい収集車両)	28,598
	20	4U3A	焼却施設等整備事業費	658,034
	21	4U1A	施設維持管理事業費(クリーンセンター)	82,364
	22	4U1K	第1工場管理事業費	329,646
	23	4U1P	第2工場管理事業費	761,133
	24	4U2A	し尿処理施設管理事業費	32,391
	25	X01A	廃棄物発電事業管理費	37,752
	26	X91A	市債償還金(廃棄物発電事業費)	37,328
	27	XA1A	市債利子(廃棄物発電事業費)	1,318
	28	XF1A	一般会計繰出金(廃棄物発電事業費)	554,454
	29	4R3A	広域廃棄物処分場建設委託事業費	20,929
	30	4R3K	尼崎環境財団補助金	4,235
	31	4R4I	全国都市清掃会議等負担金	530
	32	4U4I	汚染負荷量賦課金	7,463
	33	4T1K	公衆便所等清掃事業費	8,109
	34	4N1K	大気汚染対策事業費	33,921
	35	4N2I	水質汚濁・土壌汚染対策事業費	4,468
	36	4R1K	産業廃棄物対策事業費	2678
	37	8T36	吹付けアスベスト除去等助成事業補助金	1580
	38	803W	地盤沈下測量事業費	998
	39	4M1A	環境監視センター庁舎維持管理事業費	2166
40	4N1A	自動車公害対策事業費	18636	
3 身近な自然や生態系を守るなど、継続的な環境の保全や創造に取り組む、次の世代に引き継いでいきます。	41	8U29	尼崎21世紀の森構想推進事業費	2598
	42	8P15	21世紀の尼崎運河再生プロジェクト事業費	891
	43	622I	市民農園等運営事業費	86
	44	651A	農業公園管理事業費	27,287

施策別事務事業一覧表

施策19【住環境】

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	H25事業費 (千円)
1 市民自らが住環境や住まいに関心を持ち、快適に安心して暮らせるまちづくりに積極的にかかわっている環境づくりを進めます。	1	8T21	都市美形成関係事業費	564
	2	8U1K	すまい・まちづくり促進事業費	1,744
	3	8U2Z	兵庫県地区計画推進協議会負担金	12
	4	9J2A	住宅市街地整備推進協議会負担金	20
	5	8W2A	花と緑のまちづくり推進事業費	30,610
	6	8W3K	緑の普及啓発事業費	53,804
	7	8W51	尼崎緑化公園協会補助金	3,923
	8	8W3A	緑化基金積立金	1,287
	9	9H3T	すまいづくり支援・情報提供事業費	1,389
	10	9H1A	子育てファミリー世帯住宅支援事業費	134,507
	11	9H09	調査員報酬	213
	12	9H3L	住生活総合調査事業費	2
2 快適に安心して住み続けることができるよう、魅力ある住環境の形成に取り組みます。	13	8T1A	都市計画関係事業費	2,681
	14	8T1K	開発指導関係事業費	162
	15	8T2K	建築指導関係事業費	6,243
	16	8T2A	屋外広告物関係事業費	250
	17	8T1F	都市計画マスタープラン改定事業費	4,578
	18	8W3P	緑の基本計画改定事業費	9
	19	9I1Y	市営住宅耐震診断事業費	24,255
	20	8T33	耐震診断推進事業費	2,716
	21	8W31	公園維持管理事業費	898,206
	22	8W41	有料公園施設管理運営事業費	58,081
	23	8W45	特定公園指定管理者管理運営事業費	359,881
	24	8W1A	公園整備事業費	314,859
	25	8W4A	有料公園施設整備事業費	15,572
	26	8W25	臨海西部地区公園整備事業費	106,082
	27	8W5K	日本公園緑地協会等負担金	352
	28	9G1A	市営住宅維持管理事業費	179,861
	29	9G2F	市営住宅指定管理者管理運営事業費	871,520
	30	9G2G	指定管理関係経費	10,175
	31	9G2A	訴訟関係経費	10,038
	32	9G1K	市営住宅維持整備事業費	336,170
	33	9I1F	既設市営住宅駐車場設置事業費	25,885
	34	9I1U	市営住宅建替事業費	23,607
	35	9K21	改良住宅建設事業費	470,862
	36	9I21	兵庫県地域住宅政策協議会負担金	50
	37	9G2J	住宅貸付金収納事業費	4,477
	38	9H2K	特定優良賃貸住宅供給促進事業費	19,302
	39	9G21	特別賃貸住宅管理事業費	5,635
	40	9L1B	富松住宅維持管理事業費	73
	41	9L1F	富松住宅指定管理者管理運営事業費	9,539
	42	9L1M	富松住宅管理基金積立金	109,328

施策別事務事業一覧表

施策20【都市基盤】

施策の展開方向	No	中事業 CD	事業名	H25事業費 (千円)
1 都市基盤の適切な整備・維持管理に取り組み、利便性と安全性を備えた生活空間を維持・創出していきます。	1	881A	道路橋りょう新設改良事業費	211,889
	2	8Y2K	市内一円都市計画道路整備事業費	8,428
	3	8Y3D	長洲久々知線立体交差等道路整備事業費	1,201,277
	4	8Y1A	神崎橋伊丹線等新設改良事業費	51,000
	5	8Y3A	尼崎宝塚線ほか1路線県施行街路事業地元負担金	581,062
	6	871E	臨海西部地区道路整備事業	154,890
	7	8Y3K	兵庫南東部国道連絡会等負担金	30
	8	861K	兵庫県道路協会等負担金	124
	9	8K11	庄下川都市基盤河川改修事業費	166,256
	10	8N1K	抽水場整備事業費	9,534
	11	8M1E	水路整備事業費	5,571
	12	8P2A	兵庫県港湾協会等負担金	360
	13	804K	阪神7市1町建築宮繕連絡協議会等負担金	154
	14	8T41	兵庫県都市計画協会等負担金	443
	15	9K1K	地区整備事業費(戸ノ内)	476,128
	16	8V3A	全国市町村再開発連絡協議会負担金	50
	17	942K	街づくり区画整理協会等負担金	57
	18	941A	あまがさき緑遊新都心土地区画整理事業費	230,218
	19	O81A	市債償還金【公共用地先行取得事業費】	4,789,210
	20	O91A	市債利子【公共用地先行取得事業費】	280,429
	21	8V1A	JR尼崎駅北地区駐車場取得事業費	139,924
	22	W51A	市債償還金【駐車場事業費】	278,847
	23	W61A	市債利子【駐車場事業費】	24,957
	24	8V2K	市街地再開発事業等融資あつ旋事業費	2,100
	25	871H	交通安全施設等整備事業費	78,614
	26	8921	放置自転車等対策事業費	100,224
	27	891A	自転車等駐車場管理運営事業費	191,558
	28	891E	JR尼崎駅周辺自転車対策事業費	87,692
	29	894A	全国自転車問題自治体連絡協議会負担金	20
	30	891K	自転車等駐車場整備事業費	840
	31	1918	地域交通調査事業	1,825
	32	1919	市営バス事業民営化関係事業費	23
	33	F51A	自動車運送事業会計補助金	652,000
	34	871A	道路橋りょう維持管理事業費	559,046
	35	801A	官民境界明示事業費(旧・道路台帳整備等事業費)	17,504
	36	802K	土木管理関係事業費	887
	37	803K	公共土木施設情報整備事業費	20,640
	38	871K	街路灯維持管理事業費	285,389
	39	8721	街路灯電気料金に対する交付金	605
	40	W11A	指定管理者管理運営事業費(阪神尼崎駅前駐車場)	45,695
	41	W17A	指定管理関係経費	3,188
	42	8K2A	庄下川浄化施設維持管理事業費	14,808
	43	8K31	市内河川維持管理事業費	40,897
	44	8M1A	水路維持管理事業費	146,666
	45	8041	下水道事業会計補助金	5,000,241
	46	8N1A	抽水場維持管理事業費	24,245
	47	8L1A	猪名寺ポンプ場管理受託事業費	6,329
2 地域の特性に応じたルールづくりや、災害に関する情報の共有を進め、災害に強く安全なまちづくりに取り組みます。	48	9J1B	密集住宅市街地道路空間整備事業費	1,625
	49	9J1A	密集住宅市街地整備促進事業費	27
	50	8J1K	兵庫県治水・防災協会等負担金	219